



令和 8 年度

姫路市の健康福祉

目 次

姫路市の概要	1
健康福祉局及びこども未来局の組織	2
分掌事務	7
令和 8 年度姫路市の予算（歳出）	12
令和 8 年度健康福祉局及びこども未来局の予算	13
令和 8 年度健康福祉局の主要事業の内容	26
令和 8 年度こども未来局の主な新規・拡充事業の内容	27
高齢者福祉	28
介護保険	39
障害者（児）福祉	51
総合福祉通園センター「ルネス花北」	66
児童福祉	79
ひとり親の福祉	100
生活困窮者支援	106
生活保護	110
地域福祉	118
姫路市愛の基金・姫路市保健医療推進基金	127
社会福祉法人等指導監査	128
事業所の指定及び指導等	130
社会福祉研修	132
社会福祉施設整備	134
保健衛生	135
医務・薬務、救急医療等	162
国民年金	170
国民健康保険	173
後期高齢者医療制度	180
その他施設	186
外郭団体	195
給付・貸付一覧表	205
施設一覧表	224

姫路市の概要

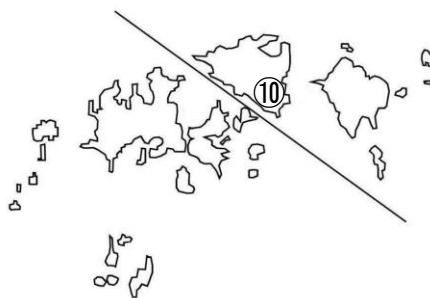
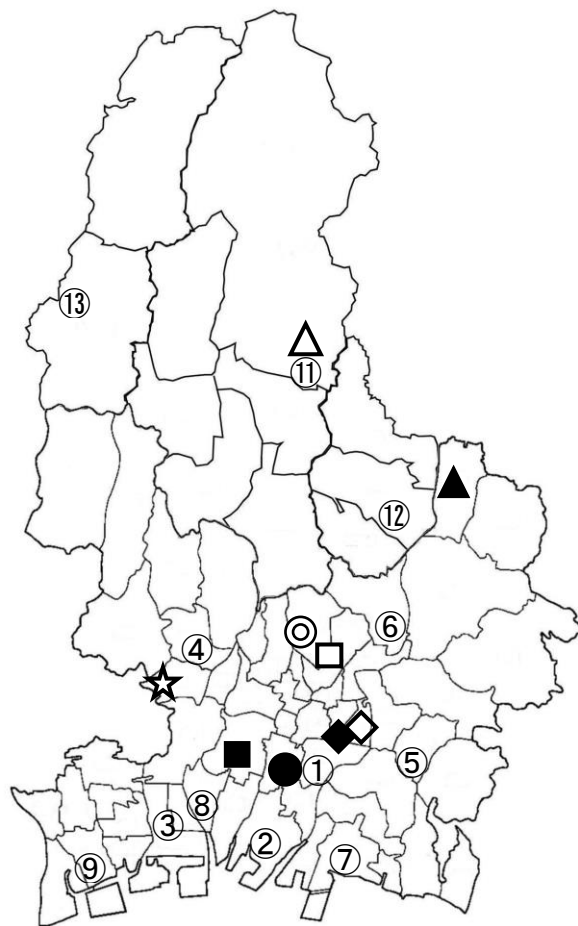
姫路市は兵庫県南西部、播磨平野の中央に位置し、北部の森林丘陵地域から、南部の島嶼群までを含む面積 534k m²、人口約 52 万人を擁する県下第二の中核都市である。気候温和で多様な自然資源に恵まれ、姫路城（平成 5 年世界文化遺産登録）を中心に山陽道の要衝として栄えてきた。

明治 22 年 4 月 1 日の市制施行後は紡績・鉄鋼等を中心に、戦後は重工業を主軸に発展し、平成 8 年 4 月には中核市へ移行、平成 18 年 3 月 27 日の家島町、夢前町、香寺町、安富町の 4 町との合併により新「姫路市」が誕生した。

健康・福祉分野においては、障害児・者の総合的な療育指導を目指した総合福祉通園センター「ルネス花北」をはじめ、全国初の宿泊型児童厚生施設「星の子館」、思春期から妊娠・出産・子育て期までを切れ目なく包括的に支援するこどもの未来健康支援センター「みらいえ」、保健福祉サービスの地域拠点施設となる保健センター及び保健福祉サービスセンター、世代を超えた交流や健康づくりを目指した「すこやかセンター」、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持つ夢前福祉センター「ぱるむ」、本市の地域福祉の中核的拠点として「総合福祉会館」などの施設を整備するとともに、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、生涯現役推進計画、障害福祉推進計画、ひめじ こども・若者みらいプラン、ひめじ健康プラン等を策定し、健康・福祉行政の積極的な施策展開を図っている。

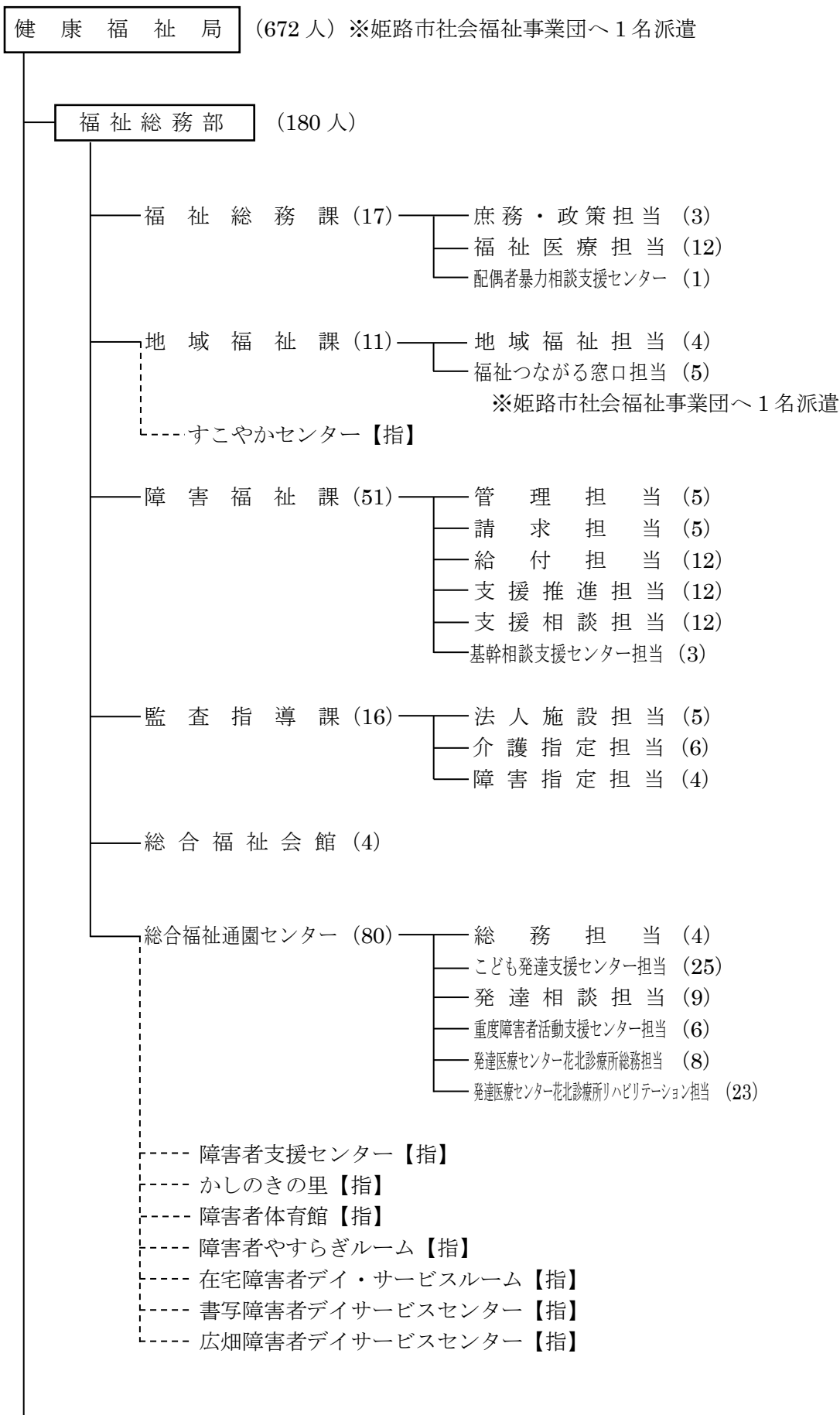
〔市の主な保健・福祉施設位置図〕

- 市役所・総合福祉会館
- ▲ ふれあいの郷養護老人ホーム
- △ 夢前福祉センター「ぱるむ」
- 総合福祉通園センター「ルネス花北」
- ☆ 宿泊型児童館「星の子館」
- 休日・夜間急病センター
- ◆ すこやかセンター
- ◇ こどもの未来健康支援センター「みらいえ」
- ◎ 楽寿園
- ① 保健所・中央保健センター・中央保健福祉サービスセンター
- ② 南保健センター
- ③ 西保健センター・広畑保健福祉サービスセンター
- ④ 西保健福祉サービスセンター
- ⑤ 東保健福祉サービスセンター
- ⑥ 北保健福祉サービスセンター・中央保健センター北分室
- ⑦ 灘保健福祉サービスセンター
- ⑧ 飾磨保健福祉サービスセンター
- ⑨ 網干保健福祉サービスセンター
- ⑩ 家島保健福祉サービスセンター・南保健センター家島分室
・国民健康保険家島診療所
- ⑪ 夢前保健福祉サービスセンター
- ⑫ 香寺保健福祉サービスセンター
- ⑬ 安富保健福祉サービスセンター・中央保健センター安富分室

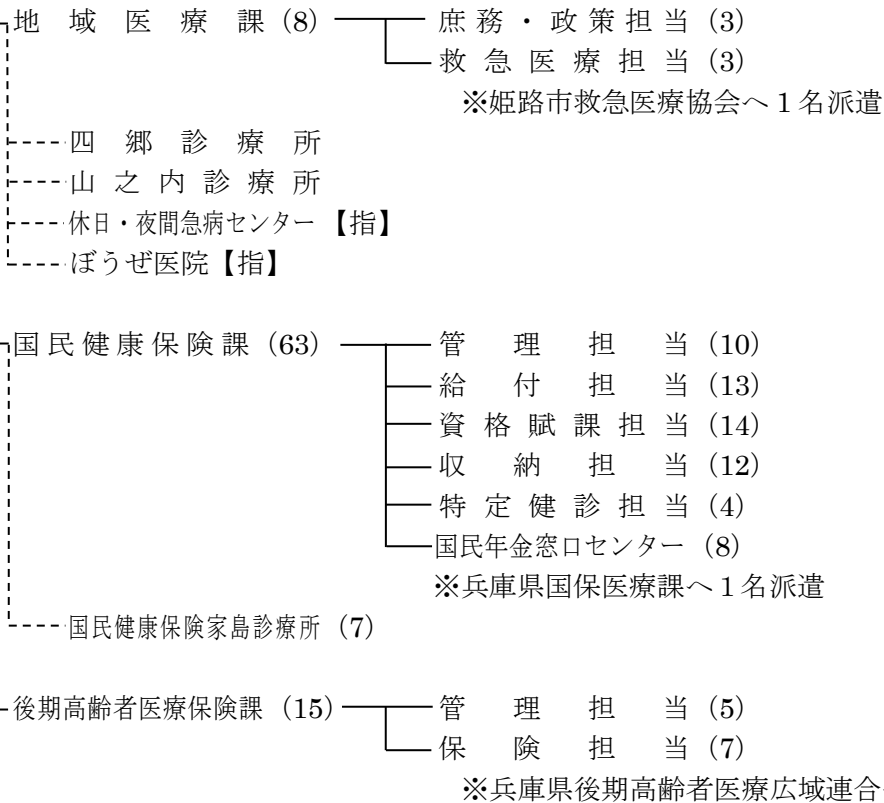


◎健康福祉局及びこども未来局の組織

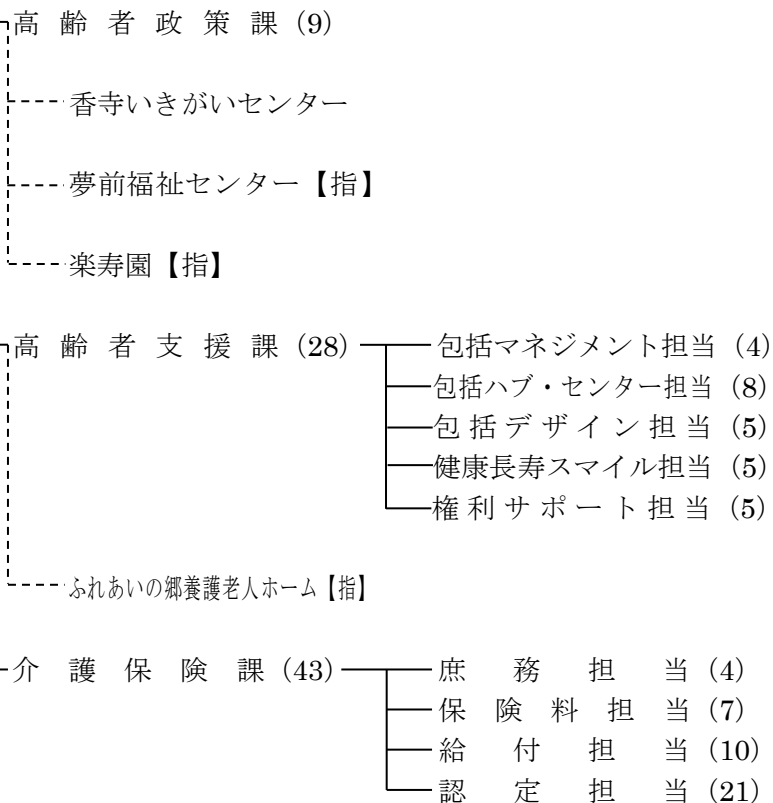
(令和 8 年 5 月現在)

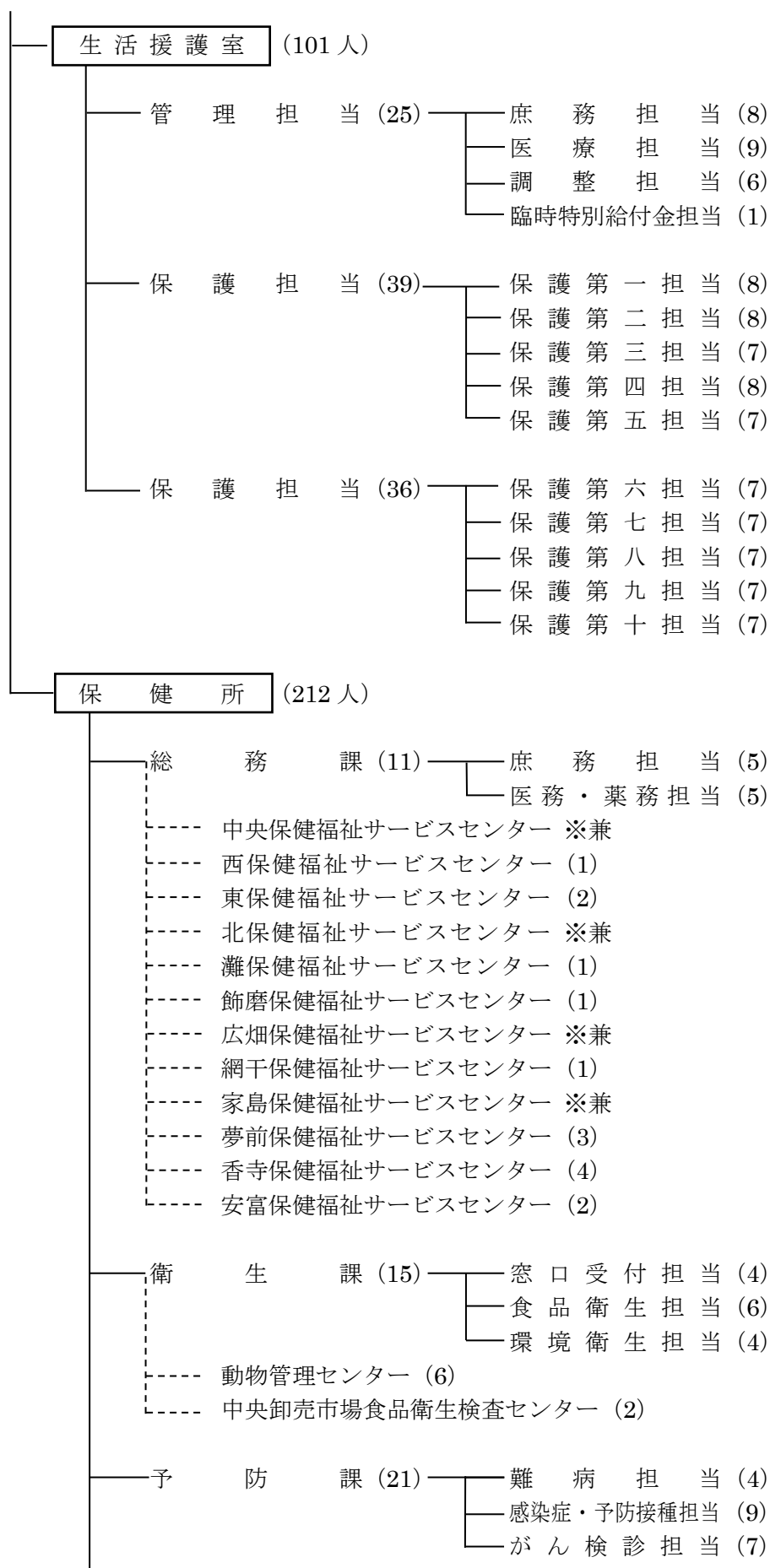


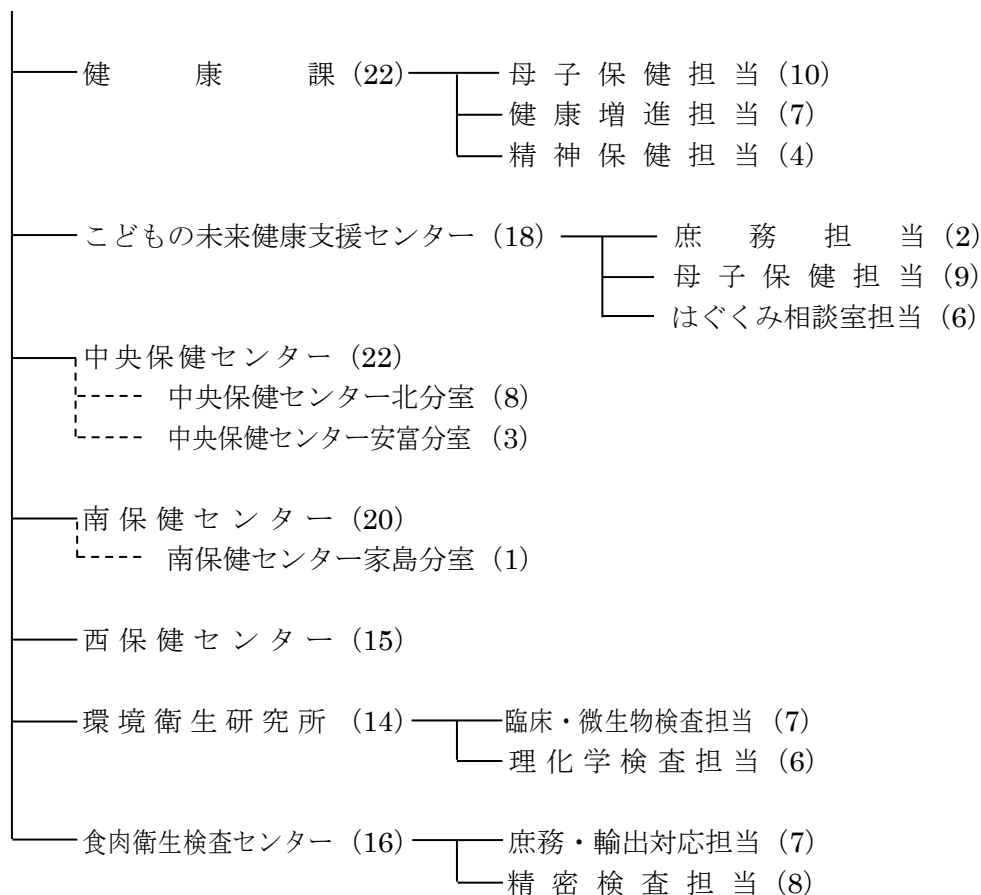
保健医療部 (95 人) ※兵庫県後期高齢者医療広域連合へ 1 名派遣



長寿社会支援部 (81 人)

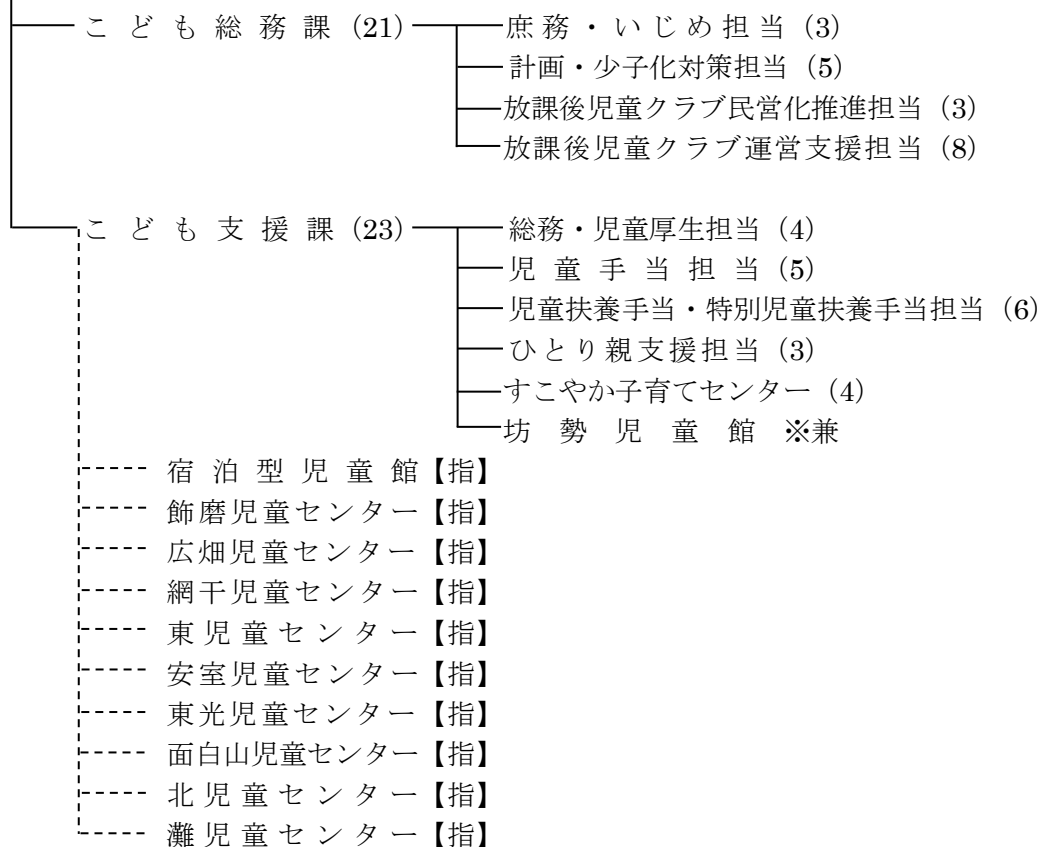


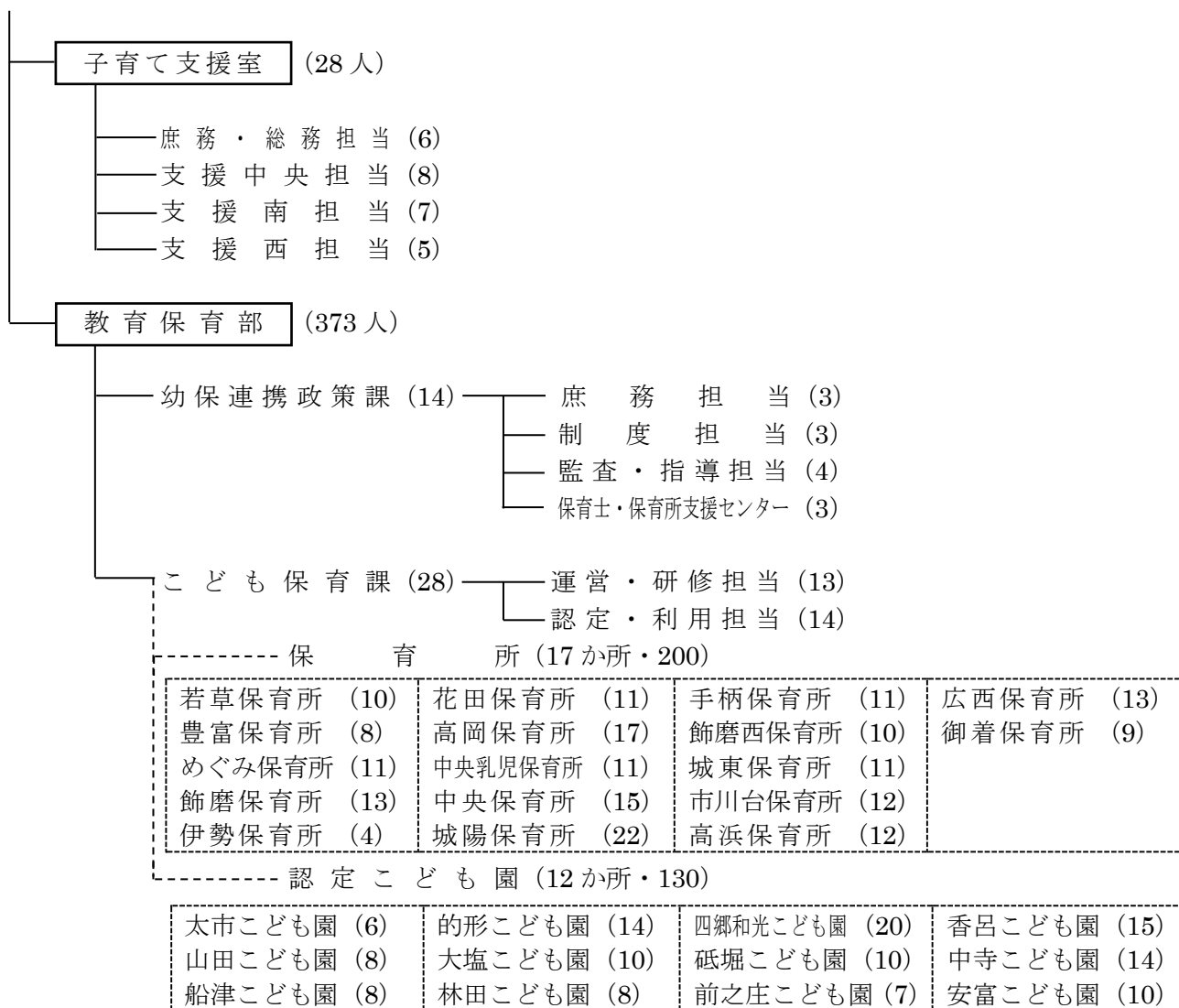




こども未来局 (447人)

こども育成部 (45人)





◎分 掌 事 務

健康福祉局

福祉総務課

- (1) 福祉に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (2) 市立の保健及び福祉施設(複合的機能を有するものに限る。)の整備等に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (3) 姫路市社会福祉審議会に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (4) 福祉のまちづくりに関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (5) 福祉事務所に関すること。
- (6) こども等の医療に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (7) 女性相談支援員に関すること。
- (8) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (9) 戦災関係団体に関すること。

地域福祉課

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 地域福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (3) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (4) 姫路市社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会に関すること。
- (5) 重層的支援体制整備事業に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (6) 災害時要援護者支援に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (7) 災害援護に関すること。
- (8) 総合福祉会館及びすこやかセンターに関すること。
- (9) 日本赤十字社に関すること。
- (10) 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会及び社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に関すること。
- (11) 福祉に関する支援を必要とする者の相談に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)

障害福祉課

- (1) 障害者(児)の福祉(他の機関の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 障害者の社会参加及び自立促進に関すること。
- (3) 障害者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- (4) 姫路市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設(他の機関の所掌に属するものを除く。)の整備及び運営に関すること。
- (6) 総合福祉通園センターに関すること。

監査指導課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関すること (他の機関の所掌に属するものを除く。)

- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 20 条の規定による計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 社会福祉事業に係る職員の研修に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (5) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監督に関すること。
- (6) 指定障害児通所支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- (7) 介護サービス事業者の業務管理体制に関すること。
- (8) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関すること。

総合福祉会館

- (1) 総合福祉会館の管理及び運営に関すること。

総合福祉通園センター「ルネス花北」

- (1) こども発達支援センター、重度障害者活動支援センター、発達医療センター花北診療所、障害者支援センター、かしのきの里、障害者体育館、障害者やすらぎルーム、在宅障害者デイ・サービスルーム、書写障害者デイサービスセンター及び広畑障害者デイサービスセンターに関すること。
- (2) 障害や発達についての相談に関すること。

地域医療課

- (1) 保健医療に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地域医療確保対策に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) 四郷診療所、山之内診療所、ぼうぜ医院及び休日・夜間急病センターに関すること。
- (5) 保健所に関すること。
- (6) 公益財団法人姫路市救急医療協会に関すること。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- (4) 国民健康保険家島診療所に関すること。

後期高齢者医療保険課

- (1) 後期高齢者医療保険等に関すること。

高齢者政策課

- (1) 高齢者の福祉に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 生涯現役に係る施策の総合的企画及び調整並びに推進に関すること。
- (3) 老人福祉施設の整備及び運営に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 夢前福祉センター、家島老人の家、香寺いきがいセンター及び楽寿園に関すること。
- (5) 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 姫路市社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会に関すること。

高齢者支援課

- (1) 高齢者の各種助成事業に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化及び推進に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険事業のうち地域支援事業に関すること。
- (4) 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関すること。
- (5) 医療・介護保険事業所等関係機関の連携支援に関すること。
- (6) 高齢者保健福祉及び介護保険事業に係る計画の樹立並びにその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 高齢者の福祉に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (8) ふれあいの郷養護老人ホームに関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

生活援護室

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人、行旅死亡人及び行路困窮者に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援に係る計画の樹立及びその実施に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

保健所

- (1) 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）その他法令等の規定により保健所又は保健所長が所掌することとされている事項に関すること。
- (2) 保健所長に権限を委任する規則（平成 18 年姫路市規則第 11 号）の規定により委任された事項に関すること。
- (3) 介護保険（被保険者資格の取得及び喪失に係るものを除く。）に関すること。
- (4) こどもの未来健康支援センター、保健センター、環境衛生研究所、保健福祉サービスセンター、動物管理センター、食肉衛生検査センター及び中央卸売市場食品衛生検査センターに関すること。

こども総務課

- (1) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (2) 姫路市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に関する事。
- (3) 少子化対策に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項の規定による市町村こども計画に関する事。
- (5) 姫路市子ども・子育て会議に関する事。
- (6) いじめ問題再調査委員会に関する事。

こども支援課

- (1) 地域子ども・子育て支援事業及び子育て家庭への支援の実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 児童に関する諸手当に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関する事。
- (4) 児童館及び児童センターに関する事。

子育て支援室

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づくこども家庭センターに関する事。
- (2) 姫路市要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (3) 児童虐待の予防及びその啓発に関する事。

幼保連携政策課

- (1) 子育て支援に係る総合的施策の調査、研究、企画及び調整に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定による計画の樹立及びその実施に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 私立教育・保育施設の整備及び運営に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 保育士確保に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 認可外保育施設の届出、指導及び監督に関する事。
- (7) 認定こども園の認定、指導及び監督に関する事。
- (8) 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等の確認、指導及び監督に関する事。
- (9) 社会福祉事業に係る職員の研修に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 私学振興及び助成に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

こども保育課

- (1) 保育の実施及びこれに関連し一体的に処理することが適切と認められるものに関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の整備及び運営に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の実施及び給付に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業の実施及び給付に関する事（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

◎令和 8 年度姫路市の予算（歳出）

（一般会計）

款	令和 8 年度当初予算額 (千円)	構成比 (%)
1. 議会費	1,000,712	0.4
2. 総務費	21,497,611	8.2
3. 民生費	108,903,367	41.6
4. 衛生費	17,513,282	6.7
5. 労働費	419,733	0.2
6. 農林水産業費	3,756,078	1.4
7. 商工費	6,573,417	2.5
8. 土木費	36,501,435	13.9
9. 消防費	9,340,123	3.5
10. 教育費	24,809,934	9.5
11. 公債費	21,658,376	8.3
12. 諸支出金	9,625,932	3.7
13. 予備費	200,000	0.1
合計	261,800,000	100.0

（特別会計 7 会計 114,943,325 千円）

（企業会計 2 会計 60,252,999 千円）

（総 計 10 会計 436,996,324 千円）

◎令和 8 年度健康福祉局及びこども未来局の予算

(一般会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
総 務 費		97,490	
1.統計調査費		5,486	
	1.委託統計調査費	5,486	・ 衛生統計調査費 ・ 国民健康・栄養調査費
2.市民活動費		92,004	
	1.生涯現役推進費	92,004	・ 社会活動促進事業費 生涯現役啓発事業費 生涯現役活動推進事業費 生涯現役地域活動助成事業費 老人クラブ活動事業費 老人クラブたすけあい運動推進事業費
民 生 費		108,416,791	
1.社会福祉費		15,000,474	
	1.社会福祉総務費	14,812,503	・ 報酬給与費 ・ 民生総務事務費 民生総務事務費 社会福祉審議会経費 社会福祉事業職員研修経費 社会福祉大会開催経費 重層的支援体制整備事業費 ・ 社会福祉施設等指導事務費 ・ 厚生統計調査事業費 ・ 災害時要援護者避難支援事業費 ・ 中国残留邦人等支援事業費 ・ 行旅死亡人取扱費 ・ すこやかセンター管理費 ・ すこやかセンター管理運営業務委託経費 ・ すこやかセンター設備充実費 ・ 夢前福祉センター管理運営業務委託経費 ・ 夢前福祉センター設備充実費 ・ 配偶者暴力相談支援センター事業費 ・ 成年後見支援センター事業費 ・ 生活困窮者自立支援事業費 ・ 総合福祉会館管理費 ・ 後期高齢者医療療養給付費負担金 ・ 価格高騰生活支援給付金給付事業費 給付事務費 給付金 ・ 高齢者保健事業費 ・ 愛の基金積立金 ・ 各種負担金、補助金 ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金 ・ 後期高齢者医療事業特別会計繰出金
	2.民生福祉推進費	187,971	・ 民生委員児童委員推薦会経費 ・ 民生委員児童委員活動経費 ・ 民生児童推進委員活動経費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			・ 地域福祉活動支援助成事業費 ・ フードバンク活動支援事業費
2.障害者福祉費		22,276,134	
	1.心身障害者福祉費	21,309,252	・ 報酬給与費 ・ 障害者援護事業費 - 法施行事務費 - 障害者福祉計画策定事業費 - 高齢重度特別医療費助成事業費 - 重度心身障害者医療費助成事業費 - 福祉手当支給事業費 - 障害児福祉手当支給事業費 - 特別障害者手当支給事業費 - 介護手当支給事業費 - 相談員事業費 - スポーツ大会等参加事業費 - 障害者歯科診療助成事業費 - 障害者バス等優待乗車助成事業費 - 障害者住宅改造助成事業費 - 重度障害者福祉タクシー料金助成事業費 - 重度障害者自動車燃料費助成事業費 - 重度身体障害者見守り安心サポート事業費 - 離島部障害福祉サービス提供体制支援事業費 - 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業費 - 障害者福祉施設等運営助成事業費 - 人工呼吸器非常用電源装置購入助成事業費 ・ 自立支援給付事業費 - 自立支援給付事務費 - 介護給付費 - 訓練等給付費 - 障害児通所支援給付費 - 相談支援給付費 - 高額障害福祉サービス費 - 特定障害者特別給付費 - 療養介護医療費 - 自立支援医療費 - 補装具費 - 共同生活援助利用促進助成事業費 - 障害福祉基盤整備事業費 ・ 地域生活支援事業費 - 相談支援機能強化事業費 - 障害児等療育支援事業費 - 地域自立支援協議会経費 - 障害者成年後見制度利用支援事業費 - 障害者家族等支援事業費 - 手話通訳者等養成事業費 - 意思疎通支援者派遣事業費 - 手話通訳設置事業費 - 要約筆記者等養成事業費 - 日常生活用具給付費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			移動支援事業費 地域活動支援センター事業費 障害者小規模通所支援事業費 福祉ホーム事業費 訪問入浴サービス事業費 日中短期入所事業費 タイムケア事業費 知的障害者・障害児社会参加助成事業費 障害者ガイドマップ作成事業費 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業費 障害者料理講習会事業費 自動車運転免許取得・改造助成事業費 リフトバス利用者助成事業費 障害者就業促進・安定化事業費 障害者虐待防止センター事業費 行動障害支援事業費 障害認定審査会経費 障害者差別解消法施行事務費 手話言語関連推進事業費 重度障害者大学修学支援事業費 重度障害者等就労支援事業費 医療型短期入所事業所開設支援事業費 就労支援事業所経営改善事業費 ・各種負担金、補助金
	2.福祉通園センター費	966,882	・発達支援センター管理運営費 「こども発達支援センター」 「重度障害者活動支援センター」 「発達医療センター花北診療所」 ・管理運営業務委託経費 「障害者支援センター」 「かしのきの里」 「書写障害者デイサービスセンター」 「広畑障害者デイサービスセンター」 「在宅障害者デイ・サービスルーム」 「障害者体育館」 「障害者やすらぎルーム」 ・設備充実費 ・ルネス花北公開セミナー開催経費
3.児童福祉費		43,010,985	
	1.児童福祉総務費	3,152,873	・報酬給与費 ・法施行事務費 ・保育人材確保対策費 保育士・保育所支援センター事業費 保育士等定着促進事業費 保育士等住居借り上げ支援事業費 保育士等奨学金返済支援事業費 保育士等保育料支援事業費 ・特別児童扶養手当支給事務経費

款・項	目	令和8年度 当初予算額	支出内容
			・利用者支援事業費 ・子ども家庭総合支援拠点経費 ・児童虐待防止普及啓発事業費 ・養育支援訪問事業費 ・私立施設助成事業費 - 運営助成事業費 - 児童福祉施設等整備助成事業費 ・民間保育施設運営助成事業費 ・すこやかセンター子育て支援施設運営費 ・ファミリーサポートセンター事業費 ・こども食堂等運営支援事業費
	2.児童育成費	32,845,828	・私立施設教育・保育給付費 ・幼児教育・保育負担軽減事業費 ・多子世帯保育料軽減事業費 ・母子生活支援施設入所委託費 ・乳児等通園支援事業費 ・助産施設入所委託費 ・子育て短期支援事業費 ・病児・病後児保育事業費 ・地域子育て支援拠点事業費 ・少子化対策事業費 ・私立施設特別保育事業費 ・私立施設低年齢児利用円滑化事業費 ・放課後児童健全育成事業費 - 管理運営費 - 整備事業費 - 私立施設助成事業費 ・児童手当給付事業費 ・妊婦支援給付金給付事業費 ・乳幼児医療費助成事業費 ・こども医療費助成事業費 ・育児支援事業費
	3.母子父子福祉費	2,347,499	・ひとり親家庭等福祉推進事業費 ・母子家庭等医療費助成事業費 ・児童扶養手当給付事業費 ・ひとり親家庭等技能修得事業費 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業費 ・母子・父子自立支援員活動事業費 ・ひとり親家庭自立支援給付事業費 ・ひとり親家庭就労支援事業費 ・ひとり親家庭学習支援事業費 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金
	4.保育所費	4,258,879	・報酬給与費 ・運営費 ・延長保育事業費 ・乳児等通園支援事業 ・一時預かり事業費 ・地域子育て支援拠点事業費 ・家庭支援推進保育事業費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			・維持補修費 ・整備事業費 ・出席者負担金
	5.児童センター費	405,906	・指導管理等経費 ・児童センター管理運営業務委託経費 ・児童センター設備充実費 ・宿泊型児童館管理運営業務委託経費 ・宿泊型児童館設備充実費 ・移動児童センター運営経費 ・地域組織活動助成事業費 ・整備事業費 ・各種負担金
4.老人福祉費		11,045,316	
	1.老人福祉費	9,967,467	・報酬給与費 ・法施行事務費 ・高齢者保健福祉計画推進事業費 ・介護人材確保・育成事業費 ・地域介護予防活動支援事業費 ・地域介護予防活動支援事業費 ・介護支援ボランティア事業費 ・高齢期移行助成事業費 ・介護保険給付費助成事業費 ・在宅老人福祉対策事業費 ・在宅高齢者介護手当支給事業費 ・マッサージ等施術助成事業費 ・高齢者住宅改造助成事業費 ・終活支援事業費 ・高齢者社会活動促進事業費 ・高齢者バス等優待乗車助成事業費 ・デジタル・ディバイド対策事業費 ・軽費老人ホーム運営費助成事業費 ・老人福祉施設等整備助成事業費 ・生活支援ハウス運営助成事業費 ・地域包括支援センター運営事業費 ・地域包括支援センター設備充実費 ・生活支援体制整備事業費 ・24時間対応在宅介護サービス参入促進事業費 ・介護保険事業特別会計繰出金
	2.養護老人ホーム費	410,355	・管理運営業務委託経費 ・設備充実費
	3.養護老人ホーム委託措置費	403,565	・養護老人ホーム委託措置費
	4.老人福祉センター費	232,837	・老人福祉センター運営費 ・老人福祉センター施設整備費 ・楽寿園管理費 ・楽寿園管理運営業務委託経費 ・楽寿園設備充実費
	5.高齢者保健福祉センター費	31,092	・管理運営費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
5.生活保護費		16,608,044	
	1.生活保護総務費	821,328	・報酬給与費 ・生活保護事務費 ・生活保護適正実施推進事業費
	2.扶助費	15,786,716	・生活保護費 - 生活扶助費 - 住宅扶助費 - 教育扶助費 - 医療扶助費 - 介護扶助費 - 出産扶助費 - 生業扶助費 - 葬祭扶助費 - 就労自立給付金 - 進学・就職準備給付金 - 施設事務費
6.愛の福祉費		405,442	
	1.愛の福祉金	404,114	・難病患者援護費 - スモン患者療養費補給金 ・障害者援護費 - 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金 - 障害者福祉金 ・児童・母子等援護費 - 交通・災害遺児奨学金 - 児童養護施設等間食費助成金 - 児童養護施設等入所児童就職祝金 - 交通・災害遺児手当 ・困窮者援護費 - 生活保護世帯援護金 - 行路困窮者援護金 ・老人援護費 - 敬老金 - 百歳敬彰金 ・外国人重度障害者等特別給付事業費 ・外国人等高齢者特別給付事業費
	2.愛の福祉事業費	1,328	・障害者援護費 - 善意の日事業費 - 障害者愛の贈物 ・老人援護費 - 敬老の日の贈物 ・困窮者援護費 - 行旅病人援護事業費
7.国民年金費		63,445	
	1.国民年金費	63,445	・報酬給与費 ・管理事務費
8.災害救助費		6,951	
	1.災害救助費	6,951	・見舞金及び援護物資購入費 ・福祉避難所設備整備費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			・ 事務経費
衛 生 費		6,312,177	
1.保健費		5,822,902	
	1.保健所総務費	1,703,810	・ 報酬給与費 ・ 保健所運営経費 - 管理運営費 - 保健活動費 ・ 食育推進事業費 ・ 医療安全管理懇話会事業費 ・ 医務・薬務費 ・ 難病対策事業費 ・ 重度精神障害者医療費助成事業費 ・ 在宅ターミナルケア支援事業費 ・ 精神保健福祉事業費 ・ がん患者医療用補正具助成事業費 ・ 整備事業費 ・ 各種負担金
	2.予防接種費	1,769,987	・ 予防接種経費 ・ 予防接種事故補償経費
	3.動物管理費	99,144	・ 管理運営費 ・ 狂犬病予防経費 ・ 動物愛護推進事業費 ・ 整備事業費
	4.母子保健費	822,435	・ 母子保健事業事務費 ・ 母子保健啓発事業費 ・ 未熟児養育医療給付事業費 ・ 小児慢性特定疾病事業費 ・ 妊娠・出産包括支援事業費 ・ 妊産婦等健康支援事業費 ・ 特定不妊・不育治療助成事業費 ・ 妊産婦等健康診査助成事業費 ・ 乳児健康診査相談事業費 ・ 幼児健康診査事業費 ・ 乳幼児健康支援事業費 ・ 母子保健訪問指導事業費 ・ 母子健康手帳交付事業費
	5.食品環境衛生費	71,560	・ 食品衛生業務費 ・ 食品衛生啓発活動助成事業費 ・ 環境衛生業務費 ・ 環境衛生啓発活動助成事業費 ・ 食品衛生監視室業務費 ・ 家庭用品安全対策費 ・ と畜検査業務費 ・ 整備事業費 ・ 各種負担金
	6.感染症予防費	34,938	・ 感染症診査協議会経費 ・ 感染症予防事業費 ・ 結核・感染症サーベイランス事業費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			・ 特定感染症対策事業費 ・ 結核予防事業費 - 結核患者医療給付経費 - 結核定期病状調査事業費 - 結核予防費助成事業費 - 結核対策特別促進事業費 - 結核管理業務費 ・ 新型インフルエンザ対策事業費 ・ 負担金
	7.診療所費	21,329	・ 報酬給与費 ・ 管理運営費
	8.休日・夜間急病センター費	938,415	・ 管理運営業務委託経費 ・ 設備充実費 ・ 後送・二次救急医療体制確保事業費 ・ 小児・周産期救急医療体制整備事業費
	9.保健センター費	28,593	・ 管理運営費
	10.健康増進費	332,691	・ 保健事業事務費 ・ 健康教育事業費 ・ 栄養改善対策費 ・ 食生活改善啓発活動助成事業費 ・ 健康診査事業費 ・ がん対策事業費 ・ 歯周疾患検診事業費 ・ 胃がん検診事業費 ・ 肝がん検診事業費 ・ 骨粗鬆症検診事業費 ・ 乳がん検診事業費 ・ 子宮がん検診事業費 ・ 肺がん検診事業費 ・ 大腸がん検診事業費 ・ 遺伝性腫瘍検査助成事業 ・ 口腔ケア推進事業費
2.衛生費		489,275	
	1.衛生総務費	332,638	・ 公衆衛生推進費 - そ族昆虫駆除事業費 - 献血推進事業費 ・ 医療対策費 - 臨床研修医奨励金事業費 - 地域医療対策事業費 - 医療従事者確保対策事業費 - 地域保健医療福祉活動助成事業費 - 高等教育・研究助成事業費 - 南西部後医療機関運営等助成事業費 - 休日歯科診療助成事業費 - 口腔衛生啓発活動助成事業費 - 看護師確保対策助成事業費 ・ 自動体外式除細動器設置推進事業費 ・ 保健医療推進基金積立金 ・ 各種負担金

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
	2.環境衛生研究所費	156,637	・ 報酬給与費 ・ 管理運営費 ・ 衛生試験検査事業費 ・ 各種負担金
教 育 費		5,892	
1.教育総務費		5,892	
	1.学校振興費	5,892	・ 私立学校・園振興事業費 幼児教育負担軽減事業負担金 ・ 幼稚園児教育扶助費

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		20,375	
1.母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費		20,375	
	1.母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	20,375	・ 事務費 ・ 貸付金
公債費		4,764	
1.公債費		4,764	
	1.元金	4,764	市債償還元金
諸支出金		2,248	
1.繰出金		2,248	
	1.他会計繰出金	2,248	一般会計繰出金
合計		27,387	

(国民健康保険事業特別会計・事業勘定)

(単位 千円)

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
総 務 費		912,643	
1.総務管理費		912,643	
	1.一般管理費	787,284	・ 報酬給与費 ・ 管理事務費 ・ 国民健康保険財政安定化基金積立金 ・ 各種負担金
	2.賦課徴収費	56,246	・ 賦課徴収経費
	3.収納率向上特別対策費	67,829	・ 収納体制強化事業費 ・ 口座振替等推進事業費 ・ 負担金
	4.運営協議会費	1,284	・ 協議会運営経費
保険給付費		34,298,965	
1.療養諸費		34,061,183	
	1.一般療養諸費	33,964,966	・ 一般療養給付費

款・項	目	令和8年度 当初予算額	支出内容
			・一般療養費 ・一般高額療養費 ・一般高額介護合算療養費 ・一般移送費
	2.退職者療養諸費	0	
	3.審査支払手数料	96,217	・診療報酬審査支払委託料
2.任意給付費		237,782	
	1.任意給付費	237,782	・葬祭費 ・出産育児一時金 ・結核医療付加金
国民健康保険事業費納付金		14,189,884	
1.医療給付費分		9,547,222	
	1.一般被保険者 医療給付費分	9,547,222	・一般被保険者医療給付費分
2.後期高齢者支援 金等分		3,212,632	
	1.一般被保険者 後期高齢者支援金等分	3,212,632	・一般被保険者後期高齢者支援金等分
3.介護納付金分		1,114,395	
	1.介護納付金分	1,114,395	・介護納付金分
4.子ども子育て支援納付金分		315,635	
	1.子ども子育て支援納付金分	315,635	・子ども子育て支援納付金分
保 健 事 業 費		347,346	
1.保健事業費		27,923	
	1.保健衛生普及費	27,923	・保健普及経費
2.特定健康診査等 事業費		319,423	
	1.特定健康診査等事業費	319,423	・特定健康診査事業費 ・特定保健指導事業費
諸 支 出 金		524,774	
1.償還金及び還付 加算金		523,000	
	1.償還金	523,000	・一般過年度過誤納保険料等還付金 ・過年度国県支出金等返還金
2.繰出金		1,774	
	1.直営診療施設勘定繰出金	1,774	・直営診療施設勘定繰出金
合計		50,273,612	

(国民健康保険事業特別会計・直営診療施設勘定)

(単位 千円)

款・項	目	令和8年度 当初予算額	支出内容
総 務 費		116,213	
1.施設管理費		116,213	
	1.一般管理費	116,213	・報酬給与費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			・施設管理運営経費 ・各種負担金
医 業 費		31,407	
1.医業費		31,407	
	1.医療用機械器具費	10,267	・医療用機械器具整備事業費
	2.医療用消耗器材費	3,800	・医療用消耗器材購入事業費
	3.医療用衛生材料費	17,340	・医療用薬品費 ・検査費
合計		147,620	

(介護保険事業特別会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
総 務 費		969,148	
1.総務管理費		500,062	
	1.一般管理費	438,184	・報酬給与費 ・管理事務費 ・地域ケア推進協議会費 ・介護保険給付費準備基金積立金 ・負担金
	2.賦課徴収費	61,878	・賦課徴収費
2.介護認定費		469,086	
	1.介護認定審査会費	52,677	・介護認定審査会費
	2.認定諸費	416,409	・認定諸費
保 険 給 付 費		47,684,058	
1.介護サービス 等諸費		47,630,977	
	1.介護サービス等諸費	47,584,437	・介護サービス等諸費 居宅介護サービス計画費 特例居宅介護サービス計画費 居宅介護サービス費 地域密着型介護サービス費 施設介護サービス費 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 ・介護予防サービス等諸費 介護予防サービス計画費 介護予防サービス費 地域密着型介護予防サービス費 介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修費 ・高額介護サービス等費 高額介護サービス費 高額介護予防サービス費 ・高額医療合算介護サービス等費 高額医療合算介護サービス費

款・項	目	令和 8 年度 当初予算額	支出内容
			高額医療合算介護予防サービス費 ・ 特定入所者介護サービス等費 特定入所者介護サービス費 特定入所者介護予防サービス費
	2.審査支払手数料	46,540	・ 審査支払手数料
2.特別給付費		53,081	
	1.特別給付費	53,081	・ 離島部介護サービス費
地域支援事業費		2,445,057	
1.介護予防等事業費		2,445,057	
	1.介護予防事業費	4,539	・ 介護予防普及啓発事業費 ・ 介護予防事業施策評価事業費
	2.包括的支援事業等費	214,912	・ 報酬給与費 ・ 在宅医療・介護連携推進事業費 ・ 地域ケア会議推進事業費 ・ 認知症施策推進事業費 認知症初期集中支援事業費 認知症地域支援体制推進事業費 認知症見守り支援等事業費 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業費 ・ 給付費適正化事業費 ・ 介護サービス評価等推進事業費 ・ 住宅改修支援事業費 ・ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費 ・ ひとり暮らし老人給食サービス事業費 ・ 見守り安心サポート事業費 ・ 高齢者権利擁護推進事業費
	3.サービス・活動事業費	2,218,146	・ サービス・活動事業諸費 ・ サービス・活動事業費 サービス・活動事業費 介護予防ケアマネジメント事業費 ・ 高額介護予防サービス費相当事業費 ・ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費
	4.審査支払手数料	7,460	・ 審査支払手数料
保健福祉事業費		37,708	
1.保健福祉事業費		37,708	
	1.介護予防推進事業費	37,708	・ 介護予防推進事業費 軽度認知障害者把握・予防支援事業費 デジタル活用介護予防推進事業費
諸 支 出 金		759,719	
1.償還金及び還付 加算金		520,000	
	1.償還金	520,000	・ 過年度過誤納保険料還付金 ・ 過年度国県支出金等返還金
2.繰出金		239,719	
	1.他会計繰出金	239,719	・ 一般会計繰出金
合計		51,895,690	

(後期高齢者医療事業特別会計)

(単位 千円)

款・項	目	令和8年度 当初予算額	支出内容
総務費		203,031	
1.総務管理費		146,366	
	1.一般管理費	146,366	・報酬給与費 ・管理事務費
2.徴収費		56,665	
	2.徴収費	56,665	・徴収費
広域連合納付金		10,644,034	
1.広域連合納付金		10,644,034	
	1.広域連合納付金	10,644,034	・負担金
保健事業費		255,311	
1.保健事業費		255,311	
	1.保健事業費	255,311	・保健事業費
諸支出金		22,000	
1.償還金及び還付 加算金		22,000	
	1.償還金	22,000	・過年度過誤納保険料等還付金 ・過年度広域連合補助金等返還金
合計		11,124,376	

◎令和 8 年度健康福祉局の主要事業の内容

(注) ◎新規事業 ○拡充

担当課

予算額(千円)

出会いから結婚、妊娠・出産期の支援			
○ プレコンセプションケアの推進			
プレコンセプションケアセミナーの開催	}	こどもの未来健康支援センター	2,214
プレコンセプションケア健診費用の助成			
若い世代への相談支援			
卵子凍結費用の助成			
子宮頸がん検診の推進		保健所健康課	10,053
◎ RS ウイルス感染症予防の推進		保健所予防課	88,434
		保健所予防課	93,318
健やかな成長を支える子育て環境の整備			
◎ 5 歳児健康診査モデル事業の実施		保健所健康課	3,023
地域コミュニティの活性化			
○ 老人クラブ活動への支援の充実		高齢者政策課	74,037
安全安心なまちづくりの推進			
◎ 福祉避難所における支援体制の強化		地域福祉課	3,938
救急体制の充実			
救急医療電話相談「＃7119」の利用促進		地域医療課	293
誰もがいきいきとくらす社会の実現			
○ 障害者を支える地域づくりの推進		障害福祉課	
○ 放課後等デイサービスの充実			89,000
◎ 放課後等デイサービスの開設促進			19,300
◎ 障害者の相談支援体制の充実			6,000
◎ 医療型短期入所事業所の開設促進			5,000
◎ 障害者就労支援事業所への支援の強化			1,756
◎ 介護人材の確保		介護保険課	
◎ 介護支援専門員の資格更新支援			4,800
◎ 外国人介護人材の育成・生活支援による定着促進			4,000
○ 高齢者・障害者の外出支援		高齢者支援課	34,526
		障害福祉課	
○ A I を活用したフレイル・軽度認知障害の早期発見			
◎ フレイルの早期発見		高齢者政策課	0
		高齢者支援課	
◎ 軽度認知障害（MC I）の早期発見		高齢者政策課	0
		高齢者支援課	
孤独・孤立対策の推進		地域福祉課	509

◎令和８年度こども未来局の主な新規・拡充事業の内容

1 基本的な考え方

本市の令和８年度４つのメインテーマのうち、「『活力』ある姫路を創造する市政」の中の重点施策「未来を拓く『ひとづくり改革』」として、子育て世代が未来に希望を持って安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の充実に取り組む。

出会いから結婚、妊娠・出産期の支援として、マッチングアプリの利用料金等を助成するほか、新たに市内在勤の若者等を対象とした出会い・交流イベントを開催する。

また、健やかな成長を支える子育て環境の整備については、就労要件を問わず保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の実施施設の拡大を図る。

さらに、質の高い教育・保育サービスを安定的に供給していくため、引き続き、教育・保育施設で働く保育士等への処遇改善に取り組むほか、放課後児童クラブの運営体制の充実に図るため、民間活力の導入を段階的に進める。

「『命』をたいせつにする市政」の中の重点施策「誰もがいきいきとくらす社会の実現」として、ヤングケアラーの負担を軽減するため、家事・育児支援を行うヘルパーを派遣するなど、レスパイトケアに取り組む。

2 主な新規・拡充事業の概要

(注) ◎新規事業 ○拡充事業

施策	事業	担当課	予算額(千円)
出会いから結婚、妊娠・出産期の支援	◎若い世代の出会い・結婚支援	こども総務課	4,400
健やかな成長を支える子育て環境の整備	○こども誰でも通園制度の充実 ○保育の魅力発信のための動画制作 ○こども・若者会議の充実 ○放課後児童クラブの充実	幼保連携政策課 こども保育課 幼保連携政策課 こども総務課 こども総務課	77 86,099 715 1,450 345,481
誰もがいきいきとくらす社会の実現	○ヤングケアラーへの支援	子育て支援室	1,800

高齢者福祉

わが国では、平均寿命の伸びや出生率の低下などにより、人口構造の高齢化が急速に進んでいる。本市においても、昭和 50 年に高齢化率（総人口に対する 65 歳以上の高齢者人口の割合）が 7%を突破し、平成 22 年度には 21%を超えた。そして、高齢化率は上昇を続け令和 4 年度には 27%に達している。

このような高齢化社会の進展に対応し、本市においては、高齢者の生きがい対策事業、要援護対策事業、保健医療対策事業を積極的に展開し、高齢者が明るく健やかに、安心して生活できるまちづくりに努めている。

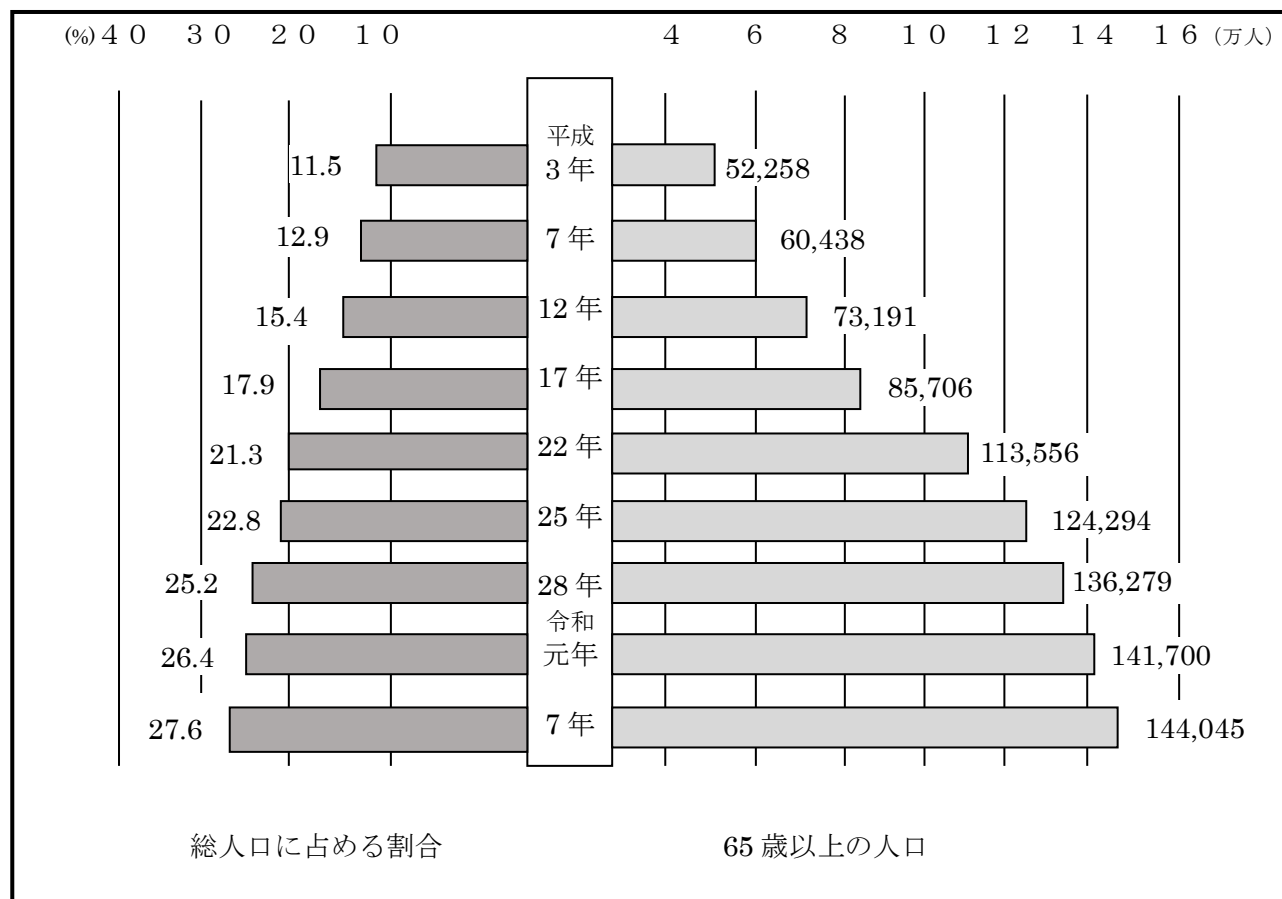
〔高齢者人口の推移〕

（単位：人・％）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総人口	532,712	529,637	526,920	524,329	521,214
65 歳以上人口 （総人口比）	143,572 (26.95)	143,800 (27.15)	143,894 (27.31)	144,381 (27.54)	144,045 (27.64)
居宅ひとり暮らし高齢者 （65 歳以上人口比）	— —	24,140 (16.78)	24,711 (17.17)	25,017 (17.33)	25,728 (17.86)

注 1 総人口及び 65 歳以上人口は、住民基本台帳の人口で、4 月 30 日現在のものである。

注 2 居宅ひとり暮らし高齢者の数及び 65 歳以上人口比は、姫路市高齢者実態調査結果（6 月 1 日現在による。ただし、令和 2 年度については 9 月 1 日現在による。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、調査期日を定めなかったため集計を見送った。）



◎ 在宅老人福祉対策事業

1 在宅高齢者介護手当

65 歳以上のねたきりや認知症の高齢者を介護している人に、月額 10,500 円の介護手当を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 67,827 千円（令和 7 年度実績 64,301 千円）

〔支給状況〕 (令和 7 年度実績)

受給者数	年間延受給月数
554	6,114

2 マッサージ等施術助成事業

75 歳以上の高齢者に、健康でさわやかな生活を送っていただくため、一人につき年 6,000 円を助成する。利用期間は 6 月から翌年 3 月まで。

- ・ 令和 8 年度予算額 26,551 千円（令和 7 年度実績 24,283 千円）

〔実施状況〕 (令和 7 年度実績)

交付枚数	利用枚数
37,188	24,104

3 高齢者住宅改造助成事業

介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた高齢者がいる世帯に対し、市が必要と認めた工事に要する経費を最高 80 万円まで助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 21,465 千円（令和 7 年度実績 15,340 千円）

〔実施状況〕 (令和 7 年度実績)

助成件数	階層別助成内訳件数					増改築
	3/3 助成	9/10 助成	2/3 助成	1/2 助成	1/3 助成	1/3 助成
82	0	38	2	27	15	0

4 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業

60 歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢者のため独立して生活することに不安のある人を対象として、必要に応じ居住部門を提供する。

- ・ 費用負担 収入に応じた負担（0～50,000 円）
- ・ 令和 8 年度予算額 9,663 千円（令和 7 年度実績 8,813 千円）

実施施設名	あじさいホーム
利用定員	10

5 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が困難な地域において日常の食料品等の買物が困難な高齢者への支援を行う事業を行う者に対して補助金を交付することにより、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できる環境の維持を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,886 千円（令和 7 年度実績 1,886 千円）

6 外出支援サービス事業

編入前の家島町の区域において高齢に伴う身体機能の低下や身体障害等のため、一般の交通機関の利用が困難な者の医療機関や福祉施設等への移送を確保し、要援護高齢者の生活を支援する。

- ・ 令和 8 年度予算額 4,260 千円（令和 7 年度実績 3,855 千円）

〔実施状況〕

（令和 7 年度実績）

家島			坊勢		
運行回数		3 月末登録者数	運行回数		3 月末登録者数
片道	往復	121	片道	往復	61
408	200		407	311	

7 福祉有償運送制度

介護を必要とする高齢者や障害者など、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO 等が実費の範囲内で営利とは認められない対価によって、自家用自動車を使用して有償で原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行う。

地域の関係者が構成員となり、市が主宰する「姫路市福祉有償運送運営協議会」において、福祉有償運送の必要性や対価等について協議する。

- ・ 令和 8 年度予算額 234 千円（令和 7 年度実績 84 千円）
- ・ 市内の実施事業者 4 事業者（うち 1 者姫路市）
- ・ 令和 7 年度協議会実施回数 1 回

8 終活支援事業

人生の最期において自身の意思が尊重されるように、緊急連絡先やかかりつけ医等、生前に登録した終活に関する情報を登録し、万一の時に病院や福祉事務所、本人が指定した人などに開示する終活情報登録と、終活情報登録をされた方で、葬儀や納骨について不安がある方に協力葬祭事業者を案内するエンディングサポートを行う。エンディングサポートのみ、所得等による制限を設ける。

- ・ 令和 8 年度予算額 500 千円（令和 7 年度実績 220 千円）

◎ 生きがい対策事業

1 市敬老金支給事業

本年中に 77 歳に達する高齢者に 1 万円を、88 歳に達する高齢者に 2 万円贈呈する。（令和 5 年度末で事業終了）

- ・ 令和 8 年度予算額 1,235 千円（令和 7 年度実績 487 千円）

〔実施状況〕 過年度のみ

（令和 7 年度実績）

区分	対象者数	贈呈件数	贈呈額（千円）
77 歳	100	26	260,000
88 歳	42	11	220,000

2 百歳敬彰事業

百歳の長寿を迎えられた市民を敬彰する。令和 5 年度事業見直しに伴い、敬彰金 100,000 円から 50,000 円に変更。

- ・ 令和 8 年度予算額 12,075 千円（令和 7 年度実績 8,913 千円）

3 敬老の日贈物事業

毎年 9 月の敬老の日に、最高齢者及び最高齢夫婦等の長寿をお祝いする。

- ・ 令和 8 年度予算額 289 千円（令和 7 年度実績 227 千円）

4 高齢者施設優待券交付事業

65 歳を迎えられた高齢者に市内の公共施設の優待券を交付する。

- ・ 対象施設 姫路城、動物園等 11 か所（美術館は令和 9 年 12 月まで長期休館中、書写の里美術工芸館は令和 8 年 3 月 31 日閉館）
- ・ 令和 8 年度予算額 220 千円（令和 7 年度実績 216 千円）
- ・ 令和 7 年度交付実績 7,647 枚

5 高齢者バス等優待乗車助成事業

高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図るため、満 75 歳以上の高齢者（障害者の優待乗車制度を受けている者を除く。）に対して優待乗車証、優待船舶助成券または優待タクシー助成券を交付する。利用できる交通機関は、バス・船舶・タクシーの中からいずれか一つを利用者が選択する。

- ・ 優待内容

バス 神姫バスの市内停留所間の運賃を助成する乗車証を交付する。

船舶 姫路⇄家島（家島・坊勢・男鹿）間の定期航路において利用できる乗船券を交付する。

タクシー 市内を運行する指定のタクシー会社で利用できる助成券を交付する。

- ・ 令和 8 年度予算額 330,107 千円（令和 7 年度実績 256,918 千円）
- ・ 令和 7 年度末交付状況及び助成実績（事務費は除く）

バス 27,913 人（64,302 千円）

船舶 954 人（4,579 千円）

タクシー 37,600 人（134,649 千円）

6 デジタル・ディバイド対策事業

インターネットやスマートフォンなど、情報通信技術を使える人と使えない人の間に生まれる情報格差を解消するために、主に高齢者に対してスマホサロンやスマホよろず相談・コールセンターなどの多様な場を提供する。

- ・ 令和 8 年度予算額 58,930 千円（令和 7 年度実績 54,864 千円）

7 軽費老人ホーム運営費助成事業

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 167,178 千円（令和 7 年度実績 141,551 千円）

8 生涯現役活動優秀団体表彰事業

生涯現役社会の実現に関する活動に自主的かつ積極的に取り組み、その功績が顕著な団体（校区老人クラブ・単位老人クラブ）に対する表彰を行い、社会参画の分野での「生涯現役」を促進する。

- ・ 令和 8 年度予算額 126 千円（令和 7 年度実績 37 千円）

9 生涯現役体操事業

誰でも気軽にどこでも健康づくりに取り組んでもらえるよう、音楽に合わせて簡単な動きを行う「生涯現役ガンバルンバ体操」と健康に関する講座を行う「サプライズ健康教室」を開催する。

- ・ 令和 8 年度予算額 360 千円（令和 7 年度実績 429 千円）

10 シニア活躍事業所認定事業

就労意欲のあるシニア（おおむね 60 歳以上の者をいう。）が自身の経験や能力を生かしながら生涯現役で活躍できる場を広げるため、シニアを雇用する事業所をシニア活躍事業所として認定し、その取組及び事業所名を公表することにより、市民のシニア活躍に対する理解を深めるとともに、シニア活躍の社会的な気運の醸成を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 128 千円（令和 7 年度実績 84 千円）

11 生涯現役人材バンクの運営

生涯現役推進専門員がコーディネーターとして、豊かな知識、経験、技能等を有する高齢者の募集、登録を行い、依頼する市民と登録を受けた高齢者とを調整（コーディネート）し、マッチングを行う。

12 シニア作品展事業

趣味や創作活動を通じて、高齢者の創作意欲の向上を図り、生きがいを高める。

- ・ 令和 8 年度予算額 567 千円（令和 7 年度実績 527 千円）

13 高齢者芸能発表会事業

趣味活動を通じて、仲間づくりの輪の拡大、生きがいの高揚、健康の増進、社会参加の促進を図

る。

- ・ 令和 8 年度予算額 500 千円（令和 7 年度実績 371 千円）

14 高齢者スポーツ大会事業

高齢者にスポーツに接する機会を提供し、心身の健康の保持と明るく豊かな高齢者相互の交流と親睦を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,100 千円（令和 7 年度実績 2,000 千円）

15 生涯現役地域活動助成事業

高齢者が生涯を通じて健康で、生きがいを持って自ら社会活動に参加し、自らの生活の質の向上に努める意欲を促進させる地域の特色を生かした活動に対し、その活動経費の一部を助成することによって、地域住民と高齢者のかかわりを深め、すべての市民の参画による生涯現役社会の実現に資する。

- ・ 令和 8 年度予算額 13,500 千円（令和 7 年度実績 8,469 千円）

16 老人クラブ助成金（国庫補助対象分＋県補助対象分）

老人クラブの健全な育成・発展を図り、高齢者福祉の増進に寄与する。

- ・ 令和 8 年度予算額 68,768 千円（令和 7 年度実績 51,785 千円）

17 老人クラブ活動事業（老人憩の家整備補助）

老人憩の家の整備時に備品購入補助を行い、老人クラブ活動の活発化を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 5,400 千円（令和 7 年度実績 4,281 千円）

◎ 老人ホーム入所等

1 ふれあいの郷養護老人ホーム [指定管理：社会福祉事業団 R7.4.1～R12.3.31 (5年間)]

家庭環境や経済上の理由で家庭で生活することが困難な高齢者のための入所施設。

- ・ 所在地 船津町 3263
- ・ 開設 昭和 60 年 4 月 1 日
- ・ 規模 敷地面積 24,066.10 m²
建物面積 5,998.40 m²
- ・ 設置者 姫路市
- ・ 定員 150 人 (2 人×68 室、1 人×14 室)、その他 2 人 (1 人×2 室)
- ・ 令和 8 年度予算額 410,355 千円 (令和 7 年度実績 387,845 千円)

[入所状況]

(令和 7 年度実績)

入所者数		退所者数		3 月末入所者数	
姫路市	他市町	姫路市	他市町	姫路市	他市町
29	0	25	1	122	0

2 養護老人ホーム入所状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	定員	措置数	施設名	所在地	定員	措置数
ふれあいの郷	姫路市	150	122	彩葉園	明石市	70	1
白鷺園		50	46	鶴林園	加古川市	185	9
夢前和楽園		50	49	五色園	洲本市	60	2
千山荘	神戸市灘区	50	5	高砂荘	高砂市	50	12
福寿園	福崎町	50	1				
備前多聞荘	備前市	50	2				
				合計 (10 施設) 249 人			

◎ 夢前福祉センター「ぱるむ」 [指定管理：株式会社エヌ・エス・アイ R8.4.1～R13.3.31 (5年間)]

夢前町との合併に伴い、夢前地域内にある老朽化した 3 つの老人福祉センターを統合し、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持った施設として、新市建設計画に基づき整備したもの。管理運営は公募による指定管理制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設概要

- (1) 所在地 夢前町前之庄 2160
- (2) 開館年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- (3) 規模・構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 - ・ 延床面積 2,913.21 m²
 - ・ 敷地 夢前事務所と同一 (無料駐車場完備)
- (4) 総事業費 1,153,281 千円 ※一部に合併特例債を充当

2 施設内容

(1) 健康づくり部門（1 階）

健康志向により要望の高い、プールやトレーニング施設及び高齢者の身体的な自立・介護予防効果の実現のための場を提供する。

ア 温水プール

- ・ 遊泳用コース
- ・ 歩行専用コース
- ・ ジャグジー

イ トレーニングルーム

健康づくりのための運動・筋力アップ運動の講習等を実施する。

ウ リラクゼーションフロア

トレーニング後の休息の場として利用する。

エ 相談室

オ 更衣室・シャワールーム

(2) 老人福祉支援部門（2 階）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

ア 多目的研修室

イ 和室

ウ 会議室

(3) 防災部門

自然災害時の地域住民への応急対策と、自主防災組織等が自主活動を行う場を提供する。

ア 備蓄資材倉庫（1 階）

イ 耐震性貯水槽（夢前事務所南側） 80 t

飲料水を家庭で備蓄していない者等を対象に、概ね 1 週間程度の給水に対応

ウ 多目的研修室（2 階）《再掲》

自主防災組織及び消防団関係者の研修・会議に使用

3 開館時間及び休館日

- ・ 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・ 休館日 月曜日（ただし月曜日が休日の場合はその翌日）
12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

4 利用できる者及び料金

(1) 利用できる者

区分		利用できる者
健康づくり施設	温水プール	3歳以上の者（小学3年生以下の者にあつては、保護者または指導者の同伴がある場合に限る。）
	トレーニングルーム	16歳以上の者
	更衣室	温水プール、トレーニングルームまたは老人福祉支援施設を利用する者
	リラクゼーションルーム	
老人福祉支援施設		市内に住所を有する60歳以上の者及びその者を介助するために同伴する者

※ 老人福祉支援施設を独占して使用する場合は高齢者以外の使用も可

(2) 利用料金

ア 健康づくり施設

区分	使用料		
	利用券（1人1回）	回数券（利用券11枚つづり）	定期利用券（1人1か月）
温水プール	600円	6,000円	デイトタイム利用 4,800円 フルタイム利用 6,600円
トレーニングルーム	600円	6,000円	
温水プール及び トレーニングルーム	1,100円	11,000円	

イ 老人福祉支援施設

区分	使用料（1時間につき）
多目的研修室	1,350円
和室	1,350円
会議室	440円

※ 市内に住所を有する 60 歳以上の方は無料

※ 利用形態により減免措置あり

5 利用実績

（令和 7 年度実績）

総来館者数	健康づくり施設		老人福祉 支援施設
	プール	トレーニングルーム	
59,802 人	45,146 人	20,173 人	3,460 人

※ 施設間での利用者の重複あり

6 管理経費

- 令和 8 年度予算額 65,110 千円（令和 7 年度実績 72,825 千円）

◎ 老人福祉センター

姫路市立楽寿園 [指定管理：神姫バスグループ共同事業体 R5.4.1～R10.3.31 (5 年間)]

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした老人福祉センターとして、昭和 57 年 7 月に設置。平成 29 年 9 月に大規模改修工事を行い、一足化や浴室、トイレの改修により利便性の向上を図るとともに、新たに談話室や多目的室の設置や、マッサージ機などの機器を更新し、視野機能トレーニング機を新規に導入した。管理運営は公募による指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設概要

- (1) 所在地 梅ヶ谷町 17 番 50 号
- (2) 開館年月日 昭和 57 年 7 月
- (3) 規模・構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 - ・ 延床面積 1,639.53 m²
 - ・ 敷地面積 4,469.24 m²
- (4) 建設事業費 653,424 千円

2 施設の内容

健康の増進、教養の向上などを図りながら、生きがいつくり、仲間づくりの場を提供する。

- (1 階) 健康増進室、健康相談室、図書室、浴室、食堂
- (2 階) 大広間、多目的室、教養娯楽室、会議室、談話室

3 開館時間及び休館日

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
休館日 日曜日、祝日、12 月 28 日から 1 月 4 日まで

4 利用できる者、利用料及び利用方法

- (1) 利用者 市内に居住する 60 歳以上の者及びその同伴者で 12 歳以上の者
- (2) 利用料 無料（但し、参加料が必要な場合あり）
- (3) 利用方法 65 歳以上であれば、高齢者福祉優待カードを提示。
カードを持っていない者や 65 歳未満の者は受付で申し込みを行う。

5 利用実績 (令和 7 年度実績)

校区登園	一般登園	合計
6,538 人	34,975 人	41,513 人

6 校区登園事業

老人クラブ校区登園者を楽寿園までバスで送迎し、教養講座、ガンバルンバ体操教室、あはは体操教室、音楽療法教室、健康コーラス教室を実施する。

- ・ 令和 8 年度予算額 19,999 千円（令和 7 年度実績 19,307 千円）

(1) 実施日数

162 日

(2) 校区登園参加校区数

53 校区 延べ 176 校区

7 楽寿園管理経費

- ・ 令和 8 年度予算額 30,430 千円（令和 7 年度実績 30,511 千円）

◎ 高齢期移行助成

65 歳以上 70 歳未満の老人（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 13,851 千円（令和 7 年度実績 10,258 千円）

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	299 (4,393)	8,104	957	9,061	18,945,004
令和 4 年度	234 (3,003)	5,579	538	6,117	12,104,546
令和 5 年度	229 (2,682)	4,997	518	5,515	10,836,957
令和 6 年度	250 (2,727)	5,204	929	6,133	12,199,974
令和 7 年度	242 (2,780)	5,139	817	5,956	9,939,432

介護保険

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の創設後、老後の安心を支える仕組みとして着実に市民に定着したといえる一方で、高齢化の進行等により、保険給付費は上昇を続けている。

今後も介護予防の推進などにより、持続可能な制度運営に努める必要がある。

1 保険給付

介護を要する状態（要介護状態）または介護予防のための支援を要する状態（要支援状態）となり市の認定を受けた人（要介護者・要支援者）に対して給付する。

(1) 居宅介護サービス費・介護予防サービス費等

次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する。（アについては 10 割）

- ・ 令和 8 年度予算額 26,543,549 千円（令和 7 年度実績 25,394,130 千円）

ア 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を考慮してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。

イ 訪問介護

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護福祉士、看護師等が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介護を行う。

エ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、保健師等が家庭を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、病状の観察や、入浴や排泄の介助、床ずれの手当て等の看護サービスを行う。

オ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示にもとづき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション等を行う。

カ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。

キ 通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練を行う。

ケ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所（ショートステイ）する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

コ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所（ショートステイ）する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、医師による医学的な管理の下での看護、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練等のサービスを行う。

サ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

シ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等、家庭での日常生活の自立を助ける用具を貸し付ける。

ス 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具・介護予防特定福祉用具）の販売を行う。

セ 住宅改修・介護予防住宅改修

廊下や階段の手すりの取付けや、段差解消のための敷居撤去などの小規模な改修を行う。

(2) 地域密着型介護サービス費・地域密着型介護予防サービス費

市内の事業所・施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する。

・ 令和 8 年度予算額 7,557,529 千円（令和 7 年度実績 7,370,225 千円）

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要支援者は対象外）

介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら、日中・夜間を通じて定期的な短時間の巡回訪問を行い、日常生活上の世話を行うとともに、利用者からの通報等の内容に応じ随時の対応を行う。

イ 夜間対応型訪問介護（要支援者は対象外）

夜間において、定期的な巡回訪問または通報により、介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

ウ 地域密着型通所介護（要支援者は対象外）

小規模の施設に日帰りを通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

エ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

施設に日帰りを通う認知症の利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

オ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設に日帰りを通う利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行うが、必要に応じ利用者が施設に泊まり、または施設職員が利用者の家庭を訪問し、それらのサービスを行うこともできる。

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援 1 の方は対象外）

グループホームの入居者（認知症の方）に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要支援者は対象外） ※原則、要介護 3 以上

小規模の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）の入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護

等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

ク 看護小規模多機能型居宅介護（要支援者は対象外）

医療ニーズの高い高齢者に、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護サービスの提供を行う。

ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護（要支援者は対象外）

小規模な介護専用型特定施設（定員 29 人以下）の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

(3) 施設介護サービス費

介護保険施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する（いずれも要支援者は対象外。）。

- ・ 令和 8 年度予算額 11,585,886 千円（令和 7 年度実績 11,391,403 千円）

ア 介護老人福祉施設 ※原則、要介護 3～5

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者（常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人）に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設の入所者（在宅復帰を目指す人）に対して、リハビリテーションを中心としたケアを行う。

ウ 介護医療院

介護医療院の入所者（長期の療養を必要とする人）に対して、必要なケアを行いながら入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

(4) 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費

同一月に受けたサービスの利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合に、申請によりその超えた額を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 796,713 千円（令和 7 年度実績 877,534 千円）

(5) 高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費

医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険両方の利用があり、1年間の自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合に、申請により超えた額を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 330,675 千円（令和 7 年度実績 175,801 千円）

(6) 特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費

介護保険サービスを受けた際の食費及び居住費（滞在費）については、原則として保険給付の対象外とされているが、例外的に、市から負担限度額認定を受けた生活保護受給者・世帯非課税者については、食費及び居住費（滞在費）のうち一定の上限額（施設の類型、課税状況等により異なる。）を超えた場合に、その超えた額を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 770,085 千円（令和 7 年度実績 733,191 千円）

(7) 離島部介護サービス費

離島地域の介護保険サービスを対象とする市町村特別給付

- ・ 令和 8 年度予算額 53,081 千円（令和 7 年度実績 31,943 千円）

2 地域支援事業

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業である。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業（任意事業）を行う。

(1) サービス・活動事業

介護予防のための支援を要する状態（要支援状態）となり市の認定を受けた人（要支援者）や、生活状況等についての簡易な質問（基本チェックリスト）に回答し要支援者に相当する状態と判断できる人（事業対象者）に対して、次の事業を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,217,433 千円（令和 7 年度実績 2,104,278 千円）

ア サービス・活動

市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の 9 割、8 割または 7 割を事業費として支給する。

(ア) 総合事業訪問介護

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。

(イ) 総合事業訪問生活援助

介護福祉士または介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、買物等の生活援助を行う。

(ウ) 総合事業訪問型短期集中予防サービス

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。

(エ) 総合事業通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

イ 介護予防ケアマネジメント

利用者が自立に向けた適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を勘案してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが実施する。

ウ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者および事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、サービス・活動の利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費の算定を行ったのち、なお残る世帯自己負担額と1年間のサービス・活動の自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

(2) 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するため、次の事業を行う。

なお事業は、すべての高齢者が地域の人たちとともに支えあいながら自分自身も介護予防に取り組んでいく自助・互助活動を中心に実施する。

- ・ 令和8年度予算額 16,125 千円（令和7年度実績 17,289 千円）

ア 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対し、介護予防に関する意識の啓発や知識の普及を行うために、講演会等を開催する。また、高齢者が集まりやすい身近な場所で、介護予防に取り組む自主グループ（いきいき百歳体操）の立ち上げ支援を行う。

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者及び高齢者に関わる地域住民を対象に高齢者が活動的な生活を送るための介護予防の知識や実践できる活動について啓発し、通いの場への継続参加ができるように支援を行う。

また、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」等の自主グループやその他の活動が定着し、継続できるための支援を行う。

さらに、いきいき百歳体操参加者のうち、スマートフォンで姫路市民アプリ「ひめさんぽ」で参加ポイントを集めた参加者に、実績に応じて自治体ポイントを付与する。

ウ 介護支援ボランティア事業

高齢者の生活を支えるために、地域や介護施設等においてボランティア活動を行う「あんしんサポーター」を養成し、ボランティア活動を行った40歳以上の「あんしんサポーター」には、実績に応じてポイントを付与し、活動交付金または自治体ポイントとして支給する。

エ 介護予防事業施策評価事業

介護予防事業施策評価委員会において、介護予防事業の実施状況や目的の達成等について評価、検証する。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護が必要な状態になっても地域の集いの場である「いきいき百歳体操」に参加できるよう、病院や介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が高齢者に対して助言・指導を行う。

(3) 包括的支援事業

高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため次の事業を行う。

- ・ 令和8年度予算額 805,695 千円（令和7年度実績 792,038 千円）

ア 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的または間接的な支援を行うため、(ア)から(ウ)までの事業を行う。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業とともに介護予防支援等の事業をあわせて行い、地域の高齢者が住みなれた場所で暮らし続けることができるように、多機関とのネットワークを構築し、一体的・連続的な支援を図っている。

- (ア) 地域の高齢者について、介護予防事業等によるサービスの利用に関するマネジメントを行う。
- (イ) 地域における高齢者の実態把握や様々な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。あわせて、消費者被害の防止や虐待の防止等、高齢者の権利擁護を図る。
- (ウ) 高齢者の地域での自立した生活を支援するために、高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャーのケアマネジメント力を向上させる取組みや地域の処遇困難事例の対応への支援を地域ケア会議等で行うこと、並びに地域の主治医等の関係機関との連携を支援すること等、ケアマネジャーの業務の後方支援を行う。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。

ウ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

エ 地域ケア会議推進事業

(ア) 地域ケア個別会議の開催

「地域支えあい会議」、「ケアマネジメント力向上会議」と「自立支援ケア検討会議」にて個別事例の支援について検討を行う。また会議を通じて、地域の課題を発見する。

- ・ 地域支えあい会議：主に高齢者の課題解決支援を目的として地域包括支援センターが随時開催する。
- ・ ケアマネジメント力向上会議：主にケアマネジャーのマネジメント力向上を目的とした会議を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年3回程度、自立支援の視点によるケアプランの質向上を目的とした会議を基幹型地域包括支援センターが年12回開催する。
- ・ 自立支援ケア検討会議：介護予防・自立支援を目的としたケアマネジメントの実現を目指し、地域包括支援センターの担当者が作成したケアプランについて、年12回、生活援助中心のケアプランを届け出た居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランについて年6回検討する。

(イ) 地域ケア推進会議（地域マネジメント会議）の開催

各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年に1回程度、地域ケア個別会議等から抽出された地域課題を整理する会議を開催する。

オ 認知症施策推進事業

- (ア) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- (イ) 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症施策を推進するための取組みを行い医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っていく。

- (ウ) 認知症の人及びその家族が気軽に集い、悩みを共有し合いながら専門職に相談できる集いの場を整備し、認知症の人を介護する家族の負担軽減を図ることにより、認知症の人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる地域づくりに資することを目的とした「認知症カフェ」を認知症疾患医療センターに委託し実施する。
- (エ) 認知症の人であるか否かに関わらず高齢者が自由に通える場である「認知症サロン」等の運営を支援する。あわせて認知症の早期発見、進行防止、介護予防を図る。
- (オ) 認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理しわかりやすくまとめた「認知症ケアパス」の充実と普及啓発を推進する。

(4) その他の事業（任意事業）

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の他、高齢者の支援のため、次の事業を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 138,815 千円（令和 7 年度実績 114,568 千円）

ア 給付費適正化事業

居宅介護支援事業所に対するケアプラン点検や介護サービス事業者（福祉用具、住宅改修等）向け研修動画の配信を実施するなど、保険給付費の適正化を図る。

イ 住宅改修支援事業

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない利用者に対して、「住宅改修を必要とする理由書」を作成した者に作成費用を支給する。

ウ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の高齢者等が行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用をその家族に助成する。また、認知症の高齢者等の行方不明時情報を周知するネットワークを整備する。あわせて、事前登録者に二次元コードシールを配付する。

エ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅（蒲田、白浜南、清水谷）及び県営住宅（東阿保、勝原、清水谷）の一部に整備されているシルバーハウジング（計 119 戸）に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談、安否確認等のサービスを提供する。所得に応じた利用者負担金あり。

オ 認知症見守り支援等事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

カ 介護サービス評価等推進事業

地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関により運営状況を評価及び公表することにより、質の向上を図る。

キ ひとり暮らし老人給食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる高齢者に、地域の人々とのふれあいを通じて寂しさの解消を図るため、昼食を月 1～6 回、会食または配食方式で提供する。社会福祉法人姫路市社会福祉協議会の各地域支部（小学校区を基本として設置）単位で実施しており、実施回数は各地域支部によって異なる。

ク 見守り安心サポート事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報ができる機器を貸与し、受信センターには専門的知識を有するオペレーターを 24 時間体制で配置することで、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに急病や事故等の緊急事態に適切に対応する。

ケ 高齢者権利擁護推進事業

- (ア) 判断能力が低下した高齢者につき成年後見制度の利用を必要とするものの、本人に申立費用や後見人報酬を担える資力がない場合に、その手続に要する費用等を助成する。
- (イ) 高齢者虐待防止や成年後見制度の普及啓発のため、「姫路市高齢者虐待等防止対応マニュアル」を活用した周知活動や高齢者の権利擁護を考える研修会等を開催する。
- (ウ) 成年後見人の担い手としての市民後見人の活用等、高齢者権利擁護の仕組みづくりについて検討を行う。

3 保健福祉事業

高齢者のフレイル予防、認知症予防を目的として、次の主な事業を行う。

介護予防推進事業 令和 8 年度予算額 37,708 千円（令和 7 年度実績 13,692 千円）

(1) 軽度認知障害者把握・予防支援事業

軽度認知障害（MCI）及び認知症の人を早期発見、進行予防を支援することを目的に、通いの場等に通う利用者に対して「姫路市認知症の気づきチェックリスト」の配布、市内の指定医療機関にて鑑別診断の要否のスクリーニング検査を実施、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせたコグニサイズ教室を開催する。

(2) デジタル活用介護予防推進事業

介護予防や認知症予防の効果が期待されるフレイル予防アプリを活用し、アプリの利用状況に応じて健康ポイントを付与することで、高齢者の健康づくりや社会参加の習慣化を図る。

また、様々な主体が実施する事業や地域活動などの情報を横断的に閲覧できる地域情報掲示板サービスを活用し、高齢者が簡単に情報を取得できるようにすることで、地域コミュニティへの参加を促進し、地域とのつながりの強化や多世代交流の活性化を図る。

4 地域包括支援センター

包括的支援事業及び介護予防支援の事業を行う施設として市内 23 か所に設置。各地域包括支援センターには、それらの事業の実施のため、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症担当職員を配置している。

地域包括支援センターの内、4 か所を準基幹地域包括支援センターとし、地域包括ケアシステムの構築を目指して、地域における中心的な機関としての役割を担うために、関係機関との連携強化の推進等に取り組む担当者を配置している。

また、各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の調整など、各地域包括支援センターの支援業務を担う基幹型地域包括支援センターを高齢者支援課内に設置している。

名称	所在地
姫路市白鷺・琴陵地域包括支援センター	嵐山町 19-6
姫路市城乾・東光地域包括支援センター【準基幹】	坂田町 3（中央保健センター内）
姫路市安室地域包括支援センター	御立中四丁目 13-16

姫路市高岡地域包括支援センター	下手野 4 丁目 13・55
姫路市山陽地域包括支援センター	飯田 777
姫路市書写・林田地域包括支援センター	打越 1075-1
姫路市大白書地域包括支援センター	飾西 728-5 (西保健福祉サービスセンター内)
姫路市花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田 155
姫路市四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着 283-15 (東保健福祉サービスセンター内)
姫路市灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 (灘保健福祉サービスセンター内)
姫路市大的地域包括支援センター	大塩町 2211-5 (大的市民センター内)
姫路市飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)
姫路市飾磨地域包括支援センター【準基幹】	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)
姫路市家島地域包括支援センター	家島町宮 2169 (南保健センター家島分室内)
姫路市広畑地域包括支援センター【準基幹】	広畑区正門通三丁目 2・2 (西保健センター内)
姫路市大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目 31-111
姫路市朝日地域包括支援センター	勝原区下太田 573
姫路市網干地域包括支援センター	網干区垣内中町 119 (網干保健福祉サービスセンター内)
姫路市増位・広嶺地域包括支援センター	西中島 395-1
姫路市北地域包括支援センター【準基幹】	砥堀 428 (中央保健センター北分室内)
姫路市夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)
姫路市香寺地域包括支援センター	香寺町中屋 14 (香寺事務所内)
姫路市安富地域包括支援センター	安富町安志 1151 (安富事務所内)

5 要介護認定・要支援認定

認定申請者への面接調査の内容及び主治医による意見書に基づき、市の介護認定審査会(32合議体、委員数計192人)において要介護認定(要介護1～5)または要支援認定(要支援1、2)を行っている。

(1) 認定申請状況 (人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	29,430	29,640	28,276	28,283	27,772
審査件数	25,408	26,244	27,350	27,116	27,070

(2) 年度末時点認定者数

(人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要支援 1	8,387	8,442	8,938	9,159	9,368
要支援 2	5,221	5,445	5,588	5,643	5,667
要介護 1	6,515	6,257	6,234	6,400	6,414
要介護 2	3,800	3,938	4,025	4,158	4,201
要介護 3	3,070	3,175	3,185	3,230	3,396
要介護 4	3,335	3,371	3,423	3,505	3,752
要介護 5	2,161	2,168	2,263	2,187	2,317
合計	32,489	32,796	33,656	34,282	35,115

6 保険料

介護保険制度は、介護サービスに要する費用の半分（50％）を公費で負担し、残りの 27％を 40 歳から 64 歳までの人（第 2 号被保険者）が、23％を 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）が保険料として負担する仕組みである。

(1) 第 1 号被保険者（65 歳以上の人）

保険料の額は、市町村ごとに条例で定め、介護保険事業計画の見直しに応じて 3 年ごとに設定している。本市の令和 8 年度の保険料は、表〔令和 8 年度介護保険料〕のとおりである。

段階区分についても随時見直しを行っており、平成 18 年度から、5 段階から 7 段階、平成 21 年度から 9 段階、平成 24 年度から 10 段階、平成 30 年度から 12 段階、令和 6 年度から 14 段階に改めている。

納付方法は、次の 2 つの方法がある。

ア 特別徴収

年金支払者（日本年金機構等）が、年金の定期支払い（年 6 回）の際に介護保険料をあらかじめ差し引き、市に納付する。

イ 普通徴収

被保険者が、口座振替や納付書により、市に直接納付する（年 10 回）。

[令和 8 年度介護保険料]

段階	対象者		保険料率	年額
	世帯	本人		
第 1 段階	生活保護受給者		基準額×0.285	21,200 円
	市民税 非課税世帯	老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 82.65 万円以下の人		
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 82.65 万円を超えて 120 万円以下の人	基準額×0.485	36,080 円
第 3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 120 万円を超える人	基準額×0.685	50,960 円
第 4 段階	市民税 課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 82.65 万円以下の人	基準額×0.9	66,960 円
第 5 段階	(本人非課 税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額 が 82.65 万円を超える人	基準額	74,400 円
第 6 段階	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	89,280 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未 満の人	基準額×1.3	96,720 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未 満の人	基準額×1.5	111,600 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未 満の人	基準額×1.7	126,480 円
第 10 段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未 満の人	基準額×1.8	133,920 円
第 11 段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未 満の人	基準額×1.9	141,360 円
第 12 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未 満の人	基準額×2.0	148,800 円
第 13 段階		合計所得金額が 720 万円以上 1,000 万円 未満の人	基準額×2.15	159,960 円
第 14 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額×2.3	171,120 円

(2) 第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳までの人)

保険料の額は、各医療保険者によって決定され、医療保険料と合わせて納付する。

7 介護人材確保事業

(1) 介護情報提供体制整備・人材交流育成事業

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。

また、経験年数や役職等を問わず、幅広い介護職員を対象とした研修会又は講習会を年間 6 回開

催する。

- ・ 令和 8 年度予算額 4,210 千円（令和 7 年度実績 4,210 千円）

(2) 介護職員養成研修補助事業

介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う（上限額は介護職員初任者研修：3 万 5 千円、実務者研修：5 万円）。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,300 千円（令和 7 年度実績 1,948 千円）

(3) 介護インターンシップ支援事業

若手介護職員の増加を目指し、高等学校卒業後に就職予定の学生や、求職活動中の介護未経験者を対象に、介護サービス事業所における就労体験の機会を提供する。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,013 千円（令和 7 年度実績 2,013 千円）

(4) 訪問看護師・介護員離職防止等対策事業

介護現場での職場環境改善に向けて、原則 1 人訪問である訪問看護師と訪問介護員が、安全確保のため 2 人以上で訪問が必要な場合に県市協調で補助を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 40 千円（令和 7 年度実績 0 千円）

(5) 弁護士相談サポート事業

介護事業所向けの弁護士相談窓口を月 1 回程度設け、介護事業所からの法律相談（利用者や家族からのハラスメント行為や入所契約に関する相談、及びカスタマーハラスメント対策マニュアル策定に関する相談等）に応じる体制を整える。

- ・ 令和 8 年度予算額 264 千円（令和 7 年度実績 66 千円）

(6) 介護施設等奨学金返済支援事業

市内の社会福祉法人等における職員の人材確保と定着促進を図ることを目的として、職員に対する奨学金返済支援制度を設け、当該職員に対して奨学金返済のための手当等を支給するものに対して補助金を交付する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,200 千円（令和 7 年度実績 0 千円）

(7) 離島部介護職員居住支援事業

新たに離島部地域に居住し、同地域の介護保険サービス事業所に介護職員等として就労する者に対し、転入に伴う必要経費の一部を助成し、同地域における人材確保を促進する。

- ・ 令和 8 年度予算額 600 千円（令和 7 年度実績 0 千円）

(8) 外国人介護人材受入支援事業

介護事業所が取り組む入国 1 年目の外国人人材に対するサポート職員の配置、日本語学習、家賃の助成について、当該事業所が負担する費用の 1/2 を補助（1 人当たり最大 10 万円）

- ・ 令和 8 年度予算額 4,000 千円（令和 8 年度新規）

(9) 介護支援専門員資格更新費用助成事業

介護支援専門員の資格更新等に要する費用の 1/2 を補助（1 人当たり上限 3 万円）

- ・ 令和 8 年度予算額 4,800 千円（令和 8 年度新規）

障害者（児）福祉

障害者（児）に対して、経済的負担の軽減、社会参加の促進等の援護施策を講じることにより、障害者の自立を図るとともに障害者が住みよいまちづくりを進めている。

◎ 身体障害者（児）手帳

身体障害者（児）が各種福祉サービスを受けられるよう身体障害者手帳を交付している。

〔身体障害者（児）手帳所持者数〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）（人）

年齢別	障害別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
18 歳以上	視覚障害	354	351	62	90	150	30	1,037
	聴覚・平衡機能障害	131	319	154	435	6	452	1,497
	音声・言語・ そしゃく機能障害	1	8	141	68	—	—	218
	肢体不自由	1,753	1,838	1,486	2,799	931	441	9,248
	内部障害	3,358	76	609	1,507	—	—	5,550
	計	5,597	2,592	2,452	4,899	1,087	923	17,550
18 歳未満	視覚障害	3	4	0	1	1	1	10
	聴覚・平衡機能障害	1	34	4	4	0	6	49
	音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	0	1	—	—	1
	肢体不自由	118	42	17	10	3	5	195
	内部障害	40	0	20	9	—	—	69
	計	162	80	41	25	4	12	324
合計	視覚障害	357	355	62	91	151	31	1,047
	聴覚・平衡機能障害	132	353	158	439	6	458	1,546
	音声・言語・ そしゃく機能障害	1	8	141	69	—	—	219
	肢体不自由	1,871	1,880	1,503	2,809	934	446	9,443
	内部障害	3,398	76	629	1,516	—	—	5,619
	計	5,759	2,672	2,493	4,924	1,091	935	17,874

◎ 療育手帳

知的障害者（児）が各種福祉サービスを受けられるよう療育手帳を交付している（県事業）。

〔療育手帳所持者数〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）（人）

区分	重度	中度	軽度	合計
18 歳以上	1,593	1,274	1,461	4,328
18 歳未満	418	388	1,970	2,776
合計	2,011	1,662	3,431	7,104

◎ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者が各種福祉サービスを受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している（県事業）。

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）（人）

区分	1 級	2 級	3 級	合計
人数	477	3,017	1,796	5,290

◎ 重複障害者数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の重複所持状況 (人)

区 分	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
身体＋療育＋精神	10	10	10	11	12
身体＋療育	869	859	865	877	883
身体＋精神	234	246	246	250	266
療育＋精神	181	185	197	212	225

◎ 障害者援護事業等

1 福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち、20 歳以上で障害基礎年金を受け取ることができない人に月額 16,560 円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,001 千円（令和 7 年度実績 962 千円）
- ・ 令和 7 年度末受給者数 4 人

2 障害児福祉手当

日常生活に常時介護を要する重度の身体及び知的障害児に対し、月額 16,560 円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 56,952 千円（令和 7 年度実績 57,208 千円）
- ・ 令和 7 年度末受給者数 292 人

3 特別障害者手当

20 歳以上の精神、身体または知的障害者で日常生活において常時特別の介護を要する人に、月額 30,450 円を支給する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 221,847 千円（令和 7 年度実績 209,044 千円）
- ・ 令和 7 年度末受給者数 590 人

4 重度障害者（児）介護手当

居宅で 6 か月以上臥床し、日常において常時介護を必要とする重度の身体または知的障害者（児）を主に介護している人に月額 10,500 円を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 115,205 千円（令和 7 年度実績 111,405 千円）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年度末受給者数	804 人	786 人	817 人	879 人	895 人

5 相談員事業

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、障害者の相談に応じる。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,522 千円（令和 7 年度実績 1,458 千円）

6 スポーツ大会等参加事業

兵庫県等が開催する障害者のスポーツ大会への参加を推進する。

- ・ 令和 8 年度予算額 168 千円（令和 7 年度実績 112 千円）

7 障害者歯科診療助成事業

一般の歯科医院では診療が困難な障害者の歯科診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成する。

- ・ 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
- ・ 診療日時 毎週水・木曜日（但し 祝日は休診） 午後 1 時～午後 4 時（予約制）
（月 1 回全身麻酔実施時 午前 9 時～午前 12 時、午後 1 時～午後 4 時）
- ・ 令和 8 年度予算額 12,658 千円（令和 7 年度実績 14,345 千円）

8 障害者バス等優待乗車助成事業

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者に対し、市内区間の一般乗合バスの運賃を無料（一部介護者 1 名を含む。）とする優待乗車証、鉄道（JR・山陽電車）乗車カード、船舶（姫路～家島地域間）の優待乗船券のいずれか一つを交付する。

※ ただし、重度障害者福祉タクシー料金助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

- ・ 令和 8 年度予算額
障害者バス優待事業 196,234 千円（令和 7 年度実績 154,009 千円）
鉄道優待事業 150,027 千円（令和 7 年度実績 130,590 千円）
船舶等優待事業 2,782 千円（令和 7 年度実績 2,886 千円）
※デジタルチケット化に係る予算額 24,517 千円
- ・ 登録者（令和 8 年 4 月 1 日現在）
障害者バス優待事業 8,115 人
鉄道優待事業 12,797 人
船舶等優待事業 197 人

9 障害者住宅改造助成事業

身体障害者手帳または療育手帳を所持する人が属する世帯に対し、住宅改造経費として 100 万円を限度に助成する（ただし、地域生活支援事業住宅改修費の給付世帯の場合は 80 万円）。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,900 千円（令和 7 年度実績 4,075 千円）

10 重度障害者雇用モデル事業所（アイシーエス姫路市ウェルフェア株式会社）

重度障害者の雇用モデルとして、市と地域企業による第三セクター方式の企業を設立し、会計システム、福祉システムなどの開発、販売、メンテナンスなどを行っている。

- ・ 所在地 飾磨区上野田二丁目 88
- ・ 資本金 5,000 万円
- ・ 営業開始 昭和 60 年 4 月
- ・ 社員 障害者 3 人（うち 1 級 2 人、2 級 1 人）、健常者 1 人

- ・ 売上高 238,304 千円 (令和 7 年度)
- ・ 主力商品 福祉施設管理システム(財務、栄養管理、給与等)、社会福祉協議会システム、地域福祉システム、福祉情報システム 他

11 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金

保護者死亡(重度障害)後の障害者の生活の安定と福祉の増進を図るための共済制度。なお、低所得世帯に対しては1口目の掛金の一部を扶助し、県助成とあわせて自己負担を無償化している。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,108 千円(令和 7 年度実績 1,117 千円)

[掛金の減免及び扶助等の状況]

区分	免除率		件数
	県減免	市扶助	
生活保護により保護を受けている世帯	全額免除	—	0
県市民税を課せられていない世帯	7/10 免除	3/10 扶助	14
県市民税の所得割を課せられていない世帯	3/10 免除	7/10 扶助	4
県市民税の所得割を課せられている世帯	免除なし	扶助なし	42
合計	—	—	60

12 障害者福祉金

身体・知的・精神障害者に福祉金を支給することにより、生活の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする(所得制限有)。

- ・ 令和 8 年度予算額 377,887 千円(令和 7 年度実績 367,329 千円)

対象者	支給額
身体障害者 1 級	年額 30,000 円
身体障害者 2 級	年額 23,000 円
身体障害者 3 級	年額 15,000 円
身体障害者 4 級	年額 10,000 円
知的障害者(療育手帳 A、B1 の者)	年額 30,000 円
精神障害者 1 級	年額 30,000 円
精神障害者 2 級	年額 23,000 円
精神障害者 3 級	年額 15,000 円

※ 身体、知的、精神の複数の障害に該当する者に対する福祉金はそれぞれ支給する。

13 高齢重度障害者医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で、重度の身体、知的または精神障害者に対し、医療費の一部を助成する(所得制限有)。

- ・ 令和 8 年度予算額 378,698 千円(令和 7 年度実績 347,666 千円)

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数	助成額 (円)
令和 3 年度	3,861 (47,334)	96,489	362,981,170
令和 4 年度	3,702 (45,389)	95,536	353,541,709
令和 5 年度	3,644 (43,852)	95,694	355,627,495
令和 6 年度	3,620 (43,929)	95,644	356,193,213
令和 7 年度	3,566 (43,156)	94,148	342,564,458

14 重度障害者医療費助成

重度の身体、知的または精神障害者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 683,441 千円（令和 7 年度実績 629,610 千円）

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額 (円)
		現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	4,299 (51,360)	95,959	3,229	99,188	622,099,380
令和 4 年度	4,318 (51,998)	100,168	2,978	103,146	638,917,806
令和 5 年度	4,251 (51,599)	103,312	3,092	106,404	667,652,197
令和 6 年度	4,114 (50,131)	101,978	3,075	105,053	646,027,449
令和 7 年度	4,056 (49,035)	100,020	3,254	103,274	624,027,724

15 訪問診査事業

歩行困難等のため指定医療機関で受診することが困難な在宅重度身体障害者に対して医師等を派遣して診査を行い、障害者福祉の増進を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 103 千円（令和 7 年度実績 71 千円）

16 重度障害者福祉タクシー料金助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し、自立を支援するため、移動手段としてタクシーを利用した場合に、その費用の一部を助成する。

①身体障害者手帳 1・2 級を所持し、下肢、体幹または視覚に障害を有する者

②①以外の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する者（令和 2 年 10 月より助成対象）

※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

- ・ 令和 8 年度予算額 13,624 千円（令和 7 年度実績 14,090 千円）
- ・ 登録者 1,733 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）

17 重度障害者自動車燃料費助成事業

下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し自立を支援するため、本人の移動手段として本人または介護者所有の自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成する。

①身体障害者手帳 1・2 級を所持し、下肢または体幹に障害を有する在宅の者

②①以外の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する在宅の者

※ 障害者バス優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度または重度障害者福祉タクシー料金助成制度の選択者を除く。

- ・ 令和 8 年度予算額 38,848 千円（令和 7 年度実績 35,424 千円）
- ・ 登録者 2,050 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）

18 重度身体障害者見守り安心サポート事業

単身の重度身体障害者に対して定期的な安否確認、健康・医療相談、緊急事態対応ができる通報機器を貸与する。

- ・ 令和 8 年度予算額 225 千円（令和 7 年度実績 21 千円）

19 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業

補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理等に要する経費の一部を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 60 千円（令和 7 年度実績 60 千円）

20 障害者等災害時非常用電源装置購入費助成事業

人工呼吸器の装着が必要な在宅の身体障害者（児）、難病患者等に対し、災害時非常用電源装置の購入に係る費用の全部又は一部を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,480 千円

◎ 自立支援給付事業

障害者総合支援法に基づき、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指した障害福祉サービスの提供に要する費用を支給する。

1 介護給付

- ・ 令和 8 年度予算額 7,344,998 千円（令和 7 年度実績 7,085,620 千円）

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者等に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する援助を提供する。

(2) 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者に、居宅における身体介護や家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を提供する。

(4) 行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者または精神障害者に、行動する際に生じ

得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供する。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い障害者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

(6) 療養介護

医療と常時介護を要する障害者に、主として昼間に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を提供する。

(7) 生活介護

常時介護を要する障害者に、主として昼間に、障害者支援施設等で行われる身体介護等必要な日常生活上の支援を行うほか、創作的活動、生産活動の機会を提供する。

(8) 短期入所（ショートステイ）

介護を行う者の病気その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障害者に、身体介護その他必要な支援を提供する。

(9) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、身体介護その他必要な支援を提供する。

(10) やむを得ない事由による措置費

やむを得ない事由により、障害福祉サービスを利用することが著しく困難である者に対し、必要に応じて、障害福祉サービスの提供を障害福祉サービス事業者に委託する等の措置を行う。

(11) 特例介護給付費

養護者の急な入院等により、緊急的に障害福祉サービスの新規利用が必要となった者に対し、正規の支給手続が完了するまでの間、暫定的にサービスの支給を行う。

2 訓練等給付

・ 令和 8 年度予算額 5,426,635 千円（令和 7 年度実績 5,056,476 千円）

(1) 自立訓練

障害者に一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

(2) 就労選択支援（令和 7 年 10 月 1 日から）

障害者が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

(3) 就労移行支援

就労を希望する障害者に一定の期間、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(4) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

(5) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、その他の者との連絡調整等を行う。

(6) 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した生活を営む上での問題に、一定の期間、巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。

(7) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

3 障害児通所支援給付費

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供に要する費用を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,394,317 千円（令和 7 年度実績 2,897,402 千円）

4 相談支援給付費

障害福祉サービス等を利用する障害者等に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成したとき、また入所施設からの退所や精神科病院から退院するにあたり、地域生活への移行のための入所支援等を行った時に要する費用を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 320,623 千円（令和 7 年度実績 296,470 千円）

5 高額障害福祉サービス費

- ・ 令和 8 年度予算額 14,903 千円（令和 7 年度実績 16,612 千円）

- (1) 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合や、介護保険サービスを併用する利用者、障害児施設の利用者がいる場合、補装具の購入または修理した者がいる場合、障害児通所支援と地域生活支援サービスを併用する場合（障害福祉サービスを併用する場合を除く。）に、世帯で支払う利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。
- (2) 一定の要件を満たす 65 歳以上の障害者が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、その利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

6 特定障害者特別給付費

- ・ 令和 8 年度予算額 130,698 千円（令和 7 年度実績 130,674 千円）

- (1) 入所施設等の利用者に対して、食費及び光熱水費の全部または一部を支給する。
- (2) グループホームの利用者に対して、家賃分として 1 人あたり月額 1 万円を上限に支給する。

7 療養介護医療費

療養介護サービスの利用者に対して、食費及び医療費の全部または一部を支給する。

- ・ 令和 8 年度予算額 87,509 千円（令和 7 年度実績 82,542 千円）

8 自立支援医療費

身体障害者の更生や身体障害児の生活能力獲得に必要な医療及び精神障害者の精神通院医療にかかる費用を支給する（精神通院医療は兵庫県負担）。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- ・ 令和 8 年度予算額 638,448 円（令和 7 年度実績 678,225 円）

〔医療費等の状況〕

(令和 7 年度実績)

区分	更生医療		育成医療		精神通院医療
	認定件数	レセプト件数	認定件数	レセプト件数	
視覚障害	0	0	0	0	—
聴覚障害	1	3	2	3	—
言語障害	1	12	4	7	—
肢体障害	57	123	0	0	—
内部障害	496	5438	2	3	—
精神障害	—	—	—	—	8,662 人
合計	555	5,576	8	13	8,662 人
合計金額	677,602,890 円		621,779 円		—

9 補装具費等

(1) 補装具費

障害者、障害児の失われた身体機能などを補うための補装具（義肢、装具、車椅子、歩行補助杖、眼鏡、補聴器等）の交付、借受または修理にかかる費用を支給する。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- ・ 令和 8 年度予算額 167,586 千円（令和 7 年度実績 163,361 千円）

(令和 7 年度実績)

区分	補装具（身体障害者）			補装具（身体障害児）		
	交付	修理	合計	交付	修理	合計
視覚障害（件）	60	0	60	1	0	1
聴覚障害（件）	176	85	261	19	20	39
肢体障害（件）	226	291	517	253	55	308
その他（件）	5	2	7	0	0	0
合計	467	378	845	273	75	348
合計金額（円）	68,258,779	18,403,027	86,661,806	74,714,432	1,984,284	76,698,716

- ・ 身体障害者移動相談

補装具の交付または修理の判定を行う身体障害者更生相談所へ行くことが困難な障害者について、補装具の判定を姫路市で実施する。（年 3 回実施予定）

(令和 7 年度実績 68 件)

(2) 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため、補聴器購入費等を一部助成する。

- ・ 費用負担 購入費の 3 分の 1（ただし公費負担の上限あり）
- ・ 令和 8 年度予算額 1,492 千円（令和 7 年度実績額 1,400 千円）
- ・ 補聴器交付 26 台、耳あて交換 22 個（令和 7 年度交付実績）

10 共同生活援助利用促進助成事業

グループホームの低所得利用者に対して、家賃から1万円を引いた額の半額（上限月1万5千円）を補助する。また、医療支援型グループホームに補助することで、医療的ケアが必要な障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備する。

- ・ 令和8年度予算額 84,204千円（令和7年度実績 70,705千円）

11 障害福祉基盤整備事業

(1) 医療的ケア児等支援体制整備支援事業

医療的ケア児等やその家族が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉など関係機関と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談支援体制の整備を進める。

- ・ 令和8年度予算額 2,013千円（令和7年度実績 1,543千円）

(2) 介護テクノロジー導入支援事業

障害福祉現場における職員の業務負担の軽減、労働環境の改善及び業務の効率化を推進するため、ICT機器等の導入に要する費用を補助する。

- ・ 令和8年度予算額 8,458千円（令和7年度実績 2,471千円）

(3) 放課後等デイサービス人材確保事業

新規の放課後等デイサービス事業所における児童発達支援管理責任者、児童指導員等の専門人材の確保、職場定着及び離職防止を図るため、事業所を通じて対象者に3年間にわたり一時金を給付する。

- ・ 令和8年度予算額 8,000千円（令和7年度実績 2,720千円）

(4) 障害福祉サービス事業所等サポート事業

障害福祉サービス事業所等の処遇改善加算の取得、人材確保、業務継続計画の策定等を支援するため、社会保険労務士等の専門家による個別相談体制を確保する。

- ・ 令和8年度予算額 3,184千円（令和7年度実績 1,269千円）

(5) 障害福祉サービス事業所等向け相談事業

障害福祉サービス事業所等を対象に弁護士による法律相談窓口を整備し、利用者等からのカスタマーハラスメント対応、契約トラブル、対策マニュアルの策定等を支援する。

- ・ 令和8年度予算額 264千円（令和7年度実績 198千円）

◎ 地域生活支援事業

1 相談支援機能強化事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等の相談への対応、相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等の取組を行い、相談支援機能の強化を図る。

- ・ 令和8年度予算額 58,674千円（令和7年度実績 51,077千円）

2 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、事業所への療育技術指導、療育機関に対する支援を行い、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

- ・ 令和8年度予算額 1,302千円（令和7年度実績 1,091千円）

3 地域自立支援協議会経費

地域自立支援協議会及び専門部会等を開催し、地域の障害福祉に関する協議を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,624 千円（令和 7 年度実績 1,635 千円）

4 障害者成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者について、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり法律行為等を行う障害者成年後見制度の利用を支援する。

- ・ 令和 8 年度予算額 5,793 千円（令和 7 年度実績 4,728 千円）

5 障害者家族等支援事業

障害者とその家族等が地域で安心して生活するために、お互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流活動に対して助成を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 900 千円（令和 7 年度実績 900 千円）

6 手話通訳者等養成事業

聴覚障害者の生活等について理解し、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者等及び盲ろう者に触手話、指点字等を行う盲ろう者向け通訳介助員に加え、失語症者向け意思疎通支援者を養成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 4,602 千円（令和 7 年度実績 4,392 千円）

7 意思疎通支援者派遣事業

聴覚障害者及び音声言語機能障害者等が公的機関等へ外出する場合に、意思疎通支援者を派遣する。

- ・ 費用負担 なし
- ・ 令和 8 年度予算額 10,601 千円（令和 7 年度実績 9,457 千円）

〔派遣状況〕

種別	登録人員	派遣利用者	派遣延回数
手話奉仕員	39 人	96 人	1,166 回
要約筆記奉仕員	14 人	12 人	67 回
盲ろう者向け通訳介助員	16 人	5 人	201 回

8 手話通訳設置事業

市役所本庁舎に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 5,418 千円（令和 7 年度実績 5,270 千円）

9 要約筆記者等養成事業

聴覚障害者の特徴や福祉制度について理解し、要約筆記や触点字等で聴覚障害者等の社会生活を支援する要約筆記者等を養成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,793 千円（令和 7 年度実績 1,669 千円）

10 日常生活用具費

原則、在宅の重度障害者（児）等の日常生活上の便宜を図るための用具の購入または借受にかかる日常生活用具費を支給する。

- ・ 費用負担 家計の負担能力等に応じた額
- ・ 令和 8 年度予算額 154,642 千円（令和 7 年度実績 153,779 千円）

〔日常生活用具給付等状況〕

品目	件数	品目	件数
特殊寝台	16	携帯用会話補助装置	1
特殊マット	14	情報・通信支援用具	15
特殊尿器	0	点字ディスプレイ	1
入浴担架	4	点字器	0
体位変換器	8	点字タイプライター	0
移動用リフト	4	視覚障害者用ポータブルレコーダー	8
訓練いす	2	視覚障害者用活字文書等読上げ装置	1
入浴補助用具	20	視覚障害者用読書器	10
便器	4	視覚障害者用時計	9
つえ（T 字状・棒状）	8	聴覚障害者用通信装置（FAX）	5
移動・移乗支援用具	19	聴覚障害者用情報受信装置	0
頭部保護帽	19	人工喉頭	7
特殊便器	0	点字図書	1
火災警報器	1	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	0
自動消火器	0	人工内耳用専用電池	105
電磁調理器	0	ストーマ用装具	10,658
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	紙おむつ	3,192
聴覚障害者用屋内信号装置	4	収尿器	0
透析液加温器	2	洗腸用具	24
ネブライザー（吸入器）	8	居宅生活動作補助用具	10
電気式たん吸引器	51		
酸素ボンベ運搬車	0		
視覚障害者用体温計（音声式）	2		
視覚障害者用体重計	3		
音声血圧計	3		
動脈血中酸素飽和度測定器	2		
人工呼吸器用非常電源装置	7		
		合計	14,248

11 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

- ・ 令和 8 年度予算額 138,754 千円（令和 7 年度実績 125,807 千円）

12 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

- ・ 令和 8 年度予算額 32,328 千円（令和 7 年度実績 32,451 千円）

13 障害者小規模通所支援事業

小規模通所施設における生産活動品の販路拡大及び品質向上等を図り、事業所で就労する障害者の工賃水準を向上させる。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,384 千円（令和 7 年度実績 3,035 千円）

14 福祉ホーム事業

住居を求める障害者に対し、低額な料金で居室等の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

- ・ 令和 8 年度予算額 5,240 千円（令和 7 年度実績 5,521 千円）

15 訪問入浴サービス事業

在宅の常時臥床の状態にある障害者等に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 13,844 千円（令和 7 年度実績 11,291 千円）

16 日中短期入所事業

介護者の病気等の理由により介護が必要な障害者等に対して、施設等において介護を提供する。

- ・ 令和 8 年度予算額 7,439 千円（令和 7 年度実績 6,233 千円）

17 タイムケア事業

特別支援学校等に在籍する在宅の小学生、中学生または高校生の家族の就労支援及び一時的休息を目的とした放課後等における障害児の預かり事業を実施する。

- ・ 令和 8 年度予算額 30,240 千円（令和 7 年度実績 35,191 千円）

18 知的障害者・障害児社会参加助成事業

知的障害者・障害児の社会参加等の支援活動を行う団体に助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,296 千円（令和 7 年度実績 834 千円）

19 障害者ガイドマップ作成事業

障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、市民参画による福祉マップを作成し、障害者に情報提供する。

- ・ 令和 8 年度予算額 400 千円（令和 7 年度実績 400 千円）

20 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業

障害者の健康増進や社会参加の促進を目的に、スポーツ大会等を開催する。

- ・ 令和 8 年度予算額 549 千円（令和 7 年度実績 428 千円）

21 障害者料理講習会事業

視覚障害者または聴覚障害者等を対象に料理講習会を開催する。

- ・ 令和 8 年度予算額 467 千円（令和 7 年度実績 347 千円）

22 自動車運転免許取得・改造助成事業

- ・ 令和 8 年度予算額 2,200 千円（令和 7 年度実績 1,770 千円）

(1) 自動車運転免許取得

交通機関の利用が困難な身体障害者が、自動車を利用することにより生活の向上等が認められる場合に、自ら負担した運転免許取得の経費の 1/2 に相当する額（10 万円を限度）を助成する。

(2) 自動車改造助成

身体障害者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合に、自動車改造に要した費用（10 万円を限度）を助成する。

23 リフトバス利用者助成事業

車いすを使用する障害者等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をするうえで身体障害者用昇降リフト付バスを利用した場合、バス使用料の一部を助成する（1 団体 10 万円以内）。

- ・ 令和 8 年度予算額 188 千円（令和 7 年度実績 51 千円）

24 障害者就業促進・安定化事業

就業及び就業に伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする現に就労している障害者または就労を希望する障害者に対して行う指導、助言や職場開拓等を通し、地域における障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 16,238 千円（令和 7 年度実績 16,692 千円）

25 障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 4,226 千円（令和 7 年度実績 3,814 千円）

26 行動障害支援事業

強度行動障害への対応に苦慮する保護者・学校・事業者等に対し、助言または実地での支援を実施し、その対応力の向上を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 6,793 千円（令和 7 年度実績 8,000 千円）

27 障害者差別解消推進事業

障害者差別解消の推進及び手話の普及を図るための啓発事業、障害者週間に合わせた啓発事業等を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 5,729 千円（令和 7 年度実績 2,453 千円）

28 重度障害者大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学側が構築するまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,622 千円（令和 7 年度実績 0 千円）

29 重度障害者等就労支援事業

重度障害者等に対する就労支援として、通勤または職場等における支援を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 11,455 千円（令和 7 年度実績 3,983 千円）

総合福祉通園センター「ルネス花北」



1 設置の目的

総合福祉通園センターは、平成 2 年 4 月 1 日に開設し、障害児の診療、相談、リハビリテーション、保育等を総合的に実施する早期療育体制の確立を図るとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援などの障害福祉サービス事業及び地域活動支援センターを包括して、乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設である。

さらに、相談、療育、リハビリテーション等センターの機能を地域社会に展開することによって、地域福祉の増進を図ることも目的としている。また、既存の診療機能の拡充を目指して開設された発達医療センター花北診療所は、発達障害の専門医療機関として、地域における発達支援の中心的な役割を担っている。

2 施設の状況

(1) こども発達支援センター（児童発達支援センター）

昭和 36 年 7 月に開設されたつくし児童園と昭和 40 年 4 月に開設された白鳥園（両園とも平成 24 年度に児童福祉法の改正に伴い児童発達支援センターの指定を受けている）を統合し、令和 6 年 4 月 1 日より「姫路市立こども発達支援センター」となった。

（児童発達支援）

就学前の発達に遅れがある知的障害、肢体不自由（重心児、医ケア児含む）の幼児を対象に週 5 回通園（単独通園を基本として週 1 回親子通園）のクラスまたは月 2 回親子通園のクラスにて療育を提供し、集団生活を通して基本的生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、保護者に対して子育て全般にわたる援助を行っている。

- ・ 一日利用定員 60 名

〔年齢別〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年齢	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
男	0 人	0 人	7 人	8 人	12 人	27 人
女	0 人	0 人	5 人	4 人	6 人	15 人
合計	0 人	0 人	12 人	12 人	18 人	42 人

（保育所等訪問支援事業）

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生

活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、専門職員が訪問することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

旧つくし児童園（平成 26 年 4 月）、白鳥園（平成 24 年 4 月）に事業認可を受けて実施してきたが、令和 6 年 4 月、2 園の統合に伴い「姫路市立こども発達支援センター」として改めて事業認可を受け、実施している。

〔訪問延件数〕

（令和 7 年度実績）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1	2	1	0	1	1	2	1	1	1	0	1	12

（居宅訪問型児童発達支援事業）

通所の児童発達支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害がある就学前児の居宅を訪問し、子どもの特性や生活環境に応じて遊びやコミュニケーション等への発達支援および家族、家庭への支援を行う。旧白鳥園が令和元年 7 月に指定を受け、事業を実施していたが、令和 6 年 4 月より「姫路市立こども発達支援センター」として改めて事業認可を受け、実施している。

〔訪問延件数〕

（令和 7 年度実績）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	5

（児童発達支援センター中核機能による支援）

令和 7 年度より、従来「障害児等療育支援事業」として実施していた 18 歳以下の在宅障害児への支援（契約外）については、以下の「児童発達支援センターの中核機能」として実施している。

令和 7 年度実績

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能：2,967 件
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能：32 件
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能：671 件
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能：213 件

（2）発達相談担当

来所前や来所初期の段階の親子への支援に重点を置き、発達に難しさを持つ子どもの育ちを促すとともに、保護者の心理的な負担の軽減を目指した支援を行っている。

ア ケースワーク相談実施状況

〔相談件数〕

（令和 7 年度実績）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
初回面接（乳幼児）	17	19	32	22	17	19	10	7	5	14	18	15	195
初回面接（児童）	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
面接相談	0	3	3	0	1	3	2	0	0	0	1	0	13
電話相談	12	14	23	20	11	10	39	45	39	18	13	21	265
計	30	40	58	42	29	32	51	52	44	32	32	36	478

※ 初回面接（乳幼児）：はぐくみ相談室開設により、10月以降は直接相談来所者数が減少している。

※ 初回面接（児童）：6月以降は、初回面接を廃止し問診票による情報収集に変更した。

イ 心理相談実施状況

〔相談件数〕

（令和7年度実績）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	302	343	338	363	282	300	334	306	348	285	327	375	3,903

ウ 外来保育相談実施状況

〔利用延人数〕

（令和7年度実績）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	90	86	80	83	70	89	109	92	94	109	97	84	1,083

エ 障害児等療育支援事業

在宅障害児（者）の地域での生活を援助するために、総合的な相談、福祉サービスの提供や調整、訪問療育や保育所等施設支援を実施している。

（令和7年度実績）

療育等支援施設事業 （市事業）	在宅支援訪問療育等指導事業	3件
	在宅支援外来療育等指導事業	123件
	施設支援一般指導事業	90件
療育拠点施設事業 （県事業）	施設支援専門指導事業	3件
	在宅支援専門療育指導事業	0件

※ 療育等支援施設事業：令和7年度より、18歳以下の障害児を対象とした支援については、児童発達支援センターの中核機能として実施することとなったため、本事業は、18歳以上の在宅障害者を対象として実施している。

オ 相談支援事業所プレール

乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を継続する機能として、平成27年4月からつくし児童園の障害児相談支援事業所「プレール」を発達相談室（現発達相談担当）に設置した。

〔実施件数〕

（令和7年度実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基本相談	30	59	37	56	51	40	33	23	35	27	15	24	430
モニタリング	11	11	5	9	13	12	9	7	2	11	5	7	102
訪問	23	27	16	27	13	24	12	14	10	10	16	25	217

(3) ぱっそ kids（地域子育て支援拠点事業）

令和7年度より、こどもの未来健康支援センターに事業を移行している。

(4) 重度障害者活動支援センター「えぶりい」

医療的ケアが必要な重症心身障害者を対象とする生活介護事業所。個々に応じて必要な医療的ケアを安全に行いながら、生活の質の向上を図るために必要な日中活動の提供や社会参加の促進、身体機能・健康の維持を目的としたリハビリ等を実施している。

- ・ 一日利用定員 15 名

〔年齢別人員〕

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

性別	19 歳 以下	20 歳～ 24 歳	25 歳～ 29 歳	30 歳～ 34 歳	35 歳～ 39 歳	40 歳～ 44 歳	合計
男	1 人	2 人	0 人	1 人	2 人	0 人	6 人
女	3 人	2 人	3 人	1 人	0 人	0 人	9 人
合計	4 人	4 人	3 人	2 人	2 人	0 人	15 人

〔利用状況〕

(令和 7 年度実績)

	契約者 人数	日数	利用 予定数	延人数	送 迎		給 食	
					日数	延人数	日数	延人数
4 月	17	19	137	105	18	68	18	55
5 月	17	20	130	120	20	73	20	66
6 月	17	21	139	126	21	85	21	69
7 月	16	22	131	119	22	81	22	67
8 月	15	17	102	91	17	58	17	53
9 月	14	20	116	105	19	58	20	66
10 月	14	22	133	112	22	61	22	71
11 月	14	18	103	97	18	51	18	64
12 月	14	20	118	112	20	64	20	69
1 月	14	18	102	94	18	53	18	63
2 月	14	18	103	88	18	45	18	59
3 月	14	20	118	105	19	53	19	65
合計	—	235	1,432	1,274	232	750	233	767

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(5) 発達医療センター花北診療所（診療所）

発達医療センター花北診療所では、発達障害や脳性麻痺等に対する専門医療機関として、診療、リハビリテーション、発達相談など、総合的な医療を展開している。診療科目は小児科、リハビリテーション科及び児童精神科である。発達にかかわる診療、てんかん治療等を行うとともに理学療法・作業療法・言語聴覚療法等のリハビリテーションや相談を実施している。

ア 診療報酬請求件数

（令和 7 年度実績）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	1,285	1,317	1,019	1,264	1,228	1,371	1,228	1,220	1,273	1,178	1,236	1,248	14,867

イ 診療報酬等収入状況

（令和 7 年度実績）（単位 千円）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
金額	10,326	10,726	7,437	10,851	10,264	11,362	10,074	10,306	10,588	9,378	9,899	10,217	121,428

ウ リハビリテーション実施状況

〔実施延件数〕

（令和 7 年度実績）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
理学	267	368	356	390	288	321	335	299	337	342	296	355	3,954
作業	190	263	275	309	271	279	296	271	307	324	297	341	3,423
言語	204	343	306	347	312	311	311	289	307	318	280	342	3,670
小計	661	974	937	1,046	871	911	942	859	951	984	873	1,038	11,047

(6) 障害者支援センター（障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護））

障害者支援センターは、3園(かしのき園、しらさぎ園、しいのみ園)を統合し、平成 29 年 9 月に開設した。障害者を対象に、一般就労への促進や、さまざまな日中活動の場の提供、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。障害者総合支援法に基づき、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護の指定を受けている。



〔通園状況〕

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業名	項目	人数
自立訓練	在籍者数	2
	一日利用定員	15
就労移行支援	在籍者数	3
	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続支援 B 型	在籍者数	34
	一日利用定員	40
生活介護	在籍者数	40
	一日利用定員	50

〔年齢別人員〕

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業名	性別	19 歳以下	20 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	40 歳以上	合計
自立訓練	男	1	0	0	1	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	1	0	0	2
就労移行支援	男	0	1	0	0	0	0	1
	女	0	0	2	0	0	0	2
	計	0	1	2	0	0	0	3
就労継続支援 B 型	男	1	2	1	3	0	14	21
	女	0	2	1	0	1	9	13
	計	1	4	2	3	1	23	34
生活介護	男	5	3	8	5	0	8	29
	女	1	0	2	3	0	5	11
	計	6	3	10	8	0	13	40
合計		8	8	14	12	1	36	79

〔種目別授産収入状況〕

(障害者支援センター)

(令和 7 年度実績)

製菓	Café ぴあのぴあへの	喫茶ふれあい、あっとゆへる	洗 車	水耕栽培
14,120,076 円	2,980,387 円	5,937,837 円	861,065 円	526,937 円
軽作業	合計			
4,886,560 円	29,312,862 円			

(7) かしのきの里 (障害福祉サービス事業 (就労移行支援、就労継続支援 B 型及び就労定着支援事業))

かしのきの里は、昭和 63 年 4 月に開設され、障害者を対象に、日々の就労を通して、自活に必要な訓練の機会を提供し、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。平成 24 年度から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、就労移行支援及び就労継続支援 B 型の指定を受けた。平成 30 年 10 月からは就労定着支援事業の指定も受けている。

〔通園状況〕

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業名	項目	人数
就労移行支援	在籍者数	2
	一日利用定員	10

事業名	項目	人数
就労継続支援 B 型	在籍者数	20
	一日利用定員	25

事業名	項目	人数
就労定着支援	契約者数	10

〔年齢別人員〕

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業名	性別	19 歳以下	20 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	40 歳以上	合計
就労移行支援	男	2	0	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	0	0	2
就労定着支援	男	0	6	3	0	0	0	9
	女	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	7	3	0	0	0	10
就労継続支援 B 型	男	0	6	0	0	1	11	18
	女	0	0	0	0	0	2	2
	計	0	6	0	0	1	13	20
合計		2	13	3	0	1	13	32

〔種目別授産収入状況〕

(令和 7 年度実績)

園外実習 (古紙回収等)	クリーン作業	陶芸	合計
2,357,496 円	13,900,092 円	1,007,295 円	17,264,883 円

(8) 書写障害者デイサービスセンター（障害福祉サービス事業（生活介護））

平成 18 年 10 月から障害福祉サービス事業(生活介護)の指定を受けており、平成 22 年 3 月 29 日の移転新築に伴い、名称を白鳥自立センターから書写障害者デイサービスセンターに変更した。



地域において社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを実施している。その人の人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業（生活介護）、給食サービス、入浴サービス、送迎サービスを実施するとともに、登録特定行為事業者として医療的ケアを必要とする人に必要なサービスを行う等、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

- ・ 一日利用定員 25 名（内、医療的ケアを必要とする人 5 名）
- ・ 契約者数 28 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

〔書写障害者デイサービスセンター利用状況〕

（令和 7 年度実績）

月	基本サービス実施数		入浴サービス実施数		送迎サービス実施数		給食利用件数	
	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数※	実施日数	利用延人数
4 月	19	248	19	54	19	387	19	238
5 月	20	265	20	53	20	405	20	254
6 月	21	279	21	54	21	441	21	268
7 月	22	307	22	77	22	472	22	291
8 月	17	220	17	58	17	356	17	211
9 月	20	266	20	73	20	437	20	254
10 月	22	294	22	86	22	485	22	276
11 月	18	252	18	75	18	413	18	241
12 月	20	275	20	78	20	460	20	261
1 月	19	272	19	74	19	442	19	260
2 月	18	242	18	68	18	399	18	231
3 月	20	281	20	79	20	467	20	267
合計	236	3,201	236	829	236	5,164	236	3,052

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(9) 広畑障害者デイサービスセンター（障害福祉サービス事業（生活介護））

平成 16 年 5 月に西保健センター、広畑保健福祉サービスセンターの複合施設として開設された。
平成 18 年 10 月から障害福祉サービス事業（生活介護）の指定を受け、姫路市南部を中心に社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対してサービスを実施している。

その人の人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業（生活介護）、給食サービス、入浴サービス、送迎サービスを実施し、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

- ・ 一日利用定員 20 名
- ・ 契約者数 26 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）

〔広畑障害者デイサービスセンター利用状況〕

（令和 7 年度実績）

月	基本サービス実施数		入浴サービス実施数		送迎サービス実施数		給食利用件数	
	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数	実施日数	利用延人数※	実施日数	利用延人数
4 月	19	267	19	69	19	470	19	253
5 月	20	275	20	64	20	477	20	258
6 月	21	292	21	69	21	501	21	274
7 月	22	304	22	70	22	532	22	288
8 月	17	231	17	69	17	404	17	219
9 月	20	264	20	68	20	446	20	243
10 月	22	297	22	71	22	510	22	276
11 月	18	246	18	64	18	425	18	234
12 月	20	278	20	66	20	479	20	278
1 月	19	260	19	63	19	451	19	258
2 月	18	238	18	62	18	403	18	238
3 月	20	278	19	64	20	474	20	278
合計	236	3,230	235	799	236	5,572	236	3,097

※ 送迎サービスの「利用延人数」については、片道ごとに計上

(10) 在宅障害者デイ・サービスルーム（地域活動支援センターⅡ型）

平成 2 年 10 月に開設。在宅障害者の方に対して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な文化的、創作的、レクリエーション的活動を行っている。平成 18 年 10 月からは、地域生活支援事業における地域活動支援センターⅡ型の指定を受けている。

〔令和 8 年度 1 週間のプログラム〕

曜日	月	火	水	木	金	
午前	音楽教室	ちぎり絵教室	パソコン教室 2	絵画教室	おどりましょう 料理教室	
午後	手芸教室	パソコン教室 1	スポーツ教室	習字教室	アートセラピー フラワーアレンジ メント	ほっと サロン

※ ほっとサロン：体験教室、個別対応、利用者自主企画、暮らしを考えるプログラム等

※ アートセラピー、フラワーアレンジメントは月 1 回実施

※ 教室の時間：午前 10 時～午前 12 時、午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分（料理教室は午前 10 時～午後 1 時 30 分）

〔教室別実施状況〕

（令和 7 年度実績）

教室名	実施回数	延利用 人員
音楽（月曜）	43	295
手芸（月曜）	42	156
ちぎり絵（火曜）	45	75
パソコン 1（火曜）	46	114
パソコン 2（水曜）	47	113
スポーツ（水曜）	48	350
絵画（木曜）	50	258
習字（木曜）	50	205
おどりましょう（金曜）	48	201
料理（金曜）	47	157
ほっとサロン（金曜）	24	84
アートセラピー （月 1 回金曜）	12	39
フラワーアレンジメント （月 1 回金曜）	12	30
その他プログラム	12	17
合計	526	2,094

〔教室別利用者状況〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

教室名	男	女	合計
音楽（月曜）	4	7	11
手芸（月曜）	0	7	7
ちぎり絵（火曜）	2	6	8
パソコン 1（火曜）	2	5	7
パソコン 2（水曜）	3	2	5
スポーツ（水曜）	5	5	10
絵画（木曜）	7	4	11
習字（木曜）	3	2	5
おどりましょう（金曜）	1	7	8
料理（金曜）	2	6	8
ほっとサロン （月 2～3 回金曜）	1	5	6
アートセラピー （月 1 回金曜）	1	4	5
フラワーアレンジメント （月 1 回金曜）	0	4	4
計	31	64	95
実人員	13	20	33

(11) 障害者体育館（体育施設）

障害者にスポーツ活動の場を提供して、生きがいと健康の増進を図るとともに、スポーツを通じて障害者相互の交流を図ることを目的としている。

現在の障害者体育館は、建替えにより平成 23 年 4 月に供用が開始され、スポーツ備品や空調設備の充実により、利用者の利便性の向上を図っており、障害者体育館独自事業として、障害者向けのスポーツ教室やスポーツのつどいを実施している。また令和 6 年度より新たに、一般企業で働く障害者の余暇の充実と交流を目指すレクリエーションのつどいを実施している。

〔利用件数〕

（令和 7 年度実績）

月	障害者		その他		合計	
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
4 月	85	1,024	25	462	110	1,486
5 月	86	966	24	429	110	1,395
6 月	79	896	25	414	104	1,310
7 月	87	1,066	21	342	108	1,408
8 月	89	1,143	27	406	116	1,549
9 月	74	857	24	326	98	1,183
10 月	81	1,096	22	354	103	1,450
11 月	79	924	28	454	107	1,378
12 月	68	887	23	324	91	1,211
1 月	72	867	21	243	93	1,110
2 月	76	843	30	402	106	1,245
3 月	86	951	32	509	118	1,460
合計	962	11,520	302	4,665	1,264	16,185

〔利用内容〕

（令和 7 年度実績）

種目	回数	延人数
障害者バレー	125	1,313
障害者テニス	89	178
障害者卓球	75	1,000
障害者バスケット	104	273
障害者バドミントン	113	2,101
その他	456	6,655
計	962	11,520
健常者バレー	32	453
健常者テニス	3	16
健常者卓球	40	800
健常者バスケット	42	711
健常者バドミントン	89	458
その他	96	2,227
計	302	4,665
合計	1,264	16,185

〔障害者スポーツ教室〕

（令和 7 年度実績）

区分	回数	延参加者
ボッチャ教室	18	160
チャレンジ教室 （しっかりコース）（ゆったりコース）	18	117
エアロビクス教室 （しっかりコース）（ゆったりコース）	18	121

〔障害者スポーツ事業〕

（令和 7 年度実績）

区分	回数	延参加者
障害者スポーツのつどい	2	45
レクリエーションのつどい	2	11

(12) 障害者やすらぎルーム（障害者一時保護施設）

障害児・者の保護者等に緊急事由（病気、冠婚葬祭等）が発生した際に一時的に預かることで、保護者等の介護負担を軽減することを目的としている。（利用時間 午前 9 時～午後 9 時）

〔平日利用状況〕

（令和 7 年度実績）

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	39	通院	149
地域行事	1	その他	3
冠婚葬祭	1	合計	193

〔土日祝日利用状況〕

（令和 7 年度実績）

利用事由	利用件数	利用事由	利用件数
学校行事	25	通院	18
地域行事	1	その他	2
冠婚葬祭	6	合計	52

3 センターの事業

(1) ルネス花北公開セミナー

福祉施設職員等の専門性の向上を図るとともに、市民の障害福祉に関する理解の深化及び市民への啓発・広報を行うことを目的とし、毎年 1 回ルネス花北公開セミナーを実施している。令和 7 年度はイーグレ姫路で開催する障害福祉課主催の障害者週間事業と同日に開催し、共同で広報を実施するなど集客の増加に努めた。

令和 7 年度実績

- ・ 開催時期 令和 7 年 12 月 7 日（日）
- ・ 場所 あいめっせホール
- ・ 参加者 86 名（市民及び県下の福祉施設職員、行政職員、教員、保育士、障害のある方やその家族などテーマに関心のある方々）
- ・ テーマ 発達障害とともに～父として記者として 20 年の学び～
- ・ 内容 当事者の父による講演

(2) 地域交流事業

地域との交流を図り、障害者福祉の理解を深めることを目的として、従来は「花の北福祉まつり」として「ふれあおう、みつけよう、新しい出会い」をテーマに、地元の自治会、子ども会の協力を得て、屋台練りの参加や模擬店・バザー、舞台での催しなどを実施していたが、平成 30 年度以降、気象状況や新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。令和 3 年度からコロナ禍においても地域との交流を図るため、障害者が働くカフェの紹介と利用促進、小学生による障害者が行っている製作活動の体験会として新たな形で事業を実施している。加えて令和 4 年度からは隣接する増位中学校 2 年生を対象とした出前講座を実施し、令和 6 年度は障害者支援センターにおいて地域交流イベントとして、スタンプラリーや模擬店の開催、事業内容のポスターや紹介動画の掲示、こころのひんの販売などを実施した。

令和 7 年度実績

増位中学校出前授業

- ・ 開催時期 令和 7 年 10 月 8 日（水）
- ・ 場所 増位中学校
- ・ 参加者 2 年生 143 名

カフェの紹介と利用促進

- ・ 開催時期 令和 7 年 7 月・8 月
- ・ 場所 障害者支援センター（cafe あつと・ゆ〜る）、総合福祉通園センター（喫茶ふれあい）
- ・ 参加者 地域住民等 34 名、地域の小学生 65 名

地域交流イベント

- ・ 開催日 令和 7 年 9 月 20 日（土）
- ・ 場 所 障害者支援センター、在宅障害者デイ・サービスルーム
- ・ 参加者 施設利用者 68 名、ボランティア 76 名、地域住民等 計 564 名

かしのきの里や書写障害者デイサービスセンターにおいても地元の自治会や子ども会、高等学校、近隣の社会福祉施設とともに地域交流イベントをそれぞれ実施した。広畑障害者デイサービスセンターについては広畑中学校の 1 年生を対象に出前授業を実施するなど、様々な形での地域交流の機会が広がっている。

児童福祉

近年の子育て家庭を取り巻く環境の変化等により、多様化するニーズに対応することが求められており、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が実施され、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化がスタートした。

本市では、姫路市子ども・子育て支援事業計画に定める各種事業の実施のほか、児童扶養手当等諸手当金の給付、児童厚生施設の運営などを行い、子どもの育ちや子育て支援の充実を目指している。

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設である。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設である。本市には、幼保連携型（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく学校及び児童福祉施設）、幼稚園型（学校教育法に基づく学校であり、保育所機能を有するもの）、保育所型（児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園機能を有するもの）の 3 類型がある。

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。

〔特定教育・保育施設数〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

施設類型	令和 8 年度		
	市立	私立	合計
認定こども園	12	76	88
幼保連携型	12	46	58
幼稚園型	—	6	6
保育所型	—	24	24
保育所	17	11	28
幼稚園	28	1	29
合計	57	88	145

〔認定別・年齢別利用児童数〕

(各年 4 月 1 日現在)

年度	公私別	施設数	利用 定員	利用児童数							
				認定別	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 4 年度	市立	63	3,271	1 号	—	—	—	204	554	583	1,341
			3,284	2・3 号	56	292	425	556	639	684	2,652
	私立	85	2,699	1 号	—	—	—	844	796	740	2,380
			9,717	2・3 号	271	1,101	1,570	1,831	2,035	2,112	8,920
	合計	148	18,971	—	327	1,393	1,995	3,435	4,024	4,119	15,293
令和 5 年度	市立	62	2,901	1 号	—	—	—	238	459	571	1,268
			3,307	2・3 号	56	274	399	494	596	647	2,466
	私立	88	2,696	1 号	—	—	—	814	772	709	2,295
			9,901	2・3 号	270	1,125	1,584	1,904	2,000	2,121	9,004
	合計	150	18,805	—	326	1,399	1,983	3,450	3,827	4,048	15,033
令和 6 年度	市立	60	2,607	1 号	—	—	—	221	391	482	1,094
			3,169	2・3 号	50	267	357	481	545	602	2,302
	私立	88	2,589	1 号	—	—	—	770	716	707	2,193
			9,938	2・3 号	278	1,153	1,574	1,888	2,082	2,069	9,044
	合計	148	18,303	—	328	1,420	1,931	3,360	3,734	3,860	14,633
令和 7 年度	市立	58	2,475	1 号	—	—	—	224	349	404	977
			3,139	2・3 号	60	252	347	460	503	560	2,182
	私立	88	2,512	1 号	—	—	—	803	658	657	2,118
			9,915	2・3 号	306	1,122	1,566	1,861	2,057	2,129	9,041
	合計	146	18,041	—	366	1,374	1,913	3,348	3,567	3,750	14,318
令和 8 年度	市立	57	2,459	1 号	—	—	—	198	284	366	848
			3,139	2・3 号	45	242	329	444	493	509	2,062
	私立	88	2,467	1 号	—	—	—	725	717	593	2,035
			9,854	2・3 号	344	1,166	1,555	1,803	1,997	2,102	8,967
	合計	145	17,919	—	389	1,408	1,884	3,170	3,491	3,570	13,912

※ 他市町施設の利用者及び他市町からの利用者を除く。

※ 1 号認定：満 3 歳以上の子どもで、教育を希望するもの

2 号認定：満 3 歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

3 号認定：満 3 歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

<令和 5 年 4 月 1 日以前に生まれた児童>

利用者負担額は、所得に関わらず0円。

給食費、諸経費(制服代、バス送迎利用代など)等については別途負担が必要です。

費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。

<令和 5 年 4 月 2 日以降に生まれた児童>

		階層区分	保育標準時間認定 (最長 11 時間まで)	保育短時間認定 (最長 8 時間まで)	
A		生活保護世帯	0	0	
B		市民税非課税世帯	0	0	
C	1	生活保護世帯を除く、当該年度市民税所得割課税額の区分が次の区分に該当するもの(なお、4 月分～8 月分は前年度市民税所得割課税額の区分により算定する)	48,600 円未満	13,500 <6,750>	13,300 <6,650>
	2		59,000 円未満	19,600 <9,800>	19,300 <9,650>
	3		79,000 円未満	24,000 <12,000>	23,600 <11,800>
	4		97,000 円未満	28,000 <14,000>	27,500 <13,750>
	5		121,000 円未満	33,000 <16,500>	32,400 <16,200>
	6		145,000 円未満	39,500 <19,750>	38,800 <19,400>
	7		169,000 円未満	43,500 <21,750>	42,800 <21,400>
	8		230,000 円未満	48,000 <24,000>	47,200 <23,600>
	9		301,000 円未満	53,000 <26,500>	52,100 <26,050>
	10		397,000 円未満	56,500 <28,250>	55,500 <27,750>
11	397,000 円以上	61,000 <30,500>	60,000 <30,000>		

- ① 市民税の所得割課税額は、「市民税の決定通知書(6 月頃市民税課が発行)」や「課税証明書」で確認することができます。この市民税の額を計算する場合には、税額控除(調整控除は除く)は適用しません。
 - ② ひとり親世帯または在宅障害者のいる世帯の場合
 - ・所得割課税額 77,100 円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、保護者と生計が同一の子や孫等を計算の対象とし、第 1 子は 9,000 円、2 人目以降は無料となります。
 - ・所得割課税額 48,600 円未満の世帯は、第 1 子は< >内の額、2 人目以降は無料となります。
 - ③ 多子世帯の場合
 - ・所得割課税額 57,700 円以上の世帯は、小学校就学前の範囲において、2 人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部※、児童心理治療施設通所部に入所しているか、児童発達支援※及び居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、利用している内、最年長の子どもから順に第 1 子、第 2 子、第 3 子とカウントし、第 2 子は< >内の額、第 3 子以降は無料となります。
 - ※印のついた施設等に通われている児童が同じ世帯にいる場合、「多子軽減の申告書」を提出する必要がありますので、該当される方はこども保育課または各施設で手続きを行ってください。
 - ・所得割課税額 57,700 円未満の世帯は、第 1 子の年齢や幼稚園等の施設の利用の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に第 1 子、第 2 子、第 3 子とカウントし、第 2 子は< >内の額、第 3 子以降は無料となります。
 - ④ 特別な場合を除き、途中で施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担は 1 ヶ月分が必要となります。1 ヶ月すべてお休みされても、その月の利用者負担は負担していただく必要があります。
 - ⑤ 市民税が政令市で課税されている場合は政令市以外の市町村と同じ基準で計算しなおした市民税額をもとに利用者負担額を計算します。
- ※ 掲載内容は、令和 7 年 9 月 1 日現在のものです。

(2) 私立施設教育・保育給付費

保育の必要性等について市が認定した児童のうち、私立（市外公立を含む）の認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育に要する費用を給付する。

- ・ 令和 8 年度予算額 14,890,318 千円（令和 7 年度実績 14,485,860 千円）

2 乳児等通園支援給付（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、満 3 歳未満の未就園児の子どもが、月 10 時間の範囲内で認定こども園や保育所に通園した際の費用を給付する。

令和 6・7 年度にかけてモデル事業を実施。令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度以降は給付事業として実施する。

- ・ 令和 8 年度予算額 86,176 千円（令和 7 年度モデル事業実績 10 箇所 38,740 千円）

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

○利用者支援事業（基本型）

利用者の個別ニーズを把握して、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、利用支援等を実施する。また、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整や連携体制づくりに取り組む。

すこやか子育てセンターと駅前すくすくひろばに利用者支援員を各 2 名配置している。

- ・ 令和 8 年度予算額 534 千円（令和 7 年度実績 439 千円）

[相談件数]

年度	育児相談 (来所)	利用相談 (来所)	育児相談 (電話)	利用相談 (電話)	育児相談 (訪問)	合計
令和 3 年度	102	322	111	34	0	569
令和 4 年度	114	200	105	19	0	438
令和 5 年度	143	263	107	37	0	550
令和 6 年度	157	337	88	53	0	635
令和 7 年度	139	406	30	52	0	627

○利用者支援事業（特定型）

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。こども保育課に利用者支援員 3 名を配置している。

[相談件数]

年度	育児相談	無償化・保育料等 相談	施設利用相談	その他	合計	出張支援(回)
令和 3 年度	19	842	9,548	636	11,045	16
令和 4 年度					12,334	16
令和 5 年度					14,173	16
令和 6 年度					12,925	17
令和 7 年度					13,314	17

○利用者支援事業（こども家庭センター型）

児童福祉法第 10 条の 2 に基づく「こども家庭センター」。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が緊密に連携・協働し、一体的に相談支援を行う。

母子保健機能の詳細については P151、児童福祉機能の詳細については P93 参照。

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常の保育認定時間を超えて延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。

- ・ 令和 8 年度予算額 市立： 381,501 千円（令和 7 年度実績 29 箇所 322,731 千円）
私立： 152,471 千円（令和 7 年度実績 82 箇所 110,952 千円）
※うち公立 1 箇所は利用実績なし、私立 6 箇所は補助実績なし

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの開設・運営

市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童の保護及び健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を運営する。

ア 対象児童

市内の小学校に就学している留守家庭児童

イ クラブ数

67 クラブ（令和 8 年 5 月 1 日現在）

（専用施設、体育館コミュニティルーム、余裕教室等で実施）

ウ 実施日

日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日

エ 実施時間

授業終了時から午後 7 時まで（土曜日を除く長期休暇等の学校休業日は、午前 7 時（土曜日は、午前 8 時）から午後 7 時まで）

オ 利用料金

負担金 月額 8,000 円（8 月は月額 11,000 円）

延長負担金 月額 1,000 円

保険料 年額 500 円

間食費 月額 1,000 円

〔実施状況〕

（各年 5 月 1 日現在）

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
クラブ数	67	67	67	67	67
児童数	4,205	4,302	4,349	4,442	4,698

[クラブ一覧]

開設校区	所在地	電話
砥堀小	砥堀 1240-3	264-3166
水上小	西中島 382	283-5161
増位小	白国五丁目 9-10	284-2630
広峰小	峰南町 2-1	281-3138
城北小	伊伝居 614-1	284-7553
野里小	坊主町 3-1	283-5056
城乾小	南八代町 6-60	297-0680
城西小	新在家二丁目 4-1	292-2267
安室東小	田寺東二丁目 5-1	298-6634
安室小	田寺六丁目 11-12	297-5520
高岡小	西今宿四丁目 8-1	298-6086
高岡西小	上手野 1-1	298-5313
曾左小	書写 634-51	266-5158
峰相小	打越 582-1	267-8864
白鳥小	飾西 341	267-9009
青山小	青山北三丁目 42-1	267-0595
太市小	西脇 507	269-1855
東小	市之郷町二丁目 34	284-2612
城東小	城東町竹之門 1	284-2633
白鷺小中学校	本町 68-52	283-3188
船場小	東雲町一丁目 29	294-0076
城陽小	北条 923-1	283-1120
手柄小	延末 148-2	282-5888
荒川小	井ノ口 49-1	298-2523
八木小	八家 50	246-0228
糸引小	東山 114-1	246-5535
白浜小	白浜町甲 458	246-7855
妻鹿小	飾磨区妻鹿 786-3	245-8030
高浜小	飾磨区阿成鹿古 250	233-0818
飾磨小	飾磨区恵美酒 22	234-5388
津田小	飾磨区今在家三丁目 233	235-2334
英賀保小	飾磨区英賀清水町二丁目 76	238-2522
八幡小	広畑区西蒲田 1400-24	237-3526

開設校区	所在地	電話
広畑小	広畑区清水町一丁目 47	236-5667
広畑第二小	広畑区高浜町三丁目 35	236-1366
大津小	大津区天満 1001-4	236-8060
南大津小	大津区真砂町 40-34	238-2533
大津茂小	網干区田井 256-1	273-8832
網干小	網干区新在家 897-1	274-2202
網干西小	網干区浜田 24	273-1622
勝原小	勝原区丁 735-3	273-6881
旭陽小	網干区坂上 425-1	273-6733
余部小	余部区上余部 643-1	272-2123
船津小	船津町 921-2	232-1514
山田小	山田町西山田 114	263-2888
豊富小中学校	豊富町御蔭 925	264-0551
谷内小	飾東町八重畑 112-2	262-1561
谷外小	飾東町豊国 560	253-2818
花田小	花田町勅旨 264-2	252-2855
御国野小	御国野町御着 1049-3	252-6833
四郷学院	四郷町坂元 261-3	252-3010
別所小	別所町別所 673	252-6016
的形小	的形町の形 1619	254-3002
大塩小	大塩町汐咲二丁目 19	254-2126
林田小	林田町六九谷 523	261-2558
伊勢小	林田町上伊勢 886-1	261-4110
置塩小	夢前町宮置 235	335-3353
古知小	夢前町古知之庄 401-1	336-2250
前之庄小	夢前町前之庄 2838-1	336-1535
苅野小	夢前町苅野 299-2	336-0160
上菅小	夢前町護持 381-2	335-3983
菅生小	夢前町菅生潤 802-1	335-5235
香呂小	香寺町香呂 626	232-5366
中寺小	香寺町中寺 231	232-0080
香呂南小	香寺町須加院 173	264-2711
安富南小	安富町安志 869	(0790) 66-4370
安富北小	安富町朽原 642-1	(0790) 66-2430

(4) 子育て短期支援事業

家庭での児童の養育が困難となった場合等に、乳児院、児童養護施設または母子生活支援施設において一時的に養育・保護する。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,978 千円（令和 7 年度実績 2,980 千円）

〔費用負担（1 人/1 日）〕

区分	当該年度市民税非課税世帯等	その他の世帯
2 歳未満児及び慢性疾患児	1,100 円	5,350 円
2 歳以上児	1,000 円	2,750 円
緊急一時保護の母	300 円	750 円

※ 生活保護世帯は無料

〔利用状況（年度別推移）〕

年度	乳児院		児童養護施設		母子生活支援施設	
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数
令和 3 年度	22 人	70 日	33 人	96 日	6 人	24 日
令和 4 年度	40 人	189 日	30 人	111 日	2 人	4 日
令和 5 年度	54 人	185 日	78 人	219 日	11 人	132 日
令和 6 年度	39 人	121 日	66 人	205 日	4 人	12 日
令和 7 年度	82 人	219 日	40 人	124 日	7 人	97 日

※2 歳未満と 2 歳以上の兄弟姉妹の場合、同じ施設を利用できる場合あり。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（P153 参照）

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

本市では、24 箇所で実施しており、各実施場所において親子向けのプログラム等を実施している。また、合同研修等により、地域子育て支援拠点相互間の情報共有や連携を図っている。

〔地域子育て支援拠点事業実施場所一覧〕

名 称	所在地	電話番号
すこやかひろば	市之郷 1006-8 すこやかセンター3 階	223-5640
駅前すくすくひろば	駅前町 188-1 ピオレ姫路 6 階	223-6160
のびのび広場みらいえ	日出町三丁目 3 こどもの未来健康支援センター内	289-8011
わくわく広場いえしま	家島町真浦 2137-1 家島事務所 2 階	325-2641
わくわく広場ゆめさき	夢前町菅生澗 1384-1 菅生公民館 1 階	335-4153
わくわく広場こうでら	香寺町土師 396 香寺公民館 2 階	265-0666
わくわく広場やすとみ	安富町安志 1151 安富事務所 1 階	0790-66-4352
星の子つどいの広場	青山 1470 番地 24	267-3050
飾磨つどいの広場	飾磨区細江 2654 番地	234-6090
広畑つどいの広場	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	239-8440
網干つどいの広場	網干区垣内中町 120 番地	274-4732
東つどいの広場	花田町加納原田 813 番地	253-6001
安室つどいの広場	田寺東二丁目 7 番 13 号	294-7212
東光つどいの広場	幸町 99 番地 1	223-4711
面白山つどいの広場	神子岡前三丁目 8 番 1 号	294-3345
北つどいの広場	豊富町御蔭 1110 番地 3	264-4250
灘つどいの広場	白浜町宇佐崎中 2 丁目 520 番地	247-3710
城陽保育所	北条宮の町 93	281-9900
萩学園	豊富町豊富 1528	264-1175
姫路ひまわり保育園	北夢前台 1 丁目 59	293-0205
津田このみ学園	飾磨区今在家 6 丁目 133	231-1155
網干れんげ保育園	網干区坂出 184	273-3930
やながせ保育園大津みやび野分園	大津区大津町 1 丁目 31-111	236-3100
別所まるやまこども園	別所町佐土 2 丁目 77	252-0770

(7) 一時預かり事業

ア 一時保育

保護者のパート就労に伴う非定型的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。

- ・ 令和 8 年度予算額 市立：910 千円（令和 7 年度実績 2 箇所 380 千円）
私立：31,447 千円（令和 7 年度実績 28 箇所 30,742 千円）

イ 預かり保育

保護者の就労等により教育時間の前後や長期休業日等に保育を必要とする児童を保育する。

- 令和 8 年度予算額 市立：12 箇所
私立：129,073 千円（令和 7 年度実績 67 箇所 116,787 千円）

(8) 一時預かり事業利用者負担軽減事業

低所得世帯の経済的負担を軽減するために一時預かり事業の利用料の全部または一部を減免する。

- 令和 8 年度予算額 私立：447 千円（令和 7 年度実績 4 箇所 554 千円）

(9) 病児・病後児保育事業

保育所、小学校等に通う児童が病気または病気の回復期にあり、保護者が仕事等で自宅での看護・保育が困難な期間、専用施設で一時的に保育を行う。

〔病児・病後児保育施設〕

名 称	所在地	電話番号
アメニティホーム広畑学園	広畑区蒲田 370 番地 1	236-1630
わたまちキッズルーム	綿町 83 番地わたまちこどもビルディング 2 階	221-8824
ピューパホール	八代東光寺町 13 番 11 号	282-2692

〔病後児保育施設〕※休止中の施設を除く

名 称	所在地	電話番号
専徳寺保育園勝原駅前分園	勝原区熊見 96 番地 14	239-5888

- 令和 8 年度予算額 50,005 千円（令和 7 年度実績 42,654 千円）

〔利用者負担額（日額）〕

- 姫路市に住民登録がある世帯
当該年度分の市民税所得割額 48,600 円以上の世帯 2,000 円
当該年度分の市民税所得割額 48,600 円未満の世帯 1,000 円
生活保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯 0 円
- 姫路市に住民登録がない世帯（所得による減額なし） 3,000 円

〔利用状況〕※休止中の施設を除く

年度	アメニティホーム 広畑学園		わたまち キッズルーム		ピューパホール		専徳寺保育園 勝原駅前分園	
	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数	利用者数	延利用日数
令和 3 年度	83 人	112 日	445 人	519 日	41 人	92 日	0 人	0 日
令和 4 年度	66 人	96 日	433 人	504 日	50 人	110 日	7 人	9 日
令和 5 年度	91 人	152 日	503 人	604 日	117 人	250 日	11 人	14 日
令和 6 年度	77 人	125 日	669 人	856 日	94 人	207 日	7 人	8 日
令和 7 年度	100 人	155 日	531 人	716 日	92 人	178 日	8 人	8 日

(10) ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員間で育児の援助活動を行う。平成 14 年 7 月 1 日事業開始。

- 令和 8 年度予算額 3,538 千円（令和 7 年度実績 2,825 千円）

ア 登録会員数・援助活動件数 (各年度 3 月 31 日現在)

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計	援助活動件数
令和 3 年度	1,716 人	672 人	148 人	2,536 人	3,865 件
令和 4 年度	1,754 人	678 人	132 人	2,564 人	3,464 件
令和 5 年度	1,751 人	688 人	123 人	2,562 人	3,102 件
令和 6 年度	1,735 人	685 人	119 人	2,539 人	3,208 件
令和 7 年度	1,765 人	709 人	117 人	2,591 人	2,975 件

イ ファミリーサポートセンター事業説明会 開催数 181 回、参加者 268 人

ウ ファミリーサポートセンター会員講習会・交流会 開催数 8 回、参加者 186 人

(11) 妊婦健康診査費助成事業（P155 参照）

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

- 令和 8 年度予算額 市立：535 千円（令和 7 年度実績 167 千円）
私立：1,072 千円（令和 7 年度実績 631 千円）

(13) ア 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

- 令和 8 年度予算額 私立：52,353 千円（令和 7 年度実績 48,806 千円（補助対象分抜粋））

イ 多様な集団活動事業の利用支援事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならない「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業」を実施する施設を利用する幼児にかかる利用料の一部を給付する。

- 令和 8 年度予算額 7,200 千円（令和 7 年度実績 525 千円）

4 教育・保育施設その他事業

(1) 家庭支援推進保育事業(市立施設)

家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる対象保育所に保育士を加配する。

- 令和 8 年度予算額 26,937 千円（令和 7 年度実績 24,868 千円）

(2) 運営助成事業（私立施設）

私立施設の管理運営の適正を期し教育・保育内容の向上を図るため、嘱託（学校）医手当・嘱託

(学校) 歯科医手当の一部費用や保育所等賠償保険の加入費用、使用済おむつに係る処理費用などを助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 38,000 千円 (令和 7 年度実績 33,155 千円)

(3) 特別支援保育事業 (私立施設)

障害児等の健全な育成と社会性の発達を促すため、必要な保育士の人件費等の一部を助成することにより、私立施設における円滑な受入を推進する。また、事故や怪我等が発生する可能性が高く、特別な支援が必要な児童の受入を促し、保育環境の向上と安全確保を図り、当該児童に必要な保育を実施する。

- ・ 令和 8 年度予算額 363,574 千円 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業分含む)
(令和 7 年度実績 328,949 千円)

(4) 特別支援保育訪問事業 (私立施設)

特別支援保育パートナーを派遣し、特別な支援または配慮を要する児童の発達や特性に応じた支援の方法等の助言を行うことにより必要な支援を促す。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,960 千円 (令和 7 年度実績 3,470 千円)

(5) 私立施設低年齢児利用円滑化事業 (私立施設)

私立施設の 0,1 歳児の年度途中利用を円滑に行うため、あらかじめ保育士を基準数以上配置するための経費等を一部助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 61,801 千円 (令和 7 年度実績 53,952 千円)

(6) 保育体制強化事業 (私立施設)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材 (保育支援者) を保育に係る周辺業務や園外活動見守り業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 令和 8 年度予算額 83,340 千円 (令和 7 年度実績 68,368 千円)

5 民間保育施設運営助成

施設の適正な運営と保育の向上を図るため、民間保育施設に対して運営費の一部を助成することにより、入所児童の処遇向上を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 3,510 千円 (令和 7 年度実績 3,132 千円)

6 私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業

教育・保育の提供に携わる人材確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給するため、職員の処遇改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、その経費の一部を補助する。

- ・ 令和 8 年度予算額 215,700 千円 (令和 7 年度実績 208,200 千円)

7 保育人材確保事業

(1) 保育士・保育所支援センターの設置 (平成 29 年 6 月 1 日開設)

私立保育所等の保育士等を安定的に確保するため、専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋等を行う。

(2) 保育人材の定着支援

市内の私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

(3) その他の保育人材確保対策「未来の保育士応援プロジェクト」

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢や憧れを持ってもらうための事業を展開する。

- ・ 令和 8 年度予算額 60,583 千円（令和 7 年度実績 47,975 千円）

8 幼児教育・保育負担軽減事業

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年 10 月から認可外保育施設等に係る保育料、認可施設の預かり保育料及び一時保育料の軽減に要する費用を給付する。

- ・ 令和 8 年度予算額 180,096 千円（令和 7 年度実績 164,627 千円）

9 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校生年代までの児童を養育している人に支給（所得制限なし）。

- ・ 手当の額（児童 1 人につき）

3 歳未満（第 1・2 子） 月額 15,000 円

3 歳～高校生年代（第 1・2 子） 月額 10,000 円

第 3 子以降 月額 30,000 円

- ・ 令和 8 年度予算額 11,455,380 千円（令和 7 年度実績 11,544,670 千円）

〔支給状況〕

区分	受給件数		支給額（千円）
	保護者数	児童数	
令和 3 年度	39,603	66,849	8,558,630
令和 4 年度	37,486	63,146	8,277,800
令和 5 年度	36,397	61,146	7,979,175
令和 6 年度	43,826	75,998	9,080,725
令和 7 年度	43,057	74,341	11,544,670

※ 受給件数は毎年 2 月末時点の数

10 児童扶養手当

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母（または父子家庭の父）や父母に代わって児童を養育している人に支給する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,169,174 千円（令和 7 年度実績 2,111,365 千円）

(1) 支給要件

18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童または 20 歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する者であること

(2) 手当の額

所得制限額により区分される。

ア 児童 1 人の場合 月額 48,050 円
月額 48,040 ～ 11,340 円（一部支給）

イ 児童 2 人の場合 月額 59,400 円
月額 59,380 ～ 17,020 円（一部支給）

ウ 児童 3 人の場合 月額 70,750 円
月額 70,720 ～ 22,700 円（一部支給）

エ 児童が 4 人以上のときは、1 人増えるごとに、受給者本人の所得額に応じて、11,350 円～5,680 円が加算される。

〔受給資格者数（各年度 3 月 31 日現在）〕

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数（世帯）	4,848 （うち父子 220）	4,444 （うち父子 194）	4,356 （うち父子 204）	4,191 （うち父子 164）	4,036 （うち父子 115）

11 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童を監護する父若しくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 952 千円（令和 7 年度実績 827 千円）※事務費のみ

(1) 支給要件

- ア 20 歳未満の児童で障害の程度が重度または中度の状態にあるもの
- イ その障害に起因する公的年金を受けることができないこと
- ウ 児童が福祉施設に入所していないこと

(2) 手当の額（所得制限額により区分される。令和 8 年 4 月より下記月額へ改定）

- ア 重度障害 月額 58,450 円
- イ 中度障害 月額 38,930 円

〔受給資格者数（各年度 12 月 31 日現在）〕

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数（世帯）	2,010	2,030	2,031	2,009	1,864

12 交通及び災害遺児手当

交通事故や災害により父または母を亡くした小・中学生に就学激励金、入学・卒業祝金を支給する（所得制限有）。就学激励金：月 3,000 円／人、入学祝金（小中学校入学時）：10,000 円／人、卒業祝金（中学校卒業時）：20,000 円／人

- ・ 令和 8 年度予算額 690 千円（令和 7 年度実績 444 千円）

〔支給状況（年度別推移）〕

（ ）の人数は対象児童数

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	8 人(16 人)	7 人(13 人)	7 人(11 人)	7 人(9 人)	9 人(13 人)

13 交通及び災害遺児奨学金

交通事故や災害により父または母を亡くした高校生に奨学金：月 3,500 円／人を支給する（所得制限有）。

- 令和 8 年度予算額 504 千円（令和 7 年度実績 252 千円）

〔支給状況（年度別推移）〕

（ ）の人数は対象児童数

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	5 人（6 人）	3 人（4 人）	4 人（6 人）	5 人（8 人）	6 人（8 人）

14 児童養護施設等入所児童就職祝金

児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職した場合に祝金（1 人 20,000 円）を支給する。

- 令和 8 年度予算額 160 千円（令和 7 年度実績 40 千円）

〔支給状況（年度別推移）〕

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給者数	7 人	4 人	3 人	3 人	2 人

15 児童養護施設等間食給付

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食（1 人月額 1,000 円以内）を給付する。

- 令和 8 年度予算額 2,204 千円（令和 7 年度実績 2,210 千円）

〔支給状況（年度別推移）〕

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間延給付人員	2,355 人	2,286 人	2,119 人	2,208 人	2,210 人

16 乳幼児等医療費助成

小学校 3 年生修了までの乳幼児等に対し、医療費の自己負担額を全額助成する。

令和 5 年 12 月以前は、3 歳以上について所得制限あり。

令和 6 年 1 月から、子どもを 3 人以上扶養している場合も所得制限なし。

令和 6 年 7 月から、所得制限を撤廃し、小学校 3 年生修了まで医療費の自己負担額を全額助成する。

- 令和 8 年度予算額 1,407,672 千円（令和 7 年度実績 1,347,907 千円）

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 （延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	37,718（435,621）	549,196	3,878	553,074	1,172,964,842
令和 4 年度	36,230（421,302）	569,374	3,947	573,321	1,183,049,902
令和 5 年度	36,018（405,789）	638,166	4,638	642,804	1,340,928,710
令和 6 年度	38,856（435,959）	661,601	4,126	665,727	1,358,920,615
令和 7 年度	37,680（434,748）	636,482	4,086	640,568	1,316,916,466

17 こども医療費助成

小学校 4 年生から 18 歳年度末までの子どもに対し、医療費の自己負担額を全額助成する。

令和 5 年 12 月以前は、小学校 4 年生から中学校 3 年生修了までの児童・生徒に対し、医療費の自己負担額を全額助成する（所得制限有）。

令和 6 年 1 月から、高校生世代の入院医療費の自己負担額を全額助成する（所得制限有）。

令和 6 年 1 月から、子どもを 3 人以上扶養する場合は、所得制限を撤廃し、18 歳年度末まで医療費の自己負担額を全額助成する。

令和 6 年 7 月から、所得制限を撤廃し、18 歳年度末まで医療費の自己負担額を全額助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,600,326 千円（令和 7 年度実績 1,493,459 千円）

〔年度別推移〕

（入院）

年度	助成件数			助成額（円）
	現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	592	28	620	40,805,230
令和 4 年度	536	27	563	37,032,913
令和 5 年度	674	32	706	46,069,428
令和 6 年度	1,246	82	1,328	86,859,216
令和 7 年度	1,455	80	1,535	101,752,011

（通院）

年度	年度末資格者数 （延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	22,817（274,564）	228,593	7,608	236,201	555,424,727
令和 4 年度	22,287（269,512）	237,256	7,701	244,957	580,834,381
令和 5 年度	26,500（272,005）	290,415	8,324	298,739	713,690,804
令和 6 年度	43,901（459,108）	456,663	13,692	470,355	1,102,493,240
令和 7 年度	42,938（517,972）	532,383	17,613	549,996	1,338,545,556

18 子育て支援室の運営（利用者支援事業「こども家庭センター型」）

児童福祉法が定めるこども家庭センターとして、児童福祉と母子保健双方の職員が緊密に連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行う。令和 7 年 4 月からは相談機能を順次各保健センターに移管させ、市民や地域の関係者に近い窓口として、迅速かつ効果的な支援を実施している。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、保育所・学校や児童相談所、警察等の関係機関と要保護児童等に係る情報を共有し、連携・支援体制を構築している。

〔相談支援状況〕

年度	相談種別（件数）						合計
	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	
	児童虐待 相談	その他の 相談					
令和 3 年度	1,693	723	5	36	12	174	2,643
令和 4 年度	2,215	546	0	32	18	106	2,917
令和 5 年度	2,413	561	2	39	21	128	3,164
令和 6 年度	2,390	736	7	47	30	161	3,371
令和 7 年度	1,914	452	0	23	16	41	2,446

19 児童虐待防止普及啓発事業

児童虐待が子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止を目的としてオレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止講演会等の広報啓発活動を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 637 千円（令和 7 年度実績 356 千円）

20 母子生活支援施設

配偶者のない女子またはこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、当該母子を母子生活支援施設へ入所させ保護するとともに、その生活を支援する。なお、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

- ・ 令和 8 年度予算額 62,575 千円（令和 7 年度実績 35,260 千円）

〔入所状況〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分		入所世帯数	入所人員（うち児童数）
市内	私立（1 施設）	2 世帯	4 人（2 人）
市外	私立（3 施設）	5 世帯	15 人（10 人）

21 助産施設

妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときは、助産施設へ入所させ助産を受けさせる。なお、世帯の課税状況により入所できない場合があり、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

- ・ 令和 8 年度予算額 500 千円（令和 7 年度実績 0 千円）

22 産前・産後サポート事業

産前産後に家事や育児の負担軽減を必要とする家庭に対して、ファミリーサポートセンター提供会員が家事支援・育児補助を行う。平成 29 年 6 月 1 日事業開始。

年度	利用者数	利用件数
令和 3 年度	19 人	280 件
令和 4 年度	15 人	92 件
令和 5 年度	16 人	76 件
令和 6 年度	13 人	95 件
令和 7 年度	9 人	139 件

23 すこやか子育てセンター（すこやかセンター3階）

(1) 子育て情報相談センター

子育て親子を対象として、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,916 千円（令和 7 年度実績 1,391 千円）

事業名	事業内容	実績（令和 7 年度）
子育て情報の集約・提供	姫路市子育てガイドブックの発行	令和 7 年 9 月
	姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営	ホームページの更新
	LINE 公式アカウントのメッセージ配信	50 回
子育て相談	利用者支援員等による乳幼児の子育てに関する相談	525 件 (来所 443 件、電話 82 件)
子育て講演会	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	37 回
子育て家庭支援講座	「ノーバディーズ パーフェクト プログラム」子育てに関する関心ごとや悩みごとをグループで話し合い、自分にあった子育ての仕方を学ぶプログラムの実施	16 回
	「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来た！」0 歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びのプログラムの実施	12 回
子育てサークルの支援	サークル活動の場の提供（一時保育室利用）	23 回
図書の貸出し	情報コーナーの育児関係図書や絵本の貸出し	603 冊
「すこやかひろば」の開設	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、交流しながら遊べるように遊戯室を開放	利用者 3,430 組 7,538 人

(2) 子育て学習センター

親子で参加して、ふれあい遊びや季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。

- ・ 参加者 1 期 30 組（2 コース）・2 期 33 組（2 コース）・3 期 31 組（3 コース）
計 94 組（7 コース）

- ・ 令和 8 年度予算額 422 千円（令和 7 年度実績 269 千円）

24 児童厚生施設

児童を対象に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養を図り、児童の体力増進に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。昭和 55 年度を初年度として、市内を 8 地区に区分し、9 児童センターを開設している。平成 4 年 5 月には、桜山貯水池周辺の広大な自然を生かした自然体験ができる全国第 1 号の宿泊型の児童厚生施設である宿泊型児童館「星の子館」を開設している。また、小型児童館として平成 18 年 3 月 27 日の合併に伴い新たに本市の施設となった坊勢児童館を開設している。

なお、児童センター未設置校区を対象に、児童厚生員が地域の公民館、小学校等を巡回する移動児童センター事業を実施している。加えて、宿泊型児童館は平成 19 年 4 月から、9 児童センターは平成 20 年 6 月から、乳幼児とその保護者が相互に交流できる地域子育て支援拠点としての役割も果たしている。

- ・ 令和 8 年度予算額 403,106 千円（令和 7 年度実績 385,533 千円）

(1) 大型児童館（B 型児童館）

ア 名称	宿泊型児童館「星の子館」
イ 所在地	青山 1470-24
ウ 開館年月日	平成 4 年 5 月 1 日
エ 規模・構造	
・ 構造	鉄筋コンクリート造 高層棟 地上 7 階建 低層棟 地上 4 階、地下 1 階建
・ 敷地面積	45,412.81 m ²
・ 延床面積	3,300.78 m ² （なかよしホール増設分を含む。）
オ 建設事業費	2,179,184 千円（なかよしホール増設分を含む。）
カ 施設の内容	
・ 宿泊機能	定員 100 人、客室 14 室
・ 児童厚生機能	遊戯室、トレーニングルーム、図書室
・ 天体観測機能	天体望遠鏡 90cm 反射式、天文教室、天体観測室
・ その他設備	会議室、屋外劇場、レストラン、浴室、水時計、散策路
※	管理運営は、指定管理者制度を導入

〔宿泊料金〕

		料金
児童を伴う 宿泊の場合	大人	4,600 円
	中学生～高校生	3,300 円
	幼児（3 歳）～小学生	2,500 円
	3 歳未満の幼児	無料
大人のみの 宿泊の場合	一室に 1 名の利用	5,500 円
	一室に 2 名の利用	5,000 円
	一室に 3 名の利用	4,800 円
	一室に 4 名以上の利用	4,600 円



〔星の子館利用状況〕

年度	宿泊	児童厚生	天体観測	一般来館者他	合計
令和 3 年度	4,731 人	51,678 人	11,692 人	24,267 人	92,368 人
令和 4 年度	6,722 人	49,107 人	18,338 人	31,078 人	105,245 人
令和 5 年度	6,719 人	56,242 人	20,028 人	32,501 人	115,490 人
令和 6 年度	7,680 人	61,593 人	20,619 人	33,793 人	123,685 人
令和 7 年度	8,434 人	62,602 人	19,496 人	31,164 人	121,696 人

(2) 児童センター

施設名	構造・規模	機能			開設年月日
所在地		遊戯室	図書室	集会室 (学習室)	建設費
飾磨児童センター	鉄骨造平屋建	130.83 m ²	28.11 m ²	73.46 m ²	昭和 56 年 7 月 11 日 平成 26 年 4 月 1 日移転
飾磨区細江 2654	延床面積 399.25 m ²				新築費 119,605 千円
広畑児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	87.75 m ²	32.98 m ²	60.07 m ²	昭和 56 年 10 月 1 日
広畑区正門通一丁目 7-3	延床面積 347.00 m ²				48,800 千円
網干児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	102.31 m ²	15.64 m ²	67.97 m ²	昭和 57 年 4 月 1 日
網干区垣内中町 120	延床面積 348.21 m ²				54,700 千円
東児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	104.94 m ²	36.48 m ²	46.98 m ²	昭和 58 年 3 月 1 日
花田町加納原田 813	延床面積 346.90 m ²				67,142 千円
安室児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	101.50 m ²	41.70 m ²	40.75 m ²	昭和 60 年 3 月 1 日
田寺東二丁目 7-13	延床面積 349.72 m ²				65,893 千円
東光児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	105.00 m ²	23.63 m ²	60.00 m ²	平成元年 3 月 4 日
幸町 99-1	延床面積 358.04 m ²				71,600 千円
面白山児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	63.00 m ²	36.75 m ²	136.50 m ²	平成 2 年 10 月 3 日
神子岡前三丁目 8-1	延床面積 514.48 m ²				19,860 千円
北児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建	106.80 m ²	38.64 m ²	60.16 m ²	平成 3 年 4 月 1 日
豊富町御蔭 1110-3	延床面積 356.56 m ²				95,047 千円
灘児童センター	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 1 階	114.28 m ²	44.04 m ²	59.99 m ²	平成 11 年 4 月 15 日
白浜町宇佐崎中二丁目 520	延床面積 388.18 m ²				103,171 千円

※ 管理運営は、指定管理者制度を導入

〔児童センター利用状況〕

(人)

年度	飾磨	広畑	網干	東	安室	東光	面白山	北	灘
令和 3 年度	13,925	21,208	20,229	12,894	21,209	19,953	19,266	11,492	19,935
令和 4 年度	16,281	23,780	23,026	18,929	16,453	22,378	19,957	11,858	20,070
令和 5 年度	29,157	32,904	33,086	31,278	34,772	28,636	29,204	16,524	32,954
令和 6 年度	36,833	35,453	32,202	37,382	34,325	34,217	32,280	16,901	38,259
令和 7 年度	38,391	36,150	35,814	38,893	39,660	38,038	33,545	17,015	40,547

(3) 小型児童館

施設名	構造・規模	機能			開設年月日
所在地		遊戯室	図書室	集会室	建設費
坊勢児童館	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 314.80 m ²	52.80 m ²	20.00 m ²	39.20 m ²	平成 4 年 4 月 1 日
家島町坊勢 303-3					57,340 千円

※夢前ふれあいの館フレンドは、平成 28 年 3 月 31 日廃止

〔小型児童館利用状況〕

(人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
坊勢児童館	2,619	3,499	3,421	3,990	3,734

(4) 移動児童センター

児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心と参加を促し、地域一体となった児童健全育成を行うため、児童センター・児童館のない校区に対し、児童厚生員が公民館、小学校等を専用車両で巡回し、児童センターと同内容の事業を実施

- ・ 令和 8 年度実施予定回数 792 回

〔移動児童センター利用状況〕

(人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
移動児童センター	8,346	9,399	8,622	7,867	8,381

※事業は、委託により実施

25 こども食堂等運営支援事業

経済的な理由、家庭の事情等により食事を十分にとれない子どもの支援をするため、又は子どもが一人で食事をする孤食の解消等を図るため、こども食堂に関する事業を実施し、子どもが孤独又は孤立に陥らないように子どもを行政機関等の必要な支援につなげることを目的とする団体に対しその事業に要する経費の一部を補助する。

- ・ 令和 8 年度予算額 20,000 千円（令和 7 年度実績 10,359 千円）

26 出産・子育て応援給付金【令和 7 年度より妊婦支援給付金へ移行】

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に合わせて、「出産応援給付金」及び「子育て応援給付金」を支給する。令和 5 年 2 月 15 日より事業開始。

- ・ 令和 7 年度実績 25,800 千円

(1) 支給対象者と支給額

ア 出産応援給付金

妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、妊婦 1 人あたり 5 万円を支給

イ 子育て応援給付金

出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、出生した児童 1 人あたり 5 万円を支給

※ 併せて、妊娠 8 か月頃にアンケートを実施

(2) 支給状況

区分	支給件数（件）		支給額（千円）
	出産応援給付金	子育て応援給付金	
令和 4 年度	1,282	718	100,000
令和 5 年度 (繰越含む)	7,460	5,773	661,650
令和 6 年度	3,464	3,332	339,800
令和 7 年度	7	509	25,800

27 妊婦支援給付金【令和 7 年 4 月 1 日制度改正により、出産・子育て応援給付金から移行】

妊産婦の経済的支援として「妊婦支援給付金」を支給。

- ・ 令和 8 年度予算額 391,111 千円（令和 7 年度実績 342,332 千円）

(1) 支給対象者と支給額

ア （妊娠時）妊婦支援給付金

医師が「胎児心拍」を確認した妊婦に対し、1 人あたり 5 万円を支給

イ （産後）妊婦支援給付金（胎児の数の届出）

出産した産婦に対し、胎児 1 人あたり 5 万円を支給

(2) 支給状況

区分	支給件数（件）		支給額（千円）
	妊娠時	産後（胎児の数）	
令和 7 年度	3,712	3,117	341,450

28 育児用品ギフト事業

子育て世帯の経済的支援及び子育て情報の発信のため、生後 4 か月までに行う、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問時に、おむつ等育児用品を選べるギフトカードを進呈。

助成内容：ギフトカード（1万円相当）

- ・ 令和 8 年度予算額 36,879 千円（令和 7 年度実績 28,057 千円）

ひとり親の福祉

近年のひとり親家庭等を取り巻く生活環境は、雇用・養育など様々な面で厳しい状況にある。ひとり親家庭等の態様及びニーズの多様化に対応するため、総合的かつ普遍的な支援施策の整備が求められている。

本市では、母子・父子自立支援員（４名）による専門的な相談指導をはじめ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や日常生活支援等の事業を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図りその福祉を増進するための施策を推進している。

１ ひとり親家庭等相談指導状況

〔年度別推移〕

(件数)

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
生活一般	住宅	36	40	44	79	83
	医療・健康	37	21	29	51	36
	家庭紛争	夫等の暴力	66	89	73	44
		その他	139	160	230	220
	就労	58	43	39	100	59
	結婚	3	1	0	2	0
	養育費	43	54	61	95	80
	借金	2	3	10	7	12
	その他	142	115	96	42	73
児童	養育	118	131	182	132	141
	教育	193	151	164	153	137
	非行	0	1	0	0	0
	就職	1	1	3	4	0
	その他	7	9	13	11	13
生活支援	母子福祉資金	222	256	177	77	90
	寡婦福祉資金	3	0	1	1	0
	公的年金	1	2	1	1	2
	児童扶養手当	17	35	21	57	61
	生活保護	4	19	12	23	29
	税	1	6	1	9	2
	その他	184	140	135	144	118
その他		7	10	21	10	8
合計		1,284	1,287	1,313	1,262	1,207
解決		1,284	1,287	1,313	1,262	1,207
繰越		0	0	0	0	0

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り扶養している児童等の福祉を増進するため、資金（12 種類）を貸し付ける。（事業開始・事業継続資金については令和 8 年度より新規貸付を停止）

・ 令和 8 年度予算額 20,375 千円（令和 7 年度実績 10,233 千円）

〔貸付内容〕

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

種類	貸付目的			限度額（円）	据置期間	償還期限
事業開始	事業を開始するために必要な資金			個人 3,720,000 団体 5,580,000	1 年	7 年以内
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金			個人 1,860,000 団体 1,860,000	6 か月	7 年以内
修学	子どもを高校、大学等へ就学させるために必要な資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	月額 27,000	卒業後 6 か月	貸付金額により 5～20 年以内
			私立	月額 45,000		
		高等専門学校	国公立	月額 31,500		
			私立	月額 48,000		
		専修学校（専門課程）	国公立	月額 67,500		
			私立	月額 89,000		
		短期大学	国公立	月額 67,500		
			私立	月額 93,500		
		大学	国公立	月額 71,000		
			私立	月額 108,500		
大学院	修士課程	月額 132,000				
	博士課程	月額 183,000				
	専修学校（一般課程）			月額 55,500		
技能習得	就職等に必要となる技能を習得するために必要な資金			月額 68,000	終了後 1 年	20 年以内
修業	子どもが就職等に必要となる技能を習得するために必要な資金			月額 68,000	終了後 1 年	20 年以内
就職支度	就職するために必要な被服等を購入するための資金			110,000	1 年	6 年以内
医療介護	病気療養するため、または介護を受けるために必要な資金			医療 340,000 介護 500,000	6 か月	5 年以内
生活	技能習得、医療介護資金の貸付を受けている間等、生活を安定させるために必要な資金			月額 118,000	終了後 6 か月	貸付内容により 5～20 年以内
住宅	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金			1,500,000	6 か月	6 年以内
転宅	住居を移転するために必要な資金			260,000	6 か月	3 年以内
就学支度	子どもを高校、大学等に入学させるときに必要な資金			高校 150,000 大学 420,000 大学院 430,000	卒業後 6 か月	貸付金額により 5～10.5 年以内
結婚	扶養している子どもが結婚する場合に必要な資金			340,000	6 か月	5 年以内

注 1 貸付利息は、無利子。ただし、事業開始・継続、技能習得、就職支度（配偶者のない女子に係るものに限る。）医療介護、生活、住宅、転宅、結婚資金については連帯保証人を立てない場合には

年 1%。

注 2 大学院以外の修学資金の限度額は通学方法によって異なり、本表は自宅通学の場合の金額。

注 3 就学支度資金の限度額は学校の種類や通学方法によって異なり、本表は、大学院は国公立の場合の金額で、大学院以外は国公立の自宅通学の場合の金額。

〔貸付及び償還状況（年度別推移）〕

資金種別		令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
		件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)	件数	貸付額(円)	償還金(円)
母子福祉資金	事業開始			258,517			800,988			68,244
	修学	8	5,695,200	42,208,873	8	7,593,600	31,380,170	7	7,505,400	33,824,829
	技能習得			348,474			354,066			304,512
	修業			138,600			12,666			
	生活			668,084			608,060			532,696
	転宅			45,184						
	就学支度	1	160,000	7,581,165	5	1,879,000	5,795,608	1	333,000	4,991,212
	児童扶養									
	計	9	5,855,200	51,248,897	13	9,472,600	38,951,558	8	7,838,400	39,721,493
父子福祉資金	修学			210,000	1	1,302,000	210,000	1	1,302,000	200,000
	就学支度			67,692	1	150,000	67,962			67,692
	生活			63,000			63,000			47,250
	転宅				1	260,000				21,674
	計			340,692	3	1,712,000	340,692	1	1,302,000	336,616
寡婦福祉資金	事業開始									
	修学			1,060,728			1,621,584			2,130,780
	修業									
	住宅									
	就学支度			61,284			61,284			61,284
	計			1,122,012			1,682,868			2,192,064
合計		9	5,855,200	52,711,601	16	11,184,600	40,975,118	9	9,140,400	42,250,173

3 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の母、父または寡婦が就職活動や傷病などのため一時的に日常生活を営む上で支障がある場合に、必要な家事や乳幼児の保育等を行う家庭生活支援員を派遣する。

- ・ 費用負担 世帯の課税状況に応じて費用負担あり。
- ・ 令和 8 年度予算額 455 千円（令和 7 年度実績 297 千円）

4 ひとり親家庭自立支援給付事業

- ・ 令和 8 年度予算額 53,609 千円（令和 7 年度実績 39,984 千円）

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給する。

対象講座により、支給額が異なる。

（令和 7 年度実績 9 件、1,482 千円）

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ア 訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など）を取得するために、養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に支給する（所得制限有）。

（令和 7 年度実績 32 件、37,877 千円）

イ 修了支援給付金

養成機関におけるカリキュラム修了後に支給する（要件有）。

（令和 7 年度実績 13 件、625 千円）

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

ひとり親家庭の親又はその子（20 歳未満）が、より良い条件での就業のために高卒認定試験の合格を目指して対策講座を受講する場合に、受講開始時、受講修了時及び試験合格時に受講料の一部を支給する。

（令和 7 年度実績 0 件）

(4) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となった場合の損害保険料を市が負担する。

（令和 7 年度実績 0 件）

5 ひとり親家庭就労支援事業

ひとり親家庭の母親及び父親に対し、就労相談員（兼就業支援専門員）が個別の就労相談に応じ、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。

- ・ 令和 7 年度予算額 198 千円（令和 7 年度実績 68 千円）
- ・ 令和 7 年度プログラム策定件数 153 件

6 養育費等支援事業

子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報啓発及び相談支援体制の充実を図る。

ア 「子どもの養育に関する合意書作成手引と Q & A」（合意書の参考書式を含む。）の作成配付

イ 弁護士による養育費等専門相談

市民相談センター内相談室にて毎月第 3 金曜日の 13：30 から 16：30 で 1 日 6 組まで

- ・ 令和 8 年度予算額 579 千円（令和 7 年度実績 523 千円）

7 養育費確保事業

ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境を整えるための養育費を確保するための支援を行う。

(1) 公正証書等費用助成

公正証書など養育費に関する取り決めにかかる費用を助成する。

(2) 養育費保証

養育費不払いの場合の立替保証契約を保証会社と締結する場合の初回保証料を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 762 千円（令和 7 年度実績 887 千円）

8 母子家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭、遺児に対し、医療費の一部を助成する（所得制限有）。

- ・ 令和 8 年度予算額 101,303 千円（令和 7 年度実績 95,069 千円）

〔年度別推移〕

年度	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	合計	
令和 3 年度	3,664 (43,690)	40,493	2,241	42,734	118,185,854
令和 4 年度	3,455 (40,872)	39,356	1,896	41,252	115,289,355
令和 5 年度	3,096 (38,578)	41,523	1,841	43,364	118,954,162
令和 6 年度	2,092 (27,206)	33,848	1,618	35,466	101,456,746
令和 7 年度	1,951 (22,937)	30,121	1,416	31,537	93,134,454

9 母子・父子福祉団体の育成等

- ・ 令和 8 年度予算額 3,189 千円（令和 7 年度実績 2,701 千円）

〔実施状況〕

事業名	令和 7 年度実績	
	事業内容	参加者数
中播磨ひとり親家庭のつどい （神崎郡担当）	令和 7 年 11 月 2 日 神崎農村公園ヨーデルの森	14 人
野外活動事業	令和 7 年 7 月 21 日 神戸どうぶつ王国	43 人
いきいき講座	令和 7 年 8 月 6 日 旧役員さん達と交流会	15 人
いきいき講座	令和 7 年 9 月 21 日 アロマテラピーでリフレッシュ アロマスプレー作り	9 人
リーダー研修	役員研修会	6 人
技能修得講座	医療事務講座	5 人
	介護職員初任者研修	7 人
	調剤薬局事務講座	2 人
	基礎からのワード・エクセル講座	10 人
	就職支援セミナー	7 人

10 ひとり親家庭学習支援事業

(1) 学習支援

ひとり親家庭等の小学 6 年生に対し学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,075 千円（令和 7 年度実績 14 名、1,674 千円）

(2) 受験料助成

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成する。（所得制限有）

- ・ 令和 8 年度予算額 13,593 千円（令和 7 年度実績 3,846 千円）

生活困窮者支援

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行時に、相談窓口の名称をくらしと仕事の相談窓口
に改め、生活保護申請に至る以前の困窮者に対し、早期に困窮状態から脱するための伴走型支援を行
っている（生活困窮者自立支援事業）。相談内容は、経済的困窮、就労支援に関する相談が多く、各々
に対応できるサービスの調整や情報の提供のほか、同行や家庭訪問による各種制度利用の手続き支援
等を行っている。

1 自立相談支援事業

生活困窮状態にある人のみならず、広く困り事の相談を受け、解決の糸口を相談者と共に探して
いく支援を、委託により実施。（令和 8 年度予算額 64,539 千円）

〔年度別相談者数〕

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談者数	1,099 人	956 人	850 人
プラン策定件数 (内再プラン)	284 件 (108 件)	303 件 (117 件)	262 件 (108 件)

〔年齢別相談件数〕

（令和 7 年度実績）

～19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60～ 64 歳	65 歳 ～	不明	左記の男女別			合計
								男	女	不明	
7	96	123	157	179	98	172	18	512	334	4	850

〔問題別相談件数（該当項目複数あり）〕

（令和 7 年度実績）

病気・健康 ・障害	住まい	収入・ 生活費	債務・ 家計管理	就職活動・ 職場定着	社会的孤立・ 引きこもり・ 不登校	家族・地域 ・人間関係	DV・ 虐待	その他	合計
730	393	692	375	602	27	310	20	187	3,336

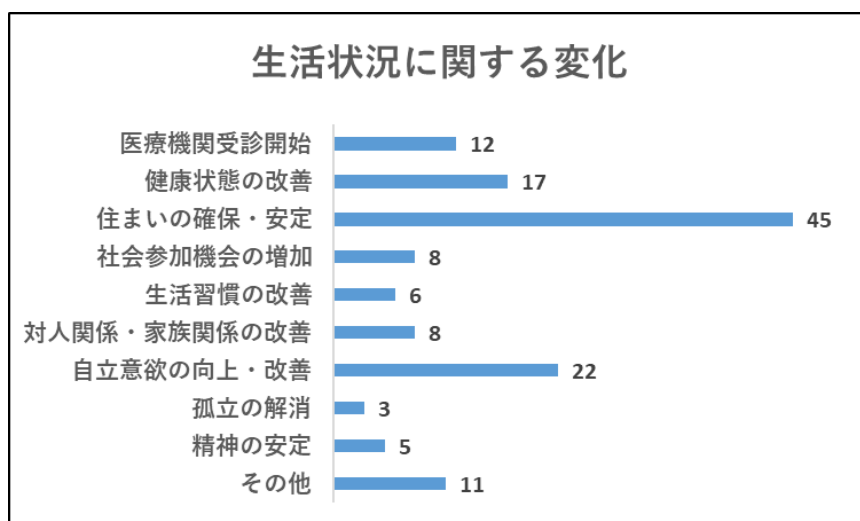
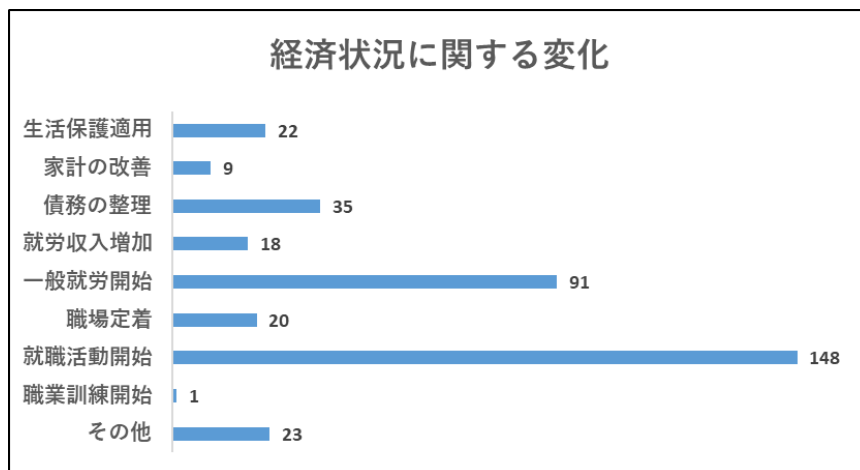
就労支援を希望する人には、ハローワーク姫路（ワークサポートひめじ）や当事業委託先と連携
した就労支援、当窓口で行っている無料職業紹介を活用し、就労先へのマッチングを行う。あわせて、
面接練習や履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援などを実施する。

〔就労支援人数（該当項目複数あり）〕

（人）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生活保護受給者等就労自立促進事業	251	246	211
委託による就労支援	229	209	196
無料職業紹介	54	53	44

〔プラン策定により見られた変化（該当項目複数あり）〕 （令和 7 年度実績）



2 住居確保給付金事業

離職等若しくはやむを得ない休業等により住宅を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得が一定水準以下で本市規定の要件を満たす人に対して、有期で家賃相当分の給付金を支給するとともに、支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施。また、収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある生活困窮者に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助。（令和 8 年度予算額 6,620 千円）

〔年度別利用者数〕

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規利用決定者数	19 人	14 人	7 人
支給件数	79 件	56 件	32 件

3 就労準備支援事業

直ちに就労する事が困難な人に、講座やしごと体験等への参加を通して、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、就職活動に向けての準備を行う支援を委託により実施。（令和 8 年度予算額 2,763 千円）

〔支援内容〕

- ① 日常生活自立支援（安定した生活習慣形成が必要な方）
 - ・ 規則正しい生活を行うためのアドバイス
 - ・ 食生活や身だしなみについてのアドバイス
 - ② 社会自立支援（社会参加のための基礎づくりが必要な方）
 - ・ コミュニケーション能力向上に向けたグループワークの実施
 - ・ 話し方、マナー、服装についてのセミナーの実施
 - ・ ボランティア体験の場の提供
 - ③ 就労自立支援（就労に向けた実践的な支援が必要な方）
 - ・ ハローワークや求人誌の活用法の指導
 - ・ 就職対策講座、履歴書の作成支援、模擬面接の実施
 - ・ しごと体験の場の提供
- ◆ 就労に向けての準備が整えば、就労支援も実施。支援員が個別の求人開拓を含めた就労支援及び就労決定後の職場への定着支援を行う。

〔年度別利用者数〕

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	1 人	7 人	7 人
延利用月数	1 ヶ月	37 ヶ月	53 ヶ月

4 家計改善支援事業

何らかの収入がありながら、支出の仕方に問題があるため、収支のバランスが取れなくなり、公共料金や家賃、税、保険料等の滞納や債務が発生している又はそのおそれがある人に対して、収支のバランスが取れた家計のやりくりを自ら行えるよう、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する支援員による支援を委託により実施。（令和 8 年度予算額 2,425 千円）

〔年度別利用者数〕

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	7 人	5 人	6 人
延利用月数	39 ヶ月	43 ヶ月	25 ヶ月

5 居住支援事業

失業等により住居を失った人に、一時的に宿泊場所と食事等の提供を行い、併せて生活再建のための就労支援や、他の制度活用による施設入所等の支援を実施。（令和 8 年度予算額 17,640 千円）

〔年度別利用者数〕

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	13 人	22 人	22 人
延利用日数	355 日	884 日	442 日

6 学習支援事業

低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止することを目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等を対象として、学習教室型の学習支援を委託により、個別訪問型支援を直営により実施。

(令和 8 年度予算額 12,479 千円)

〔支援内容〕

- ① 学習教室型は原則毎週実施。また、交流会の開催、大学訪問など、居場所づくりの場、体験活動等の提供を行うほか、保護者への受検情報の提供や教育相談も実施する。
- ② 学習支援員が、不登校生及び進学が困難と思われる生徒を対象に、学習指導、進学のための情報提供等、個々の生徒の必要に応じた支援を行う。また、支援の効果を高めるため、保護者の同意の下、教育委員会、各学校、総合教育センター等と情報を共有し連携する。
- ③ 学習支援員が、事業を利用した高校生を対象に面談を実施し、高校中退防止のための支援を行う。通信制高校の生徒については、レポート提出及びスクーリングの出席状況に注意し、確実な単位取得を支援する。

〔年度別利用者数〕

・ 学習教室型

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	52 人	51 人	48 人
延利用回数	1,500 回	1,690 回	1,532 回

・ 個別訪問型

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	15 人	23 人	21 人
延利用回数	467 回	339 回	278 回

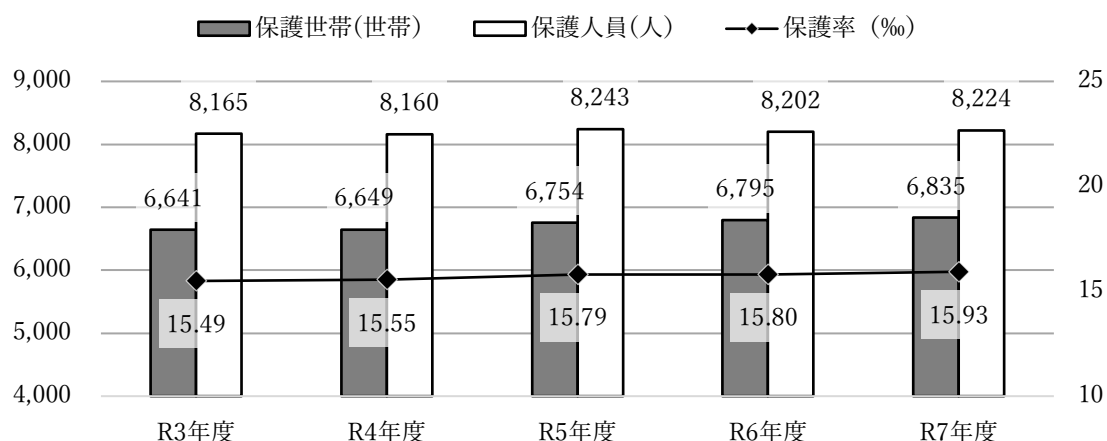
生活保護

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

生活保護を適用するにあたっては、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

本市における生活保護の現状は、次のとおりである。

1 保護人員、保護世帯数



〔種類別被保護世帯数及び人員の年度別推移〕

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
被保護 (実数)	世帯数	6,641	6,649	6,754	6,795	6,835
	人員	8,165	8,160	8,243	8,202	8,224
生活扶助	世帯数	5,829	5,834	5,916	5,898	5,882
	人員	7,218	7,209	7,269	7,157	7,123
住宅扶助	世帯数	5,730	5,749	5,839	5,876	5,889
	人員	7,050	7,070	7,139	7,099	7,083
教育扶助	世帯数	195	199	197	177	179
	人員	295	296	292	271	278
介護扶助	世帯数	1,908	1,924	2,000	2,066	2,097
	人員	1,958	1,980	2,058	2,120	2,153
医療扶助	世帯数	5,732	5,750	5,880	5,976	6,133
	人員	6,669	6,687	6,836	6,920	7,175
出産扶助 (年間延人員)		14	8	14	12	15
生業扶助 (年間延人員)		1,387	1,336	1,212	1,192	1,073
葬祭扶助 (年間延人員)		170	219	148	155	183

〔受給世帯類型別推移〕

年度 \ 類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障害世帯	その他の世帯	合計
令和 3 年度	4,027	187	1,589	838	6,641
令和 4 年度	4,019	193	1,569	868	6,649
令和 5 年度	4,066	196	1,581	911	6,754
令和 6 年度	4,073	188	1,582	952	6,795
令和 7 年度	4,034	186	1,597	998	6,815

〔世帯人員別被保護世帯の状況〕

(令和 7 年 7 月被保護者調査)

年度 \ 世帯人数	5 人以上	4 人	3 人	2 人	1 人	合計
令和 3 年度	41	60	162	783	5,504	6,550
令和 4 年度	43	63	158	777	5,523	6,564
令和 5 年度	47	54	165	759	5,635	6,660
令和 6 年度	41	52	149	735	5,734	6,711
令和 7 年度	35	57	153	738	5,786	6,769

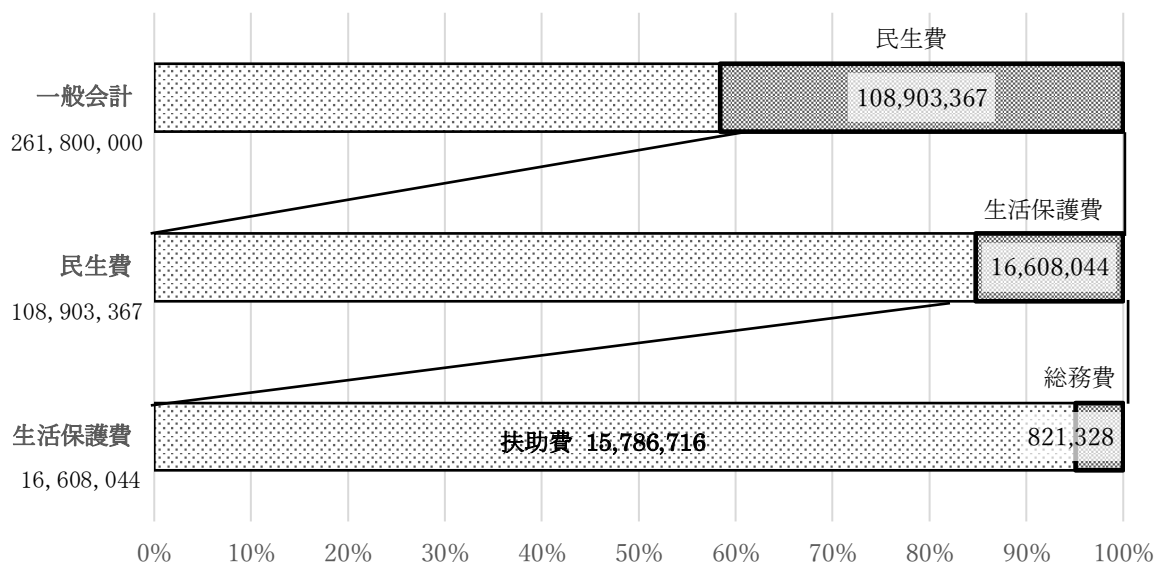
〔年齢階級別〕

(令和 7 年 7 月被保護者調査)

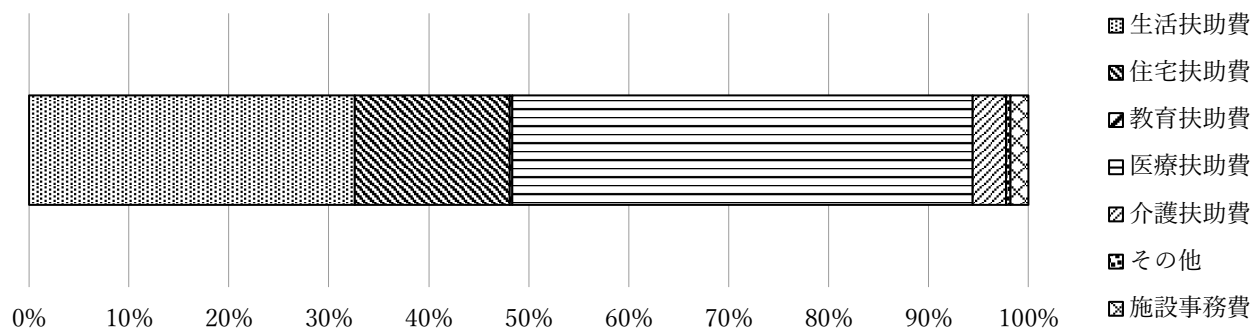
年齢 性別 \	～ 5 歳	～ 11 歳	～ 14 歳	～ 19 歳	～ 29 歳	～ 39 歳	～ 49 歳	～ 59 歳	～ 69 歳	70 歳 以上	合計
男	56	94	52	83	108	126	302	702	810	1,624	3,957
女	49	88	56	74	116	187	274	545	526	2,277	4,192
合計	105	182	108	157	224	313	576	1,247	1,336	3,901	8,149

2 生活保護費

〔令和 8 年度予算（単位：千円）〕



〔令和 8 年度予算 扶助費 内訳（予算額 15,786,716 千円）〕



(1) 生活扶助費（5,144,117 千円 32.6%）

日常生活の基本である衣食の費用や光熱費、家具什器などの基本生活費、11 月～3 月の冬季加算、年末に個々の生活費に加えられる期末一時扶助、入院日用品費、介護施設入所者生活費、障害者、妊産婦の加算、児童養育の加算、母子加算、該当者の介護保険料、不動産鑑定費用等、救護施設入所者の生活扶助等

(2) 住宅扶助費（2,452,148 千円 15.5%）

家賃、地代等にあてる費用や最低生活維持の上から必要とされる家屋補修費

(3) 教育扶助費（41,754 千円 0.3%）

義務教育就学中の児童生徒の学年別・性別に必要な学用品や通学用品ほか正規の教材、学校給食費等

(4) 医療扶助費（7,271,786 千円 46.1%）

指定医療機関に支払う診療報酬、眼鏡・下肢装具等の治療材料費、あん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の施術費等

(5) 介護扶助費（522,157 千円 3.3%）

要介護状態・要支援状態の被保護者に介護扶助（介護保険利用者負担分の扶助）を適用する経費

(6) その他（77,034 千円 0.5%）

ア 出産扶助費（4,773 千円）

分娩の介助に必要な処置費及び衛生材料費

イ 生業扶助費（25,090 千円）

被保護世帯の収入の増加、自立助長を図るための生業費や技能修得費、就職支度金、高等学校等就学費等

ウ 葬祭扶助費（43,089 千円）

葬祭に必要な経費

エ 就労自立給付金（1,382 千円）

保護受給中の就労について、収入認定された額の一定の範囲内を仮想的に積立し、安定就労し、保護廃止時に支給

オ 進学・就職準備給付金（2,700 千円）

原則として高等学校等を卒業し、大学等に進学した者及び安定した職業に就いた者に対して支給

(7) 施設事務費（277,720 千円 1.8%）

救護施設入所者の施設事務費

〔種類別保護費の推移〕

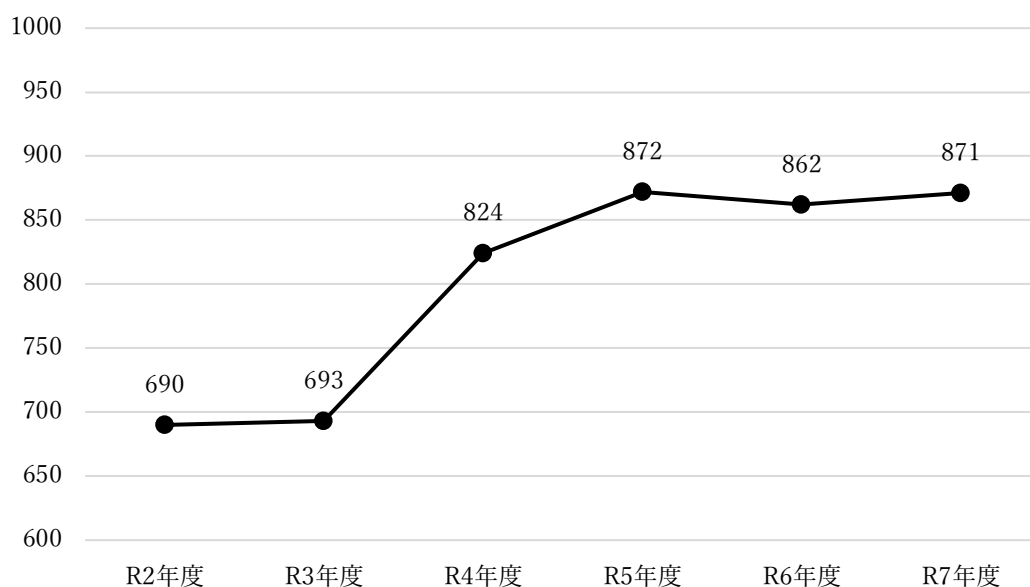
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他の 扶助	施設 事務費	合計
令和 3 年度	4,385,808,120	2,328,142,388	34,074,685	6,856,602,462	432,759,300	50,656,778	250,701,847	14,338,745,580
令和 4 年度	4,376,827,062	2,353,902,291	32,336,333	6,897,782,620	460,673,689	61,573,786	238,188,425	14,421,284,206
令和 5 年度	4,443,043,987	2,414,378,160	31,926,581	7,093,039,054	500,826,024	60,597,939	245,108,625	14,788,920,370
令和 6 年度	4,407,685,681	2,438,048,591	29,408,334	6,962,321,491	521,745,472	62,198,455	265,983,201	14,687,391,225
令和 7 年度	4,372,520,762	2,440,080,716	34,334,494	7,419,018,695	569,229,745	77,399,510	283,812,866	15,196,396,788

〔生活保護費の推移〕

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
世帯数	225,396	227,497	229,401	231,266	233,140
人口	527,263	524,806	522,019	519,168	516,358
保護世帯 数	6,641	6,649	6,754	6,795	6,835
保護人員	8,165	8,160	8,243	8,202	8,224
保護率 (%)	15.49	15.55	15.79	15.80	15.93
保護費 (円)	14,338,745,580	14,421,284,206	14,788,920,370	14,687,391,225	15,196,396,788
1 人当り の月額	146,344	147,276	149,510	149,226	153,984

3 生活保護申請状況

件数



〔保護開始要因〕

(令和 7 年度実績)

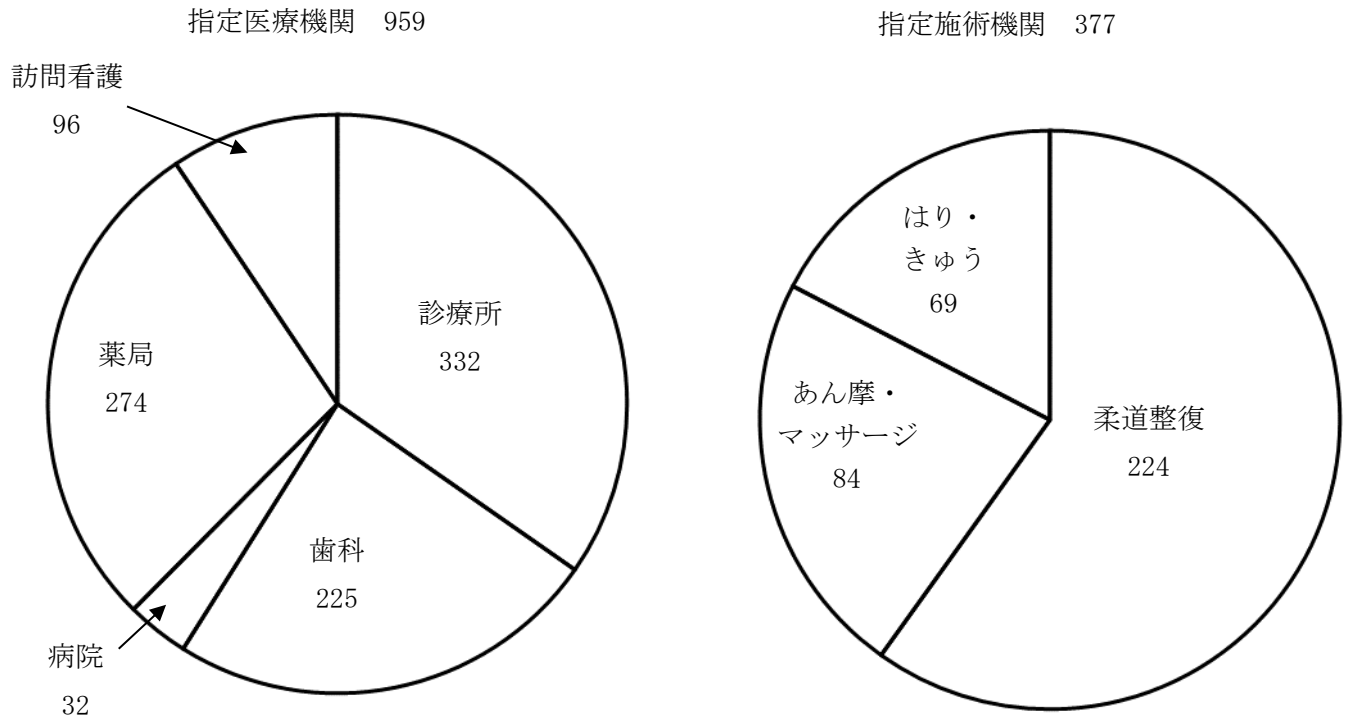
区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
世帯主疾病		16	16	11	10	10	14	17	15	18	6	15	14	162
世帯員疾病		0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	4
稼働者の	死亡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	離別等	1	1	2	4	2	2	4	2	2	1	1	1	23
	不在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働収入減少喪失		6	7	10	9	5	11	6	5	8	4	4	9	84
年金仕送減少喪失		9	3	4	6	2	8	5	4	6	4	4	9	64
手持金減少喪失		31	41	28	40	33	51	26	39	36	23	34	29	411
その他		13	7	3	2	3	4	9	6	5	3	3	6	64
合計		76	75	58	72	55	90	69	71	75	42	61	69	813

4 医療扶助費

〔年度別推移〕

年度	支出額（円）		件数	1 件当たりの 平均額（円）
令和 3 年度	6,856,602,462		208,388	32,903
	診療報酬（入院・外来等）	6,812,310,494	188,786	36,085
	事務所払（検診料等）	44,291,968	19,602	2,260
令和 4 年度	6,897,782,620		208,003	33,162
	診療報酬（入院・外来等）	6,846,123,938	186,864	36,637
	事務所払（検診料等）	51,658,682	21,139	2,444
令和 5 年度	7,093,039,054		215,183	32,963
	診療報酬（入院・外来等）	7,032,678,419	192,118	36,606
	事務所払（検診料等）	60,360,635	23,065	2,617
令和 6 年度	6,962,321,491		217,637	31,991
	診療報酬（入院・外来等）	6,890,291,806	192,548	35,785
	事務所払（検診料等）	72,029,685	25,089	2,871
令和 7 年度	7,419,018,695		217,882	34,051
	診療報酬（入院・外来等）	7,350,602,143	191,802	38,324
	事務所払（検診料等）	68,416,552	26,080	2,623

〔指定医療・施術機関〕 (令和8年3月末時点)



〔医療費扶助人員〕

年度	合計	入院		入院外	
		単給	併給	単給	併給
令和3年度	6,669	145	256	76	6,192
令和4年度	6,687	136	254	81	6,216
令和5年度	6,836	126	252	87	6,371
令和6年度	6,920	112	266	95	6,447
令和7年度	7,175	117	268	107	6,683

5 教育扶助費

〔教育扶助の内容〕 (令和8年4月1日現在)

区分	小学校	中学校
基準額	3,680 円	6,100 円
教材代	正規の教材として学校長または教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	

〔受給人員〕

(令和 7 年 7 月被保護者調査)

年度	小学校		中学校		総数	
	合計	1 年	合計	1 年	合計	1 年
令和 3 年度	166	23	114	34	280	57
令和 4 年度	174	24	119	40	293	64
令和 5 年度	182	39	111	34	293	73
令和 6 年度	177	27	95	25	272	52
令和 7 年度	171	31	110	49	281	80

6 住宅扶助費

〔借家・借間世帯数（家賃・間代別）〕

(令和 7 年 7 月被保護者調査)

年度 \ 月額	1 ～ 8,000 円	8,001 ～ 13,000 円	13,001 ～ 18,000 円	18,001 ～ 20,000 円	20,001 ～ 26,000 円	26,001 ～ 30,000 円	30,001 円以上
令和 3 年度	30	211	256	139	488	512	4,139
令和 4 年度	31	198	245	133	478	499	4,212
令和 5 年度	26	190	228	153	468	507	4,332
令和 6 年度	25	169	230	160	455	498	4,434
令和 7 年度	21	171	208	164	465	480	4,502

7 介護扶助費内訳（令和7年度実績）

区分		介護の報酬	
		件数	金額（円）
居宅介護	訪問介護	11,194	196,692,015
	訪問入浴介護	190	1,663,369
	訪問看護	7,133	56,349,837
	訪問リハビリテーション	365	5,899,407
	居宅療養管理指導	15,723	19,674,768
	通所介護	5,131	69,551,106
	通所リハビリテーション	943	17,139,994
	短期入所生活介護	369	5,545,617
	短期入所療養介護	27	642,259
	特定施設入居者生活介護	2,837	110,316,616
	福祉用具貸与	11,740	40,429,257
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	307	15,012,739
	夜間対応型訪問介護	0	0
	地域密着型通所介護	2,322	27,784,433
	認知症対応型通所介護	4	33,913
	小規模多機能型居宅介護	143	3,573,890
	認知症対応型共同生活介護	22	627,134
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	33	4,444,739
	地域密着型介護老人福祉施設	47	1,148,906
施設介護	介護老人福祉施設	873	27,196,104
	介護老人保健施設	301	17,302,758
	介護療養型医療施設	0	0
	介護医療院	100	3,889,651
介護予防	介護予防訪問介護	0	0
	介護予防訪問入浴介護	0	0
	介護予防訪問看護	1,386	9,284,012
	介護予防訪問リハビリテーション	97	1,479,682
	介護予防居宅療養管理指導	1,127	1,467,457
	介護予防通所介護	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	582	3,767,759
	介護予防短期入所生活介護	14	30,425
	介護予防短期入所療養介護	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	221	1,726,228
	介護予防福祉用具貸与	4,274	4,587,704
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	11	97,863
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0
居宅介護支援		1,256	19,590,436
介護予防支援		405	1,938,347
特定入所者介護サービス費		1,232	11,849,561
小計（A）		70,409	680,737,986
高額介護サービス費支給分			141,462,095
合計（ア） （A）－（B）			539,275,891

区分	福祉事務所支払分	
	件数	金額（円）
福祉用具購入	58	558,700
介護予防福祉用具購入	33	131,004
住宅改修	20	194,179
介護予防住宅改修	6	223,477
移送	0	0
介護サービス費 （非指定介護機関）	0	0
その他	53	1,769,641
合計（イ）	170	2,877,001

区分		福祉事務所支払分	
		件数	金額（円）
介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	4,256	14,754,690
	第一号通所事業	2,610	11,754,770
	第一号生活支援事業	0	0
	介護予防ケアマネジメント	121	567,393
合計（ウ）		6,987	27,076,853

福祉事務所数	1 か所
支出額総合計額 （ア）＋（イ）＋ （ウ）	569,229,745

地域福祉

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員として、区域を担当している区域担当委員 860 名と児童福祉に関する事項を担当する主任児童委員 63 名の計 923 名（令和 8 年 4 月 1 日現在）が、民間奉仕者として市民の福祉の増進を図るため、関係行政機関、社会福祉事業施設等と連携しながら、地域住民の福祉ニーズを把握し、相談、情報提供、連絡通報などの活動を展開している。

1 民生委員・児童委員委嘱状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分			区域担当委員	主任児童委員
定数			877 人	64 人
委嘱数			860 人	63 人
性別	男		286 人	9 人
	女		574 人	54 人

2 民生委員児童委員協議会

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

名称	地区	区域担当委員	主任児童委員
第一民生委員児童委員協議会	東、城東、城巽、城南	56	4
第二 "	船場、城西、城陽、荒川、手柄	85	5
第三 "	太市、白鳥、青山、峰相、曾左、林田	63	5
第四 "	城北、城乾、広峰、野里、水上、増位	78	6
第五 "	山田、船津、豊富、砥堀	36	3
第六 "	安室、安室東、高岡、高岡西	61	3
飾磨 "	英賀保、津田、飾磨橋西、飾磨橋東、高浜、妻鹿	89	5
白浜 "	白浜、糸引、八木、的形、大塩	61	5
広畑 "	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂	79	6
網干 "	網干、網干西、旭陽、勝原、余部	64	5
川東 "	四郷、別所、御国野、谷内、谷外、花田	78	6
家島 "	家島、坊勢	14	2
夢前 "	置塩、古知、前之庄、山之内、菅生、上菅、苅野	39	3
香寺 "	中寺、香呂、香呂南	44	3
安富 "	安富	13	2
合計		860	63

3 年間活動状況

(1) 相談・支援件数

〔内容別件数（件）〕

（令和 7 年度実績）

相談内容	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
区域担当 委員	1,705	913	2,228	225	547	412	405	102	159	639	455	1,204	3,035	3,836	15,865
主任児童 委員	18	3	8	141	300	419	8	0	0	2	0	21	23	91	1,034
合計	1,723	916	2,236	366	847	831	413	102	159	641	455	1,225	3,058	3,927	16,899

〔分野別件数（件）〕

（令和 7 年度実績）

相談分野	高齢者に関する こと	障害者に関する こと	子どもに関する こと	その他	合計
区域担当 委員	12,431	488	1,274	1,672	15,865
主任児童 委員	68	6	853	107	1,034
合計	12,499	494	2,127	1,779	16,899
率 （％）	74.0	2.9	12.6	10.5	100

(2) その他の活動件数

[内容別件数(件)]

(令和7年度実績)

活動内容	その他の活動						訪問回数		連携調整回数		活動日数
	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
区域担当委員	26,887	13,770	48,287	31,731	1,291	146	215,865	97,947	86,284	23,965	138,860
主任児童委員	128	1,139	2,852	2,032	3	2	393	354	5,852	2,585	6,720
合計	27,015	14,909	51,139	33,763	1,294	148	216,258	98,301	92,136	26,550	145,580

4 民生・児童推進委員

(1) 趣旨

社会奉仕の精神に基づき、区域担当の民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童推進委員を設置し、地域における福祉協力体制の整備を図る。

(2) 設置人数

区域担当の民生委員・児童委員1人につき2人以内を設置する。

(3) 職務

ア 福祉に関する情報を民生委員・児童委員に連絡通報すること。

イ 市の福祉施策の普及啓発を行うとともに、市の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。

ウ 姫路市社会福祉協議会の実施する在宅福祉サービス事業に積極的に協力すること。

エ その他地域の福祉活動に協力すること。

災害時要援護者対策

平成 23 年の東日本大震災や台風 12 号等の風水害等の経験から、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者（災害対策基本法における「避難行動要支援者」）」への支援が早急に求められていることから、災害時要援護者支援事業や福祉避難所の体制整備を進めている。

1 災害時要援護者支援事業

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な避難支援体制の整備を目的に、平成 24 年 6 月から、各地域において自主防災会等で構成する災害時要援護者地域支援協議会を設立していただき、災害時要援護者台帳の整備等の取組みを進めて、災害時要援護者に対する地域ネットワークの構築を図っている。

また、令和 2 年度からは、市が保有する情報から、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な方々をまとめた避難行動要支援者名簿の掲載者のうち、自身の名簿情報の提供に不同意の意思を示さなかった避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者である災害時要援護者地域支援協議会に提供し、災害時要援護者台帳とあわせて活用していただくこととしている。

(1) 災害時要援護者地域支援協議会設立状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

72 地区のうち 71 地区で設立

(2) 台帳登録状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

登録者数：8,735 人

〔内訳〕※重複あり

・ 高齢者（65 歳以上）	7,174 人
・ 要介護・要支援認定者	5,197 人
・ 身体障害者手帳所持者	3,461 人
・ 療育手帳所持者	861 人
・ 精神障害者保健福祉手帳所持者	144 人
・ その他	46 人

(3) 避難行動要支援者名簿掲載者状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

掲載者数：16,276 人

2 福祉避難所

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、公共施設 19 か所、民間施設 56 か所の計 75 か所を福祉避難所に指定している（令和 8 年 4 月 1 日現在）。

また、福祉避難所へのヘルパーの派遣、介護用品等の確保及び要援護者移送に関する協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

(1) 災害時における福祉避難所に関する協定

災害時に、施設内における福祉避難所用スペースの確保、福祉避難所の開設及び運営、要援護者の受入体制の整備等を要請する。

〔協定の相手方〕

- ・ 社会福祉法人 41 法人 53 施設（特別養護老人ホーム 40、小規模多機能ホーム 1、軽費老人ホーム 1、介護付有料老人ホーム 1、障害者支援施設 9、救護施設 1）
- ・ 株式会社姫路キャッスルグランヴィリオホテル
- ・ 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校、兵庫県立姫路特別支援学校
- ・ 姫路ハーベスト医療福祉専門学校、姫路福祉保育専門学校

(2) 災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

福祉避難所開設時に、ヘルパーの派遣を要請する。

〔協定の相手方〕

- ・ 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会

(3) 災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

福祉避難所開設時に、介護用品等の優先的な確保及び貸借等による提供を要請する。

〔協定の相手方〕

- ・ 株式会社あっぷる
- ・ 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング
- ・ 株式会社ダスキンユニオン ダスキンレントオール姫路イベントセンター

(4) 災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

福祉避難所への要援護者の移送を要請する。

〔協定の相手方〕

- ・ 神姫バス株式会社

民間施設 (56 か所)		小規模多機能ホーム (1)	いやさか
特別養護老人ホーム (40)	あおやま	軽費老人ホーム (1)	ケアハウス青山苑
	あさなぎ	介護付有料老人ホーム(1)	かつはら
	いえしまホーム	障害者支援施設 (9)	愛光園
	泉の杜		香翠寮
	いやさか苑		三愛園
	うさぎ		三恵園
	大津みやび野ホーム		播磨福祉事業館
	オレンジ姫路		姫路暁乃里
	キャッシル真和		姫路学園
	清住園		ゆめさきの家
	銀の櫓		夢前リハビリセンター
	光寿園	救護施設 (1)	ジョイガーデン
	香照苑	ホテル (1)	姫路キャッスルグランヴィリオホテル
	厚生園		姫路ハーベスト医療福祉専門学校
	こうろ苑	専門学校 (2)	姫路福祉保育専門学校
	こころ広畑		
	サン・ビレッジ姫路	公共施設 (19 か所)	
	サン・ビレッジ夢前	保健福祉サービスセンター (8)	西保健福祉サービスセンター
	サンライフ土山		東保健福祉サービスセンター
	サンライフ御立		北保健福祉サービスセンター
	サンライフ西庄		灘保健福祉サービスセンター
	汐里		飾磨保健福祉サービスセンター
	しかまの里		西保健センター (広畑保健福祉サービスセンター)
	書写ひまわりホーム		網干保健福祉サービスセンター
	しらさぎの里		家島保健福祉サービスセンター
	清寿園	特別支援学校 (4)	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	星陽		兵庫県立姫路特別支援学校
	第二姫路・勝原ホーム		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	なごみの里		書写養護学校
	ネバーランド	障害者福祉施設 (3)	障害者体育館
	白鳥園		書写障害者デイサービスセンター
	姫路・勝原ホーム		広畑障害者デイサービスセンター
	むれさき苑	老人福祉センター (2)	すこやかセンター
	美郷苑		楽寿園
	山彦ホーム	養護老人ホーム (1)	ふれあいの郷養護老人ホーム
	ゆめさき三清荘	その他 (1)	夢前福祉センター
	夢の里		
	ライフサポートひめじ		
	ライフビラ姫路		
	和好苑		

DV被害者等の支援

◎ DV相談支援センターの運営及び婦人相談の実施

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に加えて、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく婦人相談等について、助言・指導を行い、これら要保護者の自立支援を図っている。

なお、これまで家庭内の問題、パートナー間等の問題として見過ごされてきた配偶者等からのDV（配偶者等からの暴力）については、DV防止法の趣旨を踏まえ、被害者が安心して相談できる窓口として、平成24年7月に配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）を開設し、女性相談支援員（令和6年3月31日までは婦人相談員）が被害者の立場に立ったきめ細かな支援を行っている。

・ DV相談支援センター

女性相談支援員：4名 電話 221-1532

〔令和7年度 相談内容〕

事項	件数	事項	件数
施設入寮希望	37	家庭問題	19
経済問題（生活費・医療費）	3	暴力団等関係問題	0
職業問題	0	その他	10
結婚・離婚問題	555	合計	638
住宅問題	14		

成年後見支援センター

1 設置の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方等に対し、成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援等を行う。

本市では、平成 26 年 10 月に姫路市成年後見支援センターを設置し、センター職員による一般相談や弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による専門相談、権利擁護フォーラムや親族後見人に対する講座等による制度の普及・啓発のほか、住み慣れた地域において市民が後見業務の担い手となる「市民後見人」の養成と活動の支援等を行っている。

2 センター事業

(1) 成年後見制度に関する相談業務

〔相談件数〕

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	うち 専門相談
令和 3 年度	2,041	117	79	67	2,304	78
令和 4 年度	1,603	81	71	57	1,812	94
令和 5 年度	1,251	126	101	55	1,533	86
令和 6 年度	1,552	188	130	76	1,946	96
令和 7 年度	2,106	138	223	151	2,618	92

(2) 制度の普及・啓発

市民向け、専門職向けに権利擁護フォーラムを開催している。また、事業所や親族後見人等に対し研修会等を実施するなどし、成年後見制度の普及・啓発を図っている。

・権利擁護フォーラム

(令和 7 年度概要)

ア 日 時 令和 8 年 1 月 18 日 (日)

イ 会 場 姫路市総合福祉会館

ウ 参加者 26 人 (来場 18 人、ZOOM 配信 8 人)

エ 講師 行政書士

桑 智仁 氏

オ テーマ あなたらしい成年後見制度を考える

(3) 市民後見人の養成・活動支援

市民が後見業務の担い手となる市民後見人等養成研修を開催し、研修修了者を市民後見人として登録している。また、市民後見人を対象とした研修会の開催、後見業務に関する相談対応をはじめとする後見活動支援を行っている。

〔市民後見人登録者数〕

年度	登録者	うち新規
令和 3 年度	32 人	6 人
令和 4 年度	30 人	10 人
令和 5 年度	25 人	7 人
令和 6 年度	20 人	2 人
令和 7 年度	23 人	6 人

※ 年齢等により市民後見人登録要件に該当しなくなった者がいるため、当該年度の市民後見人登録者は、前年度市民後見人登録者と当該年度の新規登録者の合計とは必ずしも一致しない。

姫路市愛の基金

1 趣旨

社会的援護を要する人のうち、特に法外援護の必要な人に対して資金を給付し、または貸し付けることにより、生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

なお、事業に要する経費は、基金の運用収益と市の費用で賄っている。

- 令和 7 年度末 愛の基金積立金 1,836,182,626 円

2 事業

- 愛の福祉金 令和 8 年度予算額 404,114 千円（令和 7 年度実績 386,072 千円）

区分		対象	区分		対象
難病患者 援護	スモン患者療養補給金	2 人	児 童 ・ 母 子 援 護	交通・災害遺児奨学金	6 人
				児童養護施設等間食費助成	延 2,210 人
障害者 援 護	心身障害者扶養共済事業助成	23 件		児童養護施設等入所児童就職祝金	2 人
	身体障害者福祉金	10,795 人		交通・災害遺児手当	9 人
	知的障害者福祉金	2,213 人	老 人 援 護	敬老金	108 人
	精神障害者福祉金	3,863 人		百歳敬彰金	189 人
困窮者 援 護	生活保護世帯援護	91 件	外国人重度障害者等特別給付事業費		延 48 人
	行路困窮者援護	42 件	外国人等高齢者特別給付事業費		延 28 人

※難病患者等受診支援金、敬老金は令和 5 年度末で事業終了

- 愛の福祉事業 令和 8 年度予算額 1,328 千円（令和 7 年度実績 310 千円）

区分	対象	区分	対象
障害者愛の贈物	3 件	行旅病人援護事業	16 人
敬老の日の贈物	2 組	善意の日事業	1 日

姫路市保健医療推進基金

1 趣旨

藤森春樹氏からの寄附 1 億円を原資として、姫路市の保健医療の増進に資するため、平成 30 年度から基金を設置している。

- 令和 7 年度末 保健医療推進基金積立金 27,986,760 円

2 事業

令和 8 年度 予算額 9,297 千円（新生児聴覚検査費助成事業など地域保健医療に資する事業）

令和 7 年度 充当額 10,054 千円（新生児聴覚検査費助成事業）

社会福祉法人等指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して社会福祉法その他関係法令に基づく指導監査を実施している。

また、届出保育施設（認可外保育施設）については、児童の安全確保及び施設等利用費の適正な支給等の観点から、同施設に対して児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく立入調査を行っている。

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

〔令和 7 年度実績〕

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数	特別監査実施数
77	41	20	61	2

〔令和 6 年度実績〕

監査対象数 a	監査実施数 b	文書指摘法人数 c	文書指摘件数 d	改善済件数 e	改善率 e/d
77	33	21	61	29	46.8%

※ 「文書指摘法人数」は、文書指摘を行った法人の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項の延件数を計上

※ 「改善済件数」は、令和 6 年度監査の指摘件数に対して令和 7 年度監査実施時点で改善が確認された件数。「改善率」は、令和 6 年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合

2 社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

〔令和 7 年度実績〕

区分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数	特別監査実施数
保育所	11	11	0	0	0
保育所型認定こども園	24	24	5	5	
母子生活支援施設	1	1	0	0	
幼保連携型認定こども園	46	28	5	6	
幼稚園型認定こども園	6	4	0	0	
新制度幼稚園	1	0	—	—	1
養護老人ホーム	2	1	0	0	
特別養護老人ホーム	45	13	0	0	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	8	2	0	0	
高齢者支援センター	1	0	—	—	
障害者支援施設	9	3	0	0	1
女性自立支援施設	1	0	—	—	
合計	155	87	10	11	1

※ 監査対象数は令和 8 年 3 月 31 日の施設数

※ 「特別監査実施数」には、介護保険法または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特別監査実施数を含まない。

〔令和 6 年度実績〕

区分	監査対象数 a	監査実施数 b	文書指摘施設数 c	文書指摘件数 d	改善済件数 e	改善率 e/d
保育所	12	12	5	6	6	100%
保育所型認定こども園	24	24	6	7	7	100%
母子生活支援施設	1	1	0	0	0	—
幼保連携型認定こども園	45	22	6	7	2	28.6%
幼稚園型認定こども園	6	2	1	1	1	100%
新制度幼稚園	1	1	1	1	1	100%
養護老人ホーム	2	1	0	0	0	—
特別養護老人ホーム	45	15	0	0	0	—
軽費老人ホーム（ケアハウス）	8	2	0	0	0	—
高齢者支援センター	1	1	0	0	0	—
障害者支援施設	9	4	0	0	0	—
女性自立支援施設	1	1	0	0	0	—
合計	155	86	19	22	17	77.3%

※ 監査対象数は令和 7 年 3 月 31 日の施設数

※ 「文書指摘施設数」は、文書指摘を行った施設の実数を計上。「文書指摘件数」は、文書指摘事項の延件数を計上

※ 「改善済件数」は、令和 6 年度監査の指摘件数に対して令和 7 年度監査実施時点で改善が確認された件数。「改善率」は、令和 6 年度監査の指摘件数に対する「改善済」の割合

3 認可外保育施設に対する立入調査の実施状況

〔令和 7 年度実績〕

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区分	監査対象数 a	監査実施数 b	監査実施率 b/a	文書指摘施設数 c	文書指摘率 c/b	特別監査 実施数
届出保育施設（※1）	91	46	50.5%	6	13.0%	2
うちベビーホテル（※2）	1	1	100.0%	0	0%	
うち居宅訪問型保育 事業（ベビーシッター）	11	3	27.3%	0	0%	
届出対象外施設	6	0（※3）	—	—	—	
うち幼稚園併設施設	6	0（※3）	—	—	—	
合計	97	46	47.4%	6	13.0%	2

※1 届出保育施設とは、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出対象施設

※2 ベビーホテルとは、次のいずれかを常時運営しているもの

ア 夜 8 時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）

※3 幼稚園型認定こども園に対する実地指導監査として包括的に実施（令和 7 年度：4 施設）

事業所の指定及び指導等

平成 24 年度から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監査を実施している。(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者については、令和元年度より実施)

1 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数 (R7.3 末)	令和 7 年度		事業所数 (R8.3 末)	令和 7 年度	
			新規	廃止		実地指導	監査
居宅介護支援		160	8	7	161	24	1
居宅サービス	訪問介護	171	12	7	176	23	3
	訪問入浴介護	4	0	0	4	0	
	訪問看護	95	10	4	101	14	
	訪問リハビリテーション	15	0	0	15	1	
	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	
	通所介護	112	2	2	112	31	
	通所リハビリテーション	10	0	0	10	2	
	短期入所生活介護	45	0	0	45	14	
	短期入所療養介護	15	0	0	15	2	
	特定施設入居者生活介護	12	1	1	12	1	
	福祉用具貸与	31	1	0	32	2	
	特定福祉用具販売	30	1	0	31	1	
介護予防支援（地域包括支援センター）		23	0	0	23	13	0
介護予防支援（上記以外）		91	9	2	98	18	1
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	4	0	0	4	0	1
	介護予防訪問看護	95	10	4	101	14	
	介護予防訪問リハビリテーション	15	0	0	15	1	
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	
	介護予防通所リハビリテーション	10	0	0	10	2	
	介護予防短期入所生活介護	45	0	0	45	14	
	介護予防短期入所療養介護	14	0	0	14	1	
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	0	0	10	1	
	介護予防福祉用具貸与	31	1	0	32	2	
	特定介護予防福祉用具販売	30	1	0	31	1	
地域密着型（介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9	0	0	9	2	3
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	
	地域密着型通所介護	106	4	5	105	20	
	認知症対応型通所介護	3	0	0	3	1	
	小規模多機能型居宅介護	20	0	0	20	6	
	認知症対応型共同生活介護	37	1	0	38	13	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	0	0	15	3	
	看護小規模多機能型居宅介護	7	0	0	7	4	
	介護予防認知症対応型通所介護	3	0	0	3	1	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	20	0	0	20	6	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	1	0	38	13	
施設サービス	介護老人福祉施設	35	0	0	35	13	0
	介護老人保健施設	11	0	0	11	2	
	介護医療院	4	0	0	4	1	
合計		1,375	62	32	1,405	267	9

※ 事業所数には、休止、停止を含み、医療機関のみなし指定を含まない。廃止には、失効、取消、辞退を含む。

2 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定及び指導状況（姫路市内の事業所）

サービス種類	事業所数 (R7.3 末)	令和 7 年度		事業所数 (R8.3 末)	令和 7 年度	
		新規	廃止		実施指導	監査
総合事業訪問介護	160	10	7	163	20	3
総合事業訪問生活援助	7	0	0	7	1	
総合事業通所介護	206	10	7	209	50	
合計	373	20	14	379	71	3

※ 事業所数には、休止、停止を含む。廃止には、失効、取消を含む。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数 (R7.3 末)	令和 7 年度		事業所数 (R8.3 末)	令和 7 年度	
			新規	廃止		実地指導	監査
障害福祉サービス事業	居宅介護	87	8	3	92	4	3
	重度訪問介護	86	8	2	92	4	
	行動援護	8	0	0	8	0	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	
	同行援護	18	0	1	17	2	
	療養介護	1	0	0	1	0	
	生活介護	55	3	0	58	14	
	短期入所	29	3	1	31	3	
	共同生活援助	45	7	3	49	10	
	宿泊型自立訓練	1	0	0	1	0	
	自立生活援助	0	0	0	0	0	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	
	自立訓練（生活訓練）	4	0	0	4	0	
	就労移行支援（一般型）	11	2	1	12	1	
	就労移行支援（資格型）	0	0	0	0	0	
	就労選択支援	0	0	0	0	0	
	就労継続支援（A 型）	16	2	0	18	5	
	就労継続支援（B 型）	85	5	1	89	30	
	就労定着支援	6	1	1	6	0	
障害者支援施設	施設入所支援	9	0	0	9	4	
	生活介護	9	0	0	9	0	
	就労継続支援（B 型）	1	0	0	1	0	
相談支援事業	計画相談支援	42	1	1	42	3	0
	地域移行支援	14	1	0	15	2	
	地域定着支援	14	1	0	15	2	
	障害児相談支援	30	1	0	31	3	
障害児通所支援事業	児童発達支援	39	9	4	44	9	0
	放課後等デイサービス	80	12	7	85	20	
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	
	保育所等訪問支援	14	2	2	14	4	
	居宅訪問型児童発達支援	3	0	0	3	0	
地域生活支援事業		99	8	6	101	6	0
合計		806	74	33	847	126	3

※ 事業所数には、休止を含む。廃止には、指定取消・失効・辞退分を含む。

社会福祉研修

社会福祉に関する事業または事務に従事する者（社会福祉事業従事者）の資質を向上し、社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成 9 年度から社会福祉研修事業を実施している。

〔令和 8 年度予算 2,476 千円（研修厚生センター予算 990 千円含む）〕

○市主催研修（令和 7 年度実績） 社会福祉施設職員対象

	研修名	受講者数
・ 保育所・認定こども園 児童福祉施設等対象	① 保育士・保育教諭等初任者研修	68 名
	② 救急救命研修（A E D、エピペン研修）	86 名
	③ 事故防止研修	143 名
	④ ハラスメント研修	104 名
	⑤ 虐待防止研修	136 名
	⑥ 特別支援保育研修	70 名
	⑦ 保護者対応研修	112 名
福祉施設等対象 老人・障害者	⑧ 社会福祉施設等新任職員研修	105 名
	⑨ 中堅研修	71 名
	⑩ 事故防止研修	194 名
	⑪ 虐待防止研修（老人）	128 名
	⑫ 虐待防止研修（障害）	125 名
	⑬ ハラスメント防止研修	224 名
社会福祉法人 等対象	⑭ 社会福祉法人運営研修 「社会福祉法人における中期経営計画の策定について」	53 名
	⑮ 社会福祉法人会計研修 「資産・負債の会計処理について」	68 名
全社会福祉施設等対象	〈感染症対策研修〉	
	⑯ 管理者向け（障害・高齢者施設）	190 名
	⑰ 管理者向け（児童施設）	113 名
	⑱ 初任者向け	263 名
	⑲ 専門職向け	60 名
	⑳ 食中毒予防研修	277 名
	㉑ 労務管理研修	245 名
	㉒ BCP フォローアップ研修	241 名
合計		3,076 名

○市主催研修（令和 7 年度実績） 行政職員対象

研修名	受講者数
保健福祉行政新任職員研修	1 日目 75 名 2 日目 77 名
福祉行政職員手話研修（入庁 3 年目の職員）（研修厚生センター予算分）	91 名

○派遣研修（令和 7 年度実績） 行政職員 合計 29 名参加（研修厚生センター予算分）

ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修
令和 7 年度 兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修
令和 7 年度 医療的ケア児等支援者養成研修
全国児童発達支援協議会 職員研修会
コーディネーター研修会（令和 7 年度 全国障害児・者相談支援事業協会研修会）
指定居宅介護支援事業所における指導監督のポイント
介護保険担当職員のためのケアプラン点検のポイント
就労支援フォーラム
マネジメント研修
兵庫県認定こども園園長研修
兵庫県認定こども園主幹保育教諭研修
公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー
乳児保育研修
今、保護者との関わりについて保育者に伝えたいこと
気になる子どもの視点から保育を見直す
医療的ケア児等コーディネーター研修
食と健康を考えるシンポジウム
食と健康を考えるシンポジウム 2
食と健康を考えるシンポジウム 3
社会福祉法人における指導監査の実務
介護保険担当職員のためのケアプラン点検のポイント
地方自治体における訴訟手続と訴訟実務
社会福祉法人会計簿記の基本実務
介護保険施設等における指導監督のポイント
社会福祉法・指導監査ガイドラインの解説と監査実務のポイント
社会福祉法人への指導監査（会計）
離乳期の子どもの食事援助
食事摂取基準と食事提供ガイドの活用
発達の特性理解と一人一人に応じた支援

社会福祉施設整備

1 老人福祉施設整備

民間による特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その法人等に対し建設費や開設準備経費等の一部を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 501,428 千円
- ・ 事業内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 か所、施設内保育施設 1 か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所、認知症高齢者グループホーム 1 か所
既存施設の防災・減災対策改修、施設の大規模修繕に併せて行う ICT 化等

2 児童福祉施設等整備

(1) 保育所・認定こども園

保育環境の向上と安全の確保を図るため、老朽化している市立保育所・認定こども園の改修等の施設整備を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 92,800 千円
- ・ 事業内容

保育所 改修等 5 か所
幼保連携型認定こども園 改修等 1 か所

また、民間による児童福祉施設等整備のうち、施設の新築及び老朽化した施設等の増築、改築又は改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,870,800 千円

(2) 児童センター等整備

のびのびと活動できる子どもの居場所の充実を図るため、老朽化している宿泊型児童館・市立児童センター等の施設及び設備の改修等の整備を行う。

- ・ 令和 8 年度予算額 2,800 千円

3 障害者福祉施設整備

民間による障害者福祉施設の整備を促進するため、施設の新設及び既存施設の改修等を行う場合、その社会福祉法人等に対し建設費等の一部を助成する。

- ・ 令和 8 年度予算額 148,894 千円
- ・ 事業内容
障害福祉サービス事業所 1 か所 (148,894 千円)

保健衛生

1 保健所

保健所は、市民の健康を守る拠点として、保健衛生・生活衛生の向上を図り、乳幼児から高齢者に至るまで、市民のライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種事業を展開している。

これらの健康づくりに加え、健康危機の発生予防対策や被害の拡大防止などの健康危機管理も行っている。

- (1) 所在地 坂田町 3
- (2) 開設年月日 昭和 23 年 7 月 10 日（平成 7 年 1 月 4 日 現在地に移転）
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費
 - ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上 6 階 地下 1 階
 - 6 階 環境衛生研究所
 - 5 階 食肉衛生検査センター・会議室
 - 4 階 保健所事務フロア（総務課・中央保健センター・食肉衛生検査センター）
 - 3 階 保健所事務フロア（衛生課・予防課・健康課）
 - 2 階 保健所健診フロア
 - 1 階 中央保健福祉サービスセンター
 - ・ 敷地面積 3,265 m²
 - ・ 延床面積 13,075.9 m²
 - ・ 建設事業費 103 億 5 千万円



2 こどもの未来健康支援センター

こどもの未来健康支援センターは、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、思春期から妊娠期、子育て期にわたるライフステージに応じた切れ目のない支援をするため、より専門性を備えた思春期保健と母子保健の包括的支援の拠点として、各種事業を展開している。

- (1) 所在地 日出町三丁目 3 番地
- (2) 開設年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- (3) 管理運営 姫路市
- (4) 規模・構造・建設事業費
 - ・ 構造 鉄骨造 2 階建
 - ・ 敷地面積 3,251.93 m²
 - ・ 延床面積 1,581.36 m²
 - ・ 建設事業費 約 5 億 8 千万円



3 保健センター

市内 6 か所の保健センター及びその分室は、地域の特性に対応した、市民の生涯にわたる健康づくりの推進拠点施設として設置され、乳幼児健診・乳幼児健康相談、地域住民の健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の対人サービス、市民の自主的な保健活動の育成等の総合的な保健サービスを提供している。

(1) 中央保健センター

- ア 所在地 坂田町 3 (保健所 4 階)
- イ 開設年月日 平成 26 年 4 月 1 日
- ウ 規模・構造
 - ・ 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
 - ・ 敷地面積 3,265 m² (保健所施設を含む)
 - ・ 延床面積 13,075.9 m²のうち 100.91 m²
- エ 分室
 - ・ 中央保健センター北分室 (開設：平成 26 年 4 月 1 日)
砥堀 428
 - ・ 中央保健センター安富分室 (開設：平成 26 年 4 月 1 日)
安富町安志 1,151 (安富事務所内)

(2) 南保健センター

- ア 所在地 飾磨区細江 2,655
- イ 開設年月日 昭和 54 年 4 月 1 日 (平成 22 年 10 月 12 日 現在地に移転)
- ウ 規模・構造
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 平屋建
 - ・ 敷地面積 9,707 m² (飾磨支所を含む)
 - ・ 延床面積 1,652.4 m²
(飾磨支所 507.2 m²、南保健センター 999.7 m²、屋外倉庫 145.5 m²)

エ 分室

- ・ 南保健センター家島分室（開設：平成 26 年 4 月 1 日）

家島町宮 2,169

(3) 西保健センター

ア 所在地 広畑区正門通三丁目 2-2

イ 開設年月日 昭和 35 年 11 月 1 日（平成 16 年 5 月 6 日 現在地に移転）

ウ 規模・構造

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- ・ 敷地面積 2,348.97 m²
- ・ 延床面積 2,336.99 m²のうち 1,635.13 m²（広畑保健福祉サービスセンターを含む）

4 保健福祉サービスセンター

保健福祉サービスセンターは、保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的として設置している。事業としては、保健・福祉の情報提供や各種サービスの申請受付など保健福祉に関するサービスを提供している。

名称	所在地	開設年月日
中央保健福祉サービスセンター	坂田町 3（保健所 1 階）	平成 7 年 1 月 4 日
西保健福祉サービスセンター	飾西 728-5（西市民センター内）	平成 4 年 10 月 1 日
東保健福祉サービスセンター	御国野町御着 283-15	平成 9 年 4 月 10 日
北保健福祉サービスセンター	砥堀 428 ※中央保健センター北分室に併設	平成 15 年 4 月 1 日
灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目 520	平成 11 年 4 月 15 日
飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1	平成 15 年 4 月 1 日
広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目 2-2 ※西保健センターに併設	平成 16 年 5 月 6 日
網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町 119	平成 7 年 4 月 1 日
家島保健福祉サービスセンター	家島町宮 2169 ※南保健センター家島分室に併設	平成 18 年 3 月 27 日
夢前保健福祉サービスセンター	夢前町前之庄 2160（夢前事務所内）	平成 18 年 3 月 27 日
香寺保健福祉サービスセンター	香寺町中屋 14 番地（香寺事務所内）	平成 18 年 3 月 27 日
安富保健福祉サービスセンター	安富町安志 1151（安富事務所内） ※中央保健センター安富分室に併設	平成 18 年 3 月 27 日

5 保健センター・保健センター分室・保健福祉サービスセンター業務実績

(1) 保健センター業務実績（令和7年度）

	相談					健康教育		自主グループ活動支援		保健福祉申請受付※1 件数
	訪問	電話	来所	その他	延件数	回数	延人数	回数	延人数	
中央保健センター	1,919	2,927	1,261	79	6,186	48	3,303	0	0	2,685
北分室	970	1,412	464	74	2,920	20	1,372	14	265	426
安富分室	205	423	141	140	909	19	656	3	111	60
南保健センター	2,651	3,419	1,841	70	7,981	78	4,660	0	0	5,566
家島分室	18	36	24	76	154	9	211	61	802	8
西保健センター	1,181	1,823	366	25	3,395	51	2,702	162	1,157	1,055
合計	6,944	10,040	4,097	464	21,545	225	12,904	240	2,335	9,800

※1 南保健センターは、保健福祉サービスセンター受付業務も含む

(2) 保健福祉サービスセンター業務実績（令和7年度）

	相談件数			申請受付						自主グループ活動支援	
	電話※1	来所※1	延件数※1	介護保険関係	高齢者支援関係	障害福祉関係	後期高齢者医療関係	保健所予防課関係（特定難病、予防接種等）	その他※2	回数※1	延人数※1
中央				443	6	1,093	0	2,869	0		
西	260	436	696	2,196	38	842	3	602	0	70	2,245
東	141	273	414	703	14	389	0	344	0	49	1,110
北				869	12	506	0	267	0		
灘	252	242	494	930	14	433	0	316	0	292	3,412
飾磨	82	165	247	2,017	69	156	12	69	1	194	3,270
広畑				991	0	812	0	698	0		
網干	356	1,440	1,796	1,052	14	1,029	1	602	1	121	2,331
家島				0	78	26	6	37	0		
夢前	628	675	1,303	1,382	259	851	0	315	307	0	0
香寺	490	2,039	2,529	2,086	693	1,689	0	519	1,279	0	0
安富	135	494	629	487	235	484	0	140	304		
合計	2,344	5,764	8,108	13,156	1,432	8,310	22	6,778	1,892	726	12,368

※1 保健センター・保健センター分室と併設の保健福祉サービスセンターの相談件数及び自主グループ活動支援は、(1)保健センター業務実績で計上

※2 夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンターのその他は、地域事務所で扱っていた福祉事務も含む

6 環境衛生研究所

感染症や食中毒に関する病原微生物検査、食品の理化学検査及び細菌・ウイルス検査、環境に関する理化学検査、井戸水等の飲用水検査など、多岐にわたる検査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための科学的データを提供している。

(1) 所在地 坂田町 3 (保健所 6 階)

(2) 開設年月日 昭和 49 年 2 月 (平成 7 年 1 月 4 日 現在地に移転)

(3) 検査内容

種類	内容
臨床検査	ウイルス感染症等に係る血液検査
微生物検査	感染症及び食中毒に伴う病原微生物検査、腸内細菌検査 (検便) 並びに環境等の微生物検査
環境検査	工場・事業場排水、浄化槽・衛生センター等の排水、公共用水等の水質検査及び大気、煙道排ガス、悪臭、酸性雨等の理化学検査
土壌・廃棄物検査	土壌及び廃棄物等の理化学検査
飲用水等検査	専用・特設水道水、井戸水及び災害時市民開放井戸に係る水質検査並びにプール・浴場水等の理化学及び微生物検査
一般室内環境検査	シックハウス原因物質の検査
食品検査	食品中の細菌・ウイルス検査 野菜・果実の残留農薬・防かび剤、魚介類の動物用医薬品・PCB 等の食品汚染物質、肉類の動物用医薬品、一般食品の成分規格・添加物等の理化学検査
家庭用品検査	衣料品・寝具 (繊維製品) の有害物質検査

(4) 検査実績

[検査状況 (年度別推移)]

年度	臨床・微生物学検査		理化学検査		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
令和 3 年度	15,260	25,846	1,653	23,774	16,913	49,620
令和 4 年度	11,227	21,846	1,842	28,433	13,069	50,279
令和 5 年度	10,934	20,753	1,794	32,588	12,728	53,341
令和 6 年度	10,220	19,742	1,677	31,439	11,897	51,181
令和 7 年度	10,244	20,579	1,876	27,766	12,120	48,345

〔各種検査状況〕

(令和 7 年度実績)

臨床・微生物学検査			理化学検査		
検査対象物	検体数	項目数	検査対象物	検体数	項目数
○細菌・ウイルス・リケッチア	9,905	20,083	○生活水質	536	3,316
腸管系細菌	9,259	18,273	水道原水	0	0
食品	103	230	飲用水	243	2,157
食中毒	4	16	水道水	(38)	(694)
感染症等	374	1,199	井戸水	(186)	(1,444)
一般環境	165	365	その他	(19)	(19)
○結核	25	25	利用水	52	205
○寄生虫卵	0	0	浴場、プール水	241	954
○ウイルス（血清）※	157	314	○環境	1,142	8,390
エイズ	157	314	水質	612	5,775
○性病検査(梅毒反応)※	157	157	工場排水	(286)	(2,722)
○その他	0	0	浄化槽水	(55)	(386)
			地下水	(93)	(709)
			その他	(178)	(1,958)
			大気	524	2,574
			環境大気	(458)	(1,913)
			煙道排ガス	(14)	(150)
			悪臭	(17)	(126)
			雨水	(35)	(385)
			特定粉じん	(0)	(0)
			その他	(0)	(0)
			土壌、廃棄物	6	41
			○一般室内環境	0	0
			○食品	168	16,030
			野菜、果実	58	14,557
			魚介類	0	0
			肉類	28	788
			一般食品	77	647
			容器包装	5	38
			○家庭用品	30	30
計	10,244	20,579	計	1,876	27,766
合計				12,120	48,345

※派遣検査分を含む

7 公衆衛生

(1) 食品衛生

食品の安全・安心を確保し、市民の健康の保護を図るため、「姫路市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品衛生関係施設の計画的な監視指導や営業の許可を行うとともに、食品の収去検査を行い、不良食品を排除することに努めている。

〔旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況〕 (令和7年度実績)

業種		営業許可 施設数		延 施 設 数	廃 業 施 設 数	処分件数						告 発 件 数
		令和 6 年度末	令和 7 年度末			営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	始 末 書 徴 収	そ の 他	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,133	672	17	461	0	0	0	0	0	0	0
	仕出屋・弁当屋	62	36	0	26	0	0	0	0	0	0	0
	旅館	27	21	0	6	0	0	0	0	0	0	0
	その他	794	433	1	361	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,016	1,162	18	854	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業		269	149	4	120	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		139	86	1	53	0	0	0	0	0	0	0
魚介類せり売営業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		22	14	0	8	0	0	0	0	0	0	0
かん詰又はびん詰食品製造業		6	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業		86	25	0	61	0	0	0	0	0	0	0
あん類製造業		3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		30	15	1	15	0	0	0	0	0	0	0
乳類販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業		5	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業		76	51	1	25	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業		2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
醤油製造業		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業		3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業		10	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業		1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業		19	10	1	9	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業		52	34	0	18	0	0	0	0	0	0	0
添加物製造業		8	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0
氷雪製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		2,763	1,577	31	1,186	0	0	0	0	0	0	0

〔改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業動態表及び監視指導状況〕（令和 7 年度実績）

業種	営業許可 施設数		延 監 施 視 設 施 数 実 施	営業許可 申請数		廃 業 施 設 数	処分件数							告 発 件 数
	令和 6 年 度 末	令和 7 年 度 末		継 続	新 規		営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	回 収 命 令	廃 棄 命 令	始 末 書 徴 収	そ の 他	
飲食店営業	4,690	5,704	1,524	0	1,184	170	0	0	0	0	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	55	61	6	0	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	136	152	45	0	30	14	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	139	148	32	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類競り売り営業	7	7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	7	10	12	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	383	473	96	0	104	14	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	11	14	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	7	9	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	9	13	14	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	30	35	60	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪製造業	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	10	11	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	11	14	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	4	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	46	55	14	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	91	99	30	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型そうざい製造業	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	5	7	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	1	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	14	15	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
密封包装食品製造業	10	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の小分け業	11	12	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物製造業	7	9	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,697	6,876	1,900	0	1,404	225	0	0	0	0	0	0	0	0

〔改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係施設動態表及び監視指導状況〕（令和 7 年度実績）

業種		営業届出 施設数		延 監視 施設 数	届 出 施設 数	廃 業 施設 数	処分件数							告 発 件 数
		令 和 6 年 度 末	令 和 7 年 度 末				営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	回 収 命 令	廃 棄 命 令	始 末 書 徴 収	そ の 他	
給食施設		287	290	84	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0
旧 許 可 業 種	魚介類販売業(包装魚介類)	155	169	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食肉販売業(包装食肉)	270	258	15	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳類販売業	630	612	8	21	39	0	0	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)	440	489	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販 売 業	弁当販売業	9	9	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	57	63	122	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	23	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信販売・訪問販売による販 売業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	73	83	25	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	百貨店、総合スーパー	146	151	38	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動販売機による販売業(コ ップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	204	212	6	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	824	894	46	85	15	0	0	0	0	0	0	0	0
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第 13 条第 1 項の規定により規格 が定められた添加物の製造 を除く。)	7	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加 工業	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業(飲料 の製造を除く。)	48	54	2	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	14	15	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	8	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	糖類製造・加工業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	9	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製茶業	17	19	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	7	8	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卵選別包装業	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	110	121	52	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 記 以 外 の もの	行商	20	25	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	器具、容器包装の製造・加工 業(合成樹脂が使用された器 具又は容器包装の製造、加工 に限る。)	9	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲 食の提供のうち、営業とみな されないもの	0	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	9	12	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		3,396	3,582	448	278	92	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 環境衛生

市民が日常生活の中で利用し、密接な関係を有する環境衛生関係施設（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）、水道施設、化製場、墓地、特定建築物等の施設の許認可や監視指導を行うとともに、営業者自らによる自主管理の推進に努めている。また、衛生害虫等に関する相談の対応も行っている。

〔環境衛生関係施設数及び衛生監視状況〕

（令和 7 年度実績）

			施設 数	前 年 度 末	施設 数	許 可 確 認	施設 数	廃 業 失 効	施設 数	本 年 度 末	延 回 数	監 視 実 施 回 数	行政処分等施設数				備考
													取 消 等	停 止	始 末 書 等	交 付	指 導 票
営業六法関係	興行場	映画		1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
		演劇		2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
		音楽		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		スポーツ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		演芸		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他		6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計		10	0	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	
	旅館	旅館・ホテル		100	0	2	98	46	0	0	5						
		簡易宿所		40	4	1	43	10	0	0	0						
		下宿		8	0	0	8	0	0	0	0						
		季節旅館		0	0	0	0	0	0	0	0						
		季節簡宿		0	0	0	0	0	0	0	0						
		計		148	4	3	149	56	0	0	5						
	公衆浴場	一般		6	0	0	6	12	0	0	2						
		特殊	温泉		7	0	0	7	8	0	0	2					
			共同		1	0	0	1	0	0	0						
			サウナ		6	0	0	6	0	0	0						
			ゴルフ		5	0	0	5	5	0	0	1					
			福祉		3	0	1	2	2	0	0	0					
			社宅		0	0	0	0	0	0	0	0					
			ヘルスセンター		1	0	0	1	1	0	0	0					
			スポーツ施設		6	0	0	6	7	0	0	2					
			その他		14	0	1	13	12	0	0	3					
		計		49	0	2	47	47	0	0	10						
	理容所			398	6	17	387	41	0	0	0						
	美容所			1,308	57	37	1,328	194	0	0	0						
	クリーニング所	一般		71	0	3	68	8	0	0	0						
		取次所		131	2	10	124	4	0	0	0						
		計		202	2	13	192	12	0	0	0						
	営業六法合計			2,115	69	72	2,113	351	0	0	15						

		施設 数	前 年 度 末	施設 数	許可 確認	施設 数	廃業 失効	施設 数	本 年 度 末	延 回 数	監視 実施	行政処分等施設数				備考
												取消 等	停止	始末 書等	交付 指導 票	
営業六法関係以外	水道関係	専用水道	18	0	1	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
		特設水道	9	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		簡易専用水道	1,215	20	14	1,221	23	0	0	4						
		小規模受水槽	1,853	19	9	1,863	20	0	0	0						
		計	3,095	39	24	3,110	49	0	0	4						
	化製場	化製場	268	1	1	268	1	0	0	0						
		死亡獣畜取扱場	1	0	0	1	0	0	0	0						
		準用施設	12	0	0	12	0	0	0	0						
		動物飼養施設	35	1	0	36	1	0	0	0						
		計	316	2	1	317	2	0	0	0						
	墓地等	墓地	362	4/(2)/0	0	366	8	0	0	0						許可件数/(変更 許可件数)/既存 みなし件数
		納骨堂	31	3/(1)/0	0	34	3	0	0	0						
		火葬場	8	0/(0)/0	0	8	0	0	0	0						
		計	401	7/(3)/0	0	408	11	0	0	0						
	特定建築物	興行場	3	0	0	3	0	0	0	0						
		百貨店	33	1	0	34	1	0	0	0						
		店舗	9	0	0	9	0	0	0	0						
		事務所	57	3	0	60	4	0	0	0						
		学校	13	0	0	13	0	0	0	0						
		旅館	18	0	0	18	1	0	0	0						
		その他	22	0	1	21	2	0	0	0						
		計	155	4	1	158	8	0	0	0						
	建築物清掃業等	建築物清掃業	6	1(0)	0	7	2	0	0	0						()内は、うち期 間満了再登録申 請件数
		建築物空気環境測定業	4	0(0)	0	4	0	0	0	0						
		建築物空気調用ダクト清掃業	0	0(0)	0	0	0	0	0	0						
		建築物飲料水水質検査業	3	0(0)	0	3	0	0	0	0						
		建築物飲料水貯水槽清掃業	31	3(3)	0	31	4	0	0	0						
		建築物排水管清掃業	7	1(1)	0	7	1	0	0	0						
		建築物ねずみ昆虫等防除業	12	0(0)	0	12	0	0	0	0						
		建築物環境衛生総合管理業	10	1(1)	1	9	1	0	0	0						
		計	73	6(5)	1	73	8	0	0	0						
	遊泳用プール	公営	8	0	0	8	8	0	0	0						
		営業	14	0	0	14	17	0	0	3						
		その他	3	0	0	3	1	0	0	0						
		計	25	0	0	25	26	0	0	3						
	クリーニング無店舗取次店		6	0	0	6	0	0	0	0						
	コインランドリー		164	5	1	168	5	0	0	0						
	温泉利用施設		24	0	0	24	10	0	0	0						
	住宅宿泊事業		10	3	0	13	2	0	0	1						

(3) 狂犬病予防

ア 犬の登録及び予防注射

わが国では昭和 31 年の 6 頭を最後に狂犬病の発生はないが、国外において今なお狂犬病の発生が続き、多くの死亡者が出ている。このため狂犬病予防法により飼い主には犬の生涯 1 回の登録と毎年 1 回の予防注射が義務付けられている。

市では、市民の便益と登録率・注射率の向上を図るため、狂犬病予防注射のお知らせの他、姫路市と委託契約をしている動物病院で、狂犬病予防注射及び鑑札、注射済票の交付事務を行っている。

年度	新規登録頭数	予防注射頭数
令和 7 年度	2,420	23,059

イ 動物による危険防止

市民からの情報等を基に犬の捕獲を行っている。

〔犬の捕獲頭数、返還頭数〕

年度	捕獲頭数	返還頭数
令和 7 年度	4	1

※ 返還頭数は、捕獲、所有者不明の引取り、負傷動物保護で収容した犬のうち返還した頭数

(4) 動物の愛護及び管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び県条例に基づき、動物愛護思想の普及・啓発を図っている。

ア 動物愛護フェスティバル

毎年動物愛護週間（9 月 20 日から同月 26 日まで）の行事の一つとして、姫路市・兵庫県獣医師会姫路支部・姫路開業獣医師会・兵庫県公衆衛生獣医師会姫路支部の共催で姫路市動物愛護フェスティバルを開催している。

イ 負傷ペット動物応急診療業務

公園、広場、道路等の公共の場において疾病にかかり、または負傷した飼い主不明の犬猫等のペット動物（哺乳類、鳥類）については収容し応急手当を行っている。

〔負傷動物(犬・猫)取扱い状況〕

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和 7 年度	0	0	5	1

市内動物病院

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和 7 年度	0	0	30	17

ウ 第一種動物取扱業の登録

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養）を行う場合は第一種動物取扱業の登録を受けなければなら

ない。

〔第一種動物取扱業登録状況〕

年度	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養	合計
令和7年度	124	156	6	27	24	0	2	339

エ 犬・猫の引取り

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取っている。

〔犬・猫の引取り数〕

年度	所有者 有		所有者不明 (警察引継ぎ含む)		所有者 有		所有者不明 (警察引継ぎ含む)	
	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫
令和7年度	0	0	5	0	0	0	3	3

オ 犬・猫の譲渡

動物管理センターにおいて犬及び猫の譲渡を随時実施している。譲渡希望者は、事前申請・審査の後、譲渡前講習会の受講が義務付けられている。

〔犬・猫の譲渡状況〕（動物病院での譲渡も含む）

動物管理センターにおける譲渡

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和7年度	0	0	23	15

〔犬・猫の処分状況〕（動物病院での死亡も含む）

動物管理センター

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
令和7年度	6	0	14	7

(5) 食肉衛生検査

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位を確実に排除し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制の基で実施されるよう指導・助言している。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、管内食鳥処理施設に対して定期的な監視・指導を行っている。

ア 食肉衛生検査センター

- ・ 所在地 坂田町3（保健所4階・5階）
- ・ 開設年月日 昭和46年4月（平成27年3月、現在地に移転）

- ・ 新検査室竣工 平成 30 年 3 月（保健所 4 階・5 階 300 m²）

イ と畜検査

食肉に起因する健康被害の発生を防止するため、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対して、生体、内臓及び枝肉の検査を実施している。また、必要に応じ細菌や理化学、病理等の精密検査を行う。

〔検査実績（令和 7 年度実績）〕

牛	精密検査 実施頭数	精 密 検 査 に 基 づ く 措 置 実 施 頭 数			
		と殺・解体 禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
33,587	41	0	26	11	4

ウ 衛生指導

姫路市食品衛生監視指導計画に加え、関連法規に基づく衛生指導を実施している。

- ・ と畜場及び食肉処理施設の衛生点検、作業の検証を行うとともに、枝肉の微生物検査（一般細菌数、大腸菌群数、STEC、サルモネラ等）や施設全体の衛生評価を実施している。
- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、輸出促進法）に基づく指導により、輸出相手国が要求する衛生水準の維持、向上に努めている。
- ・ 化製原料及び特定部位等の衛生的な管理、保管等を指導している。
- ・ 認定小規模食鳥処理施設に対する監視・指導を行っている。

エ 輸出証明書の発行

食肉を海外へ輸出するにあたり、輸出促進法に基づき衛生的にと畜から食肉処理まで行われたことを確認し、衛生証明書を交付している。（平成 29 年 9 月より海外輸出開始）

〔輸出証明書発行実績（令和 7 年度実績）〕

輸出相手国	発行件数	重量(kg)	輸出相手国	発行件数	重量(kg)
ミャンマー	9	262.2	香港	1,987	417,912.1
台湾	1,256	549,072.9	カナダ	196	43,681.0
マカオ	74	5,237.9	オーストラリア	250	37,431.5
タイ	157	23,089.8	E U	1,680	351,410.5
フィリピン	70	8,735.3	ニュージーランド	25	1,965.0
ベトナム	63	6,519.3	メキシコ	44	4,043.4
アメリカ	1,355	434,778.9			
シンガポール	341	57,969.2	合計	7,507	1,942,109.0

8 疾病予防

(1) 予防接種

予防接種法で規定されている定期予防接種については、予防接種実施医療機関（市内約 300 か所）

で実施している。また、接種にかかる費用については、B 類の予防接種は一部自己負担、それ以外の A 類は全額公費負担で行っている。

- ・ 令和 8 年度予算額 1,769,987 千円

予防接種実施件数（令和 7 年度実績） (件)

A 類（主に小児対象）	B 類（高齢者対象）
85,319	92,173

(2) 感染症予防

平成 11 年 4 月 1 日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者等の人権を尊重しつつ、個々の感染症の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の積み重ねによって、社会全体の感染症予防の推進を図っている。

- ・ 令和 8 年度予算額 34,938 千円

ア 感染症の発生

感染症法第 6 条に指定される 1 類～5 類感染症を診断した医師は感染症法第 12 条に基づき最寄りの保健所へ届け出なければならない。

発生届出状況（令和 7 年実績） (件)

1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
0	69	22	25	580

イ 結核予防

感染症法に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図ることを目的として、学校・施設・事業所における結核定期健康診断による患者の発見、結核患者及び家族等の接触者に対する経過観察健診・接触者健診の実施、結核患者の医療費公費負担を行っている。

接触者健康診断者数（令和 7 年度実績延べ数） (人)

接触者健康診断者数	被発見者数	
	結核患者	発病の恐れがある者
192	4	8

管理検診（令和 7 年度実績延べ数） (人)

実施者数	結核患者被発見者数
15	0

治療費公費負担総額（令和 7 年度実績）

一般患者	勧告入院患者
1,258,681 円	9,342,599 円

(3) 難病対策事業

在宅で暮らす難病患者を取り巻く、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行っている。

- ・ 難病対策事業 令和 8 年度予算額 8,641 千円
うち難病相談事業 令和 8 年度予算額 4,270 千円

ア 患者会支援事業

在宅で暮らす難病患者で組織された患者会（姫路市難病団体連絡協議会）の運営を支援している。

- ・ 難病交流会 各難病患者会相互の情報交換と交流を行っている。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 7 回（参加団体数 10 団体・参加延人数 63 人）
- ・ 難病学習会 より良い療養生活の実現に向けて、疾患・制度について学んでいる。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 1 回（参加人数 9 人）
- ・ 疾患別患者交流会 患者会メンバー同士で情報交換・交流を行っている。

イ 相談事業

市内の難病患者及びその家族を対象に療養上の不安や治療等についての相談の場を提供する。

- ・ 難病相談 医師等による医療相談や患者会によるピアカウンセリングを行う。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 12 回（相談延人数 0 人）
- ・ 医療・保健・福祉・教育相談会 専門医による医療相談や福祉・教育等の相談に対応する。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 1 回（相談延人数 130 人）

ウ 啓発・研修事業

難病患者や難病患者に関わる専門職及び一般市民の、難病への理解を促すとともに、在宅で暮らす難病患者を支援する専門職のケアの質の向上を目指して実施している。

- ・ 難病講演会 在宅で暮らす難病患者を取り巻く様々なテーマについて学んでいる。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 1 回（参加人数 30 人）
- ・ 専門職向け難病学習会 訪問看護師・保健師等の資質向上を図る学習会を開催している。
〔令和 7 年度実績〕 実施回数 1 回（参加人数 32 人）

エ 骨髄バンク事業

白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植の推進のために、骨髄等ドナーへの助成や登録推進にかかる普及啓発活動及び骨髄等提供者を募る集団登録会を実施するとともに、公的さい帯血バンク提携医療機関の行う移植用さい帯血採取に対する助成を行う。

- 〔令和 8 年度予算額〕 4,339 千円
〔令和 7 年度実績〕 パネル展等普及啓発活動 3 回、集団登録会 7 回（38 名登録）

9 精神保健事業

精神障害者が病を抱えつつ地域の中で生活し、社会参加できるよう、保健所を中心に様々な施策を展開している。

- ・ 令和 8 年度予算額 6,182 千円

(1) 精神保健福祉相談事業

専門医によるこころの健康相談（精神保健福祉相談）、精神保健福祉相談員・保健師による電話・面接・訪問、断酒会員等を交えてのアルコール問題相談等を行っている。

〔令和 7 年度実績〕 相談件数 6,036 件（面接：735 件、訪問：1,682 件、電話・メール：3,619 件）

(2) 精神保健啓発事業

市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、精神障害者を地域で支える環境づくりを推進する。

〔令和 7 年度実績〕 普及啓発講演会・講座 16 回（1,259 人参加）

支援者研修 6 回（245 人参加）

(3) 自殺対策事業

ひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市自殺対策計画）に基づき、自殺対策を推進し、「市民が一人ひとりの「いのち」を大切にできる姫路」の実現を目指す。

〔令和 7 年度実績〕 普及啓発講演会・講座 3 回（849 人参加）

人材育成研修 15 回（1,073 人参加）

10 母子保健事業

母子保健サービスの基礎である母子保健法、児童福祉法及び成育基本法等に基づき、母性、乳幼児の健康を保持増進するために、思春期出前授業、妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、7 か月児の健康相談、2 歳児のフッ化物塗布事業の他、妊産婦・乳幼児の相談及び家庭訪問を実施している。

また乳幼児健診等で健康上注意を要するものについては、発達相談、育児教室等を開設し適切な助言指導を行っている他、特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業、不育症治療支援事業、不妊治療ペア検査助成事業、卵子凍結費用助成事業、妊産婦健康診査費助成事業、新生児聴覚検査費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病等医療等の給付事業を実施している。

(1) 思春期保健事業

ア 思春期出前授業

- ・ 目的 思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに自尊感情を高め、自分を大切にできる心を育てることを目的とする。

- ・ 対象 市内中学校に在籍する生徒：中学校 1 年生／7 年生、3 年生／9 年生等

〔令和 8 年度予算額〕 993 千円

〔令和 7 年度実績〕 90 回（10,324 人参加）

イ プレコンセプションケア事業

- ・ 目的 男女問わずライフステージに応じた性や生殖に関する正しい知識の普及と健康支援を行う。

- ・ 対象 思春期、妊娠準備期、妊娠期、子育て期にわたる世代

- ・ 内容 ①高校生・学生等を対象に、将来の妊娠のための健康管理に関する知識の普及及び健康教育、健康相談を行う。

②妊娠・出産にかかる正しい知識習得を目的にライフステージに応じた講演会（親子

で学べる性教育等)や相談等実施し、相談支援をあわせて行う。

- ③姫路市が指定するプレコンセプションケアセミナーの受講または動画を視聴した
姫路市に住民登録がある 18 歳以上 30 歳未満の方に、プレコンセプションケア健診
費を助成。1 人 1 回限り、30,000 円を上限に助成。

[令和 8 年度予算額] 2,214 千円

[令和 7 年度実績] プレコンセプションケアセミナー実施 25 回 (781 人参加)
プレコンセプションケア健診費助成 12 人

(2) 妊娠・出産包括支援事業

ア 全妊婦面接相談支援事業 (利用者支援事業「こども家庭センター型」)

- ・ 目的 保健師等が妊娠届出時に妊婦と面接し、制度説明や妊娠、出産、子育てについて相談を受けることで、支援が必要な妊婦へタイムリーな支援を行い、妊娠期からの子育て支援を行う。
- ・ 対象 母子健康手帳の交付を受ける妊婦
転入による妊婦健康診査費助成券の交付を受ける全妊婦

[令和 8 年度予算額] 11,906 千円

[令和 7 年度実績] 本人面接 3,587 人／対象者 3,693 人 (面接率 97.1%)

イ 伴走型相談支援事業 (利用者支援事業「妊婦等包括相談支援事業型」)

- ・ 目的 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う。
- ・ 対象 妊婦及び主に 0～2 歳の乳幼児を養育する子育て世帯

[令和 8 年度予算額] 1,661 千円

[令和 7 年度実績] 妊娠 8 か月アンケート：回答 3,133 件／送付 3,511 件 (回答率 89.2%)

ウ 利用者支援事業「基本型」

- ・ 目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を実施する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊産婦・子育て中の保護者
- ・ 内容 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うなど包括的な支援を行う。
- ・ 従事者 子育て支援相談員等

[令和 8 年度予算額] 118 千円

[令和 7 年度実績] 相談件数：訪問 319 件、電話 284 件、面接 858 件

エ 専門相談支援事業

- ・ 目的 次代の社会を担う成育過程にある者が健やかな成育が確保されるよう、成育過程に応じて切れ目のないより専門性の高い健康支援を実施する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する思春期から妊娠・出産、子育て期までの方
- ・ 内容 不妊・不育相談、出生前検査相談、流産・死産の早期グリーフケア、産後の体調管理、

特定妊婦等産科受診支援、思春期相談等

〔令和 8 年度予算額〕 186 千円

〔令和 7 年度実績〕 面接 383 件、電話 323 件、訪問 3 件、オンライン 42 件

オ 産後ケア事業

- ・ 目的 出産後の心身ともに不安定な時期に支援を希望する母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」によりサポート支援を実施する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する産婦と 1 歳未満の乳児
- ・ 内容 産後の体調管理、乳房ケア、育児相談、指導等

〔令和 8 年度予算額〕 36,480 千円

〔令和 7 年度実績〕 利用者数：宿泊型 566 人、通所型 963 人、訪問型 1,526 人

※重複利用あり

カ 親子歯科保健事業

- ・ 目的 妊産婦の歯科健診及び乳幼児の歯科相談をきっかけに、親子が適切な歯科保健の知識と技術を身につける。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊産婦（出産後 1 年 3 か月まで）と生後 1 年 3 か月までの乳幼児とその保護者
- ・ 内容 市内の指定医療機関において妊産婦への歯科健診、乳幼児への歯科相談

〔令和 8 年度予算額〕 6,703 千円

〔令和 7 年度実績〕 利用者数：妊産婦 903 人、乳幼児 601 人

キ 2 歳児のフッ化物塗布事業

- ・ 目的 う蝕予防に科学的根拠のあるフッ化物塗布を幼児に行うことで、う蝕の有病率の低下と保護者が適切な歯科保健の知識と技術を身につける。
- ・ 対象 2 歳 6 か月の子どもとその保護者
- ・ 内容 歯科医師による問診、歯科衛生士によるフッ化物塗布及び歯科相談

〔令和 8 年度予算額〕 2,825 千円

〔令和 7 年度実績〕 来所者 1,671 人／対象者 3,634 人（来所率 46.0%）

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- ・ 目的 保護者が家庭訪問を受けることで子育ての不安を解消し、地域で孤立しない育児ができ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
- ・ 対象 生後 4 か月までの乳児のいる家庭

〔令和 8 年度予算額〕 16,665 千円

〔令和 7 年度実績〕 全訪問者数 3,350 人（市民 3,243 人、市民外 107 人）、他市で訪問 69 人
市民訪問者数 3,312 人／出生数 3,351 人（訪問率 98.8%）

※訪問率：（市民+他市で訪問）／出生数

(4) 乳幼児健康診査

- ・ 目的 子どもの発育・発達状況の確認、病気の早期発見、子育ての支援等を行い、保護者が安心して育児に取り組むことができる。

〔令和 8 年度予算額〕 乳児健康診査：39,784 千円

1 歳 6 か月児健診：7,589 千円

3 歳児健診：11,248 千円

5 歳児健診モデル事業：3,023 千円

〔令和 7 年度実績〕

4 か月児健診			10 か月児健診			1 歳 6 か月児健診			3 歳児健診		
対象者数	受診者数	受診率 (%)	対象者数	受診者数	受診率 (%)	対象者数	受診者数	受診率 (%)	対象者数	受診者数	受診率 (%)
3,324	3,286	98.9	3,352	3,223	96.2	3,353	3,279	97.8	3,647	3,525	96.7

※ 4 か月児健診・10 か月児健診は医療機関委託

(5) 7 か月児の健康相談

- ・ 目的 乳児期にすべての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術の普及を図ること、また絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育児に取り組むことができる。

- ・ 対象 7～9 か月児の子どもと保護者

〔令和 8 年度予算額〕 535 千円

〔令和 7 年度実績〕 来所者 2,979 人／対象者 3,361 人（来所率 88.6%）

(6) 特定不妊・不育治療助成事業

ア 特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業

- ・ 目的 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）または着床前胚染色体構造異常検査（PGT-SR）を含む保険適用外の特定不妊治療等の治療費の一部を助成することにより、特定不妊治療等を受ける者の経済的負担の軽減を図り、不妊治療の選択肢を確保する。

- ・ 対象 特定不妊治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦

- ・ 内容 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）または着床前胚染色体構造異常検査（PGT-SR）を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合、治療方法により 10 万円から 30 万円を上限として助成する。

上記のほか、特定不妊治療（凍結胚の移植を除く）の過程の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30 万円まで上乗せして助成する。

初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満の場合は 1 子ごと最大 6 回とし、40 歳以上 43 歳未満の場合は 1 子ごと最大 3 回とする。43 歳以上の場合の助成はなし。

〔令和 8 年度予算額〕 7,562 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成延件数：19 件、男性不妊：0 件

イ 不育症治療支援事業

- ・ 目的 不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。
- ・ 対象 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断され、治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- ・ 内容 不育症の治療等に要した保険適用外の医療費の 10 分の 7 を助成する。ただし、1 年度の医療費について 1 回のみ助成とする。また、助成を受ける治療等について他の自治体を実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。
治療等を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。

〔令和 8 年度予算額〕 2,837 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成実件数：37 件

ウ 不妊治療ペア検査助成事業

- ・ 目的 不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊の検査に要する費用の一部を助成する。
- ・ 対象 夫婦そろって受診し不妊の検査を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- ・ 内容 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の 10 分の 7 を助成する。ただし、夫婦 1 組について 1 回のみ助成とする。また、助成を受ける検査等について他の自治体を実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

〔令和 8 年度予算額〕 2,450 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成実件数：223 件

エ 卵子凍結費用助成事業

- ・ 目的 若い世代のプレコンセプションケア、女性のキャリア支援を目的とし、将来の妊娠・出産に備えて卵子凍結を行った方に対し、その費用の一部を助成する。
- ・ 対象 採卵実施日において 18 歳以上 39 歳以下であること。
採卵実施日から助成金を申請するまでの間、継続して姫路市に住民登録があること。
採卵実施日が令和 7 年 4 月 1 日以降であること。
- ・ 内容 1 人 1 回限り、40 万円を上限に助成する。

〔令和 8 年度予算額〕 10,053 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成実件数：37 件

(7) 妊婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 安心して妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する妊婦
- ・ 内容 1 回の妊婦健康診査費で上限 22,500 円を 1 回、上限 13,000 円を 1 回、上限 10,000 円を 2 回、上限 8,000 円を 1 回、上限 6,000 円を 9 回の計 14 回と、妊婦健康診査と同時

実施する子宮頸がん検診費上限 3,500 円（1 回分）を限度に助成する。

多胎妊娠の場合は、上限 5,000 円を 3 回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。

〔令和 8 年度予算額〕 384,073 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成延件数：42,375 件（うち、多胎妊娠の妊婦健診助成件数 90 件）

(8) 低所得妊婦初回産科受診料助成事業

- ・ 目的 低所得の妊婦について経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。
- ・ 対象 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、姫路市に住所を有する住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦
- ・ 内容 初回の産科受診（妊娠の判定に要する費用）において上限 10,000 円を 1 回助成する。

〔令和 8 年度予算額〕 319 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成実件数：2 件

(9) 産婦健康診査費助成事業

- ・ 目的 産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月等産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用の一部を助成し、産後初期段階における母子に対する支援を強化する。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する産後 8 週未満の産婦
- ・ 内容 1 回の産婦健康診査費で上限 5,000 円を 2 回助成する。

〔令和 8 年度予算額〕 31,770 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成延件数：6,297 件

(10) 1 か月児健康診査費助成事業

- ・ 目的 1 か月頃の乳児に対する健康診査の費用助成を行い、結果等の情報の活用および伴走型相談支援事業の効果的な実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。
- ・ 対象 姫路市に住民登録のある児（生後 2 か月になる前日まで）
- ・ 内容 1 回、4,000 円を上限に助成

〔令和 8 年度予算額〕 12,297 千円

〔令和 7 年度実績〕 助成延件数：3,324 件

(11) 未熟児養育医療給付事業

- ・ 目的 未熟児が健やかに成長するために養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療に対し公費負担を行う。
- ・ 対象 身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの
- ・ 申請 保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける。
- ・ 内容 未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する。

〔令和 8 年度予算額〕 30,952 千円

〔令和 7 年度実績〕 医療費給付：105 人
給付総額：46,047,249 円

(12) 新生児聴覚検査費助成事業

- ・ 目的 生まれつきの聴覚障害（難聴等）児は、1,000 人に 1～2 人の頻度といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、早期発見・長期治療に繋げ、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、その費用の一部を助成する。
- ・ 対象 児が検査を受けた時点で姫路市に住民票のある保護者
- ・ 内容 生後 2 か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成額は異なり、(A)ABR の場合は 5,500 円を上限に、OAE の場合は、2,000 円を上限に助成する。

〔令和 8 年度予算額〕 18,940 千円（姫路市保健医療推進基金 9,297 千円含む）

〔令和 7 年度実績〕 助成実件数：3,313 件

(13) 小児慢性特定疾病医療費支援

- ・ 目的 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う。
- ・ 対象 厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童であって、当該疾病の状態が告示により定める程度であるもの。
- ・ 申請 保護者が保健所に申請し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ける。
- ・ 内容 当該疾病にかかる医療費の自己負担分を公費で負担する。

〔令和 8 年度予算額〕 159,543 千円

〔令和 7 年度実績〕 医療費給付： 6,456 件
給付総額： 147,281,051 円

(14) 交流事業

- ・ 目的 疾患や多胎児等の保護者同士の交流を図り、専門職や育児経験者であるピアサポーターによる相談支援を実施することで、保護者の育児不安を軽減し、家庭や地域での孤立感の解消を図る。
- ・ 対象 姫路市に住所を有する多胎児、ダウン症児とその保護者等
- ・ 内容 専門職による育児相談、ピアサポーターによる相談支援、参加者同士の交流、身体計測、健康講話等

〔令和 8 年度予算額〕 114 千円

〔令和 7 年度実績〕 多胎児 12 回 160 人、ダウン症児 6 回 28 人、食を通じた交流 4 回 77 人

(15) 乳幼児発達支援事業（はぐくみ相談室）

- ・ 目的 子どもの発達に関する困り事や心配事の整理を行い、子どもの発達状況や保護者の希望に応じて必要な支援につなぐ。
- ・ 対象 主に就学前の子どもと保護者、およびその支援者
- ・ 内容 個別相談（事前予約による来所相談）と必要時の発達検査を行う。

子どもに関わる施設への支援として現場への専門職派遣や研修等をコーディネートする。

〔令和 8 年度予算額〕 14,162 千円

〔令和 7 年度実績〕 発達相談延件数：1,263 件（含発達検査 388 件）

専門職派遣のコーディネート：87 件、研修のコーディネート：3 件

11 健康増進事業

急速な高齢化の進展及び生活習慣の多様化による疾病構造の変化に伴い、市民の健康増進を図るため健康増進法に基づき健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの保健事業を実施している。

(1) 健康教育

- ・ 目的 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項（感染症含む）について正しい知識の普及を図ることで、市民が自身で生活習慣の見直しや取組を実践できるようになる。
- ・ 対象 40 歳以上の市民
- ・ 内容 医師や歯科医師、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などによる講話と実技指導

〔令和 8 年度予算額〕 3,389 千円

〔令和 7 年度実績〕 133 回（3,680 人参加）

(2) 健康相談

- ・ 目的 身体の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことで、生活習慣を改善し、自らの健康管理ができるようになる。
- ・ 対象 40 歳以上の市民
- ・ 内容 保健師・管理栄養士などによる血圧・体脂肪測定、生活習慣病に関する個別相談

〔令和 7 年度実績〕 相談延件数 247 人

(3) 健康診査

- ・ 目的 がんや歯周病など生活習慣病を予防する対策の一環として、早期発見、早期治療を図るため、各種検診を実施する。
- ・ 対象 原則 40 歳以上の市民
（ただし、胃がんリスク判定（検査）・子宮頸がん検診は 20 歳以上）
- ・ 方法 姫路市医師会館を使用する施設内での検診と市内各会場へ検診車が出向き実施する集団検診と市内実施医療機関で個別検診を実施する。
- ・ 実施内容
集団検診
- ・ 市民がん巡回検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査※1
肺がん検診	胸部 X 線検査
大腸がん検診	便潜血検査（2 日間）
肝炎ウイルス検診※2	血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査）

※1 受診間隔は2年に1回

※2 過去に受けたことがない人が対象

・レディース検診

種類	内容
乳がん検診※1	マンモグラフィ検査
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診※2
	HPV 検査単独法※3
骨粗しょう症検診	骨密度測定
大腸がん検診	便潜血検査（2日間）

※1 受診間隔は2年に1回

※2 対象は20～28歳の2歳きざみ

※3 対象は30～60歳の5歳きざみ

・特定セット検診（医師会館を利用した施設内検診）

特定健診と市民がん巡回検診（胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査）を実施する。

・個別検診

種類	内容
胃がん検診	バリウムを飲み胃部 X 線検査※1
	胃内視鏡検査+尿素呼気検査※2
胃がんリスク判定（検査）※3	血液検査（ピロリ菌）
乳がん検診※4	マンモグラフィ検査
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診※5
	HPV 検査単独法※6
肝炎ウイルス検診※7	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）
歯周病検診※8	歯科検診、相談・保健指導
基本健康診査※9	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察

※1, 4 受診間隔は2年に1回

※3 対象年齢は満20歳

※6 対象は30～60歳の5歳きざみ

※8 対象年齢は満40,50,60,70歳

※2 満40,50,60歳での受診者は内視鏡検査も選択可

※5 対象は20～28歳の2歳きざみ

※7 対象は過去に受けたことがない人

※9 対象は満40歳以上の無保険者

・節目総合検診

40・50・60歳を対象に姫路市医師会館にて、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん（女性）・子宮頸がん（女性）検診、特定健診および詳細項目検診を加えた総合検診を実施する。

[令和7年度 受診者数]

区分		受診者数
基本健診		311
胃がん検診		2,364
胃がんリスク判定（検査）		351
子宮がん検診	細胞診	1,382
	HPV 検査単独法	6,442
肺がん検診	X 線検査	5,165
	X 線検査＋喀痰検査	101
乳がん検診		11,652
大腸がん検診		13,118
肝炎ウイルス検診		1,888
骨粗しょう症検診		1,240
歯周病検診		242

[令和8年度予算額] 322,275 千円

(4) 訪問指導

生活習慣病予防及び介護予防等で実際の生活の場面での保健指導が必要な市民に対して保健師等が家庭訪問を行い、自身の健康管理が行えるよう助言を行う。

[令和7年度実績] 訪問延件数 57 件

(5) 透析ハイリスク者予防対策事業

- ・ 目的 透析導入原因疾患第1位である糖尿病のある患者に対し、医療機関間の連携により適切な糖尿病・腎臓病管理を実施すること、早期からの栄養食事指導を受けることで、糖尿病の重症化を予防する。
- ・ 内容 有識者による協議会の開催。医療関係者向け講演会・連絡会・研修会の開催。血糖コントロール不良者（HbA1c8.0 以上）に糖尿病重症化予防歯科検診を実施。令和元年度より栄養指導を受ける機会がない患者に対し栄養食事指導を実施。

[令和8年度予算額] 1,502 千円

[令和7年度実績] 協議会 1 回 研修会 2 回

歯科検診受診 22 人 栄養食事指導 26 件

(6) 遺伝性腫瘍症候群検査費等助成事業

父母、子ども、兄弟姉妹のいずれかが遺伝性腫瘍症候群である市民に対し、「将来がんになりやすい遺伝子を持っているか」を調べる遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングに係る費用を助成する

ことで、がんの早期発見に寄与するもの。

〔令和 7 年度実績〕 申請件数 8 件

12 介護予防事業

介護保険法に基づき要介護・要支援状態となる前の段階にある高齢者に対し介護予防のための支援を行っている。

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・ 目的 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送るために必要な行動を実践することができる。
- ・ 対象 65 歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- ・ 内容 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送れるよう、医師や健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職による講話と実技指導を実施

〔令和 7 年度実績〕 120 回 (2,784 人参加)

(2) 高齢者の地域健康づくり事業

- ・ 目的 地域住民が主体となった健康づくり・介護予防活動を実践することができる。また、市民が地域での健康づくり活動を継続し、地域の互助的活動（助け合い活動）に発展させることができる。
- ・ 対象 65 歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- ・ 内容 運動機能の維持・向上を目的とした「いきいき百歳体操」を住民に提案し、保健センター・保健センター分室と地域包括支援センターが支援（DVD やおもりの貸し出しも含む）を行いながら、住民主体の自主活動へつなげていく。

〔令和 7 年度実績〕 団体数 487 (9,172 人参加)

13 主要死因別死亡数・率

(令和 6 年次)

順位	死因	実数	率
1	悪性新生物	1,621	312.1
2	心疾患	1,095	210.8
3	老衰	821	158.1
4	脳血管疾患	366	70.5
5	肺炎	282	54.3

※ 率：対人口 10 万人

医務・薬務、救急医療等

1 医務・薬務（令和 8 年 3 月 31 日現在）

(1) 医療等施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	33	435	280	19	455	108	3

(2) 開設者別病院・許可病床数

開設者	病院数	許可病床数	許可病床数の内訳			
			精神病床	感染症病床	一般病床	療養病床
独立行政法人	1	405	0	0	405	0
兵庫県	1	736	16	0	720	0
日本赤十字社	1	560	0	6	554	0
公益法人	0	0	0	0	0	0
医療法人	27	4,030	952	0	2,284	794
会社・事業所	0	0	0	0	0	0
その他の法人	1	48	0	0	48	0
個人	2	266	0	0	50	216
合計	33	6,045	968	6	4,061	1,010

(3) 診療所施設数及び病床数

区分		施設数	病床数
一般	有床診療所	15	196
	無床診療所	420	
歯科診療所		280	
合計		715	196

(4) 医薬品販売等施設数

区分	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業	高度管理医療機器等貸与業	高度管理医療機器等販売・貸与業	管理医療機器販売業	管理医療機器貸与業	管理医療機器販売・貸与業	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業
施設数	274	146	232	0	138	1,519	3	106	235	9	2

(5) 立入検査等実施状況

（令和 7 年度実績）

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業	毒物劇物業務上取扱者	合計
件数	34	23	1	2	22	3	1	44	30	53	9	1	0	0	223

(6) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等従事者数

(※令和 6 年 12 月 31 日現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
届出数	1,495	409	1,369	131	194	6,777	864

※ 隔年調査

(7) 医療安全相談件数

(令和 7 年度実績)

区分	医療行為・医療内容		コミュニケーションに 関すること	医療機関 の施設	医療情報 の取扱 (カルテ開示、 セカンドオピニ オン、その他)	医療費関 係（診療 報酬等）	その他	合計
	うち医療事故調査・ 支援センターに関連 したもの							
件数	160	2	44	5	15	15	44	283

2 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

昭和 54 年 2 月 15 日、医療供給の少ない夜間の急病患者への対応として、夜間の内科・小児科を診療科とする「夜間急病センター」として開設した。

昭和 61 年 4 月 1 日には、休日昼間においても内科・小児科の対応ができる体制を整えるとともに、名称を「休日・夜間急病センター」に変更し、さらに、同年 7 月 20 日からは休日昼間に従来の診療科に加え、眼科・耳鼻いんこう科を追加し救急医療の充実を図った。

平成 9 年 12 月 1 日、姫路市医師会館 1 階へ同センターを移転し、施設の充実を図った。

ア 所在地 西今宿三丁目 7-21

イ 開設年月日 昭和 54 年 2 月 15 日 (平成 9 年 12 月 1 日 現在地に移転)

ウ 規模・構造

- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階、地下 1 階建 (1 階部分)
- ・ 敷地面積 8,199.11 m² (医師会館を含む)
- ・ 延床面積 1,168.34 m²

エ 建設事業費 500,000 千円

財源内訳 県支出金 15,180 千円 地方債 484,800 千円
一般財源 20 千円

オ 管理運営 公益財団法人姫路市救急医療協会

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

		休日昼間	夜間
診療日		日曜日・祝日、8月15日、12月31日～1月3日	毎日
診療科目		内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科	内科・小児科
受付時間		午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	午後 8 時 30 分～翌日午前 5 時 30 分
診療時間		午前 9 時～午後 6 時	午後 9 時～翌日午前 6 時
診療 体制	医師	5 人	2 人
	薬剤師	2 人	1 人
	看護師	9 人	5～6 人
	事務員	4～5 人	2～3 人

〔患者数〕

年度	区分	患者数	診察 日数 (日)	一日 平均 患者数	科目別				性別		後送 患者	救急車 による 来院数
					内科	小児科	眼科	耳鼻いん こう科	男	女		
令和 3 年度	休日昼間	6,085	70	86.9	1,634	2,095	871	1,485	3,104	2,981	250	45
	夜 間	8,203	365	22.5	3,518	4,685			4,063	4,140	379	122
	計	14,288			5,152	6,780	871	1,485	7,167	7,121	629	167
令和 4 年度	休日昼間	7,057	71	99.4	1,849	2,532	873	1,803	3,592	3,465	257	74
	夜 間	9,710	365	26.6	4,127	5,583			4,883	4,827	372	200
	計	16,767			5,976	8,115	873	1,803	8,475	8,292	629	274
令和 5 年度	休日昼間	10,758	72	149.4	3,583	3,902	817	2,456	5,641	5,117	280	76
	夜 間	14,676	366	40.1	6,623	8,053			7,551	7,125	508	200
	計	25,434			10,206	11,955	817	2,456	13,192	12,242	788	276
令和 6 年度	休日昼間	10,620	72	147.5	3,856	3,435	937	2,392	5,389	5,231	299	73
	夜 間	14,192	365	38.9	7,017	7,175			7,295	6,897	508	184
	計	24,812			10,873	10,610	937	2,392	12,684	12,128	807	257
令和 7 年度	休日昼間	8,323	72	115.6	2,717	2,740	948	1,918	4,166	4,157	276	56
	夜 間	12,193	365	33.5	5,948	6,245			6,148	6,045	445	133
	計	20,516			8,665	8,985	948	1,918	10,314	10,202	721	189

(2) 後送病院

休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。なお、後送病院では、1日2床以上の空床を確保している。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	休日	夜間
内科	2 病院 (13 病院による輪番制)	2 病院 (13 病院による輪番制)
小児科	2 病院 (3 病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外科	2 病院 (8 病院による輪番制)	2 病院 (10 病院による輪番制)
眼科	1 病院 (6 病院による輪番制)	—
耳鼻いんこう科	1 病院 (5 病院による輪番制)	—
整形外科	1 病院 (6 病院による輪番制)	2 病院 (11 病院による輪番制)
脳神経外科	1 病院 (5 病院による輪番制)	1 病院 (5 病院による輪番制)
循環器科	1 病院 (3 病院による輪番制)	1 病院 (3 病院による輪番制)
産婦人科	2 病院 (9 病院による輪番制)	—

(3) 救急医療電話相談事業

子どもの急病やけがの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスをを行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相

談を実施している。

- ア 相談時間 月曜日～土曜日 午後 8 時～午前 0 時
日曜日・祝日・8/15・12/31～1/3 午前 9 時～午後 6 時、午後 8 時～午前 0 時
- イ 対象科目 小児科
- ウ 電話番号 079-292-4874（ふくつう しんぱいなし！）

年度		実施日数	相談件数	1 日平均
令和 3 年度	休日昼間	70 日	1,642 件	23.5 件
	夜 間	365 日	3,277 件	9.0 件
令和 4 年度	休日昼間	71 日	2,306 件	32.5 件
	夜 間	365 日	3,875 件	10.6 件
令和 5 年度	休日昼間	72 日	2,175 件	30.2 件
	夜 間	366 日	3,591 件	9.8 件
令和 6 年度	休日昼間	72 日	1,730 件	24.0 件
	夜 間	365 日	2,769 件	7.6 件
令和 7 年度	休日昼間	72 日	1,130 件	15.69 件
	夜 間	365 日	1,839 件	5.04 件

- ※ 平成 21 年 8 月開設。休日昼間の相談は平成 22 年 8 月から実施
- ※ 平成 25 年 2 月から、木・土曜日の夜間は相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 26 年 12 月から、木・土曜日の夜間及び休日の昼間は相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 27 年 10 月から、全日相談員 2 人体制で実施
- ※ 平成 30 年 10 月から、対象地域を播磨姫路圏域へ拡大
- ※ 令和 8 年 3 月末をもって事業廃止

(4) 救急安心センター事業

急な病気やケガをした時に、「救急車を呼んだ方がよいか」、「今すぐに病院に行った方がよいか」など判断に迷った際に、24 時間 365 日体制で看護師等からアドバイスを受けることができる全年齢を対象とした電話相談事業を実施している。

- ア 相談時間 24 時間 365 日
- イ 対象 全年齢
- ウ 電話番号 #7119（つながらない場合は、078-331-7119）

年度	実施日数	相談件数	1 日平均
令和 5 年度	77 日	2,819 件	36.6 件
令和 6 年度	365 日	20,526 件	56.2 件
令和 7 年度	365 日	22,277 件	61.0 件

- ※ 令和 6 年 1 月開設。神戸市、芦屋市に次いで実施。
- ※ 令和 7 年 7 月より、兵庫県内全域での展開を開始。

(5) 家島町休日救急医療対策事業

家島町内における休日等の救急医療を確保するために、医療機関の輪番日を定め、輪番体制を実施している。

ア 実施施設 姫路市国民健康保険家島診療所、真浦クリニック、ぼうぜ医院

イ 診療日 土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3

ウ 診療時間 午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

年度	診療日数	患者数	1 日平均
令和 3 年度	108 日	578 人	5.4 人
令和 4 年度	108 日	507 人	4.7 人
令和 5 年度	107 日	642 人	6.0 人
令和 6 年度	100 日	655 人	6.6 人
令和 7 年度	103 日	485 人	4.7 人

(6) 休日歯科診療助成事業

休日における救急歯科患者の診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成を行っている。

ア 実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター

安田三丁目 107

イ 診療日 日曜日、祝日、8/14、8/15、12/30～1/3

ウ 診療受付時間 午前 9 時 30 分～正午

年度	診療日数	患者数	1 日平均
令和 3 年度	72 日	557 人	7.7 人
令和 4 年度	72 日	472 人	6.6 人
令和 5 年度	74 日	476 人	6.4 人
令和 6 年度	74 日	464 人	6.3 人
令和 7 年度	74 日	515 人	6.9 人

(7) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

重症患者受入可能医療機関（病院等）、搬送機関（消防署等）、血液センター及び救急医療情報センターを通信回線で結び、コンピューターによる情報ネットワークを用いて常時救急医療に必要な情報を収集し、重症救急患者の搬送または転送など緊急時に、リアルタイムの救急医療情報を提供している。また、災害時においても的確な対応が行えるシステムとなっている。

- ・ 市内のシステム利用施設数 37 か所（令和 8 年 4 月 1 日現在）

3 自動体外式除細動器（AED）の設置

急性心筋梗塞などのために心停止（心室細動）状態となった場合には、一刻も早い 119 番通報と AED を使用した迅速な応急手当が望まれる。

平成 19 年度から、緊急時の救命に使用するため一時的に AED を提供する市の施設や民間の事業所等を「ひめじ救命ステーション」として登録し、市内各所で AED が使用できる体制の整備を図っている。

〔ひめじ救命ステーション登録数〕

(各年度末現在)

年度	市の施設	民間の事業所等	合計
令和 3 年度	422	286	708
令和 4 年度	419	288	707
令和 5 年度	421	287	708
令和 6 年度	416	286	702
令和 7 年度	413	285	698

※ 県の施設は、「民間の事業所等」に含む

4 医療従事者の確保

(1) 臨床研修医奨励金事業

奨励金を臨床研修医に貸与することにより、市内医療機関における臨床研修医の確保を支援するとともに、貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合に、その勤務期間に応じて貸与した奨励金の返還債務を免除することにより医師の定着化を図る。平成 23 年度創設。

また、令和 2 年度より、家島地域において将来にわたり安定した医療提供体制を確保するため、家島町内の医療機関での勤務を希望する後期研修医に対して、追加で最大 2 年の貸与期間を認めるよう条例改正し、当該事業を拡充した。

ア 対象者 市内医療機関の臨床研修医（前期研修医及び後期研修医）

イ 貸与月額 前期研修医 10 万円以内、後期研修医 15 万円以内

〔奨励金貸与者数〕

年度	前期研修医	後期研修医	合計
令和 3 年度	17	20	37
令和 4 年度	22	22	44
令和 5 年度	26	25	51
令和 6 年度	34	23	57
令和 7 年度	38	23	61

(2) 医学生向け就職説明会（レジナビフェア）

医学生向け就職説明会において、臨床研修病院と共同ブースを開設し、市内医療機関の魅力の発信や臨床研修医奨励金制度の周知を図ることで、医療従事者の確保を図る。平成 30 年度より参加し、令和 2 年度以降については、オンラインにて開催している。

(令和 7 年度概要)

ア 日 時 令和 7 年 6 月 8 日（日）

イ 会 場 オンライン形式

ウ 参加病院 兵庫県立はりま姫路総合医療センター、ツカザキ病院、姫路医療センター、姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院、高岡病院

エ 参加者数 延べ 878 人

(3) 看護職合同就職説明会

兵庫県看護協会西播支部が開催する看護職合同就職説明会を通じて、本市の看護職の確保及び地域医療体制の充実を図る。

(令和 7 年度概要)

ア 日 時 令和 7 年 12 月 14 日 (日)

イ 主 催 兵庫県看護協会西播支部、兵庫県看護協会、兵庫県ナースセンター

ウ 共 催 西播民間病院協会、兵庫県、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、労働局、ハローワーク姫路、姫路市

エ 参加数 延べ 47 人

5 家島診療所

(1) 所 在 地 家島町宮 2169

(2) 開設年月日 平成 18 年 3 月 27 日

(3) 規模・構造 (家島保健福祉サービスセンター内)

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 5 階建 (2・3 階部分)
- ・ 敷地面積 404.72 m² (建物・駐車場)
- ・ 延床面積 558.50 m² (家島診療所部分)

(4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日～金曜日
診療科目		内科・外科・小児科
診療時間		午前 9 時～午前 12 時 午後 2 時～午後 5 時
診療体制	医師	1 人
	看護師・准看護師	3 人
	事務員	3 人

[患者数]

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	1,091	942	1,107	1,067	1,080	1,077	1,126	1,353	1,184	953	1,048	1,090	13,118
令和 4 年度	1,069	998	1,069	1,061	1,221	1,144	1,141	1,289	1,139	1,093	998	1,216	13,438
令和 5 年度	1,066	1,145	1,107	1,052	1,261	1,122	1,245	1,227	1,095	1,063	1,034	1,091	13,508
令和 6 年度	1,143	1,113	1,051	1,141	1,114	1,069	1,402	1,125	1,243	1,049	1,023	1,103	13,576
令和 7 年度	1,049	1,033	1,085	1,128	1,036	1,015	1,251	1,013	1,110	963	981	1,047	12,711

6 四郷診療所

(1) 所在地 四郷町坂元 257

(2) 開設年月日 昭和 32 年 10 月 1 日

(3) 規模・構造

- ・ 構造 コンクリートブロック造 1 階建
- ・ 敷地面積 674.13 m²
- ・ 延床面積 108.03 m²

(4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師	1 人
	准看護師	1 人
	事務員	1 人

[患者数]

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	24	18	49	37	18	15	27	28	20	19	39	21	315
令和 4 年度	25	17	29	28	25	18	27	22	31	17	16	18	273
令和 5 年度	16	14	29	22	8	19	27	26	15	14	12	15	217
令和 6 年度	13	14	18	14	13	16	16	23	18	13	13	15	186
令和 7 年度	8	13	13	12	14	16	19	16	18	9	11	14	163

7 山之内診療所

- (1) 所在地 夢前町山之内乙 120
 (2) 開設年月日 平成 3 年 5 月 13 日
 (3) 規模・構造
 ・ 構造 鉄筋コンクリート造 1 階建
 ・ 敷地面積 388.00 m²
 ・ 延床面積 98.81 m²
 (4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日、水曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師	1 人
	事務員	1 人

〔患者数〕

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	15	15	17	14	11	12	14	10	11	16	14	11	160
令和 4 年度	16	14	14	12	11	12	11	14	13	9	13	14	153
令和 5 年度	12	12	12	12	11	15	14	13	15	7	12	13	148
令和 6 年度	15	10	11	11	9	10	11	12	12	10	11	10	132
令和 7 年度	10	6	8	10	4	7	11	9	9	7	7	6	94

8 ぼうぜ医院

- (1) 所在地 家島町坊勢 702 番地 238
 (2) 開設年月日 平成 30 年 10 月 1 日
 (3) 規模・構造
 ・ 構造 鉄骨造 2 階建
 ・ 敷地面積 524.47 m²
 ・ 延床面積 488.65 m²
 (4) 建設事業費 約 192,000 千円
 (5) 管理運営 医療法人社団ぼうぜ医院

診療日		月～土曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午前 9 時～午前 12 時 午後 3 時～午後 5 時 (木・土は午前診のみ)
診療体制	医師	1 人
	看護師・ 准看護師	6 人
	事務員	4 人

〔患者数〕

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	1,829	1,983	1,710	1,697	1,756	1,690	1,808	1,712	1,836	1,556	1,478	1,637	20,692
令和 4 年度	1,722	1,573	1,608	1,828	2,023	1,627	1,716	1,579	1,748	1,624	1,493	1,897	20,438
令和 5 年度	1,499	1,648	1,676	1,825	1,831	1,828	1,725	1,788	1,700	1,543	1,499	1,897	20,459
令和 6 年度	1,797	1,722	1,595	1,648	1,657	1,618	1,678	1,710	1,891	1,736	1,528	1,528	20,108
令和 7 年度	1,598	1,492	1,253	1,614	1,523	1,539	1,624	1,507	1,596	1,433	1,434	1,453	18,066

国民年金

国民年金制度は、社会保障制度の一環として、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする経済的保障の性格を有する制度であり、自営業者や農林漁業者等を対象に昭和 34 年 4 月に創設された。昭和 61 年 4 月からは適用の範囲を民間サラリーマンや公務員およびその配偶者にも拡大し、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正された。その後、平成 3 年 4 月より学生の強制適用が実施され、平成 9 年 1 月からは基礎年金番号制度が実施された。

平成 11 年成立の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、市区町村の事務は法定受託事務となり、平成 14 年 4 月からは収納事務などが社会保険庁（現：日本年金機構）の事務になった。

1 拠出年金

(1) 年金の種類

種 類	受けられるとき	年金額（令和 8 年 4 月）
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意加入できる人が加入しなかった期間を合わせて 25 年（平成 29 年 8 月 1 日から 10 年に短縮）以上ある人が、65 歳になったとき。	847,300 円（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者） 844,900 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者） $\times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{免除期間}}{40 \text{ 年} \times 12 \text{ ヶ月}}$ ※免除期間の計算（()内は 21 年 4 月以降の免除期間の計算） 全額免除：免除月数 $\times$ 1/3（免除月数 $\times$ 1/2） 4 分の 3 免除：免除月数 $\times$ 1/2（免除月数 $\times$ 5/8） 半額免除：免除月数 $\times$ 2/3（免除月数 $\times$ 3/4） 4 分の 1 免除：免除月数 $\times$ 5/6（免除月数 $\times$ 7/8） （加入可能年数は 40 年。ただし、昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた人は生年月日に応じて 25 年から 39 年に短縮）
障害基礎年金	20 歳になる前に障害者になったとき、又は年金加入後に障害者になったとき（初診日の前日において被保険者期間の 2/3 以上の保険料（免除期間含む）を納めているか初診日の属する月の前々月までの 1 年間に未納がない者に限る）。 ※子の加算がつく場合あり。 20 歳前障害については所得制限あり。	1 級障害 1,059,125 円（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者） 1,056,125 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者） 2 級障害 847,300 円（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者） 844,900 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者） ※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（障害者は 20 歳まで）の子がいる場合、子 1 人につき 243,800 円（3 人目からは 1 人につき 81,300 円）を加算
遺族基礎年金	国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、死亡者によって生計を維持されていた 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（障害者は 20 歳未満）の子のある配偶者又は子に支給される。 ただし、遺族基礎年金を受けるためには次のいずれかの条件を満たす必要がある。 ・死亡した人が死亡月の前々月までの被保険者期間のうち 2/3 以上保険料を納めているか免除を受	配偶者の受ける年金額 子が 1 人のとき 1,091,100 円（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者） 1,088,700 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者） 子が 2 人のとき 1,334,900 円（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者） 1,332,500 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者） （3 人目からは 1 人につき 81,300 円を加算） 子の年金額（子だけの場合） 子が 1 人のとき 847,300 円 子が 2 人のとき 1,091,100 円

	けていること。又は、死亡月の前々月までの1年間に未納がないこと。 ・死亡した人が老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていること。	(3人目からは1人につき81,300円を加算)
寡婦年金	1号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年（平成29年8月1日から10年に短縮）以上ある夫が死亡したとき妻に支給される（婚姻期間が10年以上。60歳から65歳まで）。 ※死亡した夫が障害基礎年金又は老齢基礎年金を受けたことがある場合や、妻自身が老齢基礎年金を受けている場合は支給されない。	夫が受けられる老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	1号被保険者として保険料を36月以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないとき。 ※寡婦年金との併給はできない。	保険料納付期間が 36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円

(2) 保険料

国民年金保険料1カ月 17,920円（令和8年4月～令和9年3月）
 付加年金保険料1カ月 400円

(3) 被保険者

令和8年3月末現在（人）

1号強制	1号任意	計	所在不明
56,624	837	57,461	257

(4) 付加保険加入状況

令和8年3月末現在（人）

強 制	任 意	合 計
6	2,680	2,686

(5) 拠出年金受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	※老齢年金	障害年金	母子年金	合 計
令和3年度	1,434	61	0	1,495
令和4年度	1,081	53	0	1,134
令和5年度	862	45	0	907
令和6年度	692	46	0	738
令和7年度	535	41	0	576

※ 通算老齢年金を含む

(6) 基礎年金等受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡 婦 年 金	計
令和 3 年度	133,124	6,574	222	54	139,974
令和 4 年度	133,602	6,716	236	56	140,610
令和 5 年度	134,520	6,923	229	56	141,728
令和 6 年度	134,957	7,059	234	62	142,312
令和 7 年度	135,610	7,267	236	59	143,172

2 老齢福祉年金

(1) 受給要件および年金額

受けられるとき（いずれか）	年金額（令和 8 年 4 月現在）
①明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人 ②明治 44 年 4 月 2 日から大正 5 年 4 月 1 日までに生まれ保険料納付済期間が 1 年未満で、かつ納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて 4 年 1 カ月～7 年 1 カ月以上ある人が 70 歳（障害者は 65 歳）以上になったとき。 ※本人、配偶者及び扶養義務者所得による支給制限（全部又は一部支給停止）あり	432,900 円

(2) 受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受給権者数	0	0	0	0	0

国民健康保険

国民健康保険は、自営業者等の被用者保険に加入していない人を対象として、その疾病、負傷、出産および死亡に関して必要な給付を行う制度であり、地域保険として市民の健康の保持、増進に寄与することを目的としている。しかし、急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと、長引く経済の低迷により財政的に大変厳しい状況となっている。

このような中、平成 30 年度より都道府県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営を行うこととなり、財政運営については都道府県、資格に関する事項、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等については市町村がそれぞれ担っている。

保険料賦課の推移については、介護保険制度が平成 12 年度より導入され、国保加入者のうち 40 歳から 64 歳（第 2 号被保険者）の介護分保険料を国民健康保険料に上乘せ賦課した。平成 20 年 4 月から、後期高齢者医療制度が創設され、従来の『医療分、介護分』に『後期高齢者支援金分』が加えられ、75 歳になった人は健康保険の資格が、後期高齢者医療制度へ移行され、また年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務付けられた。さらに、令和 8 年度から、児童手当の拡充などに必要な財源を確保するため、『子ども・子育て支援納付金』を、現在の保険料にあわせて新たに賦課することとなる。

1 被保険者の推移

各年 4 月 1 日現在(全市世帯数及び人口は推計人口)

年 度	全 市		国 保		加入率 (%)	
	世帯数	人口 (人)	世帯数	被保険者数 (人)	世帯数	被保険者数
令和 4 年度	225,755	525,365	67,144	103,769	29.74	19.75
令和 5 年度	228,194	523,003	65,220	98,838	28.58	18.90
令和 6 年度	230,061	520,064	62,873	93,973	27.33	18.07
令和 7 年度	231,750	516,989	61,540	90,698	26.55	17.54
令和 8 年度	230,941	516,550	60,422	87,757	26.16	16.99

2 保険給付及び任意給付（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- (1) 療養の給付 義務教育就学前 2 割、義務教育就学後 70 歳未満 3 割、
(自己負担割合) 70 歳以上 75 歳未満 2 割（一定以上所得者 3 割）
- (2) 出産育児一時金 488,000 円（産科医療補償制度加入医療機関での出産は、500,000 円）
- (3) 葬祭費 50,000 円
- (4) 結核医療付加金 被保険者が公費承認医療を受けたときは、当該医療に要した費用のうち、被保険者が負担すべき額に相当する額を支給する。
- (5) 高額療養費 医療機関で治療を受けて一部負担金自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額を超える額を支給する。

・70 歳未満の人

自己負担限度額 令和 8 年 7 月 31 日まで

所得区分 ※1	自己負担限度額	4 回目以降の限度額※3
所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

自己負担限度額 令和 8 年 8 月 1 日から

所得区分 ※1	自己負担限度額	4 回目以降の 限度額 ※3	年間上限 ※2
所得 901 万円超	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円	1,680,000 円
所得 600 万円超 901 万円以下	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円	1,110,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円	530,000 円
所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	61,500 円	44,400 円	530,000 円
住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	290,000 円

① 同じ人が同じ医療機関に同じ診療月分で入院・外来別、歯科・それ以外別に支払った医療費が自己負担限度額を超える場合

② 同じ世帯で同じ月に 21,000 円以上の医療費の支払いが 2 回以上あった場合に、それらを合算して自己負担限度額を超える場合

※1 ここでいう所得とは保険料の算定の基礎となる前年の住民税の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額のこと。

※2 1 年間（8 月から翌 7 月）の自己負担額の合計額が年間上限を超えた場合、その超えた額が高額療養費（年間）として支給される。

※3 対象となる診療月を含む過去 12 か月間に高額療養費の支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の限度額が適用される。

・ 70 歳以上 75 歳未満の人

外来の場合、2 割又は 3 割で医療機関等ごとに限度額を上限に負担し、後日申請により外来の限度額を適用し払い戻す。

入院の場合、限度額を上限に 2 割又は 3 割を負担する。

自己負担限度額 令和 8 年 7 月 31 日まで

負担割合	所得区分	外来（個人）	入院・世帯単位
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	252,600 円+(総医療費－842,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：140,100 円 ※5	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円+(総医療費－558,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：93,000 円 ※5	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ)	80,100+(総医療費－267,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：44,400 円 ※5	
2 割	一 般	18,000 円 年間上限： 144,000 円 ※4	57,600 円 4 回目以降の限度額： 44,400 円 ※5
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

自己負担限度額 令和 8 年 8 月 1 日から

負担割合	所得区分	自己負担限度額		4 回目以降の 限度額 ※5	年間上限 ※4
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	270,300 円+(総医療費－901,000 円)×1%		140,100 円	1,680,000 円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満 (現役並みⅡ)	179,100 円+(総医療費－597,000 円)×1%		93,000 円	1,110,000 円
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満 (現役並みⅠ)	85,800 円+(総医療費－286,000 円)×1%		44,400 円	530,000 円
	一 般	入院・世帯単位	61,500 円	44,400 円	530,000 円
		外来（個人）	22,000 円	—	216,000 円
	低所得者Ⅱ	入院・世帯単位	25,700 円	24,600 円	290,000 円
		外来（個人）	11,000 円	—	96,000 円
	低所得者Ⅰ	入院・世帯単位	15,700 円	—	180,000 円
		外来（個人）	8,000 円	—	—

- ① 同じ人が同じ診療月に支払った外来の医療費の合計額が負担限度額を超える場合
- ② 1 つの世帯で複数の入院があり、支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額を超える場合
- ③ 1 つの世帯で、同じ診療月に外来と入院で支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額を超える場合

※4 8 月から翌年 7 月の 1 年間の外来の自己負担額の合計額が 14 万 4 千円を超えると払い戻しになる。

※5 過去 12 カ月間に高額療養費の支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の限度額が適用される。

○ 低所得者Ⅱとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税世帯に属する人。

- 低所得者Ⅰとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ所得が0円（公的年金の場合は公的年金等控除額を806,700円で計算。給与所得から10万円を控除）である世帯に属する人。

・70歳未満と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合

まず70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額を適用し、それに70歳未満の合算対象分を加えて70歳未満の自己負担限度額を適用する。

3 出産育児一時金、葬祭費、結核、精神医療付加金、高額療養費の年度別支給状況

（金額 千円）

年 度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療付加金		高額療養費・高額介護合算療養費		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和3年度	389	163,364	731	36,550	98	45	81,944	4,982,589	83,162	5,182,548
令和4年度	300	125,808	730	36,500	91	52	81,468	4,775,571	82,589	4,937,931
令和5年度	308	150,491	662	33,100	131	85	77,980	4,827,849	79,081	5,011,525
令和6年度	271	135,356	645	32,250	161	75	75,323	4,816,414	76,400	4,984,095
令和7年度	221	110,344	613	30,650	134	53	70,926	4,755,459	71,894	4,896,506

4 療養諸費年度別支払状況

年 度	件 数	医療費総額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり額 (円)	1人当たり額 (円)	1人当たり保険 者負担額 (円)	受診率 (回)
令和3年度	1,826,921	43,632,991	32,148,192	23,883	410,470	302,429	17.19
令和4年度	1,792,912	42,478,659	31,309,476	23,693	415,362	306,148	17.53
令和5年度	1,753,230	41,669,688	30,670,996	23,767	428,308	315,257	18.02
令和6年度	1,676,901	40,387,251	29,643,015	24,084	434,557	318,951	18.04
令和7年度	1,605,292	39,779,931	29,151,387	24,780	441,670	323,663	17.82

5 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、年間（8月～翌年7月まで）の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、申請により超えた分を支給する。ただし、限度額を超えた分が501円以上の場合に限る。

6 保険料賦課

(令和 8 年度)

区分	賦課基本	料率			
		医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割	前年の所得金額から基礎控除額を差し引いた金額	7.1 / 100	3.1 / 100	2.7 / 100	0.3 / 100
均等割	被保険者数	30,210 円	12,860 円	12,930 円	1,180 円
18 歳以上均等割	18 歳以上の被保険者数	—	—	—	50 円
平等割	1 世帯につき	18,770 円	7,990 円	6,390 円	730 円
賦課限度額		670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円

7 保険料の推移

年 度		現年度分 調定額 (千円)	年間平均		1 世帯当たり 保険料 (円)	1 人当たり 保険料 (円)
			世帯数	被保険者数 (人)		
令和 3 年度	医療分	6,059,830	68,373	106,300	88,629	57,007
	支援金分	2,456,252			35,924	23,107
	介護分	852,401	28,211	32,911	30,215	25,900
令和 4 年度	医療分	6,058,215	66,891	102,269	90,568	59,238
	支援金分	2,392,060			35,761	23,390
	介護分	881,412	27,595	32,088	31,941	27,469
令和 5 年度	医療分	5,709,520	64,683	97,289	88,269	58,686
	支援金分	2,338,874			36,159	24,040
	介護分	809,468	26,970	31,233	30,014	25,917
令和 6 年度	医療分	5,651,418	62,646	92,939	90,212	60,808
	支援金分	2,392,951			38,198	25,748
	介護分	801,167	26,431	30,516	30,312	26,254
令和 7 年度	医療分	5,776,675	61,592	90,064	93,789	64,140
	支援金分	2,457,952			39,907	27,291
	介護分	816,853	26,198	30,127	31,180	27,114

8 保険料年度別賦課収納状況

(金額 千円)

年 度		現年度分			過年度分			計		
		調 定 額	収入済額	収納率(%)	調 定 額	収入済額	収納率(%)	調 定 額	収入済額	収納率(%)
令和3年度	医療分	6,059,830	5,768,786	95.20	613,742	193,777	31.57	6,673,572	5,962,563	89.35
	支援金分	2,456,252	2,336,028	95.11	232,455	73,861	31.77	2,688,707	2,409,889	89.63
	介護分	852,401	797,843	93.60	119,927	35,783	29.84	972,328	833,626	85.74
令和4年度	医療分	6,058,215	5,721,820	94.45	594,710	190,898	32.10	6,652,925	5,912,718	88.87
	支援金分	2,392,060	2,257,273	94.37	237,153	76,317	32.18	2,629,213	2,333,590	88.76
	介護分	881,412	815,279	92.50	115,874	36,076	31.13	997,286	851,355	85.37
令和5年度	医療分	5,709,520	5,398,249	94.55	623,325	200,123	32.11	6,332,845	5,598,372	88.40
	支援金分	2,338,874	2,210,225	94.50	250,345	79,971	31.94	2,589,219	2,290,196	88.45
	介護分	809,468	750,588	92.73	123,329	38,758	31.43	932,797	789,346	84.62
令和6年度	医療分	5,651,418	5,279,667	93.42	613,629	192,414	31.36	6,265,047	5,472,081	87.34
	支援金分	2,392,951	2,234,376	93.37	249,759	78,439	31.41	2,642,710	2,312,815	87.52
	介護分	801,167	734,486	91.68	120,771	37,075	30.70	921,938	771,561	83.69
令和7年度	医療分	5,776,675	5,364,790	92.87	662,292	206,489	31.18	6,438,967	5,571,279	86.52
	支援金分	2,457,952	2,281,371	92.82	276,749	86,691	31.32	2,734,701	2,368,062	86.59
	介護分	816,853	738,641	90.43	125,826	37,141	29.52	942,679	775,782	82.30

9 特定健康診査

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者に義務付けられ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームやその予備群の状態を発見し、生活習慣の改善により発症や重症化を予防することを目的として実施する。対象は年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者。

10 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣改善の必要性に応じて「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に階層化し対象に応じた特定保健指導を行い、次年度の健診結果の改善につなげる。

後期高齢者医療制度

少子高齢化が進み、医療費の増大が予想される中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい高齢者医療制度として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設された。

1 被保険者

(1) 75 歳以上の人

(2) 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

各年度 3 月 31 日現在 (人)

年 度	75 歳以上	65 歳以上 75 歳未満	合 計
令和 3 年度	72,301	1,105	73,406
令和 4 年度	75,808	875	76,683
令和 5 年度	79,136	759	79,895
令和 6 年度	81,154	667	81,821
令和 7 年度	82,937	579	83,516

2 兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の運営主体として、兵庫県内すべての市町（29 市・12 町）が加入して設立された特別地方公共団体（平成 19 年 2 月設立）

(1) 市町との役割分担

- ・ 広域連合の役割 被保険者の認定、保険料の賦課、医療給付などの制度運営
- ・ 姫路市の役割 被保険者証の引渡し、各種届出・申請の受付、保険料の徴収

(2) 広域連合負担金の推移

- ・ 共通経費負担金 広域連合の事務費を市町で負担
令和 8 年度予算 199,145 千円
- ・ 保険料等負担金 徴収した保険料及び延滞金を広域連合に納付
令和 8 年度予算 10,444,889 千円
- ・ 療養給付費負担金 療養給付費（一般分）の 1/12 を市町で負担
令和 8 年度予算 6,161,179 千円

(金額 円)

年 度	共通経費負担金	保険料等負担金 (延滞金を含む)	療養給付費負担金	合 計
令和 3 年度	92,532,982	7,475,271,284	5,518,651,574	13,086,455,840
令和 4 年度	136,632,380	7,656,780,414	5,372,919,988	13,166,332,782
令和 5 年度	159,029,859	7,939,772,176	5,634,230,890	13,733,032,925
令和 6 年度	170,145,261	8,868,117,980	5,812,151,636	14,850,414,877
令和 7 年度	162,641,650	9,338,023,348	6,117,928,883	15,618,593,881

3 給付

(1) 療養の給付

医療機関等の窓口で自己負担割合の 1 割（一定以上所得のある人は 2 割、現役並み所得者は 3 割）を支払い、療養の給付を受ける。

- ・ 現役並み所得者とは、市民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同一世帯内の後期高齢者医療被保険者をいう。（同一世帯の被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満、又は同一世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人との収入合計が 520 万円未満の場合は、申請により 1 割負担となる。）
- ・ 一定以上所得のある人とは、同一世帯に市民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の後期高齢者医療被保険者がいる世帯の人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が同一世帯の被保険者が 1 人の場合は 200 万円以上、同一世帯に被保険者が 2 人以上の場合は 320 万円以上の被保険者をいう。

※ 市民税課税所得が 145 万円以上であっても、昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合は 1 割又は 2 割負担となる。（申請不要）

(2) 高額療養費

1 か月の医療費が高額になった場合、後日、自己負担限度額（国民健康保険 70 歳以上と同じ）を超えた額を支給する。（高額療養費の支給申請は初回のみ必要、領収書不要）

月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人単位の自己負担限度額は、75 歳の誕生月に限り 2 分の 1 となる。

- ・ 外来の場合 個人単位で計算し、自己負担限度額を超えた額を支給する。
- ・ 入院の場合 医療機関ごとに自己負担限度額までの支払となる。

外来のみの場合は個人ごとに計算し、入院を含む場合には、同一世帯内での後期高齢者医療被保険者の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分を後日支給する。

(3) 高額介護合算療養費

世帯で、後期高齢者医療と介護保険の年間（毎年 8 月分～翌年 7 月分）の自己負担合計額（高額療養費及び高額介護（予防）サービス費相当額を除く）が基準額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。該当者には、兵庫県後期高齢者医療広域連合より申請書が送付される。

(4) 葬祭費

被保険者が亡くなった時に、申請により葬祭を行った人に支給される。金額は 50,000 円。

(5) その他の主な給付

入院時食事療養費、療養費、移送費、訪問看護療養費

自己負担限度額（令和 8 年 7 月まで）

負担割合	所得区分	外来（個人）	入院・世帯単位
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：140,100 円	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：93,000 円	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ)	80,100 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：44,400 円	
2 割	一定以上	18,000 円 年間上限：144,000 円	57,600 円 4 回目以降の限度額：44,400 円
1 割	一般		
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

自己負担限度額（令和 8 年 8 月から）

負担割合	所得区分	外来（個人）	入院・世帯単位
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：140,100 円 年間上限：1,680,000 円	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：93,000 円 年間上限：1,110,000 円	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ)	85,800 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：44,400 円 年間上限：530,000 円	
2 割	一定以上	22,000 円 年間上限：216,000 円	61,500 円 4 回目以降の限度額：44,400 円 年間上限：530,000 円
1 割	一般		
	低所得者Ⅱ	11,000 円 年間上限：96,000 円	25,700 円 4 回目以降の限度額：24,600 円 年間上限：290,000 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,700 円 年間上限：180,000 円

4 保険料

保険料は、均等割額（定額）と所得割額（所得に応じた額）の合計額を被保険者一人一人が負担する。保険料率（均等割額と所得割率）は、広域連合（都道府県単位）ごとに定められ、医療分は2年ごと、こども分は令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに改定する。

(1) 保険料の算定

・ 保険料の年額 ＝ 医療分＋こども分

医療分 前年の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（10.77％） ＋ 均等割額（58,427 円）

こども分 前年の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（0.24％） ＋ 均等割額（1,351 円）

・ 賦課限度額

医療分 85 万円

こども分 2.1 万円

保険料率及び賦課限度額の推移

年度		保険料率		賦課限度額
		所得割（％）	均等割額（円）	
平成 22・23 年度		8.23	43,924	50 万円
平成 24・25 年度		9.14	46,003	55 万円
平成 26・27 年度		9.70	47,603	57 万円
平成 28・29 年度		10.17	48,297	
平成 30・31 年度			48,855	
令和 2・3 年度		10.49	51,371	64 万円
令和 4・5 年度		10.28	50,147	66 万円
令和 6・7 年度		11.24	52,791	80 万円
令和 8・9 年度	医療分	10.77	58,427	85 万円
	こども分	0.24	1,351	2.1 万円

(2) 保険料の軽減措置

① 低所得者の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額の7割（医療分は令和8・9年度のみ7.2割）・5割・2割を軽減する。

② 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった場合は、所得割額を課さず、資格取得後2年に限り均等割額の5割を軽減する。

(3) 徴収方法

特別徴収 原則として年金受給時（年6回）に保険料があらかじめ差し引かれる。

普通徴収 特別徴収以外の場合、納付書や口座振替等により保険料を納付する。

※ 申し出により市が認めた場合、特別徴収から普通徴収（口座振替に限る）に納付方法を変更できる。

5 保険料の賦課収納状況

			調定額（円）	収入済額（円）	収納率（%）
令和3年度	現年度分	特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
		普通徴収	2,426,718,287	2,405,697,904	99.13%
		小計	6,094,987,705	6,073,967,322	99.66%
	滞納繰越分		31,529,618	15,193,656	48.19%
	現滞全体	特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
		普通徴収	2,458,247,905	2,420,891,560	98.48%
		合計	6,126,517,323	6,089,160,978	99.39%
令和4年度	現年度分	特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
		普通徴収	2,621,181,191	2,595,591,553	99.02%
		小計	6,252,730,928	6,227,141,290	99.59%
	滞納繰越分		32,671,193	14,271,141	43.68%
	現滞全体	特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
		普通徴収	2,653,852,384	2,609,862,694	98.34%
		合計	6,285,402,121	6,241,412,431	99.30%
令和5年度	現年度分	特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
		普通徴収	2,723,331,989	2,700,185,249	99.15%
		小計	6,423,986,057	6,400,839,317	99.64%
	滞納繰越分		38,259,553	15,988,667	41.79%
	現滞全体	特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
		普通徴収	2,761,591,542	2,716,173,916	98.36%
		合計	6,462,245,610	6,416,827,984	99.30%
令和6年度	現年度分	特別徴収	4,031,808,471	4,031,808,471	100.00%
		普通徴収	3,209,385,787	3,177,034,906	98.99%
		小計	7,241,194,258	7,208,843,377	99.55%
	滞納繰越分		38,805,331	17,930,569	46.21%
	現滞全体	特別徴収	4,031,808,471	4,031,808,471	100.00%
		普通徴収	3,248,191,118	3,194,965,475	98.36%
		合計	7,279,999,589	7,226,773,946	99.27%
令和7年度	現年度分	特別徴収	4,257,888,437	4,257,888,437	100.00%
		普通徴収	3,412,579,458	3,377,114,341	98.96%
		小計	7,670,467,895	7,635,002,778	99.54%
	滞納繰越分		46,836,696	22,648,299	48.36%
	現滞全体	特別徴収	4,257,888,437	4,257,888,437	100.00%
		普通徴収	3,459,416,154	3,399,762,640	98.28%
		合計	7,717,304,591	7,657,651,077	99.23%

6 後期高齢者健康診査

兵庫県後期高齢者医療広域連合との協定により、健康診査を実施。

- ・長期入院及び施設入所者以外の被保険者に受診券を郵送。
- ・事前予約制で別途オーラルフレイル予防健康診査を実施。

その他施設

すこやかセンター

姫路市すこやかセンターは、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる新しいタイプの複合施設として、平成 14 年 4 月 30 日に開設した。

各階ごとに機能が分かれており、1 階は市民の健康の維持・増進を図る健康づくり施設、2 階は高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの場である老人福祉センター、3 階は子育てに関する相談や情報提供等を行う子育て支援施設となっている。別棟の「いきいきグラウンド」は、全天候型の屋内スポーツ施設で、ニュースポーツの普及を支援している。

また、当施設は環境にもやさしい施設となっており、太陽光発電装置を設置し施設内のエネルギー等に利用するほか、雨水や地下水を散水やトイレ用水に活用できるよう整備されている。

管理運営は平成 25 年 4 月から公募による指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

1 施設の概要

- (1) 所在地 市之郷 1006-8
(2) 開館年月日 平成 14 年 4 月 30 日

(3) 規模・構造

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階、地下 1 階建
- ・ 敷地面積 約 6,013 m²
- ・ 建築面積 約 3,032 m²
- ・ 延床面積 約 5,437 m²

- (4) 建設事業費 約 1,701,680 千円

(5) 施設の内容

ア 健康づくり施設（1 階）

- ・ 市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組める施設。
- ・ 運動施設や機器の配置だけでなく、効果的な利用方法の指導・助言を行い、高齢者等の介護予防に配慮したサービスプログラムの設定などソフト面を重視した運営とする。

〔室別面積〕

温水プール	539 m ²	（歩行専用コースの設置）
採暖施設	104 m ²	（採暖室、ジャグジー、採暖槽等）
トレーニングルーム	209 m ²	
運動フロア	139 m ²	
リラクゼーションルーム	119 m ²	等

イ 老人福祉センター（2 階）

- ・ 高齢者生きがい活動の支援施設

〔室別面積〕

多目的ホール	322 m ²
学習室（洋室 3 室）	153 m ²

学習室（和室 3 室）	180 m ²
集会室	141 m ²
老人クラブ連合会事務局	110 m ² 等

ウ 子育て支援施設（3 階）

子育て親子に対し、子育てについての相談、情報の提供その他子育て支援事業を実施する。

- ・ すこやか子育てセンター 子育て情報の集約・提供、子育て相談、子育て講演会の実施、子育てサークルの育成・支援、「すこやかひろば」の開設等
- ・ ファミリーサポートセンター 育児の相互支援のための調整
- ・ 子育て学習センター 指導員による子育て学習

〔室別面積〕

事務室・相談室	121 m ²
遊戯室	141 m ²
一時保育室	76 m ²
会議室	109 m ² 等

エ いきいきグラウンド（別棟）

- ・ 高齢者の介護予防の観点から、ニュースポーツの普及の拠点施設として、高齢者スポーツを通じ、身体機能の維持・増進を図る。

【内容】

屋内グラウンド（砂入り人工芝） 23.3m×19.0m
トイレ、倉庫、休憩コーナー

2 開館時間及び休館日

施設	開館時間	休館日
1 階 健康づくり施設	午前 9 時～午後 9 時 （日曜日・祝日は午後 6 時まで）	水曜日（祝日を除く。）
別館 いきいきグラウンド	午前 9 時～午後 5 時	水曜日（祝日を除く。）
2 階 老人福祉センター	午前 9 時～午後 5 時	水曜日（祝日を除く。）
3 階 子育て支援施設	午前 9 時～午後 5 時	土曜日・日曜日・祝日

※ 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）は全館休業

※ 老人福祉センターの一部といきいきグラウンドは、午後 5 時～午後 9 時まで一般利用可能（有料）

3 利用料金

(1) 健康づくり施設

施設	利用券 (1 人 1 回)	回数券 (利用券 11 枚つづり)	定期利用券 (1 人 1 か月)
温水プール	600 円	6,000 円	デイトタイム利用 4,800 円 フルタイム利用 6,600 円
トレーニングルーム	600 円	6,000 円	
温水プールとトレーニングルーム	1,100 円	11,000 円	

※ 16 歳未満、60 歳以上及び障害者の方は、それぞれ半額

※ 温水プールは3歳以上（小学3年生以下は保護者または指導者の同伴が必要）、トレーニングルームは16歳以上の方が利用可能

※ デイタイム 平日（土曜日・日曜日・祝日を除く毎日）の午前9時～午後5時

※ フルタイム 午前9時～午後9時

(2) 老人福祉センター

- ・ 無料（市内に居住する60歳以上の方が午前9時～午後5時まで利用する場合）
- ・ 午後5時～午後9時までは、次の施設の一般利用可能（有料）

区分	使用料（1時間につき）
多目的ホール	1,350 円
第1学習室	210 円
第2学習室	210 円
いきいきグラウンド	1,040 円

(3) 駐車場

- ・ 1回当たりの料金は400円（3時間までは無料）

4 施設の利用状況

(1) 健康づくり施設（1階）

ア 開設日数

307 日

イ 令和7年度利用者数

142,764 人（1日平均 465 人）

上段：合計人数

中段：一日平均人数

下段：構成比（％）

施設	施設利用者数				
	一般 (16～59歳)	高齢者 (60歳～)	障害者	子ども (3～15歳)	合計
温水プール	8,746 人 29 人 9.7%	73,965 人 241 人 81.7%	4,404 人 14 人 4.9%	3,379 人 11 人 3.7%	90,494 人 295 人 100%
トレーニングルーム	5,318 人 17 人 10.2%	45,119 人 147 人 86.3%	1,833 人 6 人 3.5%		52,270 人 170 人 100%
合計	14,064 人 46 人 9.8%	119,084 人 388 人 83.4%	6,237 人 20 人 4.4%	3,379 人 11 人 2.4%	142,764 人 465 人 100%

〔利用状況〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	87,248 人	121,797 人	142,353 人	146,794 人	142,764 人

(2) 老人福祉センター (2 階)

- ・ 令和 8 年度予算額 20,499 千円 (令和 7 年度実績 19,966 千円)

ア 開設日数

307 日 (うち校区登園 171 日)

イ 令和 7 年度利用者数

(ア) 老人福祉センター利用 (午前 9 時～午後 5 時)

61,328 人 (1 日平均 200 人)

[利用状況]

年度	校区登園	一般登園	合計
令和 3 年度	4,010 人	49,887 人	53,897 人
令和 4 年度	7,554 人	55,270 人	62,824 人
令和 5 年度	7,963 人	57,031 人	64,994 人
令和 6 年度	7,114 人	54,329 人	61,443 人
令和 7 年度	6,919 人	54,409 人	61,328 人

(イ) 貸し館利用 (午後 5 時～午後 9 時)

432 件 11,385 人 (1 日平均 37 人)

(ウ) 合計

72,713 人 (1 日平均 236 人)

(3) 子育て支援施設 (3 階)

ア 開設日数

243 日

イ 令和 7 年度利用者数

子育て情報相談センター、ファミリーサポートセンター、子育て学習センター利用

12,072 人 (1 日平均 50 人)

(4) すこやかセンター利用者総数

[利用状況]

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	163,114 人	207,362 人	229,044 人	232,098 人	227,510 人

総合福祉会館



地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し、もって市民の福祉の向上を図るための施設として、平成 31 年 4 月に「姫路市総合福祉会館」が供用開始された。

当施設は、高齢者や障害者などさまざまな立場の人が安全で安心して利用できるよう、1 階には雨に濡れずに乗降できる駐車スペースを確保し、館内廊下や階段には手すり、各室入り口には歩行誘導マットを設置、会議室には聞こえを支援する設備を備えるなど、バリアフリーに配慮した施設となっている。

1 施設の機能

(1) 福祉相談支援機能

本庁との機能を分担しつつ、互いに連携・補完しながら、重層的な福祉相談支援や権利擁護支援の構築を図る。

(2) 地域福祉活動等の支援機能

地域住民や関係機関などの参画と協働を図るため、関係団体への事務室の提供、ボランティア団体への活動室の提供を行い、これら団体の活動を支援する。

(3) 福祉に関する情報発信機能

高齢者や障害者等の相談機能を入居させることで福祉サービスの制度や情報を集約し、相談者に対してこれらの情報を的確に提供する。また、福祉に関する新聞や図書などの資料を収集し、一般市民にも広く提供する。

(4) 福祉人材の育成機能

会議室を設置し、福祉に関する各種養成講座の会場として提供することで、福祉人材の育成を支援する。

(5) 災害ボランティア拠点の補完的機能

姫路市地域防災計画に基づき災害ボランティアセンターが大手前公園に設置された場合、そのサテライト施設として補完的な機能を果たす。

2 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 設置場所 | 姫路市安田三丁目 1 番地 |
| (2) 開設日 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| (3) 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 5 階建 |

- (4) 延床面積 4,852.76 m²
 (5) 建設事業費 約 17 億 3 千万円
 (6) 開館時間 午前 7 時～午後 10 時
 (ただし、会議室・ボランティア活動室の使用時間は、午前 9 時～午後 10 時)
 (7) 休館日 12 月 29 日～1 月 3 日 (保守点検等による臨時休館日あり)

3 福祉情報センター

- (1) 福祉相談窓口 (月～金曜日 祝休日・休館日を除く)

高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他福祉の支援を必要とする人への相談窓口を集約。市や保健所、地域の相談窓口などと連携し、「制度の狭間」や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応している。

・ 福祉窓口一覧

窓口名	内容	受付時間
福祉つながる窓口	どこに相談に行ったらいいかわからない人のための相談窓口	午前 9 時～午後 5 時
くらしと仕事の相談窓口	仕事さがしやくらしの中の困りごとなどの相談窓口	午前 9 時～午後 5 時
成年後見支援センター	成年後見制度の利用相談	午前 9 時～午後 5 時
基幹相談支援センター	相談支援事業者への助言や相談機関との連携支援	午前 9 時～午後 4 時
地域相談窓口「中央ひめりんく」	障害のある人への中央地域の総合的・専門的な相談窓口	午前 9 時～午後 4 時
相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害福祉サービスの利用相談など	午前 9 時～午後 5 時
職業自立センターひめじ	障害のある人の就業・生活支援	午前 9 時～午後 5 時
高齢者支援課	地域包括支援センターの支援・調整	午前 9 時～午後 5 時
子育て支援室	18 歳未満の子どもがいる家庭への相談支援	午前 9 時～午後 5 時

・ 福祉つながる窓口

福祉に関する困りごとで、どこに相談したらいいかわからない方のための相談窓口。

相談の内容に応じて、利用できる制度や事業の説明、他の関係機関へつなぐ等の支援をしている。

〔延相談者数〕

(令和 7 年度実績)

本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計
703	545	850	15	66	2,179

〔相談内容内訳〕 ※ 1 人で複数の相談の場合あり

(令和 7 年度実績)

病気 健康 障害	住まい	収入 生活費	家賃 ローン支払い	税金 公共料金支払い	債務	仕事探し 就職	仕事上の不安 トラブル
1162	345	725	42	14	223	468	21
地域との 関係	家族との 関係	子育て	介護	ひきこもり 不登校	DV 虐待	その他	合計
39	126	41	111	637	25	522	4,501

(2) 福祉情報コーナー

福祉関係の新聞・雑誌等が読めるほか、福祉制度や福祉ボランティア活動、生活に役立つアプリの情報等を収集・発信している。また、拡大読書器や音声読み上げ器が利用できる。

- ・ 利用時間 午前 7 時から午後 10 時まで

(3) 聴覚障害者の交流スペース

主に聴覚に障害をお持ちの当事者やその支援者が自由に利用・交流できるスペースを提供している。

- ・ 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで

(4) ボランティア活動室

福祉ボランティア活動を行っている市内の団体に活動の場所を提供している。

- ・ 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで

4 重層的支援体制整備事業

地域において課題を抱える住民やその世帯が、地域で安心して暮らすことができるように、支援関係者の連携により、個別支援や環境づくりを一体的に進めることを目的とした重層的支援体制整備事業を実施している。

〔福祉つながる窓口における事業内容〕

(1) 多機関協働事業

複雑化又は複合化した課題を抱えた相談について、関係する機関と連携し、情報収集及び支援プランの検討を行っている。

(2) 参加支援事業

既存の事業を中心として資源の開拓及び情報収集を行い、相談者が求める支援との調整を行っている。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない方や、自ら支援を求めることが困難な方に対して情報収集のために、訪問や電話相談を行っている。

(4) 重層的支援会議・支援会議

支援関係者が情報や支援方針を共有するための支援会議を実施している。

〔延対象者数〕

(令和 7 年度実績)

多機関協働事業	参加支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援会議	重層的支援会議
44	54	175	11	4

5 各種団体事務室

市の福祉施策と密接に関連した活動を行う公共的な団体の事務室を設置している。

団体名	団体名
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市精神保健福祉連合会
はりま総合福祉評価センター	姫路市社会福祉事業団
姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市社会福祉協議会
姫路市民生委員児童委員連合会	姫路市連合自治会
姫路市保護司会	姫路市婦人共励会

6 会議室

福祉関係者の諸会合のために、大小合わせて 7 室の会議室を設置しており、福祉関係者のうち条件を満たす団体等について申請受付期間と使用料についての優遇を行っている（一般利用も可能）。

- ・ 利用時間 午前 9 時～午後 10 時

7 地域見守りネットワーク事業

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るまちづくり」をめざし、行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者などを日常的に見守り、緊急事態に速やかに把握し必要な支援をするため、地域見守りネットワーク事業を実施している。

- ・ 事業内容

協力事業者が配達等日常業務において、高齢者世帯等に関して異変を感じた場合に、事業者から総合福祉会館へ（緊急時は警察や消防等へ直接通報）報告してもらう。

- ・ 協力事業者登録者数（令和 7 年度末現在） 33 団体 445 事業者

8 ひきこもり支援推進事業（ひきこもりサポート事業）

(1) 居場所「ぷち た ぷち」

令和 3 年 4 月から、ひきこもり状態にある方の居場所「まちの ぷち た ぷち」「ぷち た ぷち 飾磨」を開所し、ひきこもり状態の方がゆっくりと安心した時間を過ごすための場所を提供している。開所時間には居場所支援員が常駐している。

- ・ まちのぷちたぷち（場所：呉服町）毎週月・水
- ・ ぷちたぷち飾磨（場所：飾磨保健福祉サービスセンター）不定期

〔利用延件数〕

（令和 7 年度実績）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
まちのぷちたぷち	79	76	108	102	80	103	79	58	63	60	51	86	945

(2) ひきこもり支援関係機関とのネットワークづくり

支援関係機関、支援団体、学識経験者等による連携会議「不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ」を開催している。（年 3 回）

(3) フォーラム「相談マルシェ」の開催

「つながり」をテーマに、当事者やその家族、支援関係者等が参加するフォーラムを開催している。

- ・ 開催日：令和 7 年 12 月 24 日（水）
- ・ 場 所：総合福祉会館
- ・ 参加者数：84 名

9 孤独・孤立対策の推進

姫路市における孤独・孤立対策を推進し、市域における孤独・孤立状態にある者の支援体制の構築を促進するために、「姫路市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和 8 年 2 月に設置した。

外郭団体

公益財団法人 姫路市救急医療協会

1 目的

増大する救急医療需要に対処するため、姫路市における救急医療体制の確保及び充実に図り、もって地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与する。

2 設立

昭和 53 年 3 月 31 日

(平成 25 年 3 月 21 日付で、公益財団法人に移行)

3 組織

理事 11 名

監事 2 名

評議員 7 名

4 令和 8 年度収支予算

収入 944,756,000 円

支出 944,756,000 円

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
基本財産運用収入	88,000	急病センター指定管理費	579,793,000
特定資産運用収入	1,000		
急病センター指定管理収入	559,394,000	後送病院委託費	342,114,000
急病センター管理受託収入	362,114,000		
雑収入	27,000	小児・周産期救急医療体制整備費	20,000,000
前期繰越金収入	23,132,000	次期繰越金額	2,849,000
合計	944,756,000	合計	944,756,000

5 事業内容

(1) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営 (指定管理業務)

ア 診療業務 姫路市休日・夜間急病センターにおいて急病患者の初診及び応急処置を行う。

- ・ 所在地 西今宿三丁目7-21 (姫路市医師会館1階部分)
- ・ 診療時間及び診療科目 休日昼間 (午前9時～午後6時) : 内科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科
夜間 (午後9時～翌日午前6時) : 内科、小児科

イ 施設等の維持・管理 姫路市休日・夜間急病センターや医療設備を維持・管理する。

(2) 急病患者の二次救急医療施設への後送

姫路市休日・夜間急病センターで診察の結果、入院を必要とする患者を姫路市医師会が指定する後送医療機関へ後送する。

また、二次救急における救急患者の積極的な受入を促すことを目的に、救急患者の受入実績に応じた支援を実施し、救急需要が増大する中、限られた医療資源を有効に活用する。

(3) 小児・周産期救急医療体制整備事業

小児・周産期救急医療を実施するにあたり、姫路赤十字病院を支援するとともに年間を通じてより安定した救急体制を推進する。

(4) 急病者の医療に関する知識の普及事業

姫路市の救急医療の現状や救急医療機関の正しい利用について理解を深めるために救急医療フォーラムを実施する。

社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団

1 目的

市が設置した福祉施設を指定管理者として管理運営し、市と一体となって本市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与する。

2 設立

昭和 52 年 3 月 23 日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団の設立について厚生大臣認可

昭和 52 年 3 月 31 日 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団設立登記

3 基本財産

市出資金 5,000,000 円

4 主たる事務所

安田三丁目 1 番地

5 自主事業

(1) 障害福祉サービス事業就労継続支援 A 型「あぼしリサイクル事業所」の設置経営

本事業団と雇用契約を結んだ利用者が、エコパークあぼし再資源化施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙パックを一定の品質まで手選別する作業をとおして、一般就労への移行に向けての支援を行う。

- ・ 定員 20 人
- ・ 所在地 網干区網干浜 4-1
- ・ 開設年月日 平成 22 年 4 月 1 日

(2) 障害者就業支援事業「職業自立センターひめじ」の設置経営

姫路市内の継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図るため、必要な職業準備訓練助言その他の援助を行い、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ・ 所在地 安田 3-1
- ・ 開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日

(3) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」の設置経営

姫路市における障害児・者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供及び相談支援、その他障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等の権利擁護の視点に立った必要な援助等、中立公平な立場での一般・特定・障害児相談支援事業を行う。また、姫路市から障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター機能強化事業を受託し、姫路市の相談支援体制の整備や人材育成、総合相談にも取り組む。

- ・ 所在地 安田 3-1
- ・ 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日

6 指定管理施設一覧

施設の種別	施設名	定員	指定管理 年月日	所在地
障害福祉サービス施設	障害者支援センター	115 人/日	令 7.4.1	保城 309 番地 1
	かしのきの里	35 人/日	令 7.4.1	打越 1352-6
障害者一時保護施設	障害者やすらぎルーム	—	令 7.4.1	増位新町二丁目 37
障害者体育館	障害者体育館	—	令 7.4.1	
地域活動支援センター	在宅障害者デイ・サービスルーム	20 人/日	令 7.4.1	保城 309 番地 1
障害福祉サービス施設	書写障害者デイサービスセンター	25 人/日	令 7.4.1	書写台二丁目 7-1
	広畑障害者デイサービスセンター	20 人/日	令 7.4.1	広畑区正門通三丁目 2-2
養護老人ホーム	ふれあいの郷養護老人ホーム	150 人	令 7.4.1	船津町 3263
児童厚生施設	飾磨児童センター	—	令 6.4.1	飾磨区細江 2654
	東児童センター	—	令 6.4.1	花田町加納原田 813
	面白山児童センター	—	令 6.4.1	神子岡前三丁目 8-1

7 職員の配置

(令和8年4月1日現在)

区分	理事長	常務理事	事務局長	施設長	副施設長	専門員	事務員	支援員	相談支援員	生活相談員	児童厚生員	看護師	栄養士	調理員	用務員	合計
事業団事務局	1	1	1			1	4									8
障害児療育関係事業				(1)			2		1 (1)				1	3	1	8
障害者支援センター				1	1		2	33				1	1	4	1	44
かしのきの里				1			1	10						2	1	15
障害者やすらぎルーム				(1)				2								2
障害者体育館				(1)												—
在宅障害者デイ・サービスルーム				1				2								3
書写障害者デイサービスセンター				1		1	1 (1)	13				1	1	1		19
広畑障害者デイサービスセンター				1			1	10				1	1	1		15
あぼしりサイクル事業所				1	1		(1)	4								6
ぱっそ・あ・ぱっそ				(1)					6 (1)							6
ふれあいの郷養護老人ホーム				1	1	1	2	25		2		2	1	10		45
飾磨児童センター				1							5					6
東児童センター				1							4					5
面白山児童センター				1							4					5
姫路市移動児童センター事業				(1)							7					7
職業自立センターひめじ				1			1	8								10
合計	1	1	1	11	3	3	14	107	7	2	20	5	5	21	3	204

備考：（ ）は兼務、合計欄には計上していない。

8 令和8年度予算

収入		支出	
科目	金額（千円）	科目	金額（千円）
指定管理料収入	1,254,333	事務局費	86,013
		障害児療育関係事業費	62,515
就労支援事業収入	83,114	障害者支援センター費	371,275
		かしのきの里費	120,326
経常経費寄附金収入	240	障害者やすらぎルーム費	12,735
		障害者体育館費	7,893
経常経費補助金収入	13,826	在宅障害者デイ・サービスルーム費	32,046
		書写障害者デイサービスセンター費	141,673
委託料収入	202,475	広畑障害者デイサービスセンター費	99,543
		あぼしりサイクル事業所費	76,729
障害福祉サービス等事業収入	53,307	ぱっそ・あ・ぱっそ費	60,073
受取利息配当金収入	1	職業自立センターひめじ費	80,546
その他の収入	1,200	ふれあいの郷養護老人ホーム費	403,201
拠点区分間繰入金収入	83,912	児童センター費	110,533
		移動児童センター費	45,133
合計	1,692,408	合計	1,710,234

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

1 目的

姫路市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 設立

昭和 26 年 3 月 22 日 住民の自主的な福祉団体として設立

昭和 41 年 12 月 2 日 社会福祉法人として設立認可

3 組織

理事 14 名

監事 2 名

評議員 33 名

4 令和 8 年度資金収支予算

収入合計 1,796,855 千円

支出合計 1,796,855 千円

〔内訳〕

収入		支出	
科目	金額（千円）	科目	金額（千円）
介護保険	916,111	法人運営	98,946
障害福祉サービス	122,462	地域福祉事業	366,668
補助金	107,359	成年後見支援センター	27,732
受託金	325,998	法人後見事業	9,550
共同募金配分金	59,475	介護支援事業	237,234
会費	32,694	訪問介護事業	521,347
寄付金	3,780	通所介護事業	149,887
福祉の店売上	133,075	地域包括支援センター	251,876
介護職員初任者研修参加費	2,128	福祉の店	130,238
その他	93,773	介護職員初任者研修	3,377
合計	1,796,855	合計	1,796,855

5 事業内容

(1) 社協支部活動

ア ふれあい食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者等と地域住民及び地域のボランティアとのふれあいを深めていくために、昼食を会食または配食方式で提供していく。

(令和7年度実績)	実施支部	71 支部
	対象者	4,895 人
	ボランティア数	3,438 人

イ ふれあいネットワーク事業

地域のボランティアにより、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等を見守り、福祉情報の提供や日常生活を支援する。

(令和7年度実績)	実施支部	71 支部
	対象者	14,402 人
	ボランティア数	2,680 人
	「ふれあい通信」の発行	12 回

ウ 子育て支援事業

小学校就学前の児童とその保護者が気軽に集い、友だちづくりや子育てに関する相談などができる環境を提供していく。

(令和7年度実績)	実施支部	55 支部
	実施回数	909 回
	ボランティア数	1,036 人

エ ふれあいサロン事業

子どもから高齢者までの全ての住民を対象に、公民館等で地域住民が交流できる場をつくり、つながりを深めたり、情報交換や不安、悩みの解消につなげていく。

(令和7年度実績)	実施支部	68 支部
	実施回数	2,951 回
	ボランティア数	19,405 人

オ 社協支部選択事業

支部の状況に応じて、世代間交流・高齢者の集いなどの福祉活動をメニューから選択し、実施していく。

(令和7年度実績)	実施支部	71 支部
-----------	------	-------

(2) 在宅支援サービス

ア 居宅介護支援事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者等に対して、ケアプランの作成や各種相談等の援助を行い、高齢者等の希望する自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

イ 訪問介護事業

日常生活を営むうえで支障がある高齢者または障害者、育児支援が必要な家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行い、高齢者または障害者等が健全で安らかな自立を目指した生活を営むことや、安定した児童の養育ができるよう援助する。

(ア) 介護保険訪問介護事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ウ) 地域生活支援事業

(エ) 子育て世帯訪問支援事業

(令和 7 年度実績)	延利用者数	100 人
	延訪問時間数	532 時間

ウ 通所介護事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者等に対して、日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や介護者の負担の軽減を図る。

(ア) 蒲田デイサービスセンター

(イ) 香りの里デイサービスセンター

エ 福祉用具貸与事業

日常生活を営むうえで支障のある高齢者または障害者等に対して、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具の貸与により日常生活の便宜を図り、介護者の負担の軽減を図る。

オ 買物支援サービス事業

公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図るために実施する。

(令和 7 年度実績)	利用登録者数	53 人
	出動回数	143 回

(3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な高齢者等に対し、福祉サービス利用の援助、日常生活上の金銭管理サービス等を提供する。

(令和 7 年度実績)	相談・問い合わせ件数	5,077 件
	契約件数	93 件

(4) 成年後見支援センター事業

成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するとともに、成年後見制度・権利擁護支援に関わる機関や団体とネットワークの構築を図る。

(令和 7 年度実績)	延相談件数	2,618 件
-------------	-------	---------

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

仕事さがしやくらしの困りごとを抱えている方を対象に、専門の相談員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して解決に向けて取り組む。

(令和 7 年度実績) 延相談件数 8,144 件

(6) 法人後見事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うために、姫路市社協が成年後見人等となることにより、成年被後見人等の権利を擁護する。

(令和 7 年度実績) 延相談件数 323 件

給付・貸付一覧表

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

制度名	趣旨		資格・要件	金額等	担当課
姫路市福祉医療費助成	医療費の一部を助成する。	高齢期移行者	市内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満のうち一定の要件を満たす人 (所得制限有。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)	保険診療による自己負担額の一部	福祉総務課
		重度障害者	市内に住所を有する身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人、療育手帳 A 判定の人または精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人 (所得制限有。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者を除く。)		
		母子家庭の母子 父子家庭の父子 遺児	(1) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する母子家庭の母とその子供 (2) 市内に住所を有する 18 歳未満の児童を監護する父子家庭の父とその子供 (3) 子供 (遺児含む) が高校在学の場合 20 歳未満まで延長制度あり ((1)～(3)全て所得制限有)		
		乳幼児等	市内に住所を有する小学 3 年生 修了までの乳幼児等 (所得制限なし)	保険診療による自己負担額	
		こども	市内に住所を有する小学 4 年生から 18 歳年度末までの子ども (所得制限なし)		
姫路市高齢重度障害者医療費助成	高齢の重度障害者にかかる医療費の一部を助成する。	市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人、療育手帳 A 判定の人または精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人 (所得制限有)	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する自己負担額の一部		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
姫路市障害者福祉金 (愛の福祉金)	身体障害者(児)、知的障害者(児)及び精神障害者(児)に福祉金を支給する。	下記(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、引き続き市内に1年以上居住している人(所得制限有) (1) 身体障害者手帳の所持者のうち1級から4級までの人 (2) 療育手帳の所持者のうちA、B(1)の人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者	(1) 身体障害者(児) 1級年額 30,000 円 2級年額 23,000 円 3級年額 15,000 円 4級年額 10,000 円 (2) 知的障害者(児) 年額 30,000 円 (3) 精神障害者(児) 1級年額 30,000 円 2級年額 23,000 円 3級年額 15,000 円 ※ 重複障害者(児) (1)(2)(3)それぞれ支給	障害福祉課
兵庫県心身障害者扶養共済制度	障害者(児)を扶養している人が一定期間掛金を納付し、死亡または重度障害となった後に障害者(児)に年金を支給する。	(1) 児童相談所(こども家庭センター)または知的障害者更生相談所等の判定による知的障害者(児) (2) 身体障害者手帳の所持者のうち1級から3級までの人 (3) 精神または身体に永続的な障害のある人で、その障害の程度が(1)(2)に掲げる者と同程度と認められる人 加入者が65歳未満で特別の疾病または障害を有しないこと 障害者1人につき2口まで加入可	1口につき 月額 20,000 円	
兵庫県心身障害者扶養共済制度加入扶助 (愛の福祉金)	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者に掛金の一部を助成する。	市内に住所を有する人で、兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入している人(住民税非課税世帯または住民税の均等割のみ課税世帯)	掛金の一部を助成	
障害者総合支援法等による法定給付	障害者(児)の福祉サービス費用等を給付する。	姫路市からの支給決定を受けた人	原則として費用の9割の額	

制度名	趣旨		資格・要件	金額等	担当課
自立支援医療	更生医療	身体障害者が更生するために必要な医療を給付する。	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人（原則として所得制限有、判定が必要）	保険診療による費用から家計の負担能力等に応じた額を控除した額（健康保険適用分を除く。）	障害福祉課
	育成医療	児童が有する身体障害の除去、予防のために必要な医療を給付する。	18歳未満の児童（原則として所得制限有、判定が必要）		
	精神通院医療	精神疾患を有する者が通院治療を受ける際に必要な医療を給付する。	精神疾患を有し、通院による精神通院医療を継続的に要する程度の病状にあるもの		
身体障害者（児）補装具費	身体障害者（児）等の機能等を補う装具の費用を支給する。		身体障害者手帳の交付を受けた人等（18歳以上は所得制限有、原則として身体障害者更生相談所の判定が必要、18歳未満は意見書が必要）	原則として費用の9割の額	
身体障害者（児）等日常生活用具費	原則、在宅の重度身体障害者（児）等に日常生活の便宜を図るための用具の購入費等を支給する。		身体障害者手帳等の交付を受けた人及び難病患者（所得制限有、用具により障害内容、等級の制限有）	原則として費用の9割の額	
身体障害者用自動車改造費	身体障害者所有の自動車改造費を支給する。		就労等のため、自らが所有し運転する自動車を改造する身体障害者（所得等の制限有）	1台100,000円以内	
身体障害者自動車運転免許取得費	身体障害者が自動車運転免許を取得する費用を支給する。		免許取得により生活の向上等が認められる身体障害者	費用の1/2に相当する額（100,000円以内）	
重度障害者（児）介護手当	重度障害者（児）を介護する人に手当を支給する。		市内に住所を有する障害者（児）のうち、1級または2級の身体障害者手帳を所持する人又は療育手帳A（重度）と判定された人で、居宅において常時介護が必要な状態になってから6ヶ月以上経過した人を常時介護している人	月額10,500円	
福祉手当（経過措置）	常時介護を必要とする在宅重度障害者の経済的負担の軽減を図る。		重度障害者で市内に住所を有する人（所得制限有、新規申請なし）	月額16,560円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
特別障害者 手当	在宅重度障害者に 手当を支給し、生活 の安定を図る。	重度障害のため日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上の人で、施設、病院に入っていない市内に居住する人 (所得制限有)	月額 30,450 円	障害福祉課
障害児福祉 手当	常時介護を必要とする在宅重度障害児に手当を支給する。	20歳未満の在宅重度障害児で、施設に入っておらず、市内に住所を有する児童(所得制限有)	月額 16,560 円	障害福祉課 こども支援課
児童手当	高校生年代までの児童を養育している人に支給する。	0歳から高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の児童を養育している人(所得制限なし)	児童1人につき 3歳未満(第1・2子) 月額 15,000 円 3歳～高校生年代(第1・2子) 月額 10,000 円 第3子以降 月額 30,000 円	こども支援課
児童扶養手当	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母(または父子家庭の父)や父母に代って児童を養育している人に支給する。	(1) 18歳に達し、最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する人(所得制限有) (2) 市内に住所を有する人	(1)児童1人の場合 月額 48,050 円 月額(一部支給) 48,040～11,340 円 (2)児童2人の場合 月額 59,400 円 月額(一部支給) 59,380～17,020 円 (3)児童3人の場合 月額 70,750 円 月額(一部支給) 70,720～22,700 円 (4)児童が4人以上のときは、1人増えるごとに、受給者本人の所得額に応じて、11,350 円～5,680 円が加算。	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
特別児童扶養手当	身体または精神(知的)に重度または中度の障害を有する児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給する。	(1) 20歳未満の児童で、精神(知的)に重度障害があるため日常生活において常時介護を必要とする児童、または身体障害者手帳1,2級程度の障害の状態にある児童、及び日常生活に著しい制限を受ける中度の障害の状態にある児童を養育する人(所得制限有) ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合を除く (2) 市内に住所を有する人 (3) 児童が障害を理由とする公的年金を受給していないこと	児童1人につき 重度の場合 月額58,480円 中度の場合 月額38,930円	こども支援課
交通及び災害遺児手当 (愛の福祉金)	交通事故及び災害によって父または母等を失った児童の親権者等に交通及び災害遺児手当を支給する。	(1) 遺児及び保護者が、交通事故及び災害当時1年以上市内に住所を有していること (2) 遺児が、学校教育法に定める小中学校等に在学している、または、社会福祉施設等に入所・通園していること(所得制限有)	就学激励金 月額3,000円 入学祝金(小、中学入学時) 10,000円 卒業祝金 20,000円	
交通及び災害遺児奨学金 (愛の福祉金)	交通事故及び災害遺児である高校生等の保護者に奨学金を支給する。	(1) 保護者が、市内に住所を有していること (2) 遺児が、学校教育法に規定する高等学校または高等専門学校に在学していること(所得制限有)	月額3,500円	
児童養護施設等間食給付 (愛の福祉金)	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食(おやつ)を支給する。	市内の児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に入所している児童	児童1人 月額1,000円以内	
児童養護施設等入所児童就職祝金 (愛の福祉金)	児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職するとき祝金を支給する。	市内の児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が就職したとき	就職児童1人につき 20,000円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、転宅、就学支度、結婚、住宅等のために貸付ける。	(1) 母子家庭の母と子 (2) 父子家庭の父と子 (3) 20歳以上の子を扶養している寡婦と子 (4) 父母のない20歳未満の子ども (5) 母子・父子福祉団体	資金種別により貸付限度額は異なる。	こども支援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が厚生労働大臣の指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいること (3) 教育訓練を受けることが適職に就くため必要であること (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていないこと (5) 同趣旨の給付を受けていないこと	対策講座の受講費用の一部を助成(上限あり)	
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格(看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など)を取得するために、養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に支給する。(所得制限有)	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 養成機関において6か月以上修業予定(原則通学制)であること (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であること (5) 過去に高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を受けていないこと(高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金を含む) (6) 同趣旨の給付を受けていないこと	・ 訓練促進給付金 (市民税課税世帯) 月額 70,500 円 (市民税非課税世帯) 月額 100,000 円 最後の12か月 4万円増額 ・ 修了支援給付金 (市民税課税世帯) 25,000 円 (市民税非課税世帯) 50,000 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指して対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給する。	(1) 姫路市在住のひとり親又はその子 (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組んでいること (3) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と判断されること (4) 過去に支給対象者として、この給付金を受給していないこと (5) 高等学校に在籍して、高等学校等就学支援金を受給していないこと (6) 大学入学資格を取得していないこと	対策講座の受講費用の一部を助成(上限あり)	こども支援課
公正証書作成費用等助成	養育費の取り決めを行うにあたって、債務名義のある公正証書の作成費用や調停・裁判の収入印紙代等の手続き費用を助成する。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 債務名義のある公正証書等の作成に係る経費を負担したこと (3) 養育費の対象となる児童を現に扶養していること (4) 過去に作成補助金及び姫路市以外の公正証書等の作成に係る補助金を受給していないこと	対象となる経費(債務名義のある公正証書等の作成費用、調停・裁判の収入印紙代等)の全額を助成	
養育費保証契約費助成	保証会社との養育費立替保証契約締結にあたって必要な初回保証料を助成する。	(1) 姫路市在住のひとり親 (2) 所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること (4) 過去に保証補助金及び姫路市以外の養育費保証に係る補助金を受給していないこと	初回保証料として負担した金額を助成(上限 50,000 円)	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
受験料助成金	大学等を受験する際の入学料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成する。	姫路市在住の次のいずれかの要件を満たす児童（20歳未満）又は児童を扶養する者 (1) ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者が児童扶養手当を受けていること又は支給を受けている者と同等の所得水準であること (2) 児童又は親等の属する世帯の全ての者が市町村民税を課されていないこと	大学等受験料及び模擬試験料の受験費用の一部を助成（上限あり）	こども支援課
妊婦支援給付金	妊産婦の経済的支援として実施する。	(1)（妊娠時）妊婦支援給付金 医師が「胎児心拍」の確認した妊婦 (2)（産後）妊婦支援給付金 出産した産婦	(1)妊婦 1 人あたり 50,000 円 (2)胎児 1 人あたり 50,000 円	
育児用品ギフト事業	子育て世帯の経済的支援及び子育て情報の発信のため、生後 4 か月までに行う、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問時に、おむつ等育児用品を選べるギフトカードを進呈。	【こんにちは赤ちゃん訪問】を受けた時点で姫路市に住民登録のある者	胎児 1 人当たり 1 万円相当のギフトカードを配布	
高額療養費	1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に支給する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	所得区分によって異なる。	国民健康保険課 後期高齢者医療保険課
高額介護合算療養費	年間（毎年 8 月分から翌年 7 月分まで）の自己負担限度額を超えた場合に支給する。	国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度と、介護保険の双方の給付を受けた世帯	所得区分によって異なる。	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
療養費・移送費	医療費などを全額支払った場合に支給する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	負担割合等によって異なる。	国民健康保険課 後期高齢者医療保険課
葬祭費	被保険者が死亡した時に葬祭を行った人に支給する。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	50,000 円	
第三者行為	交通事故など第三者から傷害を受けた場合や自損事故の場合に保険診療を受けることができる。	国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者	負担割合等によって異なる。	
特定疾病療養受療証の交付	厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合に交付する。	国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療被保険者で以下の特定疾病に該当する人 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病） ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）	自己負担限度額（月額）は外来・入院ごとに 1 医療機関あたり 10,000 円 （慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者は 20,000 円）	
限度額適用（標準負担額減額）認定証の交付	一部負担金等の支払いを、限度額までに抑えるために交付する。	国民健康保険被保険者で、適用区分が低所得Ⅰ・Ⅱ又は現役並み所得者Ⅰ・Ⅱである人 ※後期高齢者は資格確認書に適用区分を記載する。	所得区分によって異なる。	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
外国人等高齢者特別給付金 (愛の福祉金)	国民年金制度上の資格要件により、老齢基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国人等高齢者に対し、特別給付金を支給する。	市内に住所を有する高齢者（大正15年4月1日以前に生まれた者）で、下記のいずれかに該当し、かつ老齢基礎年金等の受給資格がない者 (1) 昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた者 (2) 昭和57年1月1日以前に日本国内で外国人登録をしており、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した者で年金受給資格期間を制度上みたすことができない者 (3) 海外に長期間居住し、昭和36年4月1日以降に帰国した者で年金受給資格期間を制度上みたすことができない者 *支給制限等の要件あり	月額 36,074 円	国民健康保険課（国民年金窓口センター）
外国人重度障害者等特別給付金 (愛の福祉金)	国民年金制度上の資格要件により、障害基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国人障害者(重度心身障害者又は中度心身障害者)等に対し、特別給付金を支給する。	市内に住所を有する重度障害者若しくは中度障害者<身体障害者手帳(1～3級)・療育手帳(A・B1)・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の所持者>で、下記のいずれかに該当し、かつ障害基礎年金等の受給資格がない者 (1)昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人又は外国人であった者で、同日前に重度障害者等であったもの又は同日以降に重度障害者等となったが障害発生原因となった傷病の初診日が同日前に属するもののうち、同日現在日本国内で外国人登録をしていた者 (2)昭和61年4月1日前に満20歳に達していた日本人で同日前の海外滞在期間中に障害発生原因となった傷病の初診日がある者 *支給制限等の要件あり	重度障害 S31.4.1 以前生まれの者 月額 88,010 円 S31.4.2 以後生まれの者 月額 88,260 円 中度障害 S31.4.1 以前生まれの者 月額 70,408 円 S31.4.2 以後生まれの者 月額 70,608 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
緊急通報機器（安心コール）の設置	ひとり暮らし及び同居する人がねたきり等の人のみの世帯の緊急連絡用に安心コールを設置する。	市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯及び同居する人がねたきり等の人のみの世帯で、要件を満たす協力員2名の登録もしくは協力員1名の登録と鍵預かりの利用が必要	緊急通報機器の貸与（市町村民税課税世帯は設置工事費相当額等の負担あり）	高齢者支援課
マッサージ等施術助成券の交付	高齢者のはり、きゅう、マッサージの施術に要する費用の一部を助成する。	市内に居住する満75歳以上（申請日現在）の人	はり、きゅう、マッサージ施術費助成券 1人/年6,000円	
在宅高齢者介護手当	在宅高齢者を介護する人に手当を支給する。	市内に住所を有し、居宅で6か月以上ねたきりの人または認知症の状態にあり常時介護を要する65歳以上で、要介護3～5の者を主として介護している人	月額10,500円	
認知症高齢者等家族等支援事業	行方不明になった認知症高齢者等の居場所を検索するシステムの初期費用を助成する。	市内に住所を有する在宅の認知症高齢者等を介護している、市内に住所を有する家族	上限10,000円 （同一の認知症高齢者等1人につき1回限り）	
介護保険法による法定給付	要介護者・要支援者の介護費用等を給付する。	姫路市の介護保険の被保険者で要介護認定・要支援認定を受けた人	法定の介護費用の原則として9割、8割または7割の額等	介護保険課
被保護世帯体操服代助成（愛の福祉金）	被保護世帯の中学1年生の生徒に学校規定体操服購入費を助成する。	被保護世帯の中学1年生	体操服購入費	生活支援室
被保護世帯小・中学校卒業旅行諸費の助成（愛の福祉金）	被保護世帯の小学6年生・中学3年生の卒業旅行諸費の一部を助成する。	被保護世帯の小学6年生の児童 中学3年生の生徒	小学6年生 4,000円 中学3年生 5,000円	
行路困窮者援護（愛の福祉金）	行路中盗難、紛失、災害等のため困窮している人を救済する。	申請に基づき援護を必要と認めた人	(1) 旅費 最寄市町までの運賃 (2) 食費	
行旅病人被服支給（愛の福祉事業）	行旅中困窮している病人に被服・飲食料品を支給する。	行旅病人で、被服・飲食料品の支給を必要と認めた人	現物給付	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
スモン患者療養補給金（愛の福祉金）	スモン患者の療養に必要な経費の一部を助成する。	市内に居住しスモン患者の認定を受けた人	月額 2,000 円	保健所予防課
特定疾患治療研究事業	原因不明で治療方法が未確立の疾病患者に対し医療を給付する。	原因不明の疾患のうち国・県が指定した疾患で国・県の定めた基準を満たし治療研究事業への協力を承諾した人（一部所得制限有）	医療費の一部負担	
特定医療費（指定難病）医療費助成制度	難病法が指定する難病患者に対し医療を給付する。	難病法が対象とする指定難病 348 疾病で定められた基準を満たす人	医療費の一部負担	
骨髄ドナー助成制度	日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供する者に対し助成金を交付する。	骨髄等を採取した日及び申請時に市内に住所を有し、本市以外の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない人	1 回の移植について、通院・入院 1 日あたり 20,000 円。 上限 200,000 円	
小児慢性特定疾病医療費支援事業	小児慢性特定疾病児に対し医療を給付する。	18 歳未満の小児慢性特定疾病（国が指定した 801 疾病）で国の定めた基準を満たす児	医療費の一部負担	
小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業	在宅小児慢性特定疾病児に日常生活の便宜を図るための用具の購入費等を支給する。	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた人（身体状況など基準有） 障害福祉サービスで給付を受けていないこと	用品、所得によって異なる。	
難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成事業	災害時等の停電に備え、発電機等の購入費用の一部を助成	在宅の難病患者及び小児慢性特定疾病患者で、人工呼吸器等の電気式医療機器を常時使用している人 障害福祉サービスで給付を受けていないこと	①発電機 上限 80,000 円 ②ポータブル電源 上限 80,000 円 ③カーインバーター 上限 50,000 円	
臍帯血移植推進事業	造血幹細胞移植に用いるための臍帯血採取を行う医療機関に助成金を交付する。	市内の医療機関（公的さい帯血バンクの提携医療機関に限る）が行った臍帯血の採取で、下記要件を満たすもの (1) 公的さい帯血バンクに報告しているもの (2) 公的さい帯血バンクから支給される報奨金等の対象となっていないもの	採取 1 件につき 2,000 円	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
がん患者アピアランスサポート事業	がん治療による外見の変化に対し医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を助成	がんと診断され治療を受けているまたは受けたことのある人 市内に住所を有し、県内で同種の助成を受けていないこと 購入した年度内に申請が必要	① 医療用ウィッグ 上限 50,000 円 ② ・乳房補正具 上限 10,000 円 ・人工乳房 上限 50,000 円	保健所予防課
在宅ターミナルケア支援事業	がん末期患者が住み慣れた自宅で最後まで生活が送れるよう、訪問介護や福祉用具貸付等利用料の一部を助成	治療目的の治療を行わない 20 歳以上 40 歳未満の在宅末期がん患者	①訪問介護 週 3 回まで ②福祉用具貸付 ・サービス利用料の 9 割相当 ・1 か月のサービス利用上限額 60,000 円	
結核医療費公費負担	結核の確実な治療を行うために医療を給付する。	結核の治療が必要な市民 (一部所得制限有)	医療費の一部負担	
特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業	着床前胚染色体異数性検査 (PGT-A) または着床前胚染色体構造異常検査 (PGT-SR) を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合に、費用の一部を助成する。	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること (3) 特定不妊治療等以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断されていること (4) 令和 8 年 4 月 1 日以降に終了した治療であること	〔助成額〕 ・着床前胚染色体異数性検査 (PGT-A) または着床前胚染色体構造異常検査 (PGT-SR) を含む保険適用外の特定不妊治療等に対し、10 万円から 30 万円を上限として助成する。 ・特定不妊治療 (凍結胚の移植を除く) の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30 万円を上限に助成する 〔助成回数〕 初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満の場合は 1 子ごとに最大 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の場合は 1 子ごとに最大 3 回まで助成する。43 歳以上の場合の助成はなし。	保健所健康課

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
不育症治療支援事業	不育症についての検査及び治療を受け受けた夫婦に対し、医療保険が適応されない医療費の一部を助成する。 (令和 2 年度より所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦 (2) 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること (3) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること (4) 助成を受ける治療等について他の自治体が実施する同様の助成をうけていないこと	〔申請回数〕 1 年度内の医療費について 1 回を限度 〔助成額〕 ・不育症の治療等に要した保険適応外の医療費の 10 分の 7 を助成 ・先進医療に該当する検査費については 10 分の 7 (上限 6 万円) を助成	保健所健康課
不妊治療ペア検査助成事業	不妊の検査を受けた夫婦に対し、医療保険が適用されない検査費の一部を助成する。 (令和 5 年度より所得制限を撤廃)	市内に住所を有する人で次の要件をすべて満たす人 (1) 法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること (2) 夫婦そろって受診し検査を受けたこと (3) 検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること (4) 助成を受ける検査等について他の自治体が実施する同様の助成をうけていないこと	〔申請回数〕 夫婦 1 組について 1 回を限度 〔助成額〕 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の 10 分の 7 (上限 2 万円) を助成	
卵子凍結費用助成事業	若い世代のプレコンセプションケア、女性のキャリア支援を目的とし、将来の妊娠・出産に備えて卵子凍結を行った方に対し、その費用の一部を助成する。	次の要件をすべて満たす人 (1) 採卵実施日において 18 歳以上 39 歳以下であること。 (2) 採卵実施日から助成金を申請するまでの間、継続して姫路市に住民登録があること。 (3) 採卵実施日が令和 7 年 4 月 1 日以降であること。 (4) 市作成のプレコンセプションケアに関する動画、日本産科婦人科学会作成のノンメディカルな卵子凍結を検討している方向けの動画を視聴していること。	〔申請回数〕 1 人 1 回を限度 〔助成額〕 採卵準備のための投薬、採卵、卵子凍結、凍結卵子保管に要した保険適用外の費用 (上限 40 万円) を助成	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する妊婦で、医療機関等で妊婦健康診査を受ける人	1回の妊婦健康診査費で上限22,500円を1回、上限13,000円を1回、上限10,000円を2回、上限8,000円を1回、上限6,000円を9回の計14回と、妊婦健康診査と同時実施する子宮頸がん検診費上限3,500円(1回分)を限度に助成 ・多胎妊婦については、上限5,000円を3回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。	保健所健康課
産婦健康診査費助成事業	産婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する産後8週未満の産婦で、医療機関等で産婦健康診査を受ける人	1回の産婦健康診査費で上限5,000円を2回助成	
未熟児養育医療の給付	医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療を給付する。	指定医療機関に、養育のため入院することを必要とする未熟児	養育に必要な医療の給付	
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	生後2か月以内において、児が検査を受けた時点で市内に住所を有する保護者	検査方法により助成額の上限が異なる ・(A)ABRの場合は5,500円 ・OAEの場合は2,000円	
1か月児健康診査費助成事業	1か月児健康診査に要した費用の一部を助成する。	市内に住所を有する生後2か月未満の児で、医療機関等で1か月児健康診査を受ける児	上限4,000円を1回助成	こどもの未来健康支援センター
低所得妊婦初回産科受診料助成事業	低所得妊婦の産科医療機関等において妊娠の判定に要する費用の一部を助成	市内に住所を有する住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦で、医療機関等で妊娠の判定を受ける人	初回の産科受診において上限10,000円を1回助成	

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
プレコンセプションケア健康診査費助成事業	姫路市の指定する医療機関で受診するプレコンセプションケア健診の費用の一部を助成	姫路市が指定するプレコンセプションケアに関する講義の受講または動画を視聴し、申込時かつ健診受診時に市内に住所を有する 18 歳以上 30 歳未満の方	1 人 1 回 限り 上限 30,000 円	こどもの未来健康支援センター
産後ケア事業	出産後の心身ともに不安定な時期に支援を希望する母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」によりサポート支援を実施	姫路市に住所を有する産後 1 年以内の母親及び生後 1 年以内（1 歳の誕生日の前日まで）の乳児	宿泊型：1 日あたり 5,000 円 通所型・訪問型：1 時間あたり 500 円 ※市民税非課税・生活保護世帯は減免あり ※利用期間の上限あり	
生活福祉資金	(1) 福祉資金 経済的な理由や、または障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、継続的な相談支援をとおして一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援する。 (技能修得、転宅、療養等)	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活する世帯 ② 次の要件に該当する世帯 ・低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の 1.8 倍程度の所得の世帯） ・障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、または障害者総合支援法によるサービス利用者が属する世帯で世帯の収入が生活保護基準の 3.0 倍程度の所得の世帯） ※「資金の用途」により所得要件を緩和する場合がある ・高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする 65 歳以上の高齢者が属する世帯）	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(2) 緊急小口資金 低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援する。	① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活する低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度）※生活保護世帯を除く ② 貸付を受ける借受人（借入申込者）が、その世帯で次の要件に該当すること ・ 18 歳以上の世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける人 ・ 就労や年金収入などにより、償還可能な収入が見込める人	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会
	(3) 教育支援資金 学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する。	次の 3 つの要件すべてにあてはまる世帯 ① 兵庫県内に居住中で、同一地域に 6 か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活する世帯 ② 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の 1.8 倍程度の所得の世帯） ③ 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯		

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(4) 総合支援資金 生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援する。	次の 5 つの要件すべてにあてはまる人 ① 借入申請時において 65 歳未満の人 ② 生計中心者が失業している等により従前の生活維持が困難となっている低所得世帯で、借入申請時において離職等から 2 年以内の人 ③ 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる人 ④ 兵庫県内に居住中の人で、今後もその地域において継続して生活する人 ⑤ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する人 ※ただし、65 歳未満の方で生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金を受ける方は、この 5 つの要件をすべて満たしたものとみなす。	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会

制度名	趣旨	資格・要件	金額等	担当課
生活福祉資金	(5) 不動産担保型生活資金 居住用不動産を担保として資金を貸し付けることにより、住み慣れた地域において、将来にわたり安定した生活を支援する。	以下の要件をすべて満たしている世帯 ① 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度の世帯）であること ② 高齢者世帯（世帯全員が 65 歳以上）であること ③ 同居人がいないこと（配偶者、両親、配偶者の両親の同居は可） ④ 兵庫県内に不動産（土地、建物）を単独で所有していること（配偶者との共有可）（市街化調整区域に存立する物件及びマンションは対象外） ⑤ 不動産（土地、建物）に利用権（貸借権等）や担保権（抵当権）が設定されていないこと ⑥ 現在居住中の不動産に将来にわたって住み続ける予定であること ⑦ 推定相続人全員の同意が得られること（うち 1 名は連帯保証人として設定） ※その他、詳細な要件あり ※審査あり	※貸付限度額は資金によって異なる	社会福祉協議会

施設一覧表

1 特定教育・保育施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	姫路市	太市こども園	671-2234	西脇 500	60	平 27. 4	269-0043
		山田こども園	679-2112	山田町北山田 109-3	60	平 27. 4	263-2188
		船津こども園	679-2101	船津町 1160-3	80	平 27. 4	232-0019
		的形こども園	671-0111	的形町の形 1540-1	165	平 27. 4	254-0588
		大塩こども園	671-0101	大塩町 2077-5	120	令 6. 4	254-0630
		林田こども園	679-4211	林田町六九谷 510-1	80	平 27. 4	261-2216
		四郷和光こども園	671-0244	四郷町見野 880-1	150	令 5. 4	252-1396
		砥堀こども園	670-0802	砥堀 1258-2	100	平 27. 4	264-2881
		前之庄こども園	671-2103	夢前町前之庄 2197-5	100	平 29. 4	336-0507
		香呂こども園	679-2151	香寺町香呂 239-1	210	平 27. 4	232-0569
		中寺こども園	679-2164	香寺町中寺 224-2	150	令 2. 4	232-4952
		安富こども園	671-2401	安富町安志 1193-1	150	平 30. 4	(0790) 66-2057
	(福)青葉台福祉会	青葉台こども園	679-2132	香寺町須加院 351	65	平 30. 4	264-2250
	(福)よい子の広場 福祉会	荒川ひまわり保育園	670-0985	玉手三丁目 510	153	令 2. 4	234-7801
		荒川ひまわり保育園 手柄分園	670-0972	手柄 95	18	令 3. 4	282-6064
		姫路ひまわり保育園	671-2202	北夢前台一丁目 59	170	平 28. 4	293-0205
		姫路ひまわり保育園 (分園)	671-2201	書写 634-50	10	平 28. 4	267-7310
		峰相ひまわり保育園	671-2242	六角 278-2	130	平 28. 4	266-0728
	(福)勝原福祉会	勝原保育園	671-1213	勝原区宮田 143-3	230	平 27. 4	272-4623
		勝原保育園 (分園)	671-1214	勝原区山戸 210 番 1	20	平 27. 4	274-2442
	(福)クローバー	クローバーこども園	670-0058	車崎一丁目 9-10	180	平 29. 4	292-4800
	(福)こじか保育園	こじかこども園	672-8045	飾磨区中野田四丁目 123	175	平 27. 4	234-3858
	(学)五字ヶ丘学園	五字ヶ丘幼稚園	670-0061	西今宿三丁目 18-30	260	平 27. 4	292-6059
	(福)サン福祉会	サンこども園	671-2245	白鳥台二丁目 28-1	105	平 27. 4	266-7370

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	(福)サン福祉会	エミリア・サン こども園	672-8044	飾磨区下野田二丁目 461	105	令 5.4	231-5100
	(福)三恵会	三恵城山こども園	671-2121	夢前町宮置 79-2	115	平 27. 4	335-0465
	(福)道心	書写認定こども園	671-2201	書写 2481	155	平 27. 4	266-1080
	(福)夢前福祉会	すごう保育園	671-2134	夢前町菅生潤 705-1	85	平 27. 4	335-0093
		姫路東こども園	672-8014	東山 49-1	105	平 29. 4	245-5252
		第二姫路東こども園	672-8014	東山 152-1	105	令 4.6	263-8559
	(学)姫路顕栄学園	聖ミカエル広畑 幼稚園	671-1152	広畑区小松町四丁目 36	120	平 27. 4	236-3397
	(福)海向福祉会	専徳寺保育園	671-1132	大津区勘兵衛町二丁 目 29	105	平 27. 4	236-5888
		専徳寺保育園 勝原駅前分園	671-1211	勝原区熊見 96-14	25	平 27. 4	239-5888
		専徳寺ひろはた 保育園	671-1152	広畑区小松町三丁目 71	105	平 31. 4	236-2888
		専徳寺ひろはた保育 園とまみ分園	670-0986	苫編 401-1	20	令 2.4	230-0033
	(学)船場御坊幼稚園	船場御坊幼稚園	670-0044	地内町 1	165	平 27. 4	292-3649
	(福)あいむ	チコハウス山びこ こども園	671-1102	広畑区蒲田 383-4	230	平 27. 4	239-0242
		チコハウス山びこ こども園広畑分園	671-1115	広畑区末広町一丁目 48	30	令 4.4	240-9188
	(福)八葉福祉会	津田このみ学園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 133	170	平 27. 4	231-1155
		津田このみ学園 三宅分園	672-8048	飾磨区三宅一丁目 52	30	平 27. 4	233-5502
		津田このみ学園 今在家分園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 11	30	令 3. 8	280-8839
	(福)徳栄寺保育園	徳栄寺こども園	671-1261	余部区下余部 464-3	242	平 27. 4	273-4619
	(福)豊富台福祉会	豊富台保育園	679-2122	豊富町御蔭 3278-57	60	平 27. 4	264-3277
	(福)正願寺福祉会	野里こども園	670-0816	威徳寺町 33	105	平 27. 4	222-1021
	(福)萩の友の会	萩学園	679-2123	豊富町豊富 1528-1	240	平 27. 4	264-1175
		萩学園 そよかぜ分園	670-0802	砥堀 809-1	30	令 6. 4	280-8205
	(福)子どもの家 福祉会	播磨灘こども園	671-1104	広畑区才 850-1	169	令 2. 4	236-4326
		幼児学舎子ども ライブラリー	670-0086	田寺八丁目 172	120	令 7. 4	298-0905
	(福)東山会	東山保育園	671-0245	四郷町明田 858-1	105	令 4. 4	246-2110

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	(福)夢工房	姫路保育園	670-0866	野里堀留町 10-18	126	令 2. 4	222-2529
		姫路保育園 イーグレ分園	670-0012	本町 68-290	25	令 2. 4	284-5125
	(学)日ノ本学園	姫路日ノ本短期大学 付属幼稚園	679-2154	香寺町相坂 467	140	平 27. 4	232-4934
	(福)姫路前山福祉会	姫路前山保育園	670-0073	御立中五丁目 5-7	145	平 27. 4	298-3975
	(福)広峰福祉会	広峰保育園	670-0892	北平野奥垣内 7-3	175	平 29. 4	282-0867
		高浜コスモス こども園	672-8039	飾磨区阿成渡場 297	130	令 5.4	231-5454
	(福)ベイカー福祉会	ベイカ	670-0854	五軒邸三丁目 62-2	150	平 27. 4	282-1010
	(福)まるやま福祉会	別所まるやま こども園	671-0224	別所町佐土二丁目 77	115	平 30. 4	252-0770
		別所まるやま こども園 (分園)	671-0224	別所町佐土 562	30	令 3. 8	252-5050
	(福)宝国洗心会	ほうこく保育園	672-8079	飾磨区今在家 941	100	平 30. 4	235-5911
	(福)保城福祉会	保城こども園	670-0804	保城 694-3	115	平 27. 4	224-7445
		保城さくらんぼ こども園	670-0804	保城 402-2	165	平 27. 4	288-3138
	(福)谷内福祉会	みどりこども園	671-0208	飾東町八重畑 1010	85	平 27. 4	262-0336
		みどりこども園 (分園)	671-0207	飾東町山崎 49-3	30	平 27. 4	262-1275
		妻鹿みどりこども園	672-8031	飾磨区妻鹿 312-1	65	平 29. 4	246-0088
	(福)陽心福祉会	みどりヶ丘幼児園	670-0886	八代緑ヶ丘町 6-26	105	令 2. 4	293-7609
		みどりヶ丘幼児園 かまえ分園	672-8071	飾磨区構三丁目 63	30	令 3. 5	289-5461
	(福)八木保育園	八木保育園	672-8018	木場前中町 46	95	平 27. 4	246-5060
		八木保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 337-7	30	平 27. 4	246-7214
	(福)安室	安室保育園	670-0086	田寺三丁目 3-15	162	平 30. 4	297-2385
	(福)やながせ福祉会	やながせ保育園	671-1201	勝原区下太田 571	195	平 31. 4	273-0046
		やながせ保育園 大津みやび野分園	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	30	平 31. 4	236-3100
	(福)東光学舎福祉会	瑠璃こども園	671-1232	網干区大江島寺前町 120-2	250	平 27. 4	272-0205
		瑠璃よこはまこども園	671-1254	網干区余子浜 2001	120	令 2. 4	271-4580

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
幼稚園 型認定こども園	(学)エンゼル学園	エンゼル学園幼稚園	670-0894	梅ヶ谷町 10-1	220	平 22. 4	224-1200
	(学)山陽学園	しげる幼稚園	670-0984	町坪 125	115	平 23. 4	297-1289
	(学)真愛学院	真愛幼稚園	671-2201	書写 828	215	平 25. 4	266-8577
	(学)宝国学園	真教寺宝国幼稚園	672-8090	飾磨区今在家北一丁目 1	118	平 22. 4	234-6555
	(学)フタバ幼稚園	フタバ幼稚園	672-8057	飾磨区恵美酒 55	85	平 24. 4	235-0423
	(学)兵庫カトリック学園	マリア幼稚園	671-1242	網干区浜田 816-6	130	平 28. 4	272-4663
保育所 型認定こども園	(福)花園福祉会	あかつき保育園	671-0255	花田町小川 524-7	145	平 28. 4	253-4830
	(宗)本柳寺	網干保育園	671-1234	網干区新在家 662	155	平 29. 4	272-0623
	(福)れんげ福祉会	網干れんげ保育園	671-1228	網干区坂出 184	125	平 24. 4	273-3930
	(一社)あゆみ保育園	あゆみ保育園	670-0072	御立東四丁目 6-1	137	平 30. 4	293-9321
	(福)糸引保育園	糸引保育園	672-8004	継 145-1	132	令 7. 4	246-2299
	(福)光慧福祉会	うさぎ	672-8023	白浜町丙 327-6	95	平 25. 4	245-0876
		うさぎ (分園)	672-8023	白浜町丙 468-11	85	平 25. 4	245-0876
	(宗)延命寺	延命保育園	671-0232	御国野町御着 954-2	105	令 4. 4	252-0733
	(一社)KEI こどもえん	KEI こどもえん	671-1116	広畑区正門通二丁目 2-6	145	平 29. 4	236-8844
	(宗)景福寺	景福寺 瑞松学院	670-0027	景福寺前 7-1	145	平 31. 4	292-2303
	(福)飾東福祉会	飾東保育園	671-0218	飾東町庄 457-1	150	令 6. 4	253-0558
	(福)慈恵福祉会	慈恵保育園	672-8064	飾磨区細江 2102	185	平 29. 4	235-7543
	(福)道心	松風認定こども園	670-0944	阿保甲 104 番地 1	99	令 5. 4	284-2080
	(福)城見ヶ丘会	城見ヶ丘保育園	670-0885	八代宮前町 19-10	135	平 27. 4	294-2131
	しんきエンジェルハート(株)	しんきひかり保育園	670-0027	景福寺前 12	92	令 2. 4	296-0886
	(福)あいむ	チョコハウスあおぞら 保育園	671-0223	別所町北宿 1308	115	平 30. 4	280-3001
	(株)サーブ	どんぐり保育園	671-0102	大塩町汐咲二丁目 1	115	平 29. 4	254-3886
	(株)のぎ保育園	のぎ保育園	671-1203	勝原区丁 133-564	153	平 29. 4	273-1613
	(福)白鷺園	白鷺園保育所	670-0012	本町 121	105	平 30. 4	222-4872
	(一社)広畑保育園	広畑保育園	671-1112	広畑区北野町一丁目 48 番地 2	90	令 5. 4	280-4380

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
保育所 型認定こども園	(一社)ベアズ ガーデン	ベアズガーデン 国際自然こども園	670-0061	西今宿七丁目 9-15	55	令 4. 4	269-8141
	(福)まるやま福祉会	まるやま保育園	670-0084	東辻井二丁目 5-10	140	平 23. 4	294-9634
	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	平 31. 4	237-3456
	(株)もく保育園	もく保育園	670-0945	北条梅原町 275	90	平 31. 4	287-0456
		もく保育園分園	670-0945	北条梅原町 136	30	令 2. 7	289-8008
	夢のもり(同)	ゆめさき保育園	671-1104	広畑区才 93-2	122	平 28. 4	236-5080
保 育 所	姫路市	若草保育所	671-0221	別所町別所 1769-2	110	昭 23. 9	252-0323
		豊富保育所	679-2122	豊富町御蔭 969	80	昭 27.12	264-0168
		めぐみ保育所	672-8057	飾磨区恵美酒 364-2	130	昭 38. 5	235-0012
		飾磨保育所	672-8035	飾磨区中島 1130-6	150	昭 41. 6	235-4506
		伊勢保育所	679-4232	林田町上伊勢 1099-1	30	昭 32. 6	261-2162
		花田保育所	671-0255	花田町小川 1243-15-1	90	昭 43. 5	224-7583
		高岡保育所	670-0065	上手野 411-1	210	昭 43. 6	292-1395
		中央乳児保育所	670-0056	東今宿五丁目 3-22	65	昭 44.10	294-7007
		中央保育所	670-0055	神子岡前一丁目 11-29	150	昭 47. 4	292-0376
		城陽保育所	670-0948	北条宮の町 93	180	昭 48. 4	281-9839
		手柄保育所	670-0972	手柄 91	120	昭 49. 4	296-2721
		飾磨西保育所	672-8064	飾磨区細江 699-6	130	昭 51. 4	234-6402
		城東保育所	670-0841	城東町 65-1	100	昭 52. 4	281-5114
		市川台保育所	670-0822	市川台三丁目 11	145	昭 52. 4	282-0729
		高浜保育所	672-8043	飾磨区上野田四丁目 219	150	昭 52. 4	234-7468
		広西保育所	671-1154	広畑区吾妻町二丁目 9-1	120	昭 52. 4	239-1921
		御着保育所	671-0232	御国野町御着 328	70	昭 53. 4	253-0881
	(福)白鳥会	青山保育園	671-2224	青山西五丁目 8-52	160	昭 55. 4	266-6878
		青山保育園 市役所北分園	670-0940	三左衛門堀西の町 33	45	平 23. 4	280-5407
		白鳥保育園	671-2242	六角 204	120	昭 23. 7	266-0425

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
保 育 所	(福)白鳥会	白鳥保育園 八幡分園	671-1107	広畑区西蒲田 91-1	60	平 19. 4	238-0773
		白鳥南保育園	671-2221	青山北一丁目 11-2	60	昭 51. 4	266-7510
		白鳥南保育園 下手野分園	670-0063	下手野二丁目 12-24	30	平 16. 4	292-6710
	(福)八葉福祉会	広英保育園	672-8088	飾磨区英賀西町二丁 目 33	120	昭 25. 9	236-0406
		やぐら保育園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 82-6	90	昭 56. 4	236-6878
		やぐら保育園 英賀保駅前分園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 74-1	29	平 12. 5	230-1122
	(個)名村透	白国保育園	670-0808	白国二丁目 1-47	60	昭 42. 5	224-1639
	(宗)浄照寺	白浜保育園	672-8023	白浜町甲 855-4	60	昭 32. 4	245-2393
		白浜保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 797-4	29	平 14. 4	246-5353
	(株)須々木工務店	ごちゃく・にじいろ 保育園	671-0232	御国野町御着 255-3	30	平 30. 4	251-7125
		ごちゃく・にじいろ 保育園分園	671-0232	御国野町御着 1048-6	20	令 3. 4	253-2655
	(福)姫路めばえ 福祉会	姫路めばえ保育園	670-0012	本町 68	60	平 16. 4	224-0016
	(福)姫路若葉福祉会	姫路若葉保育園	670-0981	西庄甲 367-1	140	平 31. 4	298-6300
		姫路若葉保育園 玉手分園	670-0985	玉手 631	30	平 25. 4	298-6855
		姫路若葉保育園 岡田分園	670-0982	岡田 254-1	30	令 2. 4	269-9654
	(福)めばえ福祉会	広畑めばえ保育園	671-1104	広畑区才 660-7	60	昭 57. 4	239-2990
		広畑めばえ保育園 網干分園	671-1251	網干区垣内北町 1740-4	30	平 19. 4	272-5747
幼 稚 園	(学)姫路 キリスト教学園	日ノ本幼稚園	670-0093	南新在家 5-16	90	昭 59. 4	298-5977

2 児童福祉施設（特定教育・保育施設を除く）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
母子生活 支援施設	(福)白鷺園	白鷺園母子生活支援施設	非公表	非公表	15	昭 23. 3	非公表
乳児院	(福)姫路乳児院	ピューパホール	670-0873	八代東光寺町 13-11	30	昭 31. 6	282-2692
	(福)心地	乳児ホームるり	670-0873	八代東光寺町 8-1	15	昭 43.11	222-5027
児童養護 施設	(福)あいむ	アメニティホーム 広畑学園	671-1102	広畑区蒲田 370-1	42	昭 24.11	236-1630
	(福)心地	児童ホーム東光園	670-0873	八代東光寺町 8-1	40	昭 26.12	222-5028

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
児童養護 施設	(福)信和学園	パルコミュニティ ハウス信和学園	670-0883	城北新町一丁目 7-31	44	昭 30. 8	222-6308
	(福)夢前福祉会	二葉園	671-2134	夢前町菅生潤 673-1	60	昭 26. 2	335-0012
児童家庭 支援センター	(福)あいむ	児童家庭支援センター すみれ	671-1102	広畑区蒲田 370-1	—	平 14. 4	230-4445
児童厚生 施設	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	飾磨児童センター	672-8064	飾磨区細江 2654	—	昭 56. 7	234-6090
		東児童センター	671-0252	花田町加納原田 813	—	昭 58. 3	253-6001
		面白山児童センター	670-0055	神子岡前三丁目 8-1	—	平 2.10	294-3345
	姫路市 (しんきエンジェ ルハート・神姫バス 共同事業体)	広畑児童センター	671-1116	広畑区正門通一丁目 7-3	—	昭 56.10	239-8440
		網干児童センター	671-1253	網干区垣内中町 120	—	昭 57. 4	274-4732
		安室児童センター	670-0081	田寺東二丁目 7-13	—	昭 60. 3	294-7212
	姫路市 (神姫バス・しんき エンジェルハート 共同事業体)	東光児童センター	670-0835	幸町 99-1	—	平元. 3	223-4711
		北児童センター	679-2122	豊富町御蔭 1110-3	—	平 3. 4	264-4250
		灘児童センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁 目 520	—	平 11. 4	247-3710
	姫路市 (神姫バスグ ループ共同事業体)	宿泊型児童館	671-2222	青山 1470-24	100	平 4. 5	267-3050
	姫路市	坊勢児童館	672-0103	家島町坊勢 303-3	—	平 4. 4	327-1655
	兵庫県 (こどもみらいクリ エイト共同事業体)	県立こどもの館	671-2233	太市中 915-49	—	平元. 7	267-1153
障害児 入所	(医)聖フランシスコ会	姫路聖マリア病院	670-0801	仁豊野 650	80	平 29. 4	265-5111

3 障害者福祉施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
施設入所 支援	(福)さくら	夢前リハビリ センター	671-2106	夢前町苅野 796-1	50	平 20. 4	336-3636
	(福)愛光社会福祉 事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100	40	平 20. 4	266-6900
		障害者支援施設 三愛園		打越 1340-6	50	平 21. 4	266-0800
		三恵園		打越 1340-30	38	平 22. 4	267-1800
	(福)中播福祉会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365-1	30	平 22.10	232-6151
	(福)播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448-4	50	平 23. 4	269-0410
	(福)姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	70	平 23. 4	262-0176
	(福)五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町の形 3558	30	平 24. 4	247-9797

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
施設入所 支援	(福)ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町苅野 1784-1	30	平 24. 4	336-2525

上記以外の障害福祉サービス事業者等については、姫路市ホームページ「指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧」(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001185.html>)に掲載。

4 老人福祉施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
養護老人 ホーム	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	ふれあいの郷 養護老人ホーム	679-2101	船津町 3263	150	昭 60. 4	232-6776
	(福)白鷺園	白鷺園	670-0071	御立北三丁目 17-1	50	昭 23. 3	291-6888
	(福)夢和福祉会	夢前和楽園	671-2216	飾西 728-3	50	昭 25.11	266-0049
特別養護 老人ホーム	(福)姫路社会福祉 事業協会	白鳥園	679-4201	林田町久保 161-2	70	昭 49. 4	261-3939
	(福)本覚寺苑	山彦ホーム	671-0252	花田町加納原田 155	90	昭 50. 4	253-8168
	(福)姫路東部福祉会	清寿園	671-0219	飾東町豊国 210	50	昭 62. 4	253-1535
	(福)やながせ福祉会	姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 573	58	平元. 4	273-1311
		大津みやび野ホーム	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	70	平 26. 4	236-7760
		(地密) 第二姫路・ 勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 201	29	平 21. 4	272-5524
	(福)しらさぎ福祉会	しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	60	平 2. 4	261-4088
		(地密) しらさぎの里			10	平 24. 8	
	(福)晃寿会	あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	70	平 5. 4	246-0151
	(福)清章福祉会	清住園	671-0205	飾東町清住 555	56	平 7. 9	262-1555
		(地密) 清住園			20	平 26. 4	
	(福)三光志福祉会	志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	50	平 8. 4	253-7817
		(地密) 志深の苑			20	平 25. 4	
		(地密) 第二志深の苑			29	令 2. 4	
	(福)ネバーランド 福祉会	ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	62	平 8. 6	232-8311
		(地密) ネバーランド			20	平 28. 7	
	(福)ささゆり会	サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	100	平 8.10	291-6666
		サンライフ土山	670-0995	土山東の町 9-12	70	平 26. 4	292-2200

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
特別養護 老人ホーム	(福)ささゆり会	(地密) サンライフ西庄	670-0981	西庄甲 87-1	29	平 30.4	299-3500
		(地密) サンライフひろみね	670-0882	広峰一丁目 4-55	29	平 20.4	283-2800
	(福)みつわ福祉会	キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	50	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	60	平 9.5	283-6861
	(福)あかね	銀の櫓	671-1241	網干区興浜 907-202	70	平 12.6	272-5555
	(福)姫路尚齒会	ライフビラ姫路	670-0974	飯田三丁目 44	60	平 14.11	233-6565
	(福)幸	しかまの里	672-8030	飾磨区阿成植木 960	70	平 13.6	233-0338
		なごみの里	671-1133	大津区吉美 780	80	平 15.6	274-7530
	(福)再命会	泉の杜	679-2121	豊富町神谷 3041-20	70	平 16.5	264-8170
	(福)姫路弘寿会	ライフサポート ひめじ	670-0848	城東町竹之門 6	70	平 16.6	222-5600
	(福)長和福祉会	こころ広畑	671-1152	広畑区小松町二丁目 66-28	52	平 17.5	238-6881
	(福)よい子の広場 福祉会	書写ひまわり ホーム	671-2201	書写 634-198	80	平 17.5	267-8501
	(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	50	平 8.4	325-1451
	(福)光寿福祉会	光寿園	671-2112	夢前町塩田 118-1	70	昭 55.7	336-1101
	(福)宝寿会	夢の里	671-2131	夢前町戸倉 1105-38	60	平 13.7	337-6666
		(地密) 夢の里			20	平 26.7	
	(福)朝日の会	サン・ビレッジ夢前	671-2115	夢前町又坂 405	70	平 17.7	335-2332
		サン・ビレッジ姫路	670-0984	町坪 468	70	平 25.4	298-0105
	(福)徳宗福祉会	香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	58	平 6.5	264-5567
		(地密) こうろ苑	679-2151	香寺町香呂 55-1	29	平 25.4	232-0026
	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	60	平 6.4	(0790) 66-4353
	(福)仁寿福祉会	星陽	671-0221	別所町別所 1131	50	平 18.5	251-0800
	(福)経山会	ゆめさき三清荘	671-2103	夢前町前之庄 4514	70	平 27.4	336-1336
	(福)御立会	(地密) 厚生園	670-0074	御立西四丁目 1-19	29	平 19.8	296-8001
	(福)播陽灘	(地密) いやさか苑	672-8013	白浜町宇佐崎北一丁 目 29	29	平 22.12	247-1122
	(福)恩徳福祉会	汐里	671-0111	的形町の形 1768-28	70	平 28.2	247-8008

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
特別養護 老人ホーム	(福)白鳥会	あおやま	671-2224	青山西五丁目 8-48	70	平 28. 4	266-6877
	(福)ひめじ福寿会	美郷苑	671-0246	四郷町坂元 44-1	70	平 29. 4	262-6671
		(地密) 和好苑	670-0948	北条宮の町 131	29	平 24. 4	222-1271
	(福)太鷲会	(地密) うさぎ	672-8014	東山 577	29	平 26. 4	246-7800
		うさぎ広畑	671-1122	広畑区夢前町三丁目 1-22	90	令 6. 4	227-0042
	(福)恵愛園	(地密) オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	29	平 28. 4	233-3001
軽費老人 ホーム	(福)晃寿会	ケアハウス あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	50	平 5. 4	246-0151
	(福)三光志福社会	ケアハウス 志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	15	平 8. 4	253-7817
	(福)ネバーランド 福社会	ケアハウス ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	15	平 8. 6	232-8311
	(福)ささゆり会	ケアハウス サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	36	平 8.10	291-6666
	(福)みつわ福社会	ケアハウス キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	15	平 8.12	263-2325
	(福)尚紫会	ケアハウス むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	15	平 9. 5	283-6861
	(福)宝寿会	ケアハウス 青山苑	671-2222	青山 1470-141	100	平 9. 6	267-7111
	(福)徳宗福社会	ケアハウス 香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	15	平 6. 5	264-5567
老人福祉 センター	姫路市	すこやかセンター (2 階)	670-0943	市之郷 1006-8	—	平 14. 4	223-5630
	姫路市 神姫バスグループ共同事業体	楽寿園	670-0894	梅ヶ谷町 17-50	—	昭 57.7	288-0967

5 介護老人保健施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
介護老人 保健施設	(医)松浦会	光が丘	671-0234	御国野町国分寺 267	入所 100	平 2. 8	252-6601
					通所 30		
	(医)芙翔会	愛和ケアホーム	670-0974	飯田三丁目 95-1	入所 77	平 3. 3	234-2119
					通所 40		
	(医)恵風会	老人ケアセンター 緑ヶ丘	670-0061	西今宿五丁目 3-8	入所 94	平 3. 4	293-3211
					通所 40		
	(医)聖フランシスコ会	マリア・ヴィラ	670-0801	仁豊野 650	入所 100	平 4. 2	265-5131
					通所 40		
	(医)仁寿会	カノープス姫路	671-0221	別所町別所 960-1	入所 100	平 9. 7	252-7111
					通所 30		
	(医)松藤会	ゆめさき	671-1103	広畑区西夢前台 六丁目 56-1	入所 100	平 9. 9	237-8735
					通所 40		
	(医)真和会	エスコート船場	670-0046	東雲町四丁目 1-20	入所 50	平 9.11	293-2223
					通所 20		
	(医)汐咲会	しおさきヴィラ	671-0102	大塩町汐咲一丁目 25	入所 100	平 9.12	254-5767
					通所 60		
	(医)五葉会	ハピネス五葉	670-0012	本町 165	入所 77	平 10. 3	288-9881
					通所 36		
	(医)綱島会	つなしま	670-0074	御立西四丁目 1-25	入所 70	平 15. 6	291-3181
					—		
	(医)順心会	夢前白寿苑	671-2135	夢前町塚本 77-9	入所 100	平 9. 3	335-3320
					通所 50		

6 介護医療院

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
介護 医療院	國富胃腸病院	國富胃腸病院 介護医療院	671-2222	青山三丁目 33-1	100	平 30. 12	266-2355
	(医)綱島会	厚生病院 介護医療院	670-0074	御立西四丁目 1-25	60	平 31. 3	292-1109
	(医)恵風会	介護医療院 ヴェルデ	670-0061	西今宿五丁目 3-8	50	令 2. 2	293-3315
	(医)日並内科・外科 医院	日並内科・外科医院 介護医療院	679-2131	香寺町犬飼 502	6	令 3. 8	232-1730

上記以外の介護サービス事業者等については、姫路市ホームページ「介護保険事業所一覧」
(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002627.html>) に掲載。

7 女性自立支援施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
女性自立 支援施設	(福)姫路婦人寮	姫路婦人寮	非公表	非公表	40	昭 22. 2	非公表

8 その他の施設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月	電話
診療所	姫路市	家島診療所	672-0102	家島町宮 2169	—	平 18. 3	325-0485
		ぼうぜ医院	672-0103	家島町坊勢 702 番地 238	—	平 30.10	326-0253
		四郷診療所	671-0246	四郷町坂元 257	—	昭 32.10	252-0231
		山之内診療所	671-2101	夢前町山之内乙 120	—	平 3.5	338-0779
診療所	姫路市	休日・夜間急病 センター	670-0061	西今宿三丁目 7 番 21 号	—	昭 54.2	298-0119
		発達医療センター 花北診療所			—	平 2. 4	288-7132
障害者 体育館	姫路市 (姫路市社会福祉事業団)	障害者体育館	670-0806	増位新町二丁目 37	—	昭 54. 4	288-7122
障害者一時 保護施設		障害者やすらぎ ルーム			—	昭 54. 4	
障害者就業 支援事業	(福)姫路市社会 福祉事業団	職業自立センター ひめじ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 3 階	—	平 9. 4	280-1990
相談支援 事業所	(福)姫路市社会 福祉事業団	ぱっそ・あ・ぱっそ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 2 階	—	平 25. 4	240-6702
	姫路市	相談支援事業所 プレール	670-0806	増位新町二丁目 37	—	平 27. 4	288-7122
児童相談所	兵庫県	姫路こども家庭 センター	670-0092	新在家本町一丁目 1-58	—	昭 23. 8	297-1261
高齢者 生活福祉 センター	(福)きたはりま 福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	10	平 12. 4	(0790) 66-4353
その他施設	姫路市 (姫路えがおづく りパートナーズ)	すこやかセンター 健康づくり施設 (1 階)	670-0943	市之郷 1006-8	—	平 14. 4	223-5630
	姫路市	すこやかセンター 子育て支援施設 (3 階)					223-5640
	姫路市	駅前 すくすくひろば	670-0927	駅前町 188-1	—	令 3.12	223-6160
	姫路市 (株)エヌ・エス・アイ	夢前福祉センター ぱるむ	671-2103	夢前町前之庄 2160	—	平 20. 4	336-1500
福祉会館	姫路市	総合福祉会館	670-0955	安田三丁目 1	—	平 31. 4	221-2131



市木 かしの木



市花 さぎ草



市鳥 しらさぎ



市蝶 ジャコウアゲハ

姫路市の健康福祉（令和 8 年度版）

令和 8 年（2026）7 月

■発行／姫路市健康福祉局

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 079-221-2397

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/6-1-1-0-0.html>